

阿 見 町 議 会 会 議 録

平成25年第 2 回定例会

(平成25年 6 月 11 日～ 6 月 21 日)

阿 見 町 議 会

平成25年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（6月11日）	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・請願第2号の取り下げ	11
・議案第53号から議案第55号（上程、説明、質疑、討論、採決）	11
・議案第56号（上程、説明、質疑、委員会付託）	13
・議案第57号（上程、説明、質疑、委員会付託）	18
・議案第58号から議案第60号（上程、説明、質疑、委員会付託）	19
・議案第61号から議案第67号（上程、説明、質疑、委員会付託）	20
・議案第68号から議案第70号（上程、説明、質疑、委員会付託）	25
・議案第71号から議案第73号（上程、説明、採択）	26
・請願第3号（上程、委員会付託）	28
○散 会	28
◎第2号（6月12日）	29
○出席、欠席議員	29
○出席説明員及び会議書記	29
○議事日程第2号	32
○一般質問通告事項一覧	33
○開 議	35
・一般質問	35
川畑 秀慈	35
永井 義一	54

佐藤 幸明	6 9
藤平 竜也	7 9
藤井 孝幸	8 5
浅野 栄子	1 1 2
○散 会	1 2 9
◎第3号（6月13日）	1 3 1
○出席，欠席議員	1 3 1
○出席説明員及び会議書記	1 3 1
○議事日程第3号	1 3 3
○一般質問通告事項一覧	1 3 4
○開 議	1 3 5
・一般質問	1 3 5
難波 千香子	1 3 5
柴原 成一	1 5 4
紙井 和美	1 5 9
海野 隆	1 7 8
飯野 良治	2 0 7
久保谷 充	2 2 3
・休会の件	2 3 4
○散 会	2 3 4
◎第4号（6月21日）	2 3 7
○出席，欠席議員	2 3 7
○出席説明員及び会議書記	2 3 7
○議事日程第4号	2 3 9
○開 議	2 4 1
・議案第56号（委員長報告，討論，採決）	2 4 1
・議案第57号（委員長報告，討論，採決）	2 4 5
・議案第58号から議案第60号（委員長報告，討論，採決）	2 4 7
・議案第61号から議案第67号（委員長報告，討論，採決）	2 4 9
・議案第68号から議案第70号（委員長報告，討論，採決）	2 5 5

・ 請願第 3 号（委員長報告，討論，採決）	2 5 9
・ 議員提出議案第 1 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 6 4
・ 議員提出議案第 2 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 6 5
・ 阿見町議会活性化特別委員会の委員の指名	2 6 6
・ 阿見町議会活性化特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告	2 6 7
・ 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管 事務調査	2 6 7
○閉 会	2 6 8

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第 1 2 5 号

平成 2 5 年第 2 回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 6 月 4 日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成 2 5 年 6 月 1 1 日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成25年第2回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第1日	6月11日	(火)	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月12日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第3日	6月13日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第4日	6月14日	(金)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第5日	6月15日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	6月16日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	6月17日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第8日	6月18日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	6月19日	(水)	休 会		・議案調査
第10日	6月20日	(木)	休 会		・議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第11日	6 月 21 日	(金)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[6 月 11 日]

平成25年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月11日（第1日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町		長	天	田	富司男	君	
教	育	長	青	山	壽々子	君	
総	務	部	長	坪	田	匡弘	君
町	民	部	長	篠	原	尚彦	君

保健福祉部長兼 国保年金課長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
税務課長	吉田衛君
収納課長	小口勝美君
商工観光課長	鹿志村浩行君
水道課長	坪田博君

○議会事務局出席者

事務局 長	青山公雄
書 記	大竹久

平成25年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成25年6月11日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 請願第2号の取り下げについて

日程第5 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第6 議案第56号 阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

日程第7 議案第57号 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第8 議案第58号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第59号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

議案第60号 阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について

日程第9 議案第61号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第62号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

- 日程第10 議案第68号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）
- 議案第69号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）
- 議案第70号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）
- 日程第11 議案第71号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第72号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第73号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 請願第3号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願

午前１０時００分開会

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年第２回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第１，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

５番 海 野 隆 君

６番 飯 野 良 治 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第２，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る６月４日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） おはようございます。それでは、平成25年第２回阿見町議会の定例会の議事日程について発表します。

６月４日、議会運営委員会を行いまして、会議日程につきましては、６月11日、本日午前10時から本会議。

６月12日午前10時、本会議で一般質問、６名です。

第３日、６月13日午前10時、本会議一般質問で６名。

第４日、６月14日午前10時、総務常任委員会、午後２時、民生教育常任委員会。

５日目、６月15日、16日は議案審査のため休会となります。

6月17日午前10時、産業建設常任委員会。

第8日から10日までは議案審査のため休会となります。

第11日、6月21日午前10時より、委員長報告、討論、採決、閉会。

以上となります。

議会運営委員会の主旨に従いまして、よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月21日までの11日間といたします。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの11日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成25年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会されますことを心から感謝申し上げます。

早速ではありますが、報告事項を申し上げます。

平成24年度の繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

平成24年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成25年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました平成25年度繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第53号から議案第73号のほか、阿見の子どもたちを放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願、以上22件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、地方公務員の給与削減に反対する請願書の1件です。

内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成25年2月分から平成25年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成25年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、6月10日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成24年度阿見町土地開発公社決算書及び平成25年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

次に、阿見町国民保護計画変更の報告について、5月31日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

請願第2号の取り下げについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、請願第2号の取り下げについてを議題といたします。

平成25年2月26日に提出されました請願第2号は、民生教育常任委員会へ付託され、継続審査となっておりますが、お手元に配付のとおり、請願者から平成25年6月4日付をもって請願取り下げ願いが提出されております。

なお、本請願の取り下げについては、民生教育常任委員会にも了承されておりますことを申し添えます。

お諮りします。本請願は、申し出のとおり取り下げを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、請願第2号の取り下げについては承認することに決しました。

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第53号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）、議案第54号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第55号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、以上3件を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第53号から議案第55号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年度の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が本年3月29日に公布されたことなどを受け、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例の一部改正し、4月1日より施行するため、3月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

まず、議案第53号の阿見町税条例の一部改正の主な内容としましては、町税全般で、現在の低金利の状況に合わせ、事業者等の負担を軽減する観点から延滞金の利率が引き下げられたことなどにより、所要の改正を行うものであります。

個人町民税関係では、住宅借入金等特別税額控除において、控除の適用期限「平成35年度まで」を「平成39年度まで」とする延長及び控除限度額の拡充により、所要の改正を行うものであります。

議案第54号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、地方税法の一部改正に伴う引用条項の整理など、所要の改正を行うものであります。

議案第55号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、単身世帯となる者について、世帯割額を5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置が講じられることにより、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号から議案第55号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第53号から議案第55号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第56号 阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第56号、阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第56号の阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

平成24年3月に、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が施行され、国家公務員の給与は、平成26年3月31日までの間、平均で7.8%削減され、地方公務員の給与についても、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されております。

そのため、当町としても国が求めている給料水準に職員の給料を削減するため、本条例を制定するものであります。

主な内容につきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、職員の受けるべき給料月額から、特別職の職員で10%、一般職の職員で平均して約6.6%を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） おはようございます。

ちょっと、まあ、2つか3つになるんですか、こりゃ、ぐらい、ちょっとお聞きしたいんですけども、土浦市とか美浦村は、この今回の給与の特例はやらないって聞いてますけど、本当でしょうか。

また、国にはいろいろな手当として地域手当などが入ってますが、ついてますが、それらはラスパイレス指数っていうのには入ってるんでしょうか、数字が。反映していますか。

また、阿見町ではどのような手当がついているかを教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

まず、他市町村の状況なんですけども、今、町のほうで得ている情報ではですね、県内の44市町村の中で、この給与減額を実施するとはっきり決定しているのは10市町村ということです。それ以外は、実施しないか、または態度をまだはっきりしないという情報です。

で、御質問の土浦市、美浦村というところなんですけども、まず土浦市さんは、新たな措置は講じないというような情報はこちらでも得ております。それと美浦村さんも、他の市町村の状況を見て検討ということで、まだ態度をはっきりしてないと、させてないというようなところでございます。

それと2点目の、国の地域手当がラスパイレス指数に反映されているかどうかということなんですけども、ラスパイレス指数の算出に当たりましては、まず地域手当を入れないで算出するものだ。それと、地域手当を実施している市町村につきましては、あくまでも地域手当やっていますから、地域手当を導入した者同士での比較というのも出してます。

という二通りの、ですから、阿見町の場合は地域手当出してませんので、地域手当出してる市町村とか国とかと、直接その地域手当を出した金額との比較はないということです。

それと、町の出してる手当ということなんですけども、ほとんどの手当を取りやめしております。今の住居手当、通勤手当、それから管理職手当、時間外手当というものもありますけど、そういったところでございます。

○議長（倉持松雄君） 3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） いろいろなことを質問したいんですけど、まあ、委員会に付託されて

るんで1つだけ質問したいんですけども、これ、地域手当ってのは、地域の民間賃金水準を適切に反映するため、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給ということになって、国の場合は3から18%になってます。

それで、県内近隣ってということで、取手市、つくば市、土浦市、守谷市、牛久市、龍ケ崎市、利根町、つくばみらい市、んで、茨城県は一律3%支給ってことになってますけども、そうなってくると、阿見町もこの近隣になるんじゃないかと思うんですけども、少しぐらいつけるような考えがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 地域手当が周辺の市町村で導入されたときにですね、阿見町も取り入れるかどうかというような検討は、当時されてたと思います。

それで、まず、市町村の中の市が該当したと、すべきだろうという話と、で、町でしたので、導入はしなかったというようなことと、それから首都圏の近郊地帯の中での市ですね、そういったもので導入されたということでございます。

それから、地域手当は、各地域の民間企業さんの給料とかの状況と比較した場合に、均衡が図れてない場合は、地域手当で調整するというようなこともございますので、その当時は、その民間企業さんと阿見町の場合、比較して、著しく公務員の給料が低かったというようなことはなかったものですから、導入されなかったということだと思います。

○議長（倉持松雄君） 3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 基本的に私もサラリーマンやってまして、そのころ組合ってというのがありまして、そういうときはスト権っていうのがあったんですよ。ただ、公務員の場合、スト権というのは発生しませんのでね、皆さんが執行部のほうでいろいろ考えて、職員のために少しでもやったほうがいいんじゃないかと思いますんで、それは、あとは委員会のほうに任せますんで。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の野口議員のお話の関連にもなるんですけども、ちょっと2つばかり、まず確認したいと思います。

まず1つ。私、この全協の中でこの提案が出たときに、阿見町の労働組合員の人とちょっと懇談させていたんですけども、その中で、やはりその、生活が厳しい等とは、まあ、話は聞いていて、これはまあ、町の当局も聞いてるかと思うんですけども。

その中で1つ確認してくださいと言われたのが、まず、平成26年3月31日までということで条文になってます。これはきっちり守ってくれるんでしょうねというのが、1つ話がありまし

た。これがまず1点目です。

それで2点目のほうなんですけども、これは茨城県内で44市町村、先ほど総務部長が申しましたけれども、この中で、県の市長会の中で引き下げはしないというようなね、申し合わせ、何か、話し合いですか、あったということで、まあ、その中で、今回の6月議会に21市町村が提出していないと。ですから、その中には、先ほど話があった土浦市ですとか美浦村、これ、美浦村も、検討中じゃなくて提出しないって方向のはずです。それをちょっと確認してください。それが1つ。

で、残りのとこなんですけども、先ほど総務部長が言ったように、10市町村が出してる。今回の6月議会に出したと。それ以外の13市町村になるんですか、それに関しては、まあ、様子見っていうような形で。ただ、この6月議会ではもう提出してないってことは事実あります。

ですから、言ってしまえば、44市町村のうち34市町村がこの6月議会で提出しないということで、阿見含めて10市町村ですか、が、まあ提出してると。

県外でもかなり少数の部類に入るかと思うんですけども、そういった状況を踏まえてちょっとお伺いしたいんですけども、この県内44のうち10市町村、そのうち阿見が入ってるということでですね、阿見町としたら、これをなぜ出そうとしたのか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

まず期限につきまして、1点目の平成26年3月までの期限は守るかということなんですけども、この条例でもですね、臨時特例に関する条例ということで期間を決めておりまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までというふうに決めてございますので、これはこのとおり守っていくと。国のほうでも26年3月末ですよということによっております。

それともう1点。なぜ町のほうで出したかということなんですけども、まずはこの給与減額を見込んで、国ほうで地方交付税、基準財政需要額なんですけども、これを減額してきますよということがございました。

それを、町が給与を減額しないでそのまま行いますと、地方交付税分の減を補填しないで給与に充てているというようなことになりますので、それを考えてみれば地域のサービスがもう減っていくだろうと、サービスの低下を招くだろうということがございました。

また、この減額分のほうは、国のほうで防災・減災事業に重点化に充てるんだということがございますので、町のほうでも、その国のほうの協力をして、地方交付税が減額されてもですね、減災・防災事業にということで活用して、町も活用できるものならば活用していきたいというようなことで、よく考えまして判断したものです。

それで、当時、決めたときは、県内の市町村10団体しかなかったんですけども、まだ態度表明をしてなくてですね、当初の提案は、議会の提案はしないけども、会期末までには提案するかもしれないというような市町村もありましたし、県のほうでも、今申し上げたような地方交付税との関係で提出するんだというような情報も得ていましたので、それで判断をしたということでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まず、期限については、総務部長、最後のほうが声が小さくなるんですよ、回答の中で。ですから、ちゃんと守るわけですね。

〔「守るってよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 3月31ね。声がね、すうっとね、小さくなっちゃうんですよ。ですから確認をとりたいと思います。

もう1つの件なんですけども、今最後のほうで話が出たやつで、6月議会で追加で出すかもしれないよって、今話がありましたけども、私のほうの資料では、今のところ、水戸と筑西、このあたりが考えてんのかなっていう情報はちょっと得てるんですよ。

ただ、まあ、それは、さっき言ったように、34分の2。

〔「44」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） やらないっていうんですね、やらないっていう中での2市町村ということなんで。

私が聞きたかったのは、地方交付税に関しては、どの市町村でも減額されるって話は、これはあるわけなんですけれども、その中でもやはり、減額しないで、まあ、言ってしまうと頑張るっていう市町村がこんだけあるわけですね。で、阿見町は、それを回避するためにどのような努力、または考えたのか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 期限につきましては、26年の3月までです、はい。

それで、交付税が削減されるのを回避するためにどうしたかっていうことなんですけども、削減がもうするというような、はっきり国のほうで方針を出しましたので、それを回避するのではなくてですね、その財源を給与の削減で賄うということですね。そういった措置をとったわけでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと静かにしてください。

じゃあまあ、国の方針が出たからということですね。わかりました。

まあ、町としては、言ってしまうと、まあ、考えてなかった、考えなかったっていうのが結

論じゃないかと思います。この辺は、採択のときにまたお話させてもらいますので、質問は以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第57号 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議案第57号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第57号の阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、企業立地促進法の規定に基づき、茨城圏央道沿線地域産業コンプレックス基本計画に定められた、本町における企業立地重点促進区域について、緑地面積率等の基準を緩和し、企業立地の促進等を図るため、工場立地法第4条の特例として、緑地面積率等を町条例で規定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会は、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第58号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第59号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

議案第60号 阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議案第58号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第59号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第60号、阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第58号から議案第60号までの条例の一部改正及び廃止について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第58号の阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町シルバー人材センターが茨城県から公益認定を受け「社団法人」から「公益社団法人」に移行し、名称も「公益社団法人阿見町シルバー人材センター」に変更となったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号の阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、株式会社企業再生支援機構法の一部改正に伴い、「株式会社企業再生支援機構」の名称が「株式会社地域経済活性化支援機構」に変更されたため、引用する町条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号の事業内職業訓練校設置条例の廃止について、提案理由を申し上げます。

本案は、職業訓練法人阿見地区高等職業訓練協会の解散に伴い、職業訓練を廃止するため、町条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号から議案第60号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第61号	平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
議案第62号	平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第63号	平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号	平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第65号	平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第66号	平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第67号	平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第62号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第64号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第66号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第67号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第61号から議案第67号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第61号の一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に4,445万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ137億2,045万8,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、全国瞬時警報システム自動起動機設置に係る防災情報通信設備整備事業交付金を新規計上。

第16款県支出金では、消費行政推進事業に係る消費者行政活性化事業費補助金を増額するほか、学びの広場サポートプラン事業に係る委託金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するほか、学校施設整備事業の財源として学校施設耐震化基金繰入金を増額。

第21款諸収入では、地域防災組織育成に係る自治総合センターコミュニティ事業助成金を新規計上するほか、阿見吉原土地区画整理事業における本年度への事業繰越分の財源として、阿見吉原地区公園緑地整備負担金を新規計上。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、町民活動推進費で、住吉、レイクサイドタウン、筑見区の各自主防災組織の資機材整備に係るコミュニティ事業補助金を新規計上。地域安全対策費で、国庫補助を受けて実施する全国瞬時警報システムJアラートの自動起動機設置工事費を新規計上。

第3款民生費では、児童福祉総務費で、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて開催する子どもにやさしい街づくり推進会議の委員報酬及び費用弁償を増額。

第4款衛生費では、予防費で、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんの各感染症について、平成25年4月1日の施行の予防接種法の一部改正により定期予防接種の対象となったことから、任意予防接種委託料として計上していた予算を減額し、定期予防接種委託料として増額。環境整備費で、小中学校校舎への太陽光発電導入基本計画等作成委託料を新規計上。

第6款商工費では、商工総務費で、県補助を受けて実施する消費行政推進事業に係る消費者教育啓発用冊子購入費を増額。

第9款教育費では、小学校学校管理費で、耐震補強工事实施設委託料を増額。小学校教育振興費で、事業費の確定等に伴い、学びの広場サポートプラン事業に係る経費を新規計上。公民館費で、生涯学習課の移転により不足が生じている電話回線の増設等の工事費を新規計上するものであります。

次に、議案第62号から議案第66号までにつきましては、それぞれの特別会計において、主に人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

まず、議案第62号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から267万9,000円を減額、歳入歳出それぞれ52億8,632万1,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、指定公費負担医療支出金を増額するもので、その財源については、茨城県国民健康保険団体連合会から負担金を充てるものであります。

次に、議案第63号の公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から441万4,000円を減額、歳入歳出それぞれ18億5,558万6,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第64号の農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から90万7,000円を減額、歳入歳出それぞれ1億7,309万3,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第65号の介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から86万2,000円を減額、歳入歳出それぞれ25億2,413万8,000円とし、その財源については、事務費等一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第66号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に625万8,000円を追加、歳入歳出それぞれ7億1,825万8,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第67号の水道事業会計補正予算につきましては、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ29万2,000円を増額するものであります。

その内容としましては、給与の増額並びに法定福利費及び職員手当を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま、12番柴原成一君が退席しました。したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

これより質疑を行います。

なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） はい。ちょっと自分の管轄外のところで幾つかわからないところがあるので、質問します。

一般会計補正予算の項目なんですけども、まず10ページのですね、1124総合計画策定事業ですか、この報酬のところで、29万7,000円ですか、まあ、増えてるわけなんですけども、これは年初予算で22万3,000円あったかと思うんですけども、まずこれが増えた理由をひとつお願いします。

3点に絞ったほうがいいですか、議長。

○議長（倉持松雄君） 1つ1つでしょう。

○4番（永井義一君） 3点ね。え。

○議長（倉持松雄君） 1つです。1つずつ。

○4番（永井義一君） 1つずつ行きますか。はい、じゃあ。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えします。

総合計画策定事業の報酬と費用弁償が増えた理由ということでございます。

総合計画、昨年と今年で今策定中でございます。それで、策定に当たりましては、町民の方のいろいろ御意見をお伺いしながら、最終的に総合計画審議会の委員の方の御意見をいただいて策定していくという過程を経るわけなんですけども、その中で、総合計画審議会、当初は回数が3回を予定しておりました。しかし、なかなか委員の方が熱心で、議論も深まっております、なかなか3回では結論が出ないというようなことで、ちょっと多目ですけども7回ということで、今年特に基本構想がある程度固まりまして、基本計画の策定に入りまして、この基本計画はかなりのボリュームがありますので、章ごとに分けて議論していただくということで、4回

ほど増額しております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ次ですね。

その下の11ページの中の1111ですね。自治振興費の中のコミュニティ事業補助金。これちょっと具体的に教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。

これは、財団法人の自治総合センターというところが、コミュニティ助成事業というのを行っていて、10分の10の補助率なんですけれども、そういう制度の採択が決定したことによりまして、地域防災組織育成助成事業ということで、住吉、レイクサイドタウン、それから筑見区の3地区合わせて200万円の助成金が出ることになりました。それに伴う歳出予算ということです。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 17ページ、この保健衛生総務費の中の1111保健衛生事業費の賃金、これも予算が一応229万4,000円とってあるんですけども、これで95万9,000円、まあ、上がっているというわけで、その理由をひとつお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。

この保健師の賃金でございますが、現在保健師が妊娠をしております、体調が悪いということでございまして療養休暇になっております。そういう都合で、臨時職員を採用したいということで計上させていただいております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 28ページの公民館費のところなんですけれども、0303の職員給与関係ってみると、これは予算からばっさり削られているわけなんですけれども、この理由をひとつお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。

4月1日からですね、中央公民館のほうに生涯学習課が移転したわけございまして、で、当初予算、中央公民館長っちゅうことで計上しましてたんですが、今回生涯学習課長兼中央公民館長になったため、中央公民館長の分はそのまま減額となっております。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第67号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第68号	財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）
議案第69号	財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）
議案第70号	財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第10、議案第68号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）、議案第69号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）、議案第70号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第68号から議案第70号までの財産の取得について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第68号の阿見町立学校給食センター学校用食器類購入について申し上げます。

本案は、新給食センターの整備に伴い、小中学校の児童生徒が給食に使用する食器類の購入に係る案件であり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間につきましては、契約締結日の翌日から平成25年8月8日までであります。

内容につきましては、お手元に配付をいたしました概要書のとおりであります。

議案第69号の阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入について申し上げます。

本案は、新給食センターの整備に伴い、小中学校の児童生徒が給食に使用する食器かごの購入に係る案件であり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間につきましては、契約締結日の翌日から平成25年8月8日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりでございます。

議案第70号の阿見町立学校給食センター学校用食缶購入について申し上げます。

本案は、新給食センターの整備に伴い、小中学校の児童生徒が給食に使用する食缶の購入に係る案件であり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間につきましては、契約締結日の翌日から平成25年8月8日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案3件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号から議案第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第71号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
--------	------------------------------------

議案第72号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
--------	------------------------------------

議案第73号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第11、議案第71号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第72号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第73号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第71号から議案第73号の阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

阿見町固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項の規定により、住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任することとなっており、委員の任期は3年であります。

蛸原一義氏は、平成16年6月に就任、3期9年の間、委員として熱心に取り組みられ、本年6月23日に任期が満了するものであり、専門的知識を有し、人格、識見とも優れ、適任であると考えております。

また、瀬尾房雄氏、鴨目秀夫氏は、専門的知識を有する町民で、人格、識見ともに優れており適任であると考えております。

以上、3名を阿見町固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） お諮りいたします。本案3件については、質疑、委員会の付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。

本案3件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第71号から議案第73号までの3件は、原案どおり同意することに決しました。

請願第3号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第12、請願第3号、阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月21日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時55分散会

第 2 号

[6 月 12 日]

平成25年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月12日（第2日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町		長	天	田	富司男	君	
教	育	長	青	山	壽々子	君	
総	務	部	長	坪	田	匡弘	君
町	民	部	長	篠	原	尚彦	君

保健福祉部長兼 国保年金課長	横 田 健 一 君
生活産業部長	篠 崎 慎 一 君
都市整備部長	横 田 充 新 君
教育委員会教育次長	竿 留 一 美 君
消 防 長	川 村 忠 男 君
会計管理者兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
生活産業部次長	大 野 利 明 君
総 務 課 長	飯 野 利 明 君
企画財政課長	湯 原 幸 徳 君
秘 書 課 長	武 井 浩 君
管 財 課 長	朝 日 良 一 君
交通防災課長	建 石 智 久 君
町民活動推進課長	湯 原 勝 行 君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高 須 徹 君
児 童 福 祉 課 長	岡 田 稔 君
健康づくり課長	篠 山 勝 弘 君
農業振興課長	村 松 利 一 君
商工観光課長	鹿志村 浩 行 君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡 野 栄 君
都市計画課長	大 塚 芳 夫 君
都市施設管理課長	柳 生 典 昭 君
道路公園整備課長	湯 原 一 博 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
学校給食センター 所 長	石 神 和 喜 君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐 藤 吉 一 君
指 導 室 長	根 本 正 君

○議会事務局出席者

事	務	局	長	青	山	公	雄
書			記	大	竹		久

平成25年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成25年6月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成25年第2回定例会

一般質問1日目（平成25年6月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. 町道の整備（舗装）計画について 2. 低所得世帯について 3. 町の水道料金について 4. 小中学校の整備計画について 5. CO ₂ の削減について 6. 公共事業計画について	町 長 町 長 町 長 教 育 長 町 長 町 長
2. 永井 義一	1. 場外馬券売り場について	町長・教育長
3. 佐藤 幸明	1. 風疹の予防接種費用の助成について 2. 少子化対策について 3. アクセス道路の整備について	町 長 町 長 町 長
4. 藤平 竜也	1. 阿見町における認知症対策について 2. 阿見町産農産物の6次産業化に向けた取り組みについて	町 長 町 長
5. 藤井 孝幸	1. 地域福祉の在り方について 2. 寄付受付けについて 3. 街灯のLED化について 4. 阿見広報について	町 長 町 長 町 長 町 長
6. 浅野 栄子	1. “あみまるくん”で町民の移動手段は満足か 2. 「人材は人財なり」阿見町の人材育成のビジョンは 3. 健康の安心確保成人肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を	町 長 町 長 町 長

	4. 1日チャレンジノーテレビ・ノーゲームの実施を	教 育 長
--	---------------------------	-------

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆様、おはようございます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

本日は、6点にわたっての質問になります。簡潔に、内容の深い、ここで議論・質問ができればと思っております。

昨年暮れ、政権が交代いたしまして、非常に今、日本は大きく動いております。今年2013年、これはヒトラーが政権を担当してちょうど80周年に当たります。そのころ、ドイツにおいては、ワイマール憲法——非常に民主的すばらしい憲法でありましたが、そのもとにヒトラーがあらわれてきた。その大きな要因は何か。これは、ドイツが第一次世界大戦後の賠償で多大なる賠償金をかけられ、そのため悪性インフレが発生して、国内が非常に不安定になってしまった。それが原因でありました。さて、今、日本はどうでしょうか。アベノミクス、今、株価も乱高下しております。そしてまた、3.11以降、いろいろと震災・災害のことが語られ、そしてその中で、原発問題もだんだんと影を薄れていく状況でございます。

さて、国民生活は、その中で、貧困と格差がさらに拡大していき、さまざまな犯罪が広がっている中で、この今の阿見町の状況を見てみますと、社会整備、また、この貧困問題も、ある意味で深く深く追求してみますと深刻なものもございます。今日は、初めに、この社会資本整備の町道についての質問をさせていただきます。

町道の整備計画について質問いたします。

1 点目としまして、現在の町道の舗装状況はどうなっているか。

4 メートル以下の町道の整備状況は。

3 点目に、現在の舗装整備基準を決めたのはいつで、どのような審議を行って決めたのか。

まず、この3点お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

1 点目の、川畑秀慈議員の、町道整備の計画について、3 点ほど質問ございました。お答えいたします。

町道整備計画についての答えですが、現在の町道の整備状況についてですが、平成25年3月現在、町道の実延長は約721キロメートルであり、舗装率は約59.5%であります。これは大体、茨城県の44市町村で大体30番前後ということで、非常に舗装率がおくれているというのが今の現状かなと、そういう思いをしております。

舗装整備については行政区からの要望に基づいて実施しているところですが、平成25年2月現在で85件の要望件数があり、延長に換算しますと約18キロメートルであります。町では、国の交付金制度等を積極的に活用しながら、年間約1キロメートルの舗装整備を進めています。

次に、幅員4メートル以下の町道の整備状況についてですが、現在は原則として幅員4メートル未満の道路は舗装整備はしておりません。ただし、昭和40年代ごろに舗装されたものや土地改良事業によって舗装されたもの、その他には、取り付け道路として舗装されたものや災害復旧によって舗装されたものがあります。

最後になりますが、現在の舗装整備基準を決めたのはいつで、どのような審議を行い決めたのかについてですが、阿見町の生活道路の整備に関する基準は、阿見町道路整備事業に関する要綱において定められています。この要綱は平成16年に定められたものですが、それ以前からの町の整備方針を改めて明文化するとともに、整備の優先順位の具体的な決定方法についても協議をして要綱に定めたものであります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいま、18番諏訪原実君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） ありがとうございます。町としましても、非常に広域である、また、

財政力の問題もありまして、社会資本にはそこまで投入できるかという、なかなか難しい中でこの整備状況だと思いますが、現在、道路整備の申請件数は何件あって、そしてまた、距離数にしてどのくらいあって、それがどのぐらいの期間で、予算としてはどのぐらいあると、今、上がっているものは完成しできるのか。その辺をまずお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。今、町長の答弁の中にありましたように、要望件数85件で約18キロということで要望が出されております。そういった中で、現在整備しているのは毎年1キロ前後ということで、単純に計算しますと18年ほど要望箇所を全部終わるのにかかるというような状況でございます。

○9番（川畑秀慈君） 金額は。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 失礼しました。単純に計算しますと19億3,500万ほどということになります。これは、年間の整備を単純に案分した形で計算しますとそういう形になります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。そうしますと、もう1点お聞きしたいのは、年間の要望件数と距離は大体どのぐらいになりますか。ぴたっととまっていると思われないんで。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） その年度によって多少異なりますが、大体7件前後上がってきているということで、距離も大体1キロぐらいの要望が上がってきているような状況でございます。ですから、先ほどのでいきますと、舗装をして1キロぐらいしか現在整備を進んでないんで、それで要望、また上がってくるということになると、まあ、なかなか減らないというような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。私もゴールデンウィーク入る前から、担当課のほうでちょっといろいろ資料出していただきまして、資料はいただいておりますが、要は、今申請して上がっているのをやり切るのに18年、そして毎年ほぼ同じ件数と同じ距離の要望が上がってきている。そうなりますと、まあこれ全部舗装するまでずっと上がり続けるのかなと。

この4メートル以下の道路、今、町長の答弁からありましたが、町のほうとしては、そこまで予算を割いて、じゃあ都市基盤にお金を使っていけるかという、なかなか難しいというのは確かにこれは現実であると思うんですが、これも担当課のほうから資料をいただきました。

実際に年間どのくらい、そうしますと、舗装をしないということは砂利を敷くと思うんですね。この砂利を敷く件数、過去5年間いただきまして、トータルで469カ所、年間大体少ないときで84、近年5年間で多いときで122カ所。ざっくり見まして、5年間で3,000万、平均しまして大体年間600万ほど砂利を敷き詰めていると。これをずっと延々とこのまんまやっていくのかどうか。

これは1つの物の考え方として、要は町民の税金を使っている、その税金の使い方といったところで、ちょっと提案をして考えていただければと思います。

毎年砂利を敷き続けて、この4メートル以上の道路が完成するまでやっていったときには、何十年砂利を敷き続けていくんだろうか。過去10年間で見たとしても、やっぱりそんなに値段変わっていないといえますんで、6,000万ぐらいかかっているんじゃないかと思うんです。

これを現況舗装といいますか簡易舗装で、非常にまあ、簡単な舗装道路で計算をしてみますと、一番安い計算でいって、大体1平米7,000円から8,000円ぐらい。この金額を、この舗装の仕方を土浦市——隣に聞いてみましたら、大体平均すると、その距離によっても値段の上下あるにしても、1メートル舗装するのに大体1万円ぐらい。それを距離に暗算してみますと、大体10年間やりますと5キロは舗装できると、こういう案分に……。同じ砂利を敷くにしても、それを砂利を敷かないで、この現況舗装という形をとると、そういう形になってくる。

これは、これから高齢化社会が進む中で、ある意味では、目の前が細い道で砂利道敷かされている。で、転倒して足をけがをして歩けない。車椅子になった。外に出られますかという、車椅子では出ることはできない。ましてお年寄りがつえをついてそんなに歩けるかという、なかなかこれも難しい。将来的な人口動態見ましても、これは近々にやはり道路の整備計画、また、そういう審議会をきちんと立ち上げて、やはり議論を重ねた上で、この町にとってどういう形がいいのか、そういうことを、ぜひ検討していただきたいと、こう要望しまして、この1件目の討論に関しては終わりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） それでは、2件目の、低所得世帯についてちょっと御質問したいと思います。

去年の9月、ちょうど医大の問題がありまして、そのときに党としまして、医大のあそこのセンター長から何から事務方の人たち集まっていたいて話を聞きました。その後、私、埼玉にちょっと勉強しに行ったんですね。そのときが、阿部彩さんという方の記念講演がありまして、日本の貧困の特徴、実態、それをちょっと勉強してまいりました。そのときの概略の話をちょっとここで御紹介したいと思います。

日本の貧困率は、2009年度に15.7%と高水準です。このことが注目されたのはリーマンショ

ックの2009年以降からだ。1985年には既に12%を超えていた。一貫して上昇を続けている。これはどういうことかという、社会的ないろんな状況がありますが、高齢化、核家族化、ひとり親世帯の増加などが世帯構造の変化で見られる。日本の貧困の特徴というのは、ワーキングプア、これが非常に多い。OECDの参加国中で、高いほうで5番目、要するにそれだけ仕事をしててもワーキングプアが多い、そういう国であります。そして、ひとり親世帯では断トツに一番。公的扶助については、生活保護受給率が1.6%と——これデータもちょっと持ってきてくりゃよかったんですが、他の国と比べて断トツに低いんです。さらに、所得再分配に係る政策介入の前後から状況を見ると、要は、再分配後の子供の貧困率が改善されず、逆に高くなったのは日本だけだ。これは国の方針で、国のほうの政策が大きな要因にはなっていますが、現実はこのことが背景にある。

貧困率が高いということはなぜ問題なのかという、子供の貧困が学力、健康に及ぼす影響を見てみると、さらに明らかになっていく。この影響は大人になっても続き、成功の可能性が低くなり、徐々に社会的階層ができ、貧困の連鎖が生まれていく。貧困な家庭に育った子供は、そのまんま大人になってからも貧困の生活、貧困層から抜け出すことができない。その連鎖でいく。貧困格差によって、人々は少し上の人がねたましく、逆に少し下の人には攻撃的になっていく。現在行われているような生活保護受給者や公務員バッシングについても、これはつながっている。こういうことが、ほぼ話の中で、いろんなデータを駆使しながら話がありました。

私もこのとき、行ったときに、たまたまインタビュー受けまして、原稿書いて渡して、それが載ったのがあります。そのときにちょっと感じたこと。今、日本は少子高齢化社会の中で貧困率が上昇している。この状態を本日の講義でまた一步深く認識させられた。この6人に1人が貧困である事実、真面目に働いても厳しい生活。今、日本はどのような社会に向かっていくのか。政治の力が今ほど大事なときはないと感じたと、このようにつづりました。

この貧困問題、今ちょっとお話ししましたが、生活保護の話もございました。今、生活保護の受給金額が、この景気状況、物価の状況によって下げられるという話が出ておりますが、1点目、阿見町は、この生活保護の受給金額が引き下げられますけれども、幾らになっていくのか。高齢者の単身者、高齢者の夫婦世帯、また、母子家庭、父子家庭、お子さんが二人くらいいる家庭、その辺のところをちょっとざっくりと金額を教えてください。

それと、2点目としまして、生活保護基準以下の方の、減免制度とかいろんな補助制度があると思いますけれども、それはどういうものがあるか。それをちょっと概略を教えてくださいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、低所得世帯について、1点目の、生活保護の受給金額が

引き下げられますが、阿見町では幾らになりますかについて、まずはお答えいたします。

現在、当町においても高齢化や雇用情勢の悪化の影響等で生活保護受給者は年々増えている状況にあります。当町の生活保護の受給者数と金額は、平成25年4月1日現在で375世帯、479人、4月分の生活保護費の支給総額は約3,409万円となっております。

今般、生活保護法の保護基準の一部改正が行われ、平成25年8月1日から適用されます。生活保護費のうち食費や光熱費などの日常の暮らしのための費用に充てられる生活扶助の部分を、現行の基準から改定幅を10%が限度となるよう、3年間かけて段階的に引き下げを実施する方針であります。

実際に幾ら減額になるかは、家族構成や年齢などにより異なります。また、級地制度があり、地域ごとの生活様式・立地特性に応じて生じる物価・生活水準の差を生活保護基準に反映させ、1級地の1から3級地の2まで区分されています。阿見町の場合は3級地の2に区分され、生活保護費の基準は一番低くなっております。

仮に60歳から69歳までのひとり暮らし高齢者で、無収入、アパート入居者の場合、現在の生活保護費は1カ月約9万7,000円支給されていますが、3年後には約6,000円の減額になり、支給額は9万1,000円ぐらいになる見通しであります。高齢者夫婦世帯の場合は、約14万円支給されていますが、約9,000円減額され、13万1,000円ぐらいの支給になる見通しです。また、母子家庭で3人家族の場合で、無収入、アパート入居で、子供が高校生、小学生の場合、児童扶養手当及び子ども手当合わせて約5万6,000円の収入認定がなされ、生活保護費は約16万7,000円支給されていますが、約1万円の減額になり、支給額は約15万7,000円になる見通しです。

次に、2点目の、生活保護基準以下の減免はどういうものがありますかについてお答えいたします。

町において減免制度があるものとしては、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などのほかに、保育料、町営住宅家賃、高齢福祉サービス、障害福祉サービスなど利用料・使用料が多岐にわたり数多く存在しております。

また、生活保護受給中は、国民年金の保険料、住民税、NHKの受信料、固定資産税、保育所の保育料、下水道使用料、高校の入学金等が免除されております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今、お話をいただきまして、いろいろと減免制度がある。ここで、ちょっとお伺いしたいんですが、これはどこに行けば、こういうものが全部受けられると教えてくれるのかどうなのか。そういう窓口があるのかどうなのか。

それと、これは、この金額にして、またこういう制度があるというのは、町民にどのような形で告知しているのか知らせているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。今、町長の答弁にもありましたように、減免制度があるものに対しては、税とか料金、そういうものがいろいろ多岐にわたっているものがありますので、それぞれの支払う窓口、担当課のほうで、そういう説明を受けるということに……。一括して受けるというところは、なかなかないかと思います。

それとですね、周知の仕方についても、やはりこれは税金のお知らせとかそういうときには、広報とかそういうところで、そういう制度がありますよということはお知らせはしております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。わかりました。今、生活保護率、ずっとちょっと見ておりまして、この人員の人数、これ、ちょっと厚生労働省のほうから、2012年の昨年の3月1日付でちょっと資料があるんですね。昭和26年からずっとデータをとって23年の11月まで見てみますと、23年の11月の生活保護をされている人たちの人数は、スタートした昭和26年当時よりも若干多い。増えているんです、このぐらい増えているんです。

よく町民の方とかいろんな人と、この格差の問題また貧困の問題、話ししても、豊かな生活をしている人たちは全然ぴんときません。でも、実際にそういう人たちが声を上げるかというと、この貧困問題というのをちょっと勉強して思ったのは、声を上げないんです。引きこもっているんです。人と接しないんです。声が上がってこないんです、ですから。いろんな要望をしたり、また行政にアプローチして何かしてくれって言う人たちは、ある程度豊かな人たちが言ってくるんです。黙ってるんです。

これを見てみますと、この貧困世帯の世帯割、どうなっているかちょっと見てみますと、高齢者世帯が全体の――平成22年この当時で――ほぼ現在ですね、42.9%、日本全体で。母子世帯、これも非常に貧困率が高いです。これも7.7%、全体ですね。それと、多いのが、貧困世帯で多いのが、高齢者、母子世帯と、それと障害者なんです。傷病者、障害者、そういう世帯が非常に貧困である。そういう人たちは声を上げない。日本の貧困率は6人に1人ということ、ざっくり阿見町を平均値で割ったとしてみますと、7,800人ぐらいは相対的貧困者になってくるんですよ。ワーキングプア、阿見町で一生懸命、臨時職員でパートで仕事をしている人たちも、ほとんどがこの部類に入ってきてしまうんです、現実。国の方針でこうなってしまったっていうのもあるんですが、現実はそのような現実がある。

この貧困率の国際比較っていうのは、2000年半ば、OECDのほうで出しているんですが、それを見ますと、日本が、OECDで30国ほど出してあって、相対的な貧困の度合いっていうのは何番目か。要するに豊かさは上から何番目かっていうと、上から27番目なんです。そして、

子供の貧困率っていうのが、これも高いんです。上から19番目なんです。ということは下から数えたほうが早い。相対的貧困に関しては、30番目を入れると、下から4番目。日本より下は3つの国しかない。そういうことなんです。

ですから、この今の現状というのは、ほんとに貧富の格差がどんどんどんどん広がって中で、こういう補助制度があるけども、使わない人がいっぱいいるっていうことをちょっと頭に入れていただいて、これを何らかの形で知っていただく、声を上げていただく、窓口に来ていただいて、相談していただければ、少しでも生活は安定して、本人たちも安心して暮らしていけるんじゃないかと、こう私は思います。

前回もお話したときに、この生活保護基準のこの金額をホームページまたは広報等で発表できないのかと言ったところ、多分、部長は、検討してみますで終わっていると思うんですが、これ、自分がその基準以下なのか以上なのか、それがわからないと、なかなか声も上げられない。直接窓口みんなが来れるかというと、なかなかそうもいかない。やはりどこかで何らかの形できちんと伝えていく工夫が、これは必要じゃないかと思うんです。自治体で周りでやっているのは、東京都ですと新宿区がやっているという話を前回もしましたが、多分これからは増えていくと思います。ですから、そういう部分からしましても、この貧困問題というのは、非常に大きな社会問題にこれからますますなっていくしますので、その点もちょっとよろしくお願いしたいと思います。

学校関係のほうも、かなりいろいろと減免とかいろんな制度がございますよね。ちょっと資料いただきましたので、これを見ますと、準要保護と要保護とあります。先日、ある地方議会研究会の主催学習会といったところで、子供の貧困と就学援助の報告で、現場で一体どういうことが起きているのかという勉強会があったんですね。私行きたかったんで、ちょっと用事があったて行けなかったんですが……。日本の子供の貧困率が、今現在15.7%。そして、修学旅行に行けなかったり、卒業アルバムを諦める子、プリペイド方式の給食によって給食をとらない子らの実例が紹介されていました。これ、現実の問題です。

この貧困問題でちょっとお聞きしたいんですが、例えば隣の土浦市、私の知ってる人が図書館司書をやっております。そこにいろいろと子供たちが相談に来る。その子供たちの中にも、3度の食事をとれずに、学校給食だけが食事だと……。現実にあるはずだ。阿見町でも絶対にあるはずなんです。声を上げないだけなんです。そういう実態は把握してますか、教育委員会のほうで。いや、わかるかわかんないかだけでいいです。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。確かに要保護それから準要保護っちゅう形で、今の現在、合わせて220人。内訳を申しますと、要保護については18人、それから生活保護に

準ずるもの——準要保護なんですが、これが202つちゅうことで、220人でございますが、そういう、経済的理由により就学困難な人がいるちゅうような形で今把握してるんですが、給食だけを食べて、ほかの朝とか夜食べてないちゅうのは、実際把握してないのが現況でございます。以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。やはりこれは、その児童またはお子さんの口からじかに相談を受けられても、なかなか話は出てこない。先ほども言いましたが、この貧困という問題は、人に対して、やはりそういうアプローチ、自分のことを話をして相談に行けない人がほとんどである。繰り返しますが、この生活保護をもらっている方のこの5倍の方がそれ以下の生活をしているということをちょっと頭に入れていただいて、やはり町のさまざまな制度なり、そういうものを何とかフル活用して、そういう方たちを助けていけるような、そういう体制づくりを、ぜひ進めていっていただきたいと、これは要望いたしまして、この2つ目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 3点目、阿見町の水道料金について、ちょっとお伺いしたいと思います。

これは選挙のたんびにだけでもないんですが、行きますと、ほかの市町村から来た住民の方が、阿見町の水道料金は高いと、そういう話を聞きます。これは市町村によって水道に対する歴史も違うんで、若干値段の上下があるのは確かであると思うんですが、今、水道料金は、町また企業あわせて、どのような料金体系をとっているのか、企業と町民と——家庭で使うのと全く一緒なのか、全く別の料金体系をとっているのか、その点をまず1点目、お聞かせ願いたいと思います。

2点目としまして、高齢者で単身、国民年金等で生活をされている方の料金はどうなっているのか。要するに、基本料金以下の使用料の少ない世帯はどのようになっているか、ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 水道料金についてですけど、1点目の、水道料金は町民、企業あわせてどのような料金体系なのか、2点目の、高齢者で単身、国民年金で生活されている方の料金はどうなっているのかの2つの質問あわせてお答えをさせていただきます。

現在、阿見町の水道料金体系は、町民・企業、また高齢単身者、国民年金者の区別なく基本料金制で、10立方メートル以下の使用水量については一律で料金をいただいております。

水道料金は、水道の供給に対する対価であり、基本料金、超過料金及びメーター使用料から

構成されており、基本料金につきましては、固定的にかかる検針や料金収納に要する経費を賄い、水道事業の安定経営を確保する目的として、水を使用しなくても、お金を支払っていただいている料金であります。現在、一般家事用で10立方メートルまで1,800円の基本料金をいただいております。

これは毎回のように言うんですけど、今、やはり調整区域等の水道布設を積極的にやっていると。町は水道の布設自体がね、非常にパーセンテージが低いという、そういう状況なので、今どうしてもそういう状況になっております。

この基本料金制度は、他事業体において広く採用されており、近隣では10立方メートル以下に従量料金制を導入しているのは土浦市、守谷市、湖北水道企業団の給水域のみであります。ただ、現在、土浦市からの給水となっている住吉地区を町からの給水へ切り替える際には、土浦市と町の料金格差の解消のため、10立方メートル以下の使用料についても従量制への移行は不可避と考えており、今後検討課題としていかなければならない問題であると、町としては考えているところです。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。基本的なところでちょっとお尋ねをしたいと思います。阿見町の水道の布設率が低いのはなぜか、また、料金が低い、その理由は何なのかといったところをまずお聞かせいただければと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。ちょっと長くなりますが、町の水道の歴史的なものも勘案しながらということになるかと思いますが……。

御存じかと思いますが、この阿見町水道事務所のパンフレットの中に、昭和32年に茨城県と土浦と阿見町で霞ヶ浦水道組合を設立して、35年から給水を始めたという経緯がございます。そういった中で、水道は企業会計でございますので、歳入——収入を考えますと、当然、市街地を優先的に整備していくというようなことだったろうと思います。そういう中で、投資効果がある土浦の市街地のほうが優先的に進められてきた経緯があるようでございます。そういった中で、その時点で阿見町の水道は少し出おくと、そういう関係もあったようで、39年にこの組合が解散されております。その後、土浦と阿見町それぞれ水道を進めていったわけですが、当初は、当然阿見町のほうに給水施設等がきちんとそろっていたわけではないということがございまして、当初、昭和時代には一般会計からの補填を受けております。そういう補填を受けながら配水場の整備とかそういうものを進めてきた経緯もありまして、なかなか配水管の布設のほうには進まなかったというような状況があるようでございます。

そういった中で、今度は平成に入りまして、昭和から平成に切り替わるころなんですが、区

画整理事業、町でもかなりありましたし、それから住友開発、そういうこともありまして、その水量等が、その開発が進むことによって足らなくなる危険性があるということもございました、ある程度水量等を把握する、水量を確保するためには、なかなか、今度は配水が……。そういう意味で配水管の整備が進まなかったと。水道事業につきましては、一度配水を始めましたら、もうこれは継続的にやらなければならないと。途中でとめるわけにはいきませんので、そういう水量の問題があったというようなことのようにございます。

それで、御存じのように平成17年に、阿見町の新しい水道事務所、配水場が完成しまして、これで水の問題がある程度は解消されてきたということで、現在どんどん配水管の布設を進めているというような状況でございます。そういった形で、配水管の整備、他市町村に比べればおこなっているのかなと感じております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。水道組合をつくったときに、いち早く都市計画を進めて少し手をつけていれば、もう少し安くついたのかなといった感じはいたしました。

住吉地域が土浦から阿見に変わるときに、料金体系の見直しもちょっと考えなきゃいけないだろうと、町長の答弁からありました。私はちょっと資料もらっているんですが、この従量制の水道料金を入れると、どのように変わってきますか、この10立米以下。その辺のところを、ちょっと幾つか案があると思いますので、その辺あれば、ここで教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） これ、まあ、当然住吉の絡みもございますので、土浦の計算方法でシミュレーションしますと、土浦、基本料金450円でございますが、町のほうとしては500円程度には設定して、それで土浦の450円、それからその1立方メートル当たりの料金は、もともと基本料金、土浦もしいてまして1600円だったと思います。それで450円を基本料金として、それに1立方メートルごとに115円。そうすると10立方メートルで1600円となるような計算でやっているようでございます。そういう点で、町のほうも同じような考え方でやりますと、基本料金を500円にして、従量料金、1立方当たりの料金を130円ですか、で計算しますと、それで10立方で1,800円になると。この辺の考え方は、これから検討していかなければならないと思いますが、基本的には、その土浦の考え方をもとにして整理していかなければならないのかなと考えております。これで単純に、今の段階で計算しますと、3,800万ほどの減収ということになります。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） ありがとうございます。なぜそれをちょっと知りたかったかといいますと、新しい料金体系でいったときに、今、町営住宅で単身で入っていらっしゃる高齢の方たちの使っている水量のデータをちょっと調べてもらって、私持っているんですが、それを見ますと、10立米使っている方まで入れると、全部で高齢者71人のデータなんですね。ゼロ——全く使っていないという、その方が3人います。1立米が5人、2立米が7人、3立米が7人、4立米が6人、5立米が6人、6立米が10人、7立米が6人、8立米が5人、9立米が8人、10立米が8人。非常にこの高齢化の中で、多分経済的にもそんなに豊かとはいえない方たちじゃないかと思うので、こういう状況の中で、水も使わない人が非常に多い。これを見ますと、10立米以下、この8人を抜きますと、9割近い方は、新しい、もし料金体系になりますと、幾らか水道料金が安くなっていく。特にこの1とか2とか0とかとかっていう人は、かなり大幅な減額にはこれはなっております。そしてまた、この5立米以下の人も47.9%、34人いますんで、約5割の方が新しい料金体系の中で、その恩恵といいますか、使った分だけ払うという形になりますと非常に料金が安くなる、こういうシミュレーションになっております。

これは先ほども低所得の貧困の話をしてしましたが、そういう方たちの、例えば500円とか1,000円、これは高々と思うかもしれませんが、年金で満額もらってない、国民年金で月に2万円とか3万円の方も間違いなくおられるはずなんです。生活保護の手を挙げないで生活してる人も中にいるのは、私は知っています。どうやって生活しているのか不思議なぐらい。でも、水を使えば、使ってなくたって10立米分の1,800円、今とられているっていうのは、ちょっと余りにも、時代の流れの中で見直しをしていかざるを得ない案件なのかなと私も考えます。ぜひこれは、減収にはなりますが、何とか工夫をしながら、またいろんな形でこのマイナスの部分、補填できるような形を模索していただきまして、実施進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） それでは、3つ目終わりました、4つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

今、耐震化をどんどん進めておられますが、小中学校の整備計画で、耐震化後の整備計画はどうなっているのか、1点目が。

2点目が、冷房設備、扇風機、トイレの洋式化、こういう設備の見積もり金額、どのように見ているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願ひます。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 耐震化後の整備計画はどのようなになっているのかについてお答えします。

町内の全ての小中学校の耐震化工事が平成26年度に完了する予定です。その後、老朽化に対処する整備を進めていきたいと考えております。

次に、冷房設備、扇風機、トイレの洋式化の見積もり金額は幾らかについてお答えします。

冷房設備を完備するには、1教室当たり150万円ぐらいが必要と見込まれます。冷房設備が完備された舟島小学校を除く町内の小中学校、全138の教室に冷房設備を完備するとして、約2億円程度必要と見込まれます。

壁かけ型の扇風機を教室に1台設置する費用は3万5,000円ぐらいになります。現在、町内の小中学校では162台の扇風機を所有しております。

トイレも老朽化しているので、大規模な改修が必要となります。1カ所当たりの改修費は850万円ぐらい見込まれます。したがって、町内全小中学校のトイレの改修費は約5億円程度必要と見込まれます。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。耐震化の後、これからまた次の整備計画へ入っていくと思うんですが、冷房設備にしても何にしても、小学校、中学校、公共施設、先日の大震災もありましたが、そういうときには教室として、教室自体が避難所となっていく可能性も、当然これは出てきますし、もし学校の統廃合があったとして、そこがあいたとしても、この地域のやっぱりそういう施設として、間違いなくこれは使っていかれると思います。

震災の亡くなった方、またいろんな形でその後亡くなられた方、見てみますと、そのとき命を助かっても、その後、いろんな災害関連死といいますが、ストレスであったり病気であったり、暑さ寒さ、そういう体調の不良によって亡くなられる方が非常にこれまた多い。これが気候のいいときに災害があってくれば、それなりに何とかなるとは思うんですが、非常に寒い時期であったり、また暑い時期であったりしたときには、またこれも非常に大きな問題になり、特に高齢者に関しては負担になっていくのかなということもあります。

そして、もう1つは、やはり子供たちの勉強の場である。ですから、そういう設備整備、なかなかお金も莫大な金額がかかりますんで、確かにすぐやるといってできるかという、なかなかこれも難しいところあると思うんですけども、何とか計画を立てて進めていただきたいなと感じております。

職員室と教室の温度差をちょっと最近調べてきたんですね。大体、今ごろの気温で1度から2度の幅で学校の教室のほうが高いです。日によってはマイナスで逆転するときもありますが、

1週間ぐらいのデータ、2週間のデータ見ますと、そんな感じです。これは、夏場であり猛暑が続いて、そしてまた校舎自体が暑く、もう冷めない状況で熱せられているときの状況というのは、もっともっと格差があつて高いというのは想像できることだと思います。ぜひ、この学校の教室、子供たちの勉強している、その辺のところのデータも今年はぜひとっておいていただきたいなと思います。ぜひ、環境的に少しでも子供たちの勉強の環境がよくなればと思います。

なぜちょっとこういうことを話したかといいますと、ちょっと話は飛ぶかもしれませんが、GDPの世界の比較、ちょっと見てみますと、ずっと1970年から2010年まで見てみます。日本は今、GDPで、途中で2位だった時期は1990年、そして1980年、90年、2000年は日本は世界で2番目。今、中国に抜かれて3番目になっております。1位はアメリカ、今2位が中国、3位が日本、4位がドイツと、こういう感じなんですね。

GDPのこの数値はこれとしまして、それでは、GNI——国民総所得、1人当たり見るとどうなるのか。これは仕事の効率です。生産性の問題です。見ますと、日本は3番目から一気に落ちて15番目まで落ちます。非常に効率が悪い。1位はノルウェー、2位がルクセンブルク、3位がスイス、そんな感じで続いていく。こうやって見ますと、教育環境も、ある意味で子供たちが集中して勉学に励めるか励めないかというのも、時間や先生の努力も当然大事でしようけども、やはりこの環境といったものも、非常に私は大事なのではないかと、こう感じておりますし、ぜひ、そういう点からしまして、周りの近隣の市町村、自治体と比べて、阿見町の教育環境は進んでいるのか、いいのか悪いのか、そういうところで、親御さんも実際には小学校入学、また中学に入るときに、選択をして入ってこられる人がいるのかどうなのかって見ますと、やはり小学校に入るときに、近隣のほかの学校に行ってしまう。中学校に入るときには、地元の小学校から地元の中学校ではなくて、私立の、またほかの中学校に入ってしまう。その人たちの数も結構いるのを見ますと、この教育環境というのも非常に大事なかと、私は感じております。ぜひこれは教育委員会もそうでしょうけども、町長のほうとしまして、この空調また教育環境全般的見ていただきまして、何とか少しでも早く前進できるように進めていただきたい。それを要望して、この4点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 1時間で6問全部やろうと思ったんですが、ちょっと延びるようです。

CO₂の削減について、ちょっと質問をしたいと思います。環境問題、しばらく前も取り組んでお話をしてまいりました。私、この物理学者の広瀬立成さん、環境政策課の課長なんかにもちょっと読んでもらったんですが、非常に感銘を受けて、本人にも会って話は聞いてきました。この中に何が出てるかっていうと、まず日本のこの大量生産、大量消費、大量廃棄、この

サイクルの中で、年間どのくらいのごみが出るか。生活のごみで東京ドーム134個分。ごみ全体で幾ら国の予算——国の予算って税金でそれを燃やして処理しているかっていうと、2兆円、年間。日本のクリーンセンター、焼却炉の数っていうのは1,400基あって、世界で比べてどのくらいあるのかなっていいますと、この小さな日本が世界の3分の2の焼却炉を持っていると、そういう実態でございます。

そういう中で、物を燃やして、そこで物体がなくなれば、それでその物はなくなったのかというと、この本の中で物理学の目で見ると違うそうです。物質不滅の法則というのがあって、形は変えてガスになったり気体になって、いろんなものに変えて、そこに残り続けていくっていうんです。それが1つはCO₂であり温暖化ガスと言われる、それが地球の表面にもうずっとしみ込んで、それで温度が下がらないと、こういう理屈なんです。この阿見町のCO₂の削減計画について、現在どのように進んでいるのか。これが1点目です。

2点目としまして、現在の学校給食で排出される生ごみの量、これは年間どのくらいなのか。

3点目としまして、処理方法とCO₂の排出量は幾らくらいなのか、この学校給食の生ごみに対して。

この3点をお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町のCO₂削減計画について現在どのように進んでいるのかという質問についてお答えいたします。

町施設では、平成20年度に阿見町第2期地球温暖化対策実行計画を策定し、平成20年度から平成24年度の5カ年に温室効果ガスの排出量を、平成12年度を基準年度として8%削減する目標を立てて取り組んでおります。

具体的な取り組みとしては、冷房の設定温度の引き上げ、昼休みの消灯、町施設照明灯のLED化と照明灯の間引き、公共施設への太陽光発電設備設置、給食センターの食用残廃油を活用したBDF事業などを行っております。

平成23年度に町施設から排出されたCO₂の量は3,587トン-CO₂となり、基準年度である平成12年度の排出量は4,813トン-CO₂に対して25%以上の削減であり、目標を達成している状況であります。

また、今年度から茨城エコ事業所への登録を行い、環境に配慮した取り組みを積極的に進めてまいります。

町の施策としては、住宅用太陽光発電システム設置補助金制度、レジ袋削減運動、町民と連携して行う節電キャンペーン、広報紙・ホームページによる啓発活動などを行っております。

次に、学校給食で排出される生ごみの量、処理方法、CO₂排出量についてお答えいたしま

す。

学校給食で排出される生ごみの量は年間約120トンとなっており、処理方法は全て一般廃棄物として霞クリーンセンターにて焼却処分しております。また、 CO_2 の排出量については、運搬、焼却に要する燃料から排出する CO_2 を含めると246トン- CO_2 となります。一般家庭1世帯当たり年間約5.35トン- CO_2 を排出しているとする、約46世帯分に相当しております。

低炭素社会のためには、生ごみを焼却しないことが重要なことであります。給食センターから排出される生ごみの再資源化について、今後検討していきたい、そういう考えを持っております。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。非常に再資源化することが大事であるということは、町長も認識いただいております、また担当課の課長も、また部長も認識をしていただいていると思うんですが、ごみの処理方法、幾つかあると思うんですが、その辺のところは研究されましたか。どのぐらい、どういう処理方法があるか。ちょっとあれば、わかれば教えていただきたい、こう思います。

○議長（倉持松雄君） 環境政策課長兼放射能対策室長岡野栄君。

○環境政策課長兼放射能対策室長（岡野栄君） はい、お答えいたします。生ごみにつきましては、EM菌を活用して堆肥化を図る方法と、また、乾燥、発酵させて飼料や肥料にする方法、そのような方法がございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） そのとおりで、あとは、埋めてそのまんま堆肥にするとか、そのまんま家畜の餌にするとかという方法があると思うんですが、EM菌でやっている、土浦でプロジェクトをつくって、日立セメントが補助金もらって立ち上げたところがあります。これは、非常に菌を入れて発酵させて堆肥化するというのは時間がかかる、設備が巨大化してる、そしてコストもかかる、やはり、においも結構します。去年、私行って見てきましたが、やはり中に入れるときの菌を最大限に活動させるのには、水分と温度と酸素の量が、非常にこれはそのコントロールが難しい。失敗すると、また菌を買ってきて中に入れるというような、非常に苦慮している話を聞きました。金額もやはり高いです。町のこの運搬分とそれと年間で120トンから出る生ごみ、これざっくり計算しますと150万からお金をかけて燃やしてるってことになるんですが、これをそういう菌を培養しているところに持っていくと、キロ当たり、ただ単に燃やして運ぶのと比べると倍以上の金額が、やっぱりかかってきてしまう。

さて、じゃあほかに方法はないかといったところで、いろいろと見てみましたら、1つおもしろい方法が、真空加熱ドライ方式っていうのが最近始まりまして、今これを取り扱っている会社も、前はその菌を培養してやっていたんですが、今もう全部こちらに変わってきているという話です。これでやりますと、どういう成果があるか。菌でやると、かなりの長い時間がかかって手間暇かかるんですが、これでいきますと、スイッチを押して、容器の中全体を加熱をして真空状態にして乾燥させていく。大体、生ごみが残飯が6時間でさらさらの堆肥化になっていきます。においもほとんどしません。非常にきれいな感じで、それは見てびっくりしまして、私も専門の方から、今こういうのがあるっていう話を、ちょっと電話で聞いて、飛びつきまして、ちょっと調べてまいりました。これは多分やり方によっては、もっともっと時間が短縮、またいろんな形で使えるのではないかな。これは民間でやっている埼玉のある生ごみ処理の業者のところに行って、見てみましたところ、大体7割ぐらいを飼料として、餌として出している。あとは堆肥、肥料として出す。餌として出すと、キロ当たり23円ぐらいで売れるというんですね、豚の。若干それはノウハウがありまして、そのまんまやればすぐ飼料になるかっていうと、そうじゃないんですが、東京農大と連携して、そういうものを開発して商品化していった。ですから、そういう部分からしますと、この阿見町にも茨城大学という大学がありますし、そしてまた、そういう設備、装置をランニングコスト考えますと、多分、今とそんなに変わらないくらいのもので、これがただ捨てて燃やしたものが、堆肥になったり飼料になったり、いろんな形でこれからの環境問題、ごみ問題に大きな、阿見町が先進的な、この地域において立場として引っ張っていけるかな、またそういうすばらしい可能性を秘めているものでもありますので、ぜひその辺のところを研究して進めていっていただきたいと思いますし、これ、ディズニーランドの周りにもホテルがあります。あそこのホテルでも、中で使っております。また、帝国ホテルとか大きなところも使っているところが結構ありますので、ぜひ、百聞は一見にしかずで、見ていっていただいて、これで莫大な費用コストがかかるのでは、それはちょっと考えざるを得ないと思うんですが、ある程度のランニングコスト、また減価償却分、そして環境に優しいと、ある程度目鼻だちがとって、これはいいものであると判断できれば、ぜひ研究をして進めていっていただきたいと思うんですが、この辺、部長どうでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私もずっと生ごみの減量化、EMで、もう15年ぐらいやっているのかな。うちでやっています。やはり循環型ということだね、特に学校給食センターはエコとかそういうものが非常に大きなコンセプトになっている、今、建物なので、そういうものをよく研究し、特にやはりランニングコスト等をやっぱり考えないと、ただただ金をかけて、それが余りにも高額なランニングコストになっていくということでは、これはどうしようもないんで、

そういうものを研究しながら、いい方向に行かせたいと、前々から生ごみを出したくないという思いはずっとしておりましたので、そういう研究はさせていただきたいと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） いろんな技術革新の中で、一般企業もかなり研究して、また民間のそういう企業は、早くからそういうことに取り組んで使っている部分もあるんで、研究してみたいっていただきたい、こう思います。また、それを進めて、環境という部分では、阿見町が近隣の自治体がある意味で大きく一步リードできるような、そういうものを目指して、お願いしたいと要望しまして、この5点目の質問を終わりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） じゃあ、最後になりました。6点目の質問に移らせていただきます。今、政権がかわりまして、国土強靱化計画、また党としましては防災・減災ニューディールということで、公共事業また老朽化対策、いろいろと前倒しで進めていこう、それで景気を少しでも浮上させていくっていう政策をとっております。この阿見町においても、公共事業計画、これが立ててあると思うんですが、今後3年間の公共事業の事業計画とその内容、また金額等、この点をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 公共事業計画について、今後3カ年の公共事業計画の内容とその金額についてということです。

本年度事業における普通建設事業の内容と予算額について、まずはお答えいたします。

平成25年度の普通建設事業としましては、一般会計及び特別会計を合わせ、さらに平成24年度からの繰越額を含め、総額で33億8,100万円となっております。主な事業と予算額を申し上げますと、都市計画道路中郷寺子線整備事業が4億2,200万、道路新設改良事業2億8,500万、学校施設整備事業3億7,900万、公共下水道整備事業9億7,800万、上水道事業4億9,700万となります。

平成26年度以降の普通建設事業についてですが、内容と事業費については、昨年の3カ年実施計画ベースとなりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。平成26年度の普通建設事業は、総額で38億円となっております。内訳としましては、防災行政無線整備事業4億800万、学校施設整備事業2億4,500万、消防・救急無線デジタル化整備事業2億1,700万、公共下水道事業14億1,100万円、上水道事業5億9,200万円となります。

同様に、平成27年度におきましては、総額24億5,600万円で、内訳としましては、道路橋梁維持補修事業2億円、道路新設改良事業1億6,800万円、住区基幹公園整備事業1億4,500万円、

公共下水道事業 9 億 600 万円、上水道事業 7 億 800 万円などとなります。

先に述べましたように、この額は昨年の 3 カ年実施計画ベースの数字ですので、現時点での概算額となります。本年度の 3 カ年実施計画により、改めて次年度以降の事業費等を精査する予定としておりますので、御了承、御了解をいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） ありがとうございます。景気対策、また公共事業投資によって、都市基盤整備といいますか、それが加速度的にある程度今までよりも進んでいくのかなと思います。その中で、やはり優先順位、また先ほども学校の教育施設の問題であるとか、また道路の問題であるとか、ぜひ町民の生活している人たちの要望も耳を傾けて、本当に住みやすい、そしてまたすばらしい阿見町をつくっていただきたいなど、こう思います。

地域の元気臨時交付金でやる事業内容ももう決まり、そのもらった交付金で何をやるというのは、大体事業的には決まっている話を聞きました。これを入札をかけて、もし余ったときにはどうなるんでしょうか、この限度額は。下げられるんでしょうか、それともそれはそのまま入ってくるんでしょうか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。地域の元気臨時交付金は、昨年度の暮れの年度末の補正で設置されたもの、措置されたものでございます。それで町のほうでは、事業費といたしまして 2 億 9,000 万余りの事業費で要望をいたしまして、その限度額ということで、国費以外の単費事業の 7 割の措置がありまして、1 億 3,000 万余りの限度額が示されております。それでこの事業、計画しました事業、全て予定通りやりますと、使い切るということになりますけども、先ほど川畑議員言われたように、入札行為である程度の差金が出たというような場合ですね、その場合には、この交付金のスキームでは、地方単独事業で使えますというふうになっておりますので、そういった差金が出た場合ですね、また国・県のほうとも協議をいたしまして、なるべく単費で使えるように、有効に使えるようにしていきたいと思います。まだ、実際そういったお金が、余剰金が出ておりませんので、詳しくはまだ協議していないところでございます。

○議長（倉持松雄君） 9 番川畑秀慈君。

○9 番（川畑秀慈君） ありがとうございます。先ほどの CO₂削減の環境問題であるとか、またいろいろと使い道はたくさんたくさんあると思いますが、ぜひ、そういうものにも、余れば使っていただいて、一步大きく踏み出していきたい、これを要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は 11 時 20 分からと

いたします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番永井義一君の一般質問を行います。

4 番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4 番永井義一君登壇〕

○4 番（永井義一君） 皆さん、おはようございます。じゃあ、私の一般質問を行います。

まず初めに、私はこの間、一般質問で放射能関連の質問を一貫して取り上げてきました。それはこの問題が一過性のものではなく、何年何十年と続くものだからです。しかし、今回はあえて放射能問題ではなく、この場外馬券場売り場の問題を取り上げました。それは、この問題が今の阿見町で一番憂える問題だからです。県内でどこにもない、この J R A の場外馬券売り場を阿見町につくってもよいものなのか。それは大きな問題だと思います。そのために、今回はこの問題 1 点に絞って質問をいたします。

去る 2 月の 8 日、全員協議会の場で初めて J R A の場外馬券売り場出店について話が出されました。そのときの J R A の出店理由では、茨城県内に発売施設を持っていないこと。2 つ目に、美浦トレーニングセンターから至近であること。3 つ目に、今後発展が期待できる地域であること。この 3 点が話されました。

その中で、まず茨城県内に発売施設を持っていないことですが、それは持っていませんではなく持てなかったというのが事実ではないでしょうか。過去に県内で何度か場外馬券場設置の件で話されたことがあります。ことごとく地元住民の方々の反対運動によって却下されたのです。馬券売り場を設置することができなかったのです。それが事実であります。

また、2 番目に美浦トレーニングセンターから至近であることとありますが、それはあくまで J R A の都合であって、近いのなら稲敷市ですとか牛久市だってあります。まさにこれは理由にならない理由ではないでしょうか。

3 番目に、今後発展が期待できる地域であることとあります。これは確かに事実です。また、阿見町としても発展させなければならない地域であります。しかし、その発展させなければならない地域に場外馬券場売り場は必要でしょうか。

先週の全員協議会で、地元の下吉原と新山の住民に対して説明会を行ったと報告がありました。説明会の議事録を読むと、全員協議会で、地元の御理解をいただいたというほどのことはないかと思います。まだまだ地元の人が心配に思っていることも推察できます。私も地元にビ

ラを配布したりお話をさせていただいたときに、心配されるお母さんが多くいました。何といっても競馬はギャンブルです。そのギャンブル性から、周辺地域では予想もつかない事故や問題が起こり得るものなのです。また、子供が馬券を購入することの懸念が出されています。馬券を購入できるのは20歳以上の学生以外です。20歳を過ぎても学生は購入することができません。また、高校を卒業して社会人になっても、20歳を過ぎなければ購入することができません。自動販売機のようなもので購入すると伺いましたが、その確認ができるのでしょうか。大いに疑問です。高校や大学の子供を持つ親ならなおさら心配ではないでしょうか。

また、2年間の社会実験として行うと言っていますが、その2年間の過ぎたときはどのようなのでしょうか。JRAとしては、社会実験の名をかりて常設に向けた先鞭をつけるのが目的ではないのでしょうか。実際に地元のメリットはという問いには、常設となれば、毎年の売上金に応じて環境整備費を交付すると言っていますが、その対象は発売施設の半径2キロ以内の道路整備事業と言っています。それも常設が絶対条件なのです。常設にならなければ、何のメリットもないことになり、反対に環境悪化という現象が起こりかねないのです。町や地域のイメージにも悪影響を及ぼしかねないと懸念も出ています。第5次総合計画では、施策の大綱として、町民が快適な環境で生活ができ、安全で安心して暮らせる町とあります。今回の計画は、そのところにも抵触するのではないのでしょうか。

以上の点から、以下の5点について伺います。

1番、今の阿見町にとって、場外馬券売り場は必要なのか。

2番、今回のこの社会実験の成否は、誰がどのように判断するのか。

3番、この施設は、2カ年の社会実験が終わればどのようなようになるのか。

4番、この場外馬券売り場が今後の阿見町にとってどのような意味をなすのか。

5番、過日、議員への説明のとき、地方競馬の場合は売り上げの1%が町に来ると言っていますが、町としては地方競馬の馬券場も考えているのか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 永井議員の質問にお答えいたします。

JRA発売施設は、阿見吉原地区において、2カ年間の社会実験として、映像提供を行わずに出店されるものであります。

まず、1点目の、場外馬券売り場は必要かについてであります。

設置が予定されている阿見吉原土地区画整理事業の東工区は、本年度中に整備が完了します

が、現在までにアウトレットやコンビニエンスストアなどの立地にとどまり、土地利用が進展していない状況にあります。これは、圏央道阿見東インターから南下するアクセス道路の未整備など、西南工区の事業進捗のおくれに加え、周辺に人口が少ないことが大きな要因となっております。町としましては、できるだけ早期に土地利用を促進し、圏央道を活かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。今回の社会実験は、そのまちづくりを推進していくための起爆剤になればと期待しているところでございます。

2点目の、社会実験の成否は誰がどのように判断するのかについてですが、場外馬券売り場は、あくまでもＪＲＡから提案があったものでありますので、社会実験の成否についてはＪＲＡが判断するものと考えております。

続いて、3点目の、社会実験が終わればどのようなことになるのかについてですが、当該施設は原則として2カ年で閉店することになりますので、特に何もなければ取り壊されますが、再出店する場合に活用する可能性が全くないわけではありません。全て、社会実験が終了しなければ、これはわからないことであります。

続いて、4点目の、場外馬券売り場は町にとってどのような意味をなすのかについてですが、隣接する美浦村には美浦トレーニングセンターが立地し、関係者が多く町内に居住しているほか、当町に多くの育成牧場もありますので、馬は町の地域資源であるということになると考えております。

最後に、5点目の、町としては地方競馬の馬券場も考えているのかについてですが、これは全員協議会で質疑応答のやりとりで、町として地方競馬の馬券場を考えているものではありません。町が地方競馬の馬券場をやるわけではありませんので。

既に下吉原地区、新山区において地元説明会を開催し、地元行政区の理解をいただきましたので、今月中に町長の同意手続を進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 今の阿見町にとって、場外馬券売り場は必要かについてお答えします。

場外馬券売り場には、学校その他の文教施設から適当な距離を有し、文教上著しい支障を来すおそれがないことというような基準があり、このような条件を満たして設置されるものと考えております。また、必要性に関しては、町全体のことを考え、いろいろな条件を勘案して判断するものであると考えております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） まず、最初の質問の中でですね、阿見町にとって場外馬券売り場は

必要かという質問なんですね。町長の立場として、または教育長の立場として伺ったわけなんですから、今の町長の答弁の中では、東工区にはアウトレット、あとはコンビニですか、それしかないということを言っていました。ただ、阿見町にとって必要なかというところの答弁が欠落してるんじゃないかと思います。そこをまず1つお願いしたいのと、あと、教育長のほうでも、やはりその教育長の立場というんですかね、というのがやっぱりあるかと思うんですね。やはり地元の人たちなんかが一番心配してるのは子供の問題、やっぱり子供の関係がありまして、それで、私も先ほど演壇で話ししましたように、馬券を子供が買うことが可能な施設なわけなんですね。ですから、そのことについて、また学校や施設が適当な距離をあけてあるという話がありましたけど、私もちょっと地図上ではかったんですけども、ちょうど吉原小が直線距離で2キロぐらいじゃないかなと思うんですよ。あくまでも直線距離が、なんですけども。これは先ほど、JRAのほうで常設になった場合は半径2キロのということがありましたんで、ちょっとはかったんですけども、その辺、2キロだとは思うんですけども、その辺、町として、学校からの距離が適切なかどうか、再度答弁をお願いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） それでは、私の方から、その町にとって必要かどうかというようなことについてお答えいたします。

まず、これはですね、この施設につきましては、民間の施設としまして、法律にのって設置される施設として考えております。そういったことですから、町として、公共施設でしたらば、必要無用というのはあるかと思いますが、民間の施設ということですので、法律にのって、また今、区画整理地内におきましても、この施設については設置可能な施設となっておりますので、それに基づいてやられるものについては、否定するものではないと考えております。そういったことからですね、無用有用っていいですか、そこについては、民間の施設ということですので、その辺については、町として特段といいますか、法律にのった施設であれば認めざるを得ないというような、そういった考えでございます。

〔「そしたら同意なんかいないじゃないか」「それにのってない……」「それは違う」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 永井議員の質問にお答えいたします。先ほど教育長が答弁したとおり、条件として文教施設に支障がないことということで、この間の全協の資料見ますと、農林水産大臣ですか、その大臣が承認ちゅうことで書いてありましたけど、当然、したがって青少年健全育成に対して、設置される際には、当然そういう適切な配慮で承認されるかと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 質問しているのは永井義一君でございますので、皆様よろしく御拝聴願います。

4 番永井義一君。

○4 番（永井義一君） 最初の部長の話の中なんですけど、まあ法律にのっとって民間でという話ありましたけども、法律にのっとってれば何でもありなのかっていうことが1つあるかと思います。実際にこの地域、住宅とか学校等も建てられる地域だと思います。ですから、私が一番懸念しているのは、こういったところに場外馬券場をつくることによって、阿見町としては、決してプラスにならないだろうと……。町のイメージですね。これから吉原に土地を買って家を建てましょうという人が仮にいますとします。その中で、近くに場外馬券場があつてよかったなと思う人が何人いると思います。やはり、私の今、質問の趣旨としては、最初に、いみじくもJRAも言っていましたけども、今後発展が期待できる地域であることっていうのがありましたね。実際これ、JRAが入る、場外馬券場ができることによって、今後発展が期待できなくなるっていうことは優に考えられると思うんですよ。

私もこの場外馬券場売り場の件に関して、地元の人たちに、先ほども言いましたけども、チラシも配布して、いろんな方とお話をしました。また、そのチラシを配布して簡単なアンケートを実施して、そのアンケートに基づいて返ってきたのがあります。ちょっと幾つか生の町民の声ですか、それをちょっと読ませていただきますと、「反対です。アウトレット近くなので、交通渋滞のおそれもあり、治安が悪くなる。近くに宅地販売の計画があると聞きましたが、場外馬券場売り場ができたなら、新しく家を持とうと思っている人は敬遠するのではないのでしょうか」あとは「イメージ的によいとは思わない。子供に悪影響を及ぼす。阿見町に必要性がない」あと「外れ馬券等のごみが散らかりそう」ですね。あともうストレートに「阿見町に場外馬券場は必要ない。吉原の住宅開発に場外馬券場をつくったら、新しく入る人には迷惑になります。ギャンブルを勧める必要はどこにもない。町はきっぱり断るべきだ」と。あとは「必要ない。子供のためによくない」この一言ですね。あと「馬券売り場に反対です。つくらないように頑張ってください。競馬はギャンブルです。そんなものを阿見町にわざわざつくらせたくない。私はギャンブルが嫌いです。大人たちがギャンブルにふけるのを子供が見聞きするのは、健やかな成長にマイナスです。工業団地の従業員がカモとして狙われるのではないのでしょうか。ギャンブルの深みにはまり込むと生活が悲惨です」あとまあ「絶対反対です。子供たちにとっても風紀が乱れると思います。茨城県内で反対して阻止されてきたものが、阿見で初めてできたら恥ずかしい限りです。絶対反対です」

実際、この6通ですか、今、返ってきたんですけども、あの地域に大体100軒前後かとは思

うんですけど、当日ビラを配りながら話をした家も五、六軒あります。それ以外に返ってきたところもちろんあるでしょうけども、やはり地元の住民としては、今の意見がやはりあるわけですね。それで、一番問題なのは、今回が場外馬券場売り場、今までは形として、一つの場外馬券場売り場ということで、モニターもつけて、かなり大きい施設でというようにやってきたわけですね。この間、土浦とか龍ヶ崎、あと利根町、あとはどこだ、結城あたりでもそういった話があって、ことごとく地元住民の反対によってできなかったわけなんですけども、やはり今回は社会実験ということでやられている。ＪＲＡも多分考えたんでしょう。ストレートに來たら反対されるなど、地元住民に。それを２年間の社会実験で、大きさもコンビニ程度ですよ、駐車場も四、五台程度のスペースですよ。ですから、そんなに大きな問題じゃありませんよ。なおかつモニターもつけませんよということで、まあ入ってきて、それで下吉原の地域、新山の地域の中でＪＲＡの方が説明してやったかと思うんですけども、私もこの前の全協のときに、この議事録いただいて見たんですけども、あのとき部長が、地元の人は大体御理解していただいていると言ったんですけども、実際、この議事録を読んでいると、やっぱり心配される声があるわけですね。

ここでちょっと１つ聞くんですけども、先ほど、法律にのっとって民間のという話がありましたけども、実際、議事録をとって、町民の理解を得て、なおかつ町長の同意を得てという話が順番でありますけれども、その中で、再度お聞きしますけれども、町長自身、町長自身は、この場外馬券場について、どういう態度を、まあそれで言えば、賛成か反対かという話なんですけども、それがはっきり言ってこの１番の質問の中にも入っているわけなんですけども、実際、町長が同意しなければ建たないわけですよ。だから、法律云々かんぬんじゃなくて、やっぱりそれは町長の同意というのがやっぱり必要になってくると思うんですけども、その辺どうですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう最後にちゃんと言ってるじゃないですか。今月中に町長の同意手続を進めますと。私は同意をします。やっぱり何でもね、反対の人もいれば賛成の人もいますよ。しかしやっぱり経済行為っていうのは、全て反対では日本成り立たないんです。産廃の問題だって何だって、きちんと法律にのっとって許可されれば、これはできるわけであってね、それもあれもだめだっていう、やっぱり地域衛護をばっかりかざしてたら、物事が前に進まないんですよ。私は、決して悪いことじゃないと思っておりますし、それで、あの地域自体がね、やっぱり住宅団地になるような場所ではないということ。西南地区も、私がこう見た感じではね、住宅団地っていうのは、なかなかあそこでは人が住むっていうそういう状況じゃない。そういう場所ではない。そのためには早くね、土地利用をするためにもね、やはりいろんな外部

からの人の流入とか、そういうものも大事なかと、そういう思いをしております。私はもうこれは許可をしたいと、自分では許可をするということでもあります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の1番の部分なんですけど、同じ質問を私、教育長のほうにもお願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

〔「教育者の立場で」と呼ぶ者あり〕

○教育長（青山壽々子君） このことについて全面的な責任を持って発言を持つということでは、私はないと思っております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 質問の中で、町長と教育長とあえて分けたのは、やはりその教育長という立場であるかと思しますので、あえてそこで同じ1番の質問を町長と教育長と分けたので、お願いします。

〔「素直に答えればいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 今申し上げましたように、今の件については、全面的に責任を持って発言権を私が持つというようなことではないと思っております。

〔「懸念もあるって答えればいいじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 今の永井議員の中でですね、ちょっと手続について御説明したいと思います。この場外馬券場の設置につきましては、原則はJRAがですね、農林水産大臣に申請して承認をもらって設置するっていうことになります。ただ、その申請の段階ですね、必須事項としまして、まず、町村の場合には首長の同意。ですから、阿見町の場合には町長の同意。その後、地元警察署の協議等が、そういったことが必須事項となりますが、それで、町長の同意となりましても、町長がその判断する材料としまして、地元の行政区の意向というのを、これは確認しなければならないということで、町長のほうからですね、2つの行政区につきまして、文書のほうで照会させていただいています。その中で、2つの行政区がJRAの方々を呼んでですね、説明会を聞いて、その説明会の議事録を、この前、全協でお示したものでございます。その後ですね、2つの行政区につきましては、定期総会、毎年3月末、4月初めにやりますけども、その総会の中でですね、この町長からあった照会につきまして、どのような意見を出すかというのを、その辺を取りまとめて、それで意見書をいただいたものでございます。正式に今、公平な手続、定期総会の中でですね、2つの行政区がその手続を踏んで、

交通渋滞とかそういった条件はあるものですね、それについて、設置について認めていただいたということです。それを受けて、町長がただいま発言した方向で進めていくというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は町長の考え方も聞きたかったもので、いいんですけども、今、部長のほうで話あって、地元の2つの地域のその総会、話ありましたね。先週の全員協議会の中で、決はとったのかと、私、部長に伺いました。決はとってないという答えでした。そうですよね。で、今、その意見書をいただいたという話がありましたけど、私、その意見書というのは、まだ見ておりません。どういうことが書かれているのかわかりません。それは後で見せていただければと思うんです。

それが1つで、実際、総会の中での決はとっていないけども、全体として、どういう意見書なのかわかりませんけれども、全体として理解いただいたっていうのが部長のお話だったと思うんですけども、要は手続上はそういった形で、別に決はとらなくても、町のほうが地元の理解をいただいたというふうな判断をすれば、それはもう地元の理解を得たっていうふうな感覚で町は思うわけですか。それを1つお願いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） まず、行政区の決ですけども、それは総会において、各行政区で手続上で決をとるのか、その辺の決議のやり方があると思います。その中で、2つの行政区が、区長さんがですね、意見を取りまとめて、それで決議されたということですので、それで意見書も区長名でいただいておりますので……。

○4番（永井義一君） 決議されてないでしょ。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 決議といいますか、それでまとめていただいたということですね。

○4番（永井義一君） 意見書ですね。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 意見書として、はい。照会したものに対して意見書としてまとめたということでございます。それで、それにつきましては、中の具体的なといいますか大まかな内容としましては、そういった交通対策ですとか、そういった防犯対策等について十分配慮されるようにというようなことでございます。まあ、条件つきといいますか、そういった形で設置を承認いただいたということでございます。

それと、町の意見としましては、やはりその地元の意見が、これがまあ最優先ということがあります。ですので、2つの行政区、地元が認めていただいたということは、それはそういう民意ですので、町はそれに基づいて進めるというような、そういった考えです。

○議長（倉持松雄君） 4 番永井義一君。

○4 番（永井義一君） じゃあ、とりあえずその意見書は、後でコピーでも構いませんので、ください。

〔「今、見せてもらえよ」「全員に配ってよ」と呼ぶ者あり〕

○4 番（永井義一君） それで、その次の、今回 J R A が社会実験を行うということで、先ほど質問の中で、その社会実験の成否は誰が判断するのかって質問したら、J R A が判断するということを言いましたけれども、実際のところ、その社会実験ということで J R A がやるわけですけども、こういった形で J R A が行うっていうのは初めてですか。それお伺いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、初めてと聞いております。

○議長（倉持松雄君） 4 番永井義一君。

○4 番（永井義一君） まあ、初めてということで、ですから、どういう形で、どういうふうになれば成功なのか、どういうふうになれば失敗なのかということも、多分 J R A のほうとしても初めてということなので、具体的に考えているのかわかりませんが、実際、町として、やはり阿見町の土地を使って J R A がやるわけですから、こういった形で成否をとるのかを、それを確認したほうがいいと思うんですね、町としても。ですから、J R A に対して、極端に言えば、1 回の売り上げが幾らになったら成功なの、失敗なの——まあ、それは年間を通してかもしれませんけども、まあ、1 回 1 回の……。まあ、私も競馬やってないんでわからないんですけども、土日のレースがあるって話ありましたよね。重要なレースなのか、まあ、変な話どうでもいいレースなのかかわかりませんが……。ですから、まあ、1 回 1 回……。まあ、もちろん売り上げの報告だけでしたら、1 回ごとの報告というのはもちろんできると思うんですけども、要は町としてそれを把握すべきじゃないかと思うんですよ。極端に言えば、J R A のほうがその成否を判断するっていうことなんですけども、言ってしまえば、J R A のほうとしては、この吉原に常設したいと思うんですよ。それは誰でもわかりますよね。ですから、そのことで、要は常設したいと言っている人間が、失敗しましたって言うことは、まずないでしょ、常識的に考えても。ですからこそ、町としては、どうなのかっていうのを、これをしっかりチェックする必要があるかと思うんですよ。社会実験なんですから。実験ですから、成功もあれば失敗もあるわけですよ。ですから、全部丸投げで J R A のほうにお願いしますねっていったら、社会実験じゃないですよ。町として、仮に、もしね、ほかのところでまた社会実験やりたいって、阿見町さん、どういう対応とりましたかって、行政区同士の話があったとき、いや J R A のほうに丸投げしましたよというんじゃ、行政として恥ずかしいでしょ。やっぱり社会実験ですから。ですから、この社会実験の成否に関して、やっぱり阿見町もデータとして

は、絶対これとっておくべきだと思うんですよ。それで、町民に聞かれたときに、これこれこういうことで1週間とか1カ月の売り上げがこうですよというのぐらひは話ができるようにしておかないと、町民としてもやっぱり納得できない部分があるかと思うんですよ。その辺どうですか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） まず、今ですね、町の土地というような、議員、発言されましたが、あそこは……。

○4番（永井義一君） あ、民有地ですね。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ええ、民有地です。

○4番（永井義一君） はい、それはわかってます、ごめんなさい。

○生活産業部長（篠崎慎一君） それで、民有地において民間がそういった社会実験を実施しますので、まあ、町が目標指数等を設けてどうのこうのっていうことは、ちょっと……。

○4番（永井義一君） ん、目標とかそういったことで……。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ではないですけども、ただしですね、やはりそういった状況については、その都度報告をいただくようには考えております。ただそれをですね、町が何か基準を設けてどうのこうのっていうことはございません。

○4番（永井義一君） ちょっと待って、ちょっと勘違いしてるかな。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 別に町が基準を設けろっていう話は、私してません。要は、社会実験だから、それを町も知る必要があるんじゃないのという話なんですけどね。ですから、町民が聞いたときに、いや先月はこうでしたよっていうのが答えられるようなシステムを、やっぱりつくったほうがいいと思うんですけども、それちょっと勘違いしてれば……。大丈夫ですか。今の答弁の中でちょっとね、不安があったので。

〔「町長が答弁したらいいじゃない。データはもらうとかって言うてんだったら」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） これはですね、例えばアウトレットですね、なんかでもですね、入場者数については逐次報告を受けてまして、それでいろんな方々に、もし聞かれましたらば、何人ぐらい入ってますよとか、そういったことはお答えしてますので、それと同じようにですね、情報はもらうつもりでおります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際、社会実験として行う——まあ、アウトレットの場合にはね、も

う社会実験って関係じゃないかと思うんですけどね、やはり町としてデータとして蓄積するというのは必要かと思うんですよ。やはり私のほうとしては、2番目の質問の中での成否というのが、やはり先ほど申しましたとおり、やりたいっていう人が、ここで社会実験をしますよという、じゃあ失敗しましたっていうことはまずない。これは社会常識的に考えてそうだと思うんですよ。ですから、そのことを考えて、本当は、これ極端な話ですけども、売り上げが一銭もなかったという月がもしあるとします。で、JRAから9月なら9月、売り上げがゼロでしたよって報告、ま、来ます。そのときにね、それが続いた場合、いや社会実験成功しましたよとは言えないでしょう。やっぱりそのためにもね、町としてもそういったデータをしっかりととくべきだと思うんですよ。

その次の質問にもかかわりますけども、2年間の社会実験が終われば、どのようになるのか。先ほどの町長の答弁の中でも、特に何もなければ取り壊されるのかなと。まあ、社会実験が終わらないとわからないというような話がありましたけども、実際のところ、部長もわかっていると思うんですよ、これ常設したいっていうのは、ね。私、部長のところに、大分前ですか、4月か5月ぐらいだったかな、行ったときに、この場外馬券場の話ししたかと思うんですけども、その中で、今の予定地のところの後ろに調整池があるという話、覚えているかと思うんですけども、調整池があると言ったのは部長のほうなんで、これはね、覚えているかと思うんですけども、その中で私も、実際、こういったのをJRAのほうで考えている場合には常設を考えているんじゃないんですかという話をしたときに、いや、後ろに調整池があるから、それは大きくはできませんよと、こっちのほうのエリアだったら広いですけどねというようなこともね、部長、お話しされたの覚えています。ですから、やはり、JRAのほうとしては、はっきり言って常設っていうのは、もう100%見越した形での今の動きだと思うんですね。

なおかつそのターゲット、これ全協のときに、アウトレットに来る家族連れのお父さんという話、ありました。はっきり言って、そのアウトレットに来るお父さんも、別に自分で買うものがなければ、周り見渡して、わあ、あそこに馬券場があるんじゃないかっていうんで買いに来る人も、なくはないと思うんですけども……。

それともう1つ、これは全協のときの話じゃなかったんですけども、それも部長のところに邪魔したときに話が出たのが、メグミルクの独身寮ですね。これ県の計画でちょっと調べたんですけども、ちょうど今、位置的にどの辺なんだ、今のセブンイレブンがある裏あたりですか、そこに入札ということで、メグミルクが落札したわけですけども、まあ、それは私、最近ネットで調べてわかったわけなんですけども、これもあのときの話の中で、そのメグミルクの独身寮の話も出ました。それで、私自身、工場があそこに来るのはいいんですけども、実際、独身寮をそこにメグミルクのほうとして建てるわけですけども、そこに町として、そのとこに

ターゲットって話は、これはいかなものかと思うんですけども。その辺の感じ、部長、その時の話を思い出して、ターゲットの問題、もう1つ——ターゲットって言い方、おかしいな、対象者ですか、どういったところが対象者であるのか。お願いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 個別のお話の中で、その中で、ちょっと3点ほど、今、御質問ですけども、まず1点目がですね、常設化の話で、今あそこには常設は難しいだろうというような、そういったお話は確かにしました。ウインズ的な大きなものになればですね、あの面積ではとても足りないというような、3ヘクタール、4ヘクタール、あるいはもっと大きな敷地が必要だということです。あそこは全部でも1ヘクタールないですから、そこではないということです。それはお話ししてます。

それから、ターゲットということで、確かにですね、この設置の理由が、発展する地域ということで、アウトレットもありますし、年間400万人の方々が来訪されているということです。当然、企業とすればターゲットとするのは当たり前かと思います。

それと、メグミルクの独身寮というようなお話ありましたけども、メグミルクの独身寮の方々をターゲットっていいですか、それは、何というんですかね、JRAのこの場外馬券場の計画の後の話ですので、その中にお住まいの方々をターゲットにするということではなくてですね、まあ、高速道路のインターの至近距離、それから400万人の来訪者があるアウトレット、そういったところ、それから今後発展するという交通のインフラがいいというような、そういったことからターゲットということで、私はちょっと、そのメグミルクの独身社員をですね、ターゲットにするというような、そういったことはちょっと言った覚えはございません。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっと言った言わないの話になっちゃうとね、前の話で、記憶も定かでないと思うんですけども、まあ、私の中での記憶では、そういった話があったというのは、一つ言っておきます。

それとあと、4番目の場外馬券場売り場、今後阿見町にとってどのような意味をなすのかという部分なんですけれども、先ほど町長の答弁の中で、関係者がたくさん住んでいるという話もありましたし、馬が、何ていうのか、牧場があるってというような話ありましたけど、実際、馬券買う人は、関係者とか馬の関係は買えないんですよ、たしか。ですから、今の答弁にはなっていないですよ、はっきり言って。私が聞いたかったのは、これは1番の部分と大いに関連するんですけども、先ほど、地元の人が危惧していた、この地域にまたは阿見町にとって広く言ってもいいかと思うんですけども、家を建てよう、引っ越してこようというときに、その馬券があると、それで二の足を踏む人がいるんじゃないかなと思うわけですよ。ですから、その

関係者が多く云々かんぬんではなくて、これから発展していこうというその地域において、人が住もうと思うのか、または、馬券場があるから、ちょっとこれは、うちの子が馬券をね、そこで買うんじゃないかって、そういう危惧を持たれる人も多いかと思って、この設問で聞いたわけですけども、ちょっと観点が違ったんで、今の観点で、もう一度答弁をお願いします。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ちょっと私のほうからですね、場外馬券場があると、区画整理のイメージっていいですか、住む土地を購入される方がいないんじゃないかというような、そういったお話ですけども、私どもですね、確かに区画整理のイメージっていうのをどうかっていうことで、その辺は県等との協議をしております。それで実際にですね、この吉原地区と酷似しておりますひたちなか市にですね、茨城県が土地区画整理事業を行いましたひたちなか土地区画整理事業というのがあります。国営海浜公園ですとか、あとジョイフル本田のショッピングモール、それから、今度すぐコストコができるっていうような、そういったところです。ここにはですね、既にもう、これはＪＲＡではなくて地方競馬ですけども、オフトひたちなかというのがございます。平成15年にもう開業しているということです。全く似てると、インターチェンジもあれば、すぐ近くに東海村とひたちなか市の広域の斎場もあれば、あと2キロ以内に小学校もあるということで、そこを視察してまいりました。その中で、当初やはり、今永井議員が御指摘のような、いろんな御意見があったそうです。ただ、でき上がってみますと、そういった交通渋滞ですとか、それから風紀が乱れるとか、そういったものは、まあ皆無というふうに担当者の方も言われていますし、私どもも、その現場に行きまして、警備されている職員の方ですとか聞いたところ、そういったことはないというふうに確認しておりますので、そういった御心配はないかと思います。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 実際そのひたちなかも、私も調べましたが、実際、あそこは地方競馬の形になってまして、商業施設がかなりね、でき上がってきてるということで、そこはそれで、それぞれにそのひたちなかの地元の住民の声を聞いたことはないんですけども、私の感覚としては、やはり、ひたちなかでできたから阿見町も安心なんだよ、安全なんだよということは言い切れないと思うんですよ、ね。ですから、これも私の一般質問のところからずっとつながってる部分なんですけども、やはり、町にとって安心安全の町にとって、やはり少しでも懸念があるものに関しては、やはり慎重に考えて、町長も私は賛成ですよって言うんじゃないくて、やっぱり慎重に考えて、町のためになるものはどうなのかっていうのをね、考えたほうがいいと思うんですよ。

私、この間、議員1年間ずっとやらせていただきましたけども、町の行政の対応としては、

やはり上から来たものだから、周りでやってるものに関して、すごくこう無批判に受け入れてしまうなというのが、私、率直な感想なんです。ですから、このJRAに関して、JRAのほうから町に話が来ました。もっと私は、町として、まずは警戒するほうがいいんじゃないかと思うんですよ。逆に、町は、変な話、受け入れるとまでは言いませんけども、その地元の合意があればいいんだって言うだけでね。ですから、ここに書いてあるとおり、阿見町にとって、この場外馬券場がこれからどういう意味を持つのかっていうのをね、やっぱり町としてしっかり考えていただきたいし、なおかつ常設という形になった場合には、今のコンビニの形ではないと思うんですよ。それは多分部長もそう思っていられっやるのだとは思いますが、今実際コンビニっていう形だから、モニターもなければ……。

〔「我々の想像よりも全然違う話だよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） モニターもなければね、あとは、はっきり言ってウインズみたいな感じで考えれば、食べ物、飲食店等々ね、後樂園なんかあります。そういったところをJRAのほうでどう考えているのかわかりませんが、やはり、常設化された場合には、もっと今よりも、コンビニ程度じゃなく被害が及ぶんじゃないかと私は推察します。そういった中で、私は今反対して、地元のほうの人でも、さっき言った形で、まだ6名ですけども反対の意見が出ているということなので、ぜひとも考えていただきたいんですけども。

5番目に、地方競馬の場合、何で5番目にわざわざこれを書いたかということ、非常に町が安易に物事を決めてしまうんじゃないかっていう不安があったからです。これは篠崎部長が説明したんで覚えているかと思うんですね、2月の全協のときに。別に町としてどういうメリットがあるんですかっていうふうな質問の時の話だったと思うんですよ。1%町に来ると。今、町長の回答としては、町としては考えていないという回答をいただきました。

○町長（天田富司男君） 町が考えることじゃないっていう話ですよ。全然話が違うんじゃないか。

〔「きちんと答弁したら……」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 町は……。まあいいや。要は、基本的にはだから、町が積極的にこんな誘致するってことじゃないわけですよ。じゃあ、逆にじゃあ、今の話の中で、じゃあもし地方競馬……。じゃあ、もしじゃなくて、地方競馬場の馬券売り場をJRAが常設になった。もしそれで、もうもしという言い方はあれだな。それで、地方競馬が、阿見町さん、ここにも地方競馬を建てたいんですが、馬券売り場を建てたいんですがっていう場合には、どうします、答え。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 実験をやるやるって言ってんの、自分がうがった見方でね、こう

なったらこうなる，こうなったらこうなる。それは永井さんの考え方であって，私たちは実験等を2カ年やるのには賛成しますよって言ってるだけであってね，あなたが言ってるように常設になったら滑って転んだって言ったって，これは先の話じゃないですか。そのときになってみなけりゃわからないことを，今自分が心配性で言ってるんだかわかんないけど，これはやっぱり2カ年間，やっぱりやっていただくというのが，私の考え方なんで，その点は，もう理解してください。こうなったらこうなる，こうなったらどうなりますかっていう話は，もうこの議論ではないと思うんですよ。2カ年の実験をやりたいっていうことを，私はそれは地元が大体賛成しているっていうことであるならば，私はもうそれは賛成しますよと，認めますよという話をしてるわけだから，その点の議論ならいいけど，全然違った議論になってっちゃうから。先は何だ，これは何だっていう話ではだめだと，私は思いますね。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 町でも3カ年計画だ5年計画だって，いろいろやりますよね。で，実際，2年の実験の中でね，やっぱりそれは先を考えるわけですよ，普通は。

〔「まあ，そうだよな」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） 考えなかったら行政やってけないでしょ。2年後はどうなるかわかりませんけどもって，ね。だから，やっぱり行政としては，3年後，5年後，阿見町をどうするのかっていうのは，やっぱりこれは考えていかなきゃいけないと思うんですよ。もちろん行政だけじゃなくて，私たちもそうですけども。ですからこそ，こういった形で一般質問しているわけですよ。今の町長の話の中で，まあそういうのは，先のことは，実験が終わってみたいとわかんないという話がありました。やはり私がこの間，一般質問で取り上げている放射能の問題もそうですよ。そこで冒頭話しましたように，これも十年先，何十年先という問題が起こり得るとというのが，私は非常に心配しています。だからこそ，この間，ずっと一般質問で取り上げてます。今回，それも含めて心配なのが，この馬券場のことなので，これはまあ，十年先，二十年先というよりも2年先のことなんで，ですから，私，町長が心配性だどうのこうのっていうよりも，逆に私は，心配しない町長のほうが，あれっと思うぐらいなんです。ですから，ぜひともこれはもうしっかり心配していただいて……。

〔「拍手出ちゃったよ」と呼ぶ者あり〕

○4番（永井義一君） なおかつさっき話がありましたけども，社会実験のデータ，これは確実にとってください。それで，町民が何かのときに閲覧，見せてくださいって言ったら，しっかり見せてもらって，ですから，そこはあくまでも町民は，今はコンビニ程度でとりあえずいいんじゃないのっていうことで，そういう話にずっとなってますけども，それが成功したのか失敗したのか，その後の，一番問題はその後の常設になったときが一番問題なんです。ぜ

ひともそこをしっかりとデータ等々をね、確認していただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時15分からいたします。

午後 0時14分休憩

午後 1時15分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、15番久保谷実君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、17番佐藤幸明君の一般質問を行います。

17番佐藤幸明君の質問を許します。登壇願います。

〔17番佐藤幸明君登壇〕

○17番（佐藤幸明君） それでは、通告に基づき一般質問を行います。

風疹の予防接種費用の助成についてお伺いします。

妊娠を望む女性や妊婦の夫らを対象に予防接種費用を助成する動きが全国自治体で広がっております。34歳から50歳の男性は、子供のときに予防接種の機会がありませんでした。25歳から33歳男女は、中学校のときに1回あったそうですが、学校での集団接種ではなく各自が医療機関で受ける個別接種だったため、接種率が低いと言われております。結果として、25歳から50歳の男性と25歳から33歳の女性は免疫がない場合があり、風疹に比較的にかかりやすいと言われております。

妊娠12週までの女性が風疹に感染すると、生まれてくる赤ちゃんが難聴や心臓疾患、白内障などの先天性風疹症候群になる可能性が高いと言われております。そのような理由から、多くの自治体で積極的な予防接種を奨励している。子供を授かり、健康的で元気な五体満足での赤ちゃんの誕生を、両親、家族、誰しもが願うわけであります。このような方々に、町は安心をプレゼントしてはいかがでしょうか。町長の御所見を伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 風疹予防接種費用の助成についての御質問にお答えをいたします。

今年度は風疹の報告件数が多かったため、厚生労働省より注意喚起や予防接種の接種勧奨が行われているところです。感染症発生動向調査では、5月22日現在で7,540件の報告数がありますが、地域によりかなりばらつきがあり、全国的に一番多いのが東京都の2,187件で、関東

では、神奈川県が981件、埼玉県が679件、千葉県が462件であり、茨城県は77件となっております。なお、そのうち、土浦保健所管内での報告件数は、5月31日現在で13件となっております。また、風疹の流行時期は春から初夏であり、今後は徐々に発生数も減少すると思われます。県内及び近隣での報告件数が少ないこと及び流行時期を考慮し、特別に風疹の予防接種について助成を行う予定は考えておりません。

現在、風疹予防の対策として、町民課と連携し、婚姻届提出者に対して風疹予防のための情報提供としてチラシの配布や、広報あみにより広く町民に対して周知を行っているところです。これらの情報により、予防接種を自主的に受ける等の対応をしていただければと考えております。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 春から初夏にかけての流行だということでございます。そういうことでございますけれども、まだまだ流行している兆しがございます。そういう中ですね、まあ、チラシを配ったり、婚姻届された方々にそういう案内をしているということではありますが、まあ、本当はね、本当に、それでなくても、子を持つ、宿すということには、特に女性には大変な大変な思いがあらうかと思うわけです。そして、その十月十日、幾らかの不安でも払拭するがためにですね、助成すべきだと思うことでございますが、やらないと言ったらやらない人ですから、この先は問いません。

ひとつですね、窓口におかれましても、まあ自費でやれば予防接種でも何でもできるわけですから、そういうことを広く多くのね、適齢期の方々にお話ししていただきたい、お伝えしていただきたいということを要望しまして、この件は終わりにします。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 次の質問に入ります。

少子化対策についてお伺いします。

去る6月5日、厚生労働省は、2012年の合計特殊出生率——これは1人の女性が生涯に産むとされる子供の数をいいます、その数が、前年を0.02ポイント上昇し1.41だったとの発表がありました。1.4%の回復は1996年以来16年ぶりと報道され、30歳代の女性の出産が増えた形で、結婚と子供を産む時期がともに遅くなる晩婚化、晩産化の傾向が顕著になっている。第1子を出産する年齢は11年に初めて30歳を超え、12年には前年比で0.2歳分上昇し、1995年と比べても、既に3歳近く上がっています。合計特殊出生率が上がったことは喜ばしいことですが、2人の親から1.41人では、人口増にはならない。少子化に歯どめがきかない。

このような現状の中で、町として施策を考えたとき、若い人たちに結婚情報の提供等のお手伝いのできる結婚相談所が必要だと思います。以前、社会福祉協議会に委託しておりましたが、

今年度から廃止になっております。その理由と、再開の考えがあるのかをお伺いします。

次に、結ばれた2人が子宝に恵まれないケースがあります。県と町で不妊治療費の補助をしているが、増額できないか。また、治療の回数が限られていると記憶している。回数を増やすことはできないかをお伺いします。

次に、待ちに待った赤ちゃんが誕生し、産休が明けると、職場へ復帰しなければならない。赤ちゃんを預かってくれる保育園が必要となります。今春、民間保育園が開園しましたが、現在の待機児童数は何名かをお伺いします。

次に、家庭には子供が少ない。若い両親も子育ての経験が乏しく、核家族化でおじいさん、おばあさんとも同居していない。若い2人は悩み、迷いも多いと思う。そのようなときに、隣近所、地域の人たちの手助け、温かい援助が必要である。地域全体で子育てをするまちづくりを考えなければならない。町はどのような施策をお持ちかお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、少子化対策について4点ほどございますが、まず1点目の、結婚相談所廃止の理由、再開はについてですが、まず、結婚相談所は、町社会福祉協議会が開設しており、町としましては、これまでこの結婚相談所事業に補助金を交付することで支援してきました。しかしながら、1つの町の単位で結婚相談事業を進めていくには限界もあり、多くの方々を成婚に結びつけるという状況には至りませんでした。

一方、茨城県においては、少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化の流れを変えるため、平成18年に、県と社団法人茨城県労働者福祉協議会が共同でいばらき出会いサポートセンターを設立し、同センターを中心に市町村、関係団体、企業、ボランティア等を連携し、結婚支援事業を推進しております。

そこで、これからの結婚支援事業は、1つの市町村がそれぞれに取り組むのではなく、県内の市町村が一体となって進めていくことがより効果的であることから、阿見町結婚相談所補助事業を発展的に解消し、いばらき出会いサポートセンター事業を活用していくこととし、そのことを踏まえ、平成23年3月に決定の行政改革大綱実施計画における実行計画の1つとしたところです。阿見町結婚相談所補助事業は、本計画に基づき平成24年度を最後に廃止を決定し、結婚相談所を運営している社会福祉協議会では、それを踏まえ結構相談所の廃止を決定しました。

今後の結婚支援は、いばらき出会いサポートセンターを中心に実施していきたいと考えております。結婚相談所の再開は、現在のところ考えておりません。

特に、今日あたりも、朝日新聞に、「夜の空コン」ということで、非常に、茨城県、茨城空港での400人定員のところ700名も集まったっていうような、そういう話もあります。やはり、

どういう企画をもっていくかっていうのは、非常に大事なと、そういう考えを持っています。

次に、不妊治療費補助の増額、治療回数の増についてですが、不妊治療は、保険が適用される薬物療法及び手術等と、保険が適用されない人工授精や体外受精に大別されます。保険が適用されない高額となる人工授精や体外受精の不妊治療を受けた場合に、県が実施している不妊治療助成事業により、治療費の一部、15万円を上限に助成されています。この県の事業は、平成16年度から開始しており、助成対象となる不妊治療の回数については、1年目に3回まで、通算5年で10回までとなっています。

町では、翌年の平成17年から、町の単独事業として、県で助成を受けた方のうち治療費が15万円を超える治療を受けた方を対象として、1回5万円まで助成を開始しました。高額な不妊治療を受ける方の負担軽減として、県内でもいち早く実施しているものです。助成内容としては、昨年度までは、年2回まで、通算5年で10回までの助成としていましたが、なるべく早い時期に治療を受けることで妊娠できる可能性が高くなることから、今年度からは、県の助成内容に合わせ、初年度は3回までの助成といたしました。

町としても、今後も引き続き不妊治療を受ける方の支援を行っていきたいと考えております。

次に、待機児童数についてですが、平成25年4月1日現在、阿見町の待機児童数は2名あります。これは、昨年と同時期の待機児童数19名ですので、大幅に改善をいたしました。これにつきましては、先ほども佐藤議員のほうからもありましたが、定員150名の民間保育園が平成25年4月に開園できたことや、家庭的保育事業の実施が大きな要因と考えております。

次に、地域子育てをするまちづくり対策についてですが、都市化や核家族の進行により、近所づき合いが希薄になると同時に、少子化によって、子育ての中の親同士の交流や同世代の子供同士の交流の機会が少なくなっています。このため、子育てに関する情報や相談相手が不足している子育てをしている母親が育児不安になる懸念があります。本町では、次世代育成支援対策行動計画に基づき、保育所や幼稚園に通園する前の乳幼児の居場所づくりとして、地域子育て支援センターの運営を行い、子育て・育児相談の実施など、子育ての孤立感や不安を軽減する取り組みを展開してまいりました。相談窓口は、公立の保育園や民間保育園、児童館へと拡大しております。

その他の子育ての援助を行う取り組みとして、子育ての援助を受けたい人で行いたい人を会員とする相互援助組織により、保育所等への送迎や一時的な預かり保育等を行うファミリーサポート事業があります。この事業は社会福祉協議会に委託しており、事業が着実に増加しております。また、保護者のやむを得ない理由により児童の保育が困難な場合に、保育所で対応している一時保育サービスには、多くの申し込みがあります。さらに、保護者の病気や育児疲れ

や事故等で児童の養育が一時的に困難になったとき、短期間、児童養護施設等でお預かりするサービス等も、件数は少ないのですが、着実に利用が増加しております。

また、子育て中の親が気軽にできる事業や、わかりやすい情報を提供する必要があります。子育て支援の情報発信として、広報あみの中に子育て支援情報を掲載しています。また、平成25年度は、子育て支援センターで発行しています子育てハンドブックもB5からA4に拡大して、より子育て支援情報の充実を図りました。

このような地域ぐるみの子育て支援により、今後も子育て支援環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） まず、社会福祉協議会に委託をしておりました結婚相談所のここ数年——5年なら5年のですね、実績等わかりましたらお知らせください。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。社会福祉協議会のほうへ補助金を出している予算区分が町民活動推進課のほうの所管になりますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

平成20年以降でいいますと、昨年までの24年までの間に14人の方が成婚しております。会員同士というのは、その中で2人、2件になります。あとは、お相手が会員以外の方と結婚したと、そういうことになっています。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 年度ごとの実績がわかりましたら、お知らせいただきたい。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） それでは、20年から。平成20年1件、21年が5件、22年が4件、23年が3件、24年が1件です。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 県ですね、茨城で事業サポートセンターですか、1,000組からのカップルが誕生したというような報道もございました。町としてもですね、これ、24年度でも1組、23年が3組、22年が4組、21年が5組と、こういう実績を上げているわけですから、県任せじゃなくて、町は町でですね、そういう機会をつくってあげて、町内の人たちにですね、そういう出会いの場を提供していただきたいと思うわけです。現在は考えていないということですが、あしたあたりから考えてもらえるのかどうかをお聞きします。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） お答えします。ただいま、県のほうにお任せというお話がありま

したけども、町の考え方としては、全て任せちゃって後は知りませんという考え方ではありません。今、総合計画の見直しをしている段階でもあります。将来人口を増やしていくためには、やっぱりこの結婚問題ということも、今回のテーマ少子化対策の一環の話ですけども、大切なことだと考えています。それで、町の結婚相談所だと、どうしても会員の登録する人の範囲が限定されてしまうとか、あるいはそのお相手を求める先が限定されてしまうとか、まあ結果としてはなかなか成婚に結びつかないと。結婚相談員の方々9名ほどおりましたけれども、皆さん方一生懸命頑張られたと思います。それでもなかなか難しいという状況がございました。

県の出会いサポートセンターのほうは18年から始まりまして、かなりの成果を上げていると。今、会員数が約3,300名ほど——会員数ではなく、正確に言うと登録者数ですね、3,300人くらいいて、先ほど佐藤議員さんも言われたように、今まで1,000組くらいの成婚者がいたと。そういったところに活動を集約していくといいますか、一緒にそういう枠組みで事業を進めていくことによって、成婚へも結びつけやすくというか、今まで以上に成婚に結びつくようなということが期待できるというふうに思っています。

町としてはですね、その出会いサポートセンターの中にマリッジサポーター制度というのがありまして、県民の方どなたでもサポーターになれるんですけども、阿見町からも今現在5人ほどマリッジサポーターという方がおります。この方たちは、今までの結婚相談所でいえば相談員さんの的な役割も果たす方々なんですけど、そういったそのマリッジサポーターに、より多くの町民の方がそのサポーターとして参加もしていただくような働きかけをするとか、あるいはマリッジサポーターの方々と町がタイアップして何か新たな事業を展開していくということも、今後考えていきたいというふうに思っています。

その結婚相談所の事業を、先ほど町長のほうから発展的に解消したんだという話がありましたが、決して後ろ向きではなく、もっと発展させていく、いきたいという考え方で、今回、結婚相談所の事業から出会いサポートセンターの事業のほうへ、こうシフトをしていくというふうに町としては考えているところです。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 町民の若い人たちが、このいばらき出会いサポートセンターに登録している方が何名いらっしゃるのかは把握しておりますか。

○町民部長（篠原尚彦君） 町で。

○17番（佐藤幸明君） 町。町内在住の方で。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 昨日現在の数字です。男性が14名、女性が19名、合計33名です。

これ、結構出入りというのが頻繁なようで、年間に40人くらいの人が入って、40人くらいの人
が退会していくというような状況です。その退会する人が全て成婚して退会するのかというと、
そうではなさそうです。あくまでこれ数字上のデータでしか、サポートセンターのほうから情
報がもらえませんので、ちょっと推測みたいな話にはなってしまうんですけども、ただ、交際
開始する人数というのは、年間やっぱり30人くらいいるので、1人の人が複数の場合もあるか
もしれませんが、数字的には、入会すると何らかの次の段階というのが期待できるというよう
な数字にはなっています。で、去年の6月から今年の5月までの中で成婚に結びついた人とい
うのが、町内の人ですが、男性9名、女性5名。かなり数字としては上がっているかと思い
ます。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 40名からの会員になられた方がいるけども、退会する方も多いとい
うことなんですが、婚約に結びついた方は、それは喜ばしいことですけども、その退会の理由
というのは、まあ、県の事業だから把握してないのかな。わかりましたら、お知らせいただき
たい。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） そこまでの情報というのは、町のほうでは得られないんですけれ
ども、先ほど申し上げましたように、交際を開始する人数というのが30名ほどいますから、こ
れ、阿見町の数字なんで、阿見町の会員が30名から40名くらいで推移してますけども、その中
で30名くらいは交際に発展しているという数字なんで、かなりサポートセンターの効果として
は、なかなか——私が大したもんだなんていう話ではあれなんですけど、かなり期待できる状
況になっているのかなというふうに思います。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 県のほうの事業で大分成功しているという話でございます。そうい
う中で、退会する人も多いということ。それはやはりその県での事業の中で、合わないところ
があるわけでございます。そういう中で、町としてですね、やはり近いところで、まあ、先ほど
ちょっと部長の答弁の中で、広いところから相手と出会ったのがいいんだというような話もあり
ましたけども、町は町として、町内また近隣市町村の方々の会員もいるでしょうし、そうい
う形を募ってですね、結婚相談所的なものを再開するべきだと思います。そういう中で、去年
度も1組は誕生したと。これ、三、四年、例えば一生懸命やってもゼロだったんだということ
であるならば、これまたわかりますけども、去年1組、1組ちゃ、とうといですよ、これ。そ
ういうカップルが誕生してるということは、1組であろうが誕生しているということは、発展
的解消といいながらも、非常に残念であると言わざるを得ない。

そういう形で、町長、再度伺います。こういう実績が去年も1組あったんですよ。これゼロっていうのが3年ぐらい、今も言ったようにね、ゼロっていうのが3年から4年も続いたんなら、しょうがないなと私も思いますよ。そういう中で、どのように考えるか、再度伺います。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 答弁がちょっとあれみたいだったんですけど、要するに会員の人たちが結婚したのは2人ということなんです、阿見町で。実際に、阿見町の結婚相談所に登録していた人は2人。ほかは結婚してないんですよ。

○17番（佐藤幸明君） どちらかは会員なわけでしょ、今の話は。

○町長（天田富司男君） 全部会員なの。要するに、会員同士というのは1組なんですって。ほかのは、ほかの人と……。だからほら、こういう県のサポートとか、そういう中ででのつながりの中で結婚できたということで、会員同士では1組よか結婚してないってことなんですよ。わかります。だから、そういう意味からしてみればね、やはりこれはやっぱり結婚相談所をやっぱり解消しても、今、県のサポートセンターという形の中でね、つき合う人がこれだけ多くできてくるということは、やっぱりそちらに移行するということは大事な事かなと、私は思っています。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 町民部長、確認します。会員同士の結婚は1組。あとは、1人は会員だったということでもいいわけでしょ。そういうふうに解釈していいんですよ。

○議長（倉持松雄君） 町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 数字の説明ですごくわかりにくくて、私も今、勘違いをしていましたので、訂正をさせてもらいながら、もう一度回答させていただきます。

先ほど、20年以降の話をしたんですけれども、20年から24年の間に会員同士で結婚したというのが2件。2件なので、人数にすると4人。それから、会員の人が会員以外の人と結婚したという件数が12件。

〔「多いじゃないの、それ」「全然違うよ、さっきの話と」と呼ぶ者あり〕

○町民部長（篠原尚彦君） 全然違うくはないと思うんですけど。違ったのは、1件っていう、実は資料のほう、1件という表現がされてまして、その1件、会員同士の成婚が5年間の間で2件というふうな資料になってました。なので、私は、1件1人というふうに解釈をして、先ほど答弁したんですけれども、会員同士の場合の1件というのは2人とも会員ですから、2件ならば4人と、そういったことです。よろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） よろしいでしょうかという話がございました。これだめですと言っ

てもしょうがないから……。今後ですね、いろんな相談所といいますか、いろんな場所があつて、その中での出会いがあつて、その中で誕生するのは、それはまたいいことなわけですよ。そういう出会いの場が多くあるということは、大変すばらしいことじゃないかなと思います。そんなに金額のかかっていることでもないものですから、ぜひともそういう出会いの場、機会の場をつくっていただきたいと思います。

町長の答弁の中で、現在は考えてないということです。あしたからでも考えていただきたいと重ねてお願いを申し上げます。

次にですね、不妊治療ですか。顕微授精とかいろいろ高額な治療もございます。そういう中で、増額もまたそうですし、回数も2回から3回にするというような内容でした。そしてまた、民間保育園が誕生したということで、待機児童も少ないということです。そして、地域で子育てのしやすい、地域全体で子育てをするというまちづくりに関してもですね、いろいろ細かな方策をされております。そういう中でですね、より充実をしていただきたいと。全てそういうことが、さらにさらに充実し改善されることによって、阿見町で子供が育てることが楽しいと思えるような町にしてほしいと、子育てを楽しめるような町になったら最高じゃないかなと思います。そういう人たちが阿見町を好きになってくれるんじゃないかなと。阿見町が好きですという町長の看板がございますが、町長だけが阿見町を好きじゃまずい。多くの人が阿見町を好きになってもらわないといけない。そういう中で、子育てのしやすいまちづくりをですね、いろんな点からしていただきたいと、1点、2点目重ねてのお願いをするわけであります。このとおり、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 3点目の質問に入ります。

次に、アクセス道路の整備についてお伺いします。

牛久阿見インターから上郷地内に抜ける阿見小池線があります。インターから龍ヶ崎方面へは片側2車線での整備もされた場所もあり、龍ヶ崎地内では、牛久沼の前からの道路と交差する近辺は、龍ヶ崎市の新しい顔、龍ヶ崎の商業ゾーンとして急発展をしております。一方、小池インターから阿見地内へは、全く進んでいない。以前、下本郷地内の県道までは整備を進めると説明がありました。何か問題点があるのか、そういうことも含めまして、進捗状況をお聞かせいただきたい。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、アクセス道路の整備についてお答えいたします。

御質問の圏央道牛久阿見インターチェンジから阿見方面へのアクセス道路である土浦竜ヶ崎線バイパスは、県道管理者である茨城県が事業主体となって整備を実施しており、龍ヶ崎方面

から牛久阿見インターチェンジまでの区間が開通しております。インターチェンジから阿見方面への整備状況としては、下本郷を通過する県道土浦稲敷線までを事業化区間として順次整備を進めていく計画です。

現在は、県道牛久赤塚線からの延伸となる土浦稲敷線バイパスまで約1,200メートルの区間を土浦稲敷線バイパスとあわせて優先的に整備しており、牛久阿見インターチェンジからつくば方面を連絡する幹線道路網の早期構築に努めているところです。

残りの県道土浦稲敷線から阿見地区方面への延伸整備については、西郷地内の国道125号線バイパスへ接続するまでの区間が都市計画決定されています。この区間は、延長が約4キロメートルであり、整備時期については、現在事業化している区間の整備の見通しがついた段階で検討していきたいということでございます。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） この道路なんですが、本郷の区画整理地内を抜ける——もと予定地内ですね、を抜ける予定になっています。その中で、以前は区画整理の中での用地の提供ということだったと記憶してございます。そういう中で、この件が頓挫したわけですから、単純買収になるのかなと思うところですが、そういうことで、今、町のほうでその進め方がわかっている部分があれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁にありましたように、上本郷、下本郷を通っている現在ある県道でございますね、その県道までが事業認可をもらっているということでございます。それで、その事業認可区間、これは町も入って用地買収のほうを協力しているところでございますが、現在の用地買収は85%程度ということで伺っております。先ほど町長の答弁にありましたように、まずその道路を、ひたち野うしく駅のほう、この道路を県としては最優先で考えていると。それから北に県道から上の荒川本郷地区を通って上郷に行くまでにつきましては、計画決定はされておりますが、まだ事業認可はっておりません。そのひたち野うしくのほうに行く道路が完成するのを見越して、まあその後進めていきたいということで、現在、いつごろになるかということは、県のほうでもまだはつきりしないというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 県道までは85%用地買収を済んでるということで、まあ、そこまで進んでくれたのかと安堵するところでございます。それから、北側のほうですが、まだ事業の認定がしてないということですが、実はこの道路はですね、県道土浦竜ヶ崎線のバイパス的な役割も担っております。この道路は非常に道幅が狭く、通行車両も多くですね、事故も多発し

ております。藤平議員の脇の道路の話ですが、藤平議員のね、ブロックの塀など、何回、いや何十回も自動車車両がですね、飛び込み、壊されております。近くに天田町長の看板が立っておりますが、これは難を逃れておりまして幸いでございます。この阿見小池線の整備はですね、県事業でもございますけども、町長としましてはですね、県のほうへ出向かれたときには、こういうような土浦竜ヶ崎の県道、非常に混雑しているということも申し添えていただいて、早くにですね、完成されるよう働きかけのほうをよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） これで、17番佐藤幸明君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時13分といたします。

午後 2時03分休憩

午後 2時13分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、7番平岡博君、16番吉田憲市君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

それでは、次に、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、改めましてこんにちは。質問に先立ちまして、先ほどの質問の中で、私の家のブロック塀の心配までいただきました佐藤議員、ありがとうございました。お礼申し上げます。

それでは、一般質問、始めさせていただきたいと思います。

今回、私は、阿見町における認知症対策について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

皆さん、もう御存じのこととは思いますが、昨年、厚生労働省が発表した推計によりますと、国内における認知症の患者数は約305万人、2025年には470万人に達し、高齢者全体の12.8%に上るという見通しであるということです。また、30年後には1,000万人にまで増加し、実に日本人の10人に1人が認知症になるという驚きの数字も出ており、対策が急がれるところだと思います。認知症につきましては、がんなどと変わらず病気の1つにすぎないにもかかわらず、残念ながら、多くの人に正しく理解されていない現実があります。

当町においては、社協によるオレンジリングの講習会などで認知症の正しい知識を広める活動もしており、大変ありがたく感じております。しかしながら、当町においても、今後ますます

す高齢化が進んでいくことを考えれば、予防と早期発見につながるような活動も必要なのではないのでしょうか。認知症に対する町長の考えをお聞かせください。

また、当町における認知症の患者数と介護の給付費の推移もあわせてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町における認知症対策についてお答えをいたします。

介護保険制度では、平成18年の制度改正により予防重視型の施策へと方針転換が図られ、介護予防を含む地域支援事業が創設されました。当町においても、この地域支援事業の中で数々の介護予防事業を実施しております。実施内容としましては、65歳以上の高齢者を対象に介護予防のためのチェックリストという調査票を送付し、身体機能、栄養状態、認知機能等に関する設問に御回答いただくことで、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかの判定を行います。その結果、いずれかの機能の低下が見られる方については、健康づくり課で実施している通所型介護予防事業への参加勧奨を行っております。

現在町が実施している介護予防事業の中に認知症に特化した事業はございませんが、一般の町民を対象に認知症サポーター養成講座を開催しており、認知症に関する正しい知識の普及と、認知症高齢者やその家族を温かく見守り地域で支える体制づくりを進めております。

今後、県立医療大学等専門機関にも協力を仰ぎながら、認知症予防の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

その1つとして、認知症サポーター養成講座をステップアップさせた内容の事業を、県立医療大学の協力を得ながら、今年度下半期の開講に向けて準備に入る予定であります。

当町の認知症の患者数と介護給付費の推移についてですが、統計的資料がございませんので、実数の把握は困難であります。要介護認定者に限って申しますと、認知症が原因と診断されている方は、平成24年10月末では、要介護認定者数の1,302人中508人で、平成15年度の同788人中217人と、10年前に比較して2倍以上に増加している状況であります。

介護保険給付費については、認知症の方のみを対象とするサービスとして、認知症高齢者グループホーム入所者の数値となりますが、制度が創設された平成18年度で約1億8,300万円、平成24年度が約2億5,800万円となっております。その他、居宅系と施設サービスにおいては、いずれも認知症の有無は関係なく利用できるようになっております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。とりあえず、先ほど認知症の患者数など聞いても、やはりかなりのスピードで増えているということがわかります。それで、先ほど町長の答弁の中に、今年度下期から医療大との連携の中で事業をやるということなんですけども、何か具体的に決まっているような、どういう形でやるとかっていうのがあれば、教えていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。具体的には、その内容については、これから医療大のほうと打ち合わせをしていく予定ですので、内容がまだ決まってはおりません。しかしながら、先ほど町長答弁にもありましたように、これまで認知症のサポーター養成講座を受けられた方とか、あるいはそういう方に、認知症に興味、知識とかそういうものに興味があるとか、要望したいとかいう方にも、やっぱり参加できるような内容で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。具体的な内容はまだ未定ということですが、医療大という本当に立派な施設があるんで、ぜひとも上手に利用して——利用してという言い方は間違っているかもしれませんが、お互いいい形で認知症に対する知識を増やして予防できるような対策とっていつていただきたいなというふうに思っております。

また、今言われたその医療大との連携というのは、今年度下半期だけじゃなく、今後もずっと継続してやっていただくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） そのとおりでございます。町のほうとしても、そういうことで継続して、その内容を、毎年精査をしながら実施していければというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。本当に素晴らしいことだと思います。ぜひとも具体的な内容を早く決めていただいて、事業のほう進めていただきたいなと思います。

それですね、ちょっと先日、1カ月ほど前なんですけれども、NHKの番組の中で先進事例という形で紹介する番組があったんですね。鳥取県の琴浦町という町での取り組みです。人口は1万9,000人ぐらいの町なんですけれども、ここでは、やはり鳥取大学との連携の中で、認知症予防に対する対策をしているようです。やってることはというと、ほんとに簡単なタッチパネルのテストをしていただき、もしその可能性があるという、認知症になる可能性がある

という方に関しては、保健師さんが直接出向いて、公開講座みたいなものを公民館でやるらしいんですね。そういうのに参加を促すということらしいです。実際、その公民館の中では、指先の体操であったり、簡単な計算問題、それからゲームなどをやって、楽しみながら、そういった認知症の予防につながるようなことをやられているようです。実際、この琴浦町では、平成16年から事業をされているようなんですけれども、16年で2,360万円、そして現在だと7,800万円介護保険費用の削減ができてるということらしいので、ぜひともそういったことも参考にさせていただきまして、どんどん進めていただきたいと思います。

またですね、あともう1つ、これ同じ番組の中でやったんですけれども、国立長寿医療研究センターというのがあるらしいんですけれども、そちらでは、歩きながら、ウォーキングをしながら計算をしたりとか、それから、しりとりとしながら、何かをしながら歩く、そういった活動もしていて、これはもう科学的にも何か記憶力アップにつながる活動であるということが証明されているようなので、ぜひとも取り入れていただきたいと思いますというふうに思っております。よろしくお願いします。

あと、最後になるんですけれども、ちょっとこれは私、実体験の話のようになってしまいうんですけれども、実は私の祖母も認知症でした。記憶障害から始まって、徘徊、それから症状が重くなり、家族の負担が大きくなる中、仕事のほうもちょっと手がつかない状態が続きました。結局施設のほうにお世話になることになったんですけれども、10年間お世話になる中で、徐々に記憶がなくなり、家族の顔も名前も忘れ、最終的には全ての言葉を忘れて、話すこともなく、施設の中で亡くなりました。祖母の認知症が出始めた当初、正しい知識を持ってる者って、家族の中にうちいなかったんです、誰も。そんな中で、祖母に対して、叱咤激励という意味なんですけれども、やはり結構厳しい言葉を浴びせたりとか、そういうことをしてしまった経緯があるんですね。それって、やっぱり今になって思えば、認知症の患者にとっては一番やってはいけないことというのがあるんです。やっぱり、こういうのをね、事前にわかっていたら、ひょっとしたら、祖母あれほど症状進まなかったんじゃないか。最後まで自宅にいたことができたんじゃないかという反省の思いが残っております。ですから、どうか、とにかく認知症に対する正しい知識、それと予防、そういうことを町を挙げて対策、取り組んでいただきたいと思います。要望し、1つ目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 雑音が入っております。

2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） では、2つ目、阿見町の農産物の6次産業化に向けた取り組みについて質問いたします。

放射能の風評被害など、そのほか、農作物の出荷価格がずっと低空飛行を続ける中、農業の

6次産業化というのは、農家の所得を増やすためにも必要な取り組みであると思います。実際、私も多くの農家の方から、6次産業に向けた取り組み、加速させてほしいという意見を聞きます。そこで、農家と町内の飲食店などが連携し、加工、販売するような取り組みや、残念ながら今年は中止になりましたけれども、「たけのこほっぺ」のように、町内産の農産物を使ったメニューを提供する飲食店を町で推奨するような取り組みも必要ではないかと思います。そういった取り組みが、農家の所得増加、町内の商業の活性化、地産地消の推進、さらには将来的では道の駅での特産品の販売、そういうふうにもつながるのではないかと思います。町長の御意見お聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町の6次産業化の取り組みについてをお答えいたします。

農産物の6次産業化は、私が目指している地域特産品の開発や道の駅整備につながる重点施策と捉えております。その成果が地域産業の活性化そして農家所得の向上へつながりますので、積極的に展開してまいりたいと考えております。

これまで、島津地区の南高梅加工に対する支援を初め、茨城大学農学部「湯苺」を使った産学官連携、阿見グリーンメロンを使ったスイーツ開発など取り組んでまいりました。また、商業をやっている人が、今回、野菜カレーですか、こういうことも提案をされております。昨年度導入した活力ある元気な商店支援事業費補助金は、商工会または会員を含む団体に対する補助を行っておりますが、それ以外の方からも企画提案が出されるなど、機運が盛り上がってきましたので、今後は商工会以外の任意団体まで補助対象を拡大するとともに、町民のアイデアを活かせるよう図ってまいります。これは全町民がアイデアマンになって、いいものをつくっていくと、それが肝要かなと思っております。藤平議員が提案するように、農業の6次産業化に向け、阿見ならではの商品開発を推進しておりますので、斬新な企画をお寄せいただきたいなと、そう思います。町民全員という、そういう対象の中でやらないと、いいものはできてこないなと、そういう考えを持っています。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。私も、ほんと町長のおっしゃるとおりで、町民みんな合同チームでというような意見でいいのかわかんないですけども、そういうふうな、みんなで取り組んでいくことが必要だと思っております。

その中で、先ほどグリーンメロンであったり、それから湯苺といった取り組み、スイーツ系のお話が多いと思うんですね。ただ、一応、農家の多くの方から、野菜も何かこう押してほしいというような意見がよく聞きます。例えばですけども、お土産屋さん、ドライブインでもど

こでもそうですけれども、に並んでいるものっていったらスイーツ系ともう1つやはり漬物っていうのは定番だと思うんですね。そういった漬物にするような加工，そういった取り組みっていうのはどういうふうに考えておられますか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。町の農産物をですね使って加工品を開発するっていうことは、これは大歓迎ですので、今のところメロンと「湯苺」で、どうしてもスイーツに走ってしまいましたけれども、そういったことを御提案いただければ、町としては大歓迎でございます。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。これちょっと二重の質問になってしまって申しわけないんですけれども、漬物の加工とかっていうものをした場合に、例えば町として、例えば支援のあり方とか、そういうものっていうのは何かあるんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。今、支援の方法としまして、町長が今御答弁されました活力ある元気な商店支援事業費補助金というのがございます。これは事業費に対して3分の2の補助ということで上限100万円ということで。ただしこれがですね、商工会とその団体に対してと限定されてますので、商工会の方と組んでというのが、そういったことになっています。ただ、これからですね、どんどんどんどんそれを広げていって、町民の方全体にそういった考えを持って、行政としては拾い上げていきたいというふうに思っています。この要項をもとに、できればその対象者を拡大していくということを考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。商工会と組んでというお話なんですけど、そうしますと例えば飲食店であったりとか、そういうとこと連携した取り組みというのは大歓迎という考えでよろしいんですよね。はい、ありがとうございます。

例えばなんですけども、この漬物、久保谷充議員もよく言われておりますけども、キムチなんていうのは、本当に種類も豊富で、年間通して商品化できるような商品だと思うんですね。ぜひともそういうもので町盛り上げていっていったらなというふうに思っております。

それと、ちょっと別になっちゃうんですけども、「たけのこほっぺ」が放射能の影響でできなくなって、本当に残念なんですけれども、私本当にあれすばらしい企画だったなと思ってるんです。あののぼりも本当にわかりやすい見やすいやつですし、実際、期間限定ですけども、行けば本当に食べてもおいしいものが多かったということで、よかったんですけども、残念ながら「たけのこほっぺ」、今できないんですけれども、そういう季節とか品目を限らず、

町内産の野菜，そういったものを提供する飲食店というものも，もっとのぼりとかホームページとかで支援するべきなんじゃないかと思うんですけども，その点はいかがでしょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） ただいまの御質問といえますか，商品開発ということではなくて地産地消……。

○2番（藤平竜也君） はい，そうですね，はい。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 地産地消を使った阿見町のその料理を飲食店でということで，それはその農業で今，茨城県も全県を挙げて推奨しているところですので，よりですね，それを，今のその商工会等にですね，浸透させるような取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。6次産業化といっても，結局やっぱり町の中でいろいろ回して，商店も農家もみんな伸びていけたらいいなという取り組みだと思うんで，本当に町を挙げて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。また，こうした6次産業化というのは，農家の所得増加もありますし，こういうものが定着していけば，後継者不足という問題にも解消にもつながると思います。後継者が増えれば，耕作放棄地の解消，まあ，そんな簡単ではないと思うんですけども，そういう方向にもつながる話ではあると思うので，ぜひともどんどん進めていっていただきたいと思っております。

また，こうした取り組みから続けることで，地元にも愛され，外に向かっても発信できるような，そういった商品ができ，将来は道の駅で目玉として売り出せるような，そういう商品ができることを期待しながら，質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで，2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に，14番藤井孝幸君の一般質問を行います。

14番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔14番藤井孝幸君登壇〕

○14番（藤井孝幸君） こんにちは。通告に従い質問させていただきます。

阿見町地域福祉計画が平成23年4月からスタートいたしました。この計画は，住みなれた地域で，高齢者，障害者，子供たち全てが安心安全に生活し，快適に暮らせる福祉のまちづくりを目指した計画でございます。この計画の基本理念は，みんなで支える福祉のまちでございます。なぜこのような基本理念となったのか，また，なぜこのような福祉計画が必要となったのかといいますと，国からの指示もちろんありますが，近年，少子高齢化，ライフスタイルの変化，価値観の相違により，昔ながらの近所づき合いがなくなりつつある現在，古きよき時代から受け継がれてきた向こう三軒両隣の気風を醸成し，互いに助け合いながら幸せになりました。

ようと、この観点から地域福祉計画が策定されたわけであります。本計画では、それぞれ目標を定め、その目標実現のため、町民一人ひとりの役割、それから地域の役割、さらに行政、阿見町社会福祉協議会が何をなすべきか、その役割を具体的に示されております。

本日、この私の質問は、地域福祉計画における町の役割、すなわち行政執行部の役割を中心として、本計画が示す目標への進捗状況についてお尋ねをいたします。

まず初めに、地域福祉計画についてですが、地域福祉計画の現状をどのように分析しているか。

2番目に、本計画に示されている目標実現のためのPDCAのサイクルをどのようにしているのか。つまり、P——プランを作成します。そして、プランに基づき実行をします——P、Dですね。それから、Cは、実行したことに対してチェックをする。よかったのか悪かったのか。そして、最後にアクト——PDCAのAはですね、見直しを行いながら、計画実行にフィードバックすると。これがPDCAのサイクルなんですけど、このサイクルを繰り返しながら計画を推進して、町民福祉の向上を目指すということであります。このPDCAがどのようになっているのかについてお尋ねをいたします。

3番目、本計画には、至るところに社会福祉協議会との連携をうたっています。この社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との連携・協働をどのようにしているのか。

大きな2番目の中で、災害時の避難支援プランの進捗状況とその内容についてお尋ねいたします。

この地域福祉計画では、災害時に一人も見逃さない運動ということで載っておりますが、その対象者の数、それから対象者の把握の方法、そして把握した対象をどのように活用しているのか。

以上が、この壇上での私の質問でございます。よろしく御答弁のほどをお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 地域福祉のあり方について、1点目の、23年度4月からスタートした阿見町地域福祉計画の進捗状況についてお答えいたします。

地域福祉計画の現状をどのように分析しているかについてですが、平成23年3月に、町では地域福祉計画を策定し、個々の具体的な関連事業を実施しながら推進しております。町民への本計画の周知啓発活動については、社会福祉協議会と共同で各行政区に出向いての座談会を通じて、行政区内の地域福祉ネットワークの構築に向けて誘導支援を実施しています。平成24年度末までに7行政区での実施となっておりますので、区長会の協力を得ながら、できる限り早

く全行政区へ実施してまいります。今年度は、年内に15行政区での実施を目標にして調整をしております。座談会の中で、行政区内の運営体制や各組織等の連携状況を再確認いただきながら、住民個人・行政区・町や社会福祉協議会のそれぞれの役割の中で、自助・共助・公助を組み合わせ、地域福祉の推進を図ってまいります。

次に、PDCAサイクルはどのようなになっているかについてですが、計画の進行管理等については、平成24年度に中間段階での自己評価をし、最終年度となる平成26年度に最終評価を実施して、平成27年度からの次期計画に反映していく予定です。中間段階年度に当たる平成24年度は、計画の基本目標ごとに掲げる目標指標等についての状況把握をしながら取り組みの進捗を点検いたしました。

次に、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とどのように連携・協働しているかについてですが、地域福祉計画は、行政計画として地域福祉推進のあり方を具体化する計画であり、地域福祉活動計画は、行政の地域福祉計画の基本的な考え方を受けて、地域住民の立場から地域福祉活動を推進するために、住民や民間団体、関係機関の協力のもとに、福祉のまちづくりを進める計画であります。

このことから、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は密接な関係にあり、両者の計画のもとに協働して地域福祉の推進に当たっていく必要があることから、現在、両者において確認し合いながら事業を推進しております。

また、社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的団体として、地域住民目線で福祉活動を展開しております。これまでのノウハウや民間団体としての独自性をフルに活かしながら、地域福祉部門に重点を置いて、一層の強化を図っていただく必要があると考えております。

2点目の、災害時の避難支援プランの進捗状況とその内容についてお答えをいたします。

平成24年度、関係機関が把握している要援護者の情報及び住民基本台帳から対象者を抽出して、事業の趣旨説明文と登録申込書を郵送し、本人またはその家族等からの申請方式により、災害時要援護者の名簿を作成いたしました。

登録内容は、本人の身体状況や親族等の連絡先を初め、災害等が発生し避難が必要となった場合、誰にどこに避難場所に誘導してもらうかなどの個人情報となっています。平成25年5月1日現在での登録者数は1,304人で、対象者の約25%となっております。引き続き新たな対象者への周知を図るとともに、民生委員児童委員の協力のもとに、未登録者への登録呼びかけを実施しながら、随時登録を受け付けてまいります。

名簿の提供先については、登録者からの同意を得て、行政区長、民生委員児童委員、自主防災組織の代表、消防団分団長、消防署、牛久警察署阿見地区交番とひたち野うしく交番、社会福祉協議会としております。本年4月に、区長と民生委員児童委員への名簿提供を終え、6月

末までに他の機関等へも順次提供していく予定です。

名簿の更新については、担当課のデータは必要に応じて随時更新しておりますが、名簿提供先への更新は、毎年5月1日をもって名簿の差し替え作業を実施してまいります。

この名簿の作成目的と活用方法については、町内において、災害等発生時に支援を要する人たちがどこにどれだけいるのかを把握し、必要最小限の範囲で名簿の提供先を選定して、情報を共有することで迅速な支援対応をできる連携体制を整えていくものです。また、名簿提供先においては、行政区単位等で避難訓練など地域の防災活動等に、ぜひ活用していただきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） どうも。地域福祉計画の現状をどのように分析しているかということの答えの中でですね、PRもやっているんだということと、それから座談会を実施したんだということ、地域福祉ネットワークづくりにも努力していると、こういう答えでしたが、まずその進捗状況についてですね、主な主要な事項について、私質問させていただきます。

まずですね、この地域福祉計画の目標の1つにですね、地域のつながりと交流を推進し、今後の取り組みについてということで質問しますが、町民が地域に関心を持つためのPRを行うというふうに書いてますね。これPRって、どのようなPRをいつしましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） お答えいたします。町民への周知につきましては、この地域福祉計画の概要版等を配布してお知らせをしているというところです。また、先ほど答弁にもありましたように、地区の座談会等を通じて、その際にもそういう概要版のリーフレットを配布しながら、地域福祉の計画の趣旨等の説明をしながら周知啓発に行ってきたというところでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 概要版も私も見ましたけどもね、PR、PRという、この計画には随分書いているんですよ、PRすると。だけど、ほとんどの区長も、これはまだ理解してない。後でまたこれはお話ししますけども。概要版だけを出して、座談会をしたという。5カ所って言いましたっけ、その座談会5カ所、どことしてどのような意見が出たか教えてください。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。地区座談会としては、23年度に立ノ越と筑見区の2地区です。それと24年度に二区北、中郷東、鈴木、飯倉、富士団地の5行政区、それと今年度は、これから、答弁にもありましたように15地区ほどを目

標に座談会を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 座談会は5カ所と言いましたっけね。それで、これは地域福祉計画についての座談会をやったんですか、地域福祉計画についての、これを冊子を持って行って説明をしたということですか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えします。座談会は7地区でございます。それで、その地域福祉計画の説明を、社協と一緒に出席して説明をしてきております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 一度にねできないから、結構その座談会というのは、町民にこの計画を認識してもらうためには、非常に大切なことなんでね、ぜひ、今後も続けて——社協も行ったんですね、ぜひ、続けていただきたいと思います。まだまだ、受けたところは、理解を、まだまだ不十分なんでね。あらゆる機会を通じてやってください。

それから、もう1つ、子どもの居場所づくりというのがありますが、これは生涯学習課が担当になっていますけれども、現在どのようになっているんですかね。この地域福祉計画でいう子供の居場所づくり。47ページ。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは地域福祉計画の中で、町社協の役割として、それぞれの所管のところで取り組んでもらうというようなことで、今議員がおっしゃった子どもの居場所づくり事業については、生涯学習課というような担当課になっておりますが、こちらでは、今ちょっとそういう内容については、今、把握しておりませんで、担当課としましては、24年度がこの計画の中間地点ということで、目標の取り組みの把握する対象とする中では、子どもと高齢者の交流の状況とか、あるいは地区行事への参加の状況はどうなっているのかとか、そういう部分で地域の交流、そういうものについて、目標に対してどういう状況だったのかというような把握を今しているということで、個別の事業については、こちらでは今、状況を把握はしてないということです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） PDCAのサイクルでね、その状況を把握してないちゅうのはね、これは担当所管部署としては、非常によろしくないことですよ。これは24年度に——まあ、後からもう一度話はしますけども、24年度に中間報告をするち書いてるんですよ、この計画では。中間報告というのは、何かさっきの話では、できたような、したような印象を受けたんですけども、中間報告を本当にしてるんですか、文章で、どのように。1つ1つを検証したのか

どうか、それをお伺いしましょう。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。地域福祉計画の中の、推進の取り組みの仕方というようなことで、それぞれ、町民の立場とか、地域の役割とか、町の役割、社協の役割というようなことで、その中には、その求められる役割、期待される活動——必ずしもここに書いてあることを実施してやっていくというような捉え方ではなくて、こういう活動をすることが、そういう地域の見守りの輪を広げる活動につながるであろうというようなものをここに羅列して書いているようなこととございます。ですから、これの具体的な、例えばここに先ほど申しましたように子どもの居場所づくり事業とありますが、それを、これは当然確認して、どういう状況なのかというのはこれは当然必要だとは思いますが、その達成状況をどうこうということで、意味合いで、ここに項目として上げているということではなくて、要するにこういう事業に取り組むことが、そういう目標とする活動につながっていくのではないかとということで、これは主なそういう事業を、期待される事業をここに書いているということで……。24年度の間時点での目標の指標の把握ということにつきましては、議員もこの計画お持ちだと思いますが、その65ページに書いてあるように、その施策ごとに、例えば地域での交流を促進するということにつきましては、地区行事等の状況を把握して、どういう状況だったのかというようなことを把握するということが、中間での状況の把握というようなことで、担当課としてそれを把握して、要するに、先ほど町長答弁しましたように、それが24年度の間評価、これはあくまでも自己評価でございます。ですから、担当課でその内容を羅列した個別の項目についてどういう状況でどういうふうに行ったのかという詳細までは、これは担当のほうでは調査を今のところはしていないということとございます。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ちょっとおくれましたけど、子どもの居場所づくりっちゅうことで、先ほどありましたんで、24年度の実績でありまして、3小学校でやっております。1つはですね、君原小学校については、ヘルシーボールそれからグランドゴルフ、竹とんぼづくり、それからダンス、そば打ち、ケーキづくり、それから星座観察会、ロケット・クッキーづくりっちゅうことで、今回お配りしました「阿見の教育」の174ページに、後で見ていただきたいと思っておりますけど……。それから、175ページに阿見第一小学校では、ドジョウ・ウナギのつかもう会、バザー、学校宿泊体験、もちつき大会っちゅうことで、参加人数も載っております。それから、第二小学校では、バドミントン教室っちゅうことで、これは1つだけですから言いますけど13回やりまして、延べ人数372人の参加が実績で載っておるところでございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私がなぜこんなちっちゃなことを質問したかといいますとね、この地域福祉計画に基づくその事業の内容ね、それで担当者が決まっていますよ。これは少なくともそれぞれの課の名前を上げているわけですよ。ここね、生涯学習課ち書いているわけね、子どもの居場所づくりは。これを見て、今みたいな回答が出たんですか。そうじゃなくて、生涯学習課長というそのものがね、これをまず読んだことがあるかどうか、ちょっとお尋ねしましょう。

どうですか。

○議長（倉持松雄君） 生涯学習課長兼中央公民館長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） はい、以前に目を通したことはございます。

○14番（藤井孝幸君） 以前にか。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それでね、中間報告というのは、今、保健福祉部長が中間報告する言ってたけど、何のこと言ってるかわからないのよ。中間報告というのはですよ、23年度にスタートして、24年度にやったことを、ちゃんとこの項目を、何を町と社協がやるべきことち書いてるんですよ、これね。ほいで、何をやるち書いて。それに1つ1つについて中間評価をやるんですよ。そのためのPDCAだから、それ、把握をしませんとか……。じゃあ、お尋ねしましょう、この計画に基づいて、中間評価をするために、担当課を全部集めて——主管課がですよ、会議をしたかどうか聞きましょう。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁で、その計画の進行管理について24年度に中間段階での自己評価をして、最終年度平成26年度に最終評価を実施するというので、24年度は、その目標——各3つの大きな目標がありますが、その目標ごとに、目標のこの指標となる具体的な把握する対象というような項目があります。それについての状況把握です。ですから、状況を把握することですので、それに対して、当然それが進捗してるとか進捗してないとか、そういうことは当然、担当課としては、それは評価していますが、それが仮にA B C Dのランクをつけて、AがよくできたとかBはまあまあだとか、そういうことをランクつけて評価することではなくて、この計画の中では、この24年度の間で、そういう把握する対象の事業がどういう状況になっているのかということ把握すること、これが中間での取り組みということでございます。あくまでも最終的の26年度にそれを評価して、次の計画に活かしていくというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私もこの計画の中にね、策定委員として入ってるんですよね。ほんと、この評価というのは何のためにやるかという話なのよ。先ほど言ったPDCAなのよ、ね。それでその漠然として中間評価しても意味がないわけですよ。次に改善をするために、25年度に今までやったことができてない部分があったら、なぜできなかったんだとか、それで25年度に活かして、26年度の評価に入るわけですよ。今の中間評価が漠然として、ただそんな目標の管理のためにやってるんじゃないとか、そんな問題じゃないんですよ。中間評価というのはそこなんです。23、24年やってきた。この項目をずっと見てきて、読んでみて、そして、ああこれはできてないと。できてない理由は何なんだと。そして次にこうしようということがPDCAじゃないですか。

それで、各課と集まったことないでしょう、この評価について。各課、おい生涯学習課、これやってるかとか、いろんな担当が決まってるでしょう。それを集めてこれを評価をしないと意味がないわけですよ。担当課だけが、社会福祉課だけがですよ、これを知ってて、ばらばらと見て、ああ、はいわかりましたで終わりじゃだめなんだ。中間評価というのは、ちゃんと文書で出して、ほいでしかるべきところに報告をして……。本来なら、私なんか、策定委員にね、こういう評価をしましたと、報告を待ってたんですよ。呼び出しもなかったし、その報告もない。ということは、これをどこまで一所懸命やろうかという意味が感じられないんですよ、今の部長の話を聞いてみてもね。だから、やはり中間評価というのは、この文章どおり、私なんか一緒にみんなでつくったんだから、中間評価の意味を一番よく知ってるんですよ。そんな漠然としたものじゃないんですよ。ちゃんと、これもやりました、これはやってません、各項目について、やったかやらないかをちゃんと評価するのが中間なんです。それを25、26に活かしていくということなんですからね。まあ、やってないちゅうことがわかりましたよ。

次にですね、済いません、もう一度質問します。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 各課に――今答えがなかった、私が言っちゃったんだけど、各課と話し合ったことはありますか、ないんですか。あるなしで教えてください。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） 各課を集めて会議を持ったことはございません。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） だからやっぱり、その中間評価という意味が理解してなかったということだと私は思うんですよね。で、各課もですよ、これをもう一度、この福祉計画を読んで、ああ、俺のところはこんな任務があるんだなということを共有してくださいよ。この地域福祉

計画ちゅうのは、非常に大切な私は冊子だと思うんですよ。だからその各課が共有しないと、担当課だけがこれを一所懸命読んで、意味が何にもないんですよ。じゃ、担当課もちゃんとやってるかどうかを確認しないと。おい、これやってくれてんのかとか、何でやらないんだというふうなことをしないと、だから、各課も全然無関心なわけですよ。よろしくお願いしますよ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 本計画で、社協と連携をするというふうに至るところに書いていますけども、社協と、この計画についてですよ、それから社協が持ってる地域福祉活動計画とあわせて協議をしたことがありますか、ありませんか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。この計画を策定するに当たっては、社会福祉協議会の事務局長にも委員になっていただいておりますので、社協のそういう計画も当然そこで見ながら策定したというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いやいや、社協の局長は当然入っていますけども、これができた後、できた後、社協と連携をして会議を開いたことがあるかと言ってるんですよ。それが23、24年度に。これに基づいてですよ、この計画に。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） この進捗については、特に社協と打ち合わせ会議を持ったというようなことではなくて、先ほど答弁したように、地区の座談会に入るに当たっては、社協と町と一緒にその地区に行って、座談会をやっておりますので、当然この計画の趣旨に沿って社協も理解して座談会のほうで参加していただいているというように認識しています。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それは社協の連携としての1つの方策であってね、1つのツールであって、これを全体についてですよ——社協との連携とかいっぱい書いてますから、町と社協がやることちゅうのは書いてあるわけでしょ、役割はね。それについて、町がこれだけやってる、社協はどうだということを話したことがあるかということなんだけど、そこを私聞いてるんですよ。それは座談会に行くときには、2人で話し合っていくでしょう、それはね。だけどそうじゃなくって、この計画を角突き合わせてですよ、1つ1つの項目に、社協の局長なり担当者を集めて、役場の人も一緒に行って、ほんで1つ1つ話し合ったことがあるかって言っ

てるんです。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） 社協のほうとは、先ほど何回も言っているように、座談会を通して一緒にやってるということで、この計画の趣旨については十分理解をいただいているというふうに、町のほうでは考えておりますので、社協の計画と町の計画をすり合わせるという段階は、これは策定の段階で局長が入って、その段階でやってますので。そもそも社協の地域福祉活動計画は、個別の具体的な事業ごとに、それを何年度どういうふう to 実施していくという部分で活動計画がありますので、町の計画は、その方向性とか大きな目標で捉えている事業になりますので、その個別的な部分の社協の活動がどういうふう to それに対して取り組んでいくのかという部分が、その社協の地域福祉活動計画ですので、それはそういう町の趣旨に沿わないような事業を社協がその地域福祉活動計画の中に位置づけているというふうにはなっていないというふうに思います。

しかしながら、社協においても、5年ごとに見直す時期が来ておりまして、社協がつくってるその計画と町の計画の期間がずれておりまして、それが整合性がないという部分は確かにありまして、それで、社協が24年度に、要するにその活動計画の中間地点で見直す時期があるんですが、その時期に、いろいろ、去年も事業仕分け等が社協の事業にもありまして、そういうものを受けて、要するにその地域福祉活動計画の今後どういうふう to 進めるかという見直しの地点、24年度のときに、そういう事業仕分けの影響もありまして、全体を見直そうと、今後の社協の活動の全体を見直そうと、で、町もこういう形で積極的に地域に出て、その地域福祉を進めていくんだというようなことで考えている時期でありまして、それを、ですから社協とともに一緒にやってかなきゃなんないということで、社協にもやはり今後の社協の活動計画の見直しという部分で、町のほうからも社協に働きをかけて、その見直しに取り組んでいただきたいというようなことで、具体的には、今、24年度ではなかなか結論が出ませんでしたけれど、一応、その見直すという中で、社協の経営改善計画、そういうものを通して、今後の社協の地域福祉活動計画をどういうふう to 今後具体的に事業展開していったらいいのかという部分を、町の地域福祉計画の考えとあわせて見直すべきだろうというようなことで、今、作業を進めているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） まあ、何か、非常に苦しい答弁をしているようだけど、まあ、あんまり追求はしませんけども。要は、社協と話し合って、この計画に基づいて、町と社協はやること、役割というのを書いて、その項目はあるのに、話し合って、これについて、おいこれはどうしてんだと、1つ1つ話し合ったことがないわけでしょ、中間評価してないから。早く言

えばそういうことなんでしょ。だから、中間評価というのはそういうところなんです。各課を集めて、それで、行政の中ではこういうことをやったと、まだやれてないと、うちの課はまだできてないと、そういうのを全部社協ともやって、それが中間評価になるんですよ。それがPDCAなんです。それをはしょって、何かこう、漠然としたことで、今、評価する段階ではないとか、そんなこと言ってたんじゃしょうがないよ。まあ、いずれにしても中間評価はやってない。やってないちゅうことはね、よくわかった。

何で、2人でけんかするなよ。

○議長（倉持松雄君） 質問は藤井孝幸君に任せてください。

○14番（藤井孝幸君） そう。19人の議員になったらだめだよ、町長。ちゃんと相手をする人を考えて言わないと。

いいですか。それと、いずれにしても、遅きに失したかもしれないけども、担当課長、中間評価を概略やってくださいよ、ね。できれば、そんなものを俺たちに見せてほしい。どんなことをどこまで進捗してんの。だから、進捗状況を聞いてるわけだから。進捗状況が全然わからないじゃしょうがないでしょ。

まあ、次の話に行きます。

○議長（倉持松雄君） 藤井孝幸君の質問を続けます。

○14番（藤井孝幸君） どうもやりづらいね、これ。いろんなところから声が出るとだめよ。少なくとも、そっちから声出さないでくださいよ。

次にね、この計画を推進するに向けての進捗状況——また進捗状況なんですけど、これね、地域福祉ネットワーク構想の実現に向けて、実現に向けてですよ。私言ってるわけ……。こういうふうに書いてるんだからね、実現に向けて、各行政区に福祉推進役、福祉、ま、コーディネーターと書いてますけどね、これを配置すると。そして、23年度から座談会を通じて皆様の意見を伺い、平成24年度の実現に向け、コーディネーターの配置に取り組むと、こういう計画なんです。これはね。そのコーディネーターの配置を——ま、どっから質問しようか、コーディネーターの配置をしてるところは、どこどこか教えてください。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。計画の中では、その地域福祉のネットワークのコーディネーターを配置するというようなことで、計画のほうには書いてありますが、実際その地区の座談会に行って、そういう役割を担ってもらう人がいるのかということになると、なかなかそれは地域には難しいというようなことで、それはその地域に応じて、区長さんがそういう役割を担ったり、あるいは民生委員さんとか、あるいはその民生委員さんを退任された方が担うとか、地区で一番そういう地域の実情に精通しているよう

な方とか、そういう理解している方をお願いしているというようなことで、なかなか福祉のネットワークのコーディネーターというふうなことで位置づけを役割を、その人にこういうふうな位置づけをしてしまうと、やはりそういう役を引き受けるのはなかなか大変だとかいうことで、なかなか進まないところもありまして、実際問題としては、やはりその地区の区長さんが、やはり地域のそういう地域環境とかそういうものを、やっぱり把握しているということで、座談会においても、やはり地区の区長さんに中心に集めてもらうとか、そういうようなことで進めているのが現状です。

その地域地域によって、その取り組む課題がいろいろ異なりますので、その地域の実情を、やっぱりその課題をどういうふうな解決したらいいのかということ、やっぱり地域によっては高齢化問題であったり、障害者の問題であったり、子育ての問題であったり、いろいろ状況が違いますので、そのいろんな課題を、どういうふうな調整して、町あるいは地域と課題を共有して、どういうふうな問題解決に当たっていくかというような役割を担っていただくということについては、やはり区長さんとかそういうところに、その地区の行政区としても、そういう方をお願いせざるを得ないのかなというのが、今、座談会を通しての実感になっているというようなことでございます。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後３時31分といたします。

午後 ３時 2 1 分休憩

午後 ３時 3 1 分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第９条第２項の規定により、あらかじめ延長いたします。

それでは、藤井孝幸君の質問を続けます。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） この地域福祉計画のね策定に当たって最も力入れたところが、このコーディネーターの配置なんですよ。これコンサルタントが持ってきたやつを、我々は、こんなじゃだめだと、全国一律の福祉計画みたいなことつくったって具体性が全くないちゅうことで、このコーディネーターの配置っていうのは、全くコンサルタントの発想じゃないんですよ、これは。これは策定委員の発想なのね。だからこれは、これから阿見町の福祉を向上させる意思があるんだったら、必ず配置をしなければならないポジションなんです——ポジションちゅうか、人なんです。それを部長が難しいとか区長に任しているとかじゃなくって、難

しいのはわかってるんですよ、私も。そこは出ましたよ、そのときにもね、区長会長もおるし、民生委員の会長もおるし、難しいことはよくわかってるんですよ、私は。ただ、これができないと、この地域福祉推進役コーディネーターができないと地域福祉は向上しませんよという、これの地域福祉計画だから。そこで部長が、いやいや難しいとか、配置するのが難しいとか、そんなこと言っちゃだめなんですよ。事情はよくわかりますよ、難しいのは。だって、その座談会をしながら、23年度に座談会をして24年度に地域福祉ネットワークを立ち上げるっちゅって、意思書いてるんだもんここにね。だから、難しいとか何とか言っちゃだめ。何が何でもやっていただくということなんですよ。まずはだからそのコーディネーターの配置している人数なんかというのは、わかりましたか。さっき、何か答えもらったかな。もらってないような気がするけど。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） 先ほどもお答えしたとおり、そのコーディネーターという名前にこだわらないで、実際そこで中心になってやっていただく方に、そういう役割を担っていただいている。ですから、区長会とかそういうところの説明においても、コーディネーターを配置するということに特にこだわらないというようなことで説明をしているところです。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） いやいやそれは、俺の質問と答えが違うよ。要は何人ね、どこの地区がコーディネーターを配置しているかを把握、どれぐらい把握しているかというの。いや、それはコーディネーターにこだわらんでいいよ。地域福祉推進役でもいいし、それはいい、計画で何でもいいんですけど、何人のコーディネーター、24年度に立ち上げるち書いてるんだもん、ね、計画で。あなたたちの意思を書いてるのここに、町の意味を。だから、何人配置していますかち、俺、聞いているだけの話。書いてることを聞いているんだ。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、そういうコーディネーターという名前にこだわっているわけではないということで、その区長さんなり民生委員さんなり、そういう役をしている方がそういう役割を担っていただいているということで、先ほど説明しましたように、7地区の座談会を実施したところにおいては、そういう役割を担った方にまとめていただいているということで、7名は今のところ、そういう形で、そのネットワークの構築に向けて、そういう役割で働いていただいているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 7地区、7名って言いますけどもね、私が掌握しているのは、完全に地域ですよ、福祉推進役という意識で——名前は何でもいいんですけど、その中心になるという人というのは、1カ所しかないんですよ。これは座談会で、こんなことがありますからねちゅって、言ったことは理解しているかもしれん、ひょっとしたらね、来た人は。だけど、私が推進役ですよということを知ってる、意識している区は1区しかないんですよ。だから、要は、これがないとね、地域の福祉ちゅうのは向上しないんですよ。だって、そこに、この地域のコーディネーターはこんなことしますよち書いてるんだからね。いろんな団体、NPOやら区長やら民生委員やら育成会やらシルバーやら婦人会やらを、全部集まっていたいて、その中で、何が問題なのか、うちの地区は何が問題なのかというのを探し出して、じゃあ、問題をどう解決するかということを探し出すのが、このコーディネーター役だから、推進役だからね。その人がいるといないのっていったら、地区の福祉の向上というのは随分違ってくるんですよ。だから、恥ずかしながらね、私の区も区長が理解してない。恥ずかしながら。だから、俺がやるから俺にさせろっちて言うけど、なかなかね、理解してないもんだからね……。だからね、そういうことなのよ。理解をね。いやいや、仲いいんだよ、俺、区長は。何でも相談してくるから。それはいいんだよ。

〔「嫌がられるんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） それはまあそうかもしれないけど、わかんないけども、何でもそういうことは相談に来るんですよ。だけどまだ、1つの理由はね、理解をしてないんですよ、区長やら民生委員さんがね。だからこれはね、もうしつこく、しつこくちゅうか、機会あるたびに、地域福祉コーディネーターを配置してくださいねという、区長なんかにはお願いすることですよ。それしかないの方法は。区長が別にならなくてもいいし、民生委員がならなくてもいいし、第三者でもいいんですよ。だからそれはもう、引き続きお願いしてくださいよ。機会があつてね、私もお願いしますし、頼まれれば、どこへ行ってでも説明しますよ、これは。これは肝心かなめな福祉向上のかなめなところだから。担当課長もよろしくね。ぜひ、してください。

それでね、ここで私、ちょっと提言をしたいんだけど、まあ藤井が言うことなら聞かめえみたいなの、そういう態度じゃだめだよ。真摯に、真摯に受けとめないと。そういうことで、真摯に受けとめて。

もう1つはね、この福祉連合会とか、この地域福祉計画をね、推進するプロジェクトチームというのか、地域福祉計画推進プロジェクトというようなものをつくったらどうかということなんですね。何でかていうと、これは行政だけでやるわけじゃないよ、町民を全部巻き込んで

やりましょうという計画だから、これは。だから、行政だけが評価したりしてもだめなのよ。だから、卑近な例が、この計画をつくったね、策定委員会とかワーキングチームの人とか、そんなの中に入っていて、これの1つ1つの実施状況とかを、ま、行政の立場としてはつらいかもしれないけども、実施状況を検討すると、定期的に集まってもらってね。検討する、そういうチームをつくったらどうかということなんですけども、この提案についてはどうですか。名前はどうでもいいんですけど。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。今後ですね、町の行政サービスをやっぱり推進していく上には、この間、全協でも御説明しましたように、協働のまちづくりの指針等、そういうものも策定しております。考え方は、この地域福祉とほとんど同じでございます。今までは町が行政が地域のために予算をつけて、何でも整備したり、いろんなものに補助金をあげたり、そういうものでやってきたところが、結局、全国的にもう財源がない、自治体にも財源がない。そういう中で、どういうふうにかきめ細かなサービスができるかっていえば、やはり地域の方とか、そういう方と連携する。それぞれの役割分担を理解しながらやってかないと、行政のサービスっていうのは、これから立ち行かなくなるという考えのもとに、そういう協働のまちづくり、協働の指針、あるいはこういう地域福祉計画が必要性が求められて、つくってきているところでございます。ですから、当然、そういう、町としては、これを強力に推進していくという考えは大事です。ですから、それについて、やはりこれは町だけが強力にやるからできるっていうことじゃなくて、やはり地域の住民とか、それを支援するNPOとか社協とか、そういうものも一緒に取り組まないとできないということです。で、当然それは町も力を入れて、今後取り組んでいくということでございますので、そういう提言も十分に踏まえながら推進していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 要は、その地域福祉をね……。協働のまちづくりとかいうのは、全協では説明受けましたけども、ちょっと観点が違うんでね。確かに協働のまちづくりだから、いいんですけども、この地域福祉計画を推進する、そのこれだけのための——だけのためって言ったらおかしいですけども、プロジェクトチームをつくったらどうかという提言なんです。それは前向きにとっていいんですね。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 提言は承っておきます。これ、やるやらないはね、別な話で。

○14番（藤井孝幸君） また、そういう……。

○町長（天田富司男君） 大体、藤井議員ね、自分はこういうことをこういうことって言うけど、あなた一般質問っていうのはね、一問一答方式のときにね、やっぱり執行部とちゃんと打ち合わせをしながらやりましょうって、あなたたちがつくったんでしょ。私もつくったけど。それがただ、もう一般質問ぽーんとおいて、全然そういう話し合いもしないなんていう……。

○14番（藤井孝幸君） それ俺の責任かよ。

○町長（天田富司男君） 話し合いしてないよ、部長。

○14番（藤井孝幸君） 来ないもん。

○町長（天田富司男君） 来ないって。

○14番（藤井孝幸君） 俺が質問するって、俺が行くの。

○議長（倉持松雄君） 勝手な話はやめてください。

○町長（天田富司男君） いや、ほんとに、何でも議員さんてのは偉いって……。そうじゃないでしょうよ。もう少し、やっぱり執行部とね、話し合いしながらやらないと、いつもこういう話になっちゃうじゃないですか。私を信頼してないっていうのは、もうそれはいいんですけど、私は何となくいつもこう一般質問見てると、藤井議員が何だ人間的に惨めだなと、そういう思いをします。

○14番（藤井孝幸君） つまらんこと言わんでいいよ。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 一般質問の仕方というのはいろいろあるのね。通告を出して、そしてお互いに双方が話し合うという。だって、電話かけたら課長もおったよ。これ、内容はどうですかって、説明しましたよ。誰も来ないじゃない、そんなの。私が——質問した人間が、ここはこうだからねとかって、そんなばかな一般質問あるわけないじゃん。

○議長（倉持松雄君） 質問は、双方とも質問と答えに限ってください。

○14番（藤井孝幸君） だから、前向きに。

○議長（倉持松雄君） 私、議長の責任でございますから、矛先はこちらに向けてください。

○14番（藤井孝幸君） じゃあ、前向きに検討していただくということでいいんですね。はい、じゃあお願いします。

それと、もう1つの提言ね。阿見町にはね、福祉の総合相談窓口ちゅうのがないんですよ。まあ、社協ではやってるんですけど、土日祭日休み、夜もなしということで、非常に町民もね、休みのときに相談したいんだけど、相手がいないと、こういうことが結構あるんですよ。こういう総合相談窓口、いろんな人が必要なんだろうけども、1つ拠点を設けて、空きスペースを活用して何か拠点づくりをやりますちって、これも計画にもありますからね。だから、そういう総合相談窓口みたいなものを、土日祭日は順番ですよ、時には……。全部今、待ち受け

なんですよ、待ち受け。来るのを待ってんのね、相談に。それを、電話がかかってきたら、こっちから出向いて行って相談を受ける、土日祭日でもね。そういう窓口をつくったらどうかという提案どうですか。大変だけどね、大変だけど。

○議長（倉持松雄君） それは、今のは藤井議員の提案ですね。

○14番（藤井孝幸君） そうそう、提案ですよ。

○議長（倉持松雄君） 提案ですから、それは、今答えてもらうことはできません。

○14番（藤井孝幸君） なんで。

○議長（倉持松雄君） 提案ですから、提案。

○14番（藤井孝幸君） だから、どうですかって。

○議長（倉持松雄君） いや、違います。提案して、それは後日ですよ。

〔「議長、いいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） いや、だめだよ。だめよ。

○町長（天田富司男君） 承っておきます。

○議長（倉持松雄君） 承るだけでいいけど、提案してもらったんだから、それは今すぐここでできたらおかしいでしょうよ。

○町長（天田富司男君） 承るから。

○議長（倉持松雄君） 提案してもらって、じゃあ、この次のときは……。

○14番（藤井孝幸君） 検討しますでいい話だろう。

○議長（倉持松雄君） この次のときは、答弁をしてもらいます。

○町長（天田富司男君） 承っておきます。

○議長（倉持松雄君） 提案ですよ。

○14番（藤井孝幸君） さっきから提案って言ってる。

○議長（倉持松雄君） 提案しますって言ってますから、そうしてください。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 議長にお任せください。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 議長、ここは議会は議論する場所だからね。議員の言論を封じちゃだめだよ。

○議長（倉持松雄君） それはごもっともですが、議長の責任もございますから、交通整理をします。

○14番（藤井孝幸君） 次の質問に移ります。

災害時の避難支援プランの進捗状況とその内容についてお尋ねします。

先ほどね、申請者数1,325人、これが対象者の25%というふうにお伺いしたんですけど、これは間違いないですよ。ちょっとメモする時間がなかなかとれなくて。

〔「1,304人です」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 人数は1,304人ですね。対象者のパーセントは25%でいいんですか。

〔「対25.6、対象者の」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 25.6、はい。この対象者というのは、どういう人ですかね。どういう人を対象にしたんですか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） お答えします。町で把握している要援護者ですね。障害者とか独居高齢者とか、そういう方を把握している人数が5,084人ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 要援護者ちゅうと、要支援から要介護5まであるんでね、これ全部対象なんですか。それと障害者と、それから子供もおるでしょ。これ全部……。高齢者だけじゃないですよ、対象にしてるのは。子供もそうですからね、障害者も。それが5,000人、対象者が5,000人ちゅうことですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長兼福祉センター所長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） はい、お答えいたします。こちらの要援護者名簿の登録に際しまして、議会さんのほうにも以前御説明申し上げたかと思っておりますけども、どういう方を対象にして募ったかというところでございます。1つは65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯、それと介護保険の認定者の中で要介護3以上の認定を受けている方、それから身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方、それから知的障害関係の養育手帳マルA、またAの交付を受けている方、それと精神障害者の保健福祉手帳での精神1級を受けている方等々が、一応対象者として、町のほうで定めさせていただいたところでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それで、その対象者が、今言って絞った、65歳以上とかね、要介護3とかちゅう、その対象者が5,000人ちゅうことですか。そこ、ちょっと確認させてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長兼福祉センター所長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） 今お答えいたしました対象者の総数という

か、が5,084人ということで、私どものほうで最終的に確認しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。その中の名簿ができたのが1,305人という理解でいいんですかね。それでいいんですか。はい、わかりました。ということは、それで25%と。ちょっと計算合うかどうかわかりませんが、25%が対象……。

〔「約、約です」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 約ね、25%ができた。わかりました。そうするとね、これ民生委員さんの、災害時一人でも見逃さない運動ちゅうのがありますよね。これってさ、一人でも見逃さない運動になってないんですよ。25%だもん、対象者の。75%は漏らしているわけよ。だからこれをどうするかで、今、俺が悪いって言ってるわけじゃない。がっかりした顔したらだめだよ。今が悪いって言ってるわけじゃないよ。今後どうするかを聞こうとしてるんですよ。どうですか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。対象者に対して25%が高いのか低いのかっていうのは、これは近隣の状況と比べましても、そんなに低い状況ではないっていうふうに、町としては判断しておりまして、民生委員さんのそういう協力があって、こういう登録者になっているっていうふうには、町としても考えております。

これはあくまでも個人情報の取り扱いという部分で、かなり大きな、そういう登録するに当たっては障害になっている部分もあるかと思います。これを、要するにその地区の区長さんあるいは先ほど言いましたように、警察とか消防関係、そういうところに登録名簿をお知らせするというようなことに同意をしていただいた方が、この1,304人というような数字でございますので、あとは要するにそういうところに周知されては困るとか、そういう事情があつて登録されない方も中にはいると思います。そういう方に対しての対応っていうのは、これは町としても、やはり直接ですね、その対象者に登録しませんかということで案内はダイレクトで送ってありますので、返ってこないところについては、どういう状況で登録してもらえないのかという部分については、ゆっくりその分析をしてですね、やはり、いざ有事のときに、そういう方が支援できないというようなことがないように、町としてもやはりその辺の対応を考えていかなきゃなんないというふうには考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 要はなるべく多くの方にね、多くの方を災害の弱者を、要援護者を登録してもらって、そして、消防団、区長、民生委員が情報を共有するという形をとらないと、この25%ちゅうのはね、一人も見逃さない運動にしては少な過ぎますよ。運動にしてはね。民

生委員さんも一生懸命努力はしてんでしょうけども。それは理由はね、何でしなかったかっていうと、初めから——何回もこれ私、質問しましたけども、初めから掌握するときに手挙げ方式をとってますって、こう言ったのね。手挙げ方式プラス同意方式をとったから。

これはもう一番……。このガイドラインを読んだことはあると思うんですけども、このガイドラインにはね、要援護者の災害時要援護者の避難支援ガイドラインというのが厚生労働省とかいろんなところ合作して、内閣府とか総務省とか厚労省で会議を開いて、そのガイドラインができてるんですよ、18年にね。ここには、手挙げ方式と同意方式は対象者の1割しか救えませんよち書いてるのよ。最悪の方法ですよち書いてあるのね。だから、どれが一番いいかっていったら、関係機関共有方式と同意方式と、これの組み合わせが一番いい。関係機関共有方式ちゅうのは、町がこの対象者を全部掌握している五千何人を全部を対象にして、そしてその中から同意を得ると、こういう方式なんですけど、これが一番効率的っちゅうのね、効率的という。それはそういうふうにガイドラインに書いてるわけですよ。だから、そのどの方法を選ぶかというのは、それは町のそれぞれのやり方でしょうけども、一番多く救えるっていうのが、やっぱり関係機関共有方式なのね。それプラス同意方式ということなんで、もう少しやっぱり対象者を広げるという努力は、私は必要だと思います。その点、どうですか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国保年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。今回町が実施したのは、その今藤井議員おっしゃったように、町が把握している要援護者というのは、関係機関が、関係機関っていいですか、障害福祉課とかいろいろな担当部署で持ってる情報を共有して、そういう対象者にダイレクトで連絡をして、それで手挙げた方、同意をしていただいた方に登録していただいているので、その議員がおっしゃった方式で実施しているものでございます。ですから、決して自分が助けてほしいから、何ていうんですか、先ほど言ったような単純な手挙げ方式ということだけではないということで理解していただきたいと思います。

その同意を得られないような人に対しては、先ほども言ったように、町もその状況をよく把握しながら、やはり個人情報がいっぱいネックになっているというようなことであれば、そういうものを有事の際にどういうふうに対処していくのかということ、やっぱり今後町としても研究してかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 個人情報保護というお話が、さっき出ましたよね。少なくとも、このガイドラインではね、個人情報保護の適用除外情報というのがあるんですね。命にかかわるものとかね、そういうものには、個人情報がいっぱい——もう何回も私も前にも言ったことがあるんだけど、そういうものは個人情報保護の例外ですよち言ってんのよ。命にかかわることですよ。

だから、その個人情報保護、少なくともこの要援護者を発掘するのには、個人情報のことは考えなくていいと、私は思います。だから、大いにこれから、せっかく一人も見逃さない運動でやってくれてんだから、大いにそれも広げてもらったほうがいいと思います。個人情報保護には、その利用及び提供の制限とって、第8条に書いてるんですよ、例外規定がね。市町村長ができるんだから。これちょっと読んでくださいよ。全く無視しろっちゅうわけじゃないけども、命にかかわることであれば、別に個人情報これは例外ですよ書いてる。

何か信じれてない。条項全部読もうか。まあ、いいやこんな時間ねえから。読んでごらん。

ということで、この第1問に対する質問は終わるんですけども、要は、地域福祉計画の推進を積極的に、担当課が積極的ににならないと、よその課も入ってこないんですよ。だから、担当課が積極的になって、ほんで集めて、進捗状況を確認をするというようなことをしましょうよ、ね、大変だから。わかってるよ、忙しいのは。けども、この計画があるんだから、もうしようがねえよ、これ、ね。だから、やりましょう。もう一度、これまた進捗状況は、もう一遍質問しますから。

それで、次の質問でいいですかね。

○議長（倉持松雄君） 先ほど、藤井議員から提案されたこと、説明できる段階になったら、懇切丁寧に説明してやってください。

それでは、次の質問に移ります。

14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） ちょっとね、細かいことについて質問するんですが、申しわけないんですがね、2問目の、庁舎前に風車のついたモニュメントがありますよね。これって、どのような設置の目的があるのか。どこの誰が寄附したのか。それと、モニュメントが倒れたりとか破損した場合ね、それで人をがっちゃん頭を打ったとかね、そういう人の場合には、どのような、その寄附した人と町との関係。それで、阿見町には寄附受けの基準があるのかどうか、ここについてお伺いしましょう。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、1点目の設置の目的についてですが、正面玄関前は、通路部分に夜間照明設備がなかったこともあり、次世代エネルギーの活用と節電の啓発も兼ねて、風力及び太陽光発電システムのLED外灯を寄附により設置したものであります。

寄附していただいた方と経緯についてですが、寄附をしていただいた方は、福島県郡山市で風力発電、LEDなどの輸入販売や中古車などの販売等を行っている株式会社ジョイワース並びに有限会社ラッサムの2社です。当該会社から当該外灯のデモンストレーションを兼ねて、風力及び太陽光発電システムのLED外灯を施工して寄附したいとの申し出を受けましたので、

町としては内容を検討し、寄附を受け入れたものであります。

次に、このLED外灯の故障や倒壊等の場合はの経費についてですが、寄附を受け入れた後は、これは町が所有者となりますので、これ修繕等必要となった場合は、これは自分がやるのは、これは当たり前です。町の負担と考えております。

最後に、寄附受け入れの基準についてですが、基準は作成しておりません。町では、寄附の申し出を受けた場合には、その都度、内容を検討して受け入れの可否を決めております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。私は寄附受け付けても、特にいちゃもんつけているわけじゃないんですよ。ただね、町の公の団体が、個人なり会社なりから寄附をもらうちゅうことはね、そのときの首長なり総務部長か誰か知りませんが、首長なりが判断をするのではなくて、それは常識的な判断はするでしょうけども、ある程度の基準を設けておく必要が、私はあると思う。時の首長が何でもかんでも、ただだから受けるちゅうような、そういうことでは、やはりね、寄附する人は何らかの目的があって寄附するんだから、そこはしっかりとした基準を設ける必要があると思うんですけども、どうですかね。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。財務規則でですね、寄附受け入れの事務の手続は決めておりますけども、その基準については、先ほど答弁したとおり、決めてないということでございます。

なかなか、基準づくりというお話ですけども、ちょっと今考えたところで、なかなか難しいのかなという感じがします。今までは、その都度、その内容をよく検討いたしまして、それで最終的に町の判断として受け入れしてきたという経緯でありますので、これも研究するという以外、お答えないんですけども、なかなか今考えると、基準づくりというのは難しいのかなあと。他市町村なんかもちょうと調べてみたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 私が危惧するのは、やはり寄附を受けるのにね、何でも時の首長の判断で受けるというのは、非常に危険があるんですよ。何が落とし穴があるかわかんないから、ある程度、こういう基準でこれは町長ひとりの判断でやると、それから、あとは、みんな町内の主要なメンバーが集まって、寄附受けをどうするかという、いろんなことを考えながら受けるという、そういう基準が……。国の中には寄附受けの基準がありますからね。ちゃんとそんなものを参考にして、やっぱりある程度つくったほうがいいと思います。何でもかんでもただだからもらうちゅうんじゃないでね。それは私は要望しておきます。必要だと思いますのでね。

次に、いいですか。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 3番目の質問です。町内にですね、街灯がありますね。それで街灯が……。それでいいんだよな、3番、3番目の質問ですよ。

町内に街灯が随分あります。それで、区長にね、町内の街灯を全て町のお金でLED化するというふうに説明はしていましたよね。じゃあ、その実施計画の細部についてお尋ねをします。いつから実施するのか、それで、その数は。

それから、必要経費の総額は幾らと見積もっているのか。

実施業者の選定方法は。

4番目に、昨年だったですかね、庁舎内の電灯をLED化しました。それでこれは無償と聞いているんですが、私の聞き間違いかどうか知りませんが、無償であったと聞いているのは、どこの誰が提供してくれたのか。

この4つについて質問します。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、街灯のLED化についてお答えいたします。

現在約5,000灯ある防犯灯の管理は、町または地区が行い、町は地区が支出する電気料金や設置工事費に対しての補助を行っております。平成24年度からLED設置について補助率75%の制度を新設し、防犯灯のLED化を推進してきたところですが、LED化の効果を最大限に活かすために、町の方針として町負担で全灯LED化することといたしました。

このことについては、5月13日の区長会説明会において行政区へ理解を求め、合意形成を図ったところであります。

それでは、まず、議員御質問の1点目の、実施計画の細部についてですが、現在行政区が所有して維持管理している防犯灯は約5,000灯ありますが、これを全て町の所有とし、LED工事を行い、維持管理をしていきます。既に平成24年度まで、約650灯がLED化されており、今年度は、約350灯がLEDになる予定ですので、残り4,000等について、平成26年度につけ替え工事を発注する予定です。

次に、2点目の、必要経費についてですが、製品購入と工事を別発注することを検討しております。物品購入として3,200万円、つけ替え工事として約5,000万円、電気料として年間約820万円が見込まれます。

また、平成24年、25年度でLED新設工事費の補助制度にて地区が負担した25%分を地区へ返還する予定です。

次に、3点目の、実施業者の選定方法についてですが、物品購入と電気工事いずれの場合も、

町内業者を含む阿見町入札参加有資格者から選定し、指名競争入札もしくは一般競争入札により契約手続を進めることを基本としております。

次に、４点目の、庁舎内のＬＥＤ照明の寄附についてですが、平成23年11月に、東京都中央区でＬＥＤ照明器具を製造販売しているワールド・ワイド・エンジニアリング株式会社から直管型ＬＥＤを寄附していただいております。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これは町が一括して全部街灯を管理するということだという、これは私は別に非常にいいことだと思います——財政が許せばね、いいことだと思いますが、通常、どうなんですかね、こういう政策的な経費というのは……。来年町長選挙ですよ、来年ね。それで、政策的な経費というのは、どうですか、総務部長、当初、なったときにもね、政策的な経費ちゅうのは、当初は、町長選挙が終わって決めるんであると思うんでね、政策的経費ちゅう、正規な予算はね。だから、骨格予算で組んでも、これみたいに、やりますよというような予算の組み方って、ありますか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、政策としてですね、今打ち出すというのは、町長の考えで打ち出しているかと思います。経費に関しましては、いろんな答弁でお話ししてますとおり、向こう3カ年の実施計画というのを、今年だと26から、二十六、七、八年度の実施計画を今から作成いたします。その中で、中期財政計画で歳入の見通し等をはかりまして、見積もりまして、それに見合った支出を調整していくということでございます。

このＬＥＤ防犯灯につきましても、その実施計画の中で財源を調整しながら経費を充てていくというような段取りになってきます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） わかりました。これ前に、今年の3月でしたかね、飯野議員が質問してまして、非常に前向きに積極的にやりますということは、私も理解はしてるんですけど、予算のかかることですから、何か来年の予算を今からもうやりますつって、通るか通らないかわからないような予算をやりますつって決めていいのかなという疑問が生じたものですから……。大体普通、政策的予算というのは、次の町長が、初めは骨格だけ、必要な経費だけを3月に予算組んで、あとは政策的な経費は、新たな町長、天田さんかもしれませんし、その人が決まって組むというふうに、私は認識してたもんですから、今みたいに実施計画をつくって、それが承認されれば、骨格的予算じゃなくてもいいと、こういうことでいいんですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 現時点では、町長の政策として行うということで、区長の皆さん

にも御説明して了解をいただいたということでございますので、今度は実施の段階になります。今の時点で、早く説明を区長さんに差し上げたのは、やっぱり準備の都合がありますので、できるだけ早くというようなことで、御説明して了解いただいたというふうなところです。

財源のほうは、今の町長が政策でやるということでございますので、いろんな実施計画つくる上でも、事業がありますけども、その優先順位を今から検討して、その中に当てはめていくということになります。ですから、いろんな事業、急がなければいけない事業、やらなければいけない事業、幾つかありますけども、その中から今から協議していつて、やる方向で努力をしていくということでございます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） それでね、そうなんですよ。今これをやる時期かどうかね。今言われたように、予算を組むのに、1億近く of 金を使うんだからね、これよりも先にやるべきことがあるだろうとかちゅうことは出てくると思うんですね、予算のうちに。そうすると、区長に今からやりますと言っとってよ、26年度にやります、今年の8月に計画してね、実施計画をつくって26年度にやりますと言っているものかどうかは、私はちょっと疑念を持ったわけです。そこで議会が、ちょっと待って、それは優先順位が違ふんじゃねえかつちゅったときにね、区長にうそになったことになるからね。これはなかなか反対しづらい内容なんだけど、非常にそういうところを危惧するわけです。だから、ちょっと普通の常識では違ふんじゃねえかなと思ったもんですから、この質問をしまして、確認をしたわけです。問題ないわけですね。

〔「問題ない。それは通していただければ問題ない」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） いやいやいやいや、それはわからないよ。これだけじゃないからね、予算は。ということで、わかりました。じゃあ、これはちょっと推移を見守りましょう。

〔「手続の問題」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 本当にね、普通、手続的にはね、何かこう、議会を軽視したような感じでも……。

〔「議会を無視してんだよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（藤井孝幸君） 無視っちゅうのか、そうか。ような気がしてならないものですから、今までずっと無視されたから、なれてはいますけどもね、ちょっと疑念を抱きました。そういうことです。ま、見守りましょう。ああ、いい、答弁いらんいらん。遅くなるから。

次の質問行きます。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） 次、阿見広報の発行についてですが、平成25年3月発行の阿見広報はですね、いつ原稿を業者に出して、印刷された広報紙をいつ納品されたのか。区長へ配布し

た時期はいつかと、こういうことです。質問です。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 阿見広報についてということで、広報は、町行政全般に係る事項について町民に広く周知を図ることを目的として、毎月2回発行しています。3月には、3月8日に「3月号お知らせ版」を、3月22日に「4月号通常版」を発行いたしました。

御質問の「4月号通常版」は、3月14日に最終原稿を業者へ提出し、納品は3月21日、区長配達は3月22日となっております。

今後も、迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、町民に親しまれる紙面づくりを進めてまいります。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） これが通常どおりのやつでしょうけども、ちょっと私も疑念を持ったのは、議会が終わったのは3月の21日なんですよ、定例会。そのときに既にもうね、原稿を出して刷り上って、医療費の無料化を4月から実施しますと、中学3年生のね。こういう書き方が、果たして、またこれ議会無視ということに、私はそういうふうにとったわけね。そのとおり、この25年度の予算は、8－8で、議長裁定で決まったわけですよ。そういう危険性を、予算の関係することは、そういう危険性があるわけですよ。だから、こうやって断定的な、4月から中学生の医療費無料化しますよというような書き方はね、これは私なんか、ほかの議員はどう思っているか知りませんが、ちょっと、これは記事先走り過ぎじゃないかなというふうに、私は感じました。だから質問します。

今までそういうふうに、多分こういうことでやってきたんでしょう。ただ、予算に関連することは、こういうその先走ったというか、ことは、私はやるべきではないと思うんですが、どうですかね。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 医療費の中学3年生までの無料化を実施するというのを、今申し上げました「4月号通常版」ですね、3月22日に区長さんに配達したものに載ってるということでございます。

この医療費の無料化につきましては、条例でまず決めまして、それで実施をしたということなんですけども、その条例が、今まで小学6年生まで、阿見町医療福祉費支給に関する条例、小学校6年生までだったんですけども、中学3年生までやるということで改正をして、議決してもらったんですけども、それが12月の議会で議決をいただいた。で、この条例は4月1日から実施しますという内容の条例でしたので、予算もありますけども、こういった表現になってきたということでございます。

それと、通常いろんな、この広報の中では、ほかにも予算に絡むものはいろいろあったんですけども、例えば人間ドック、脳ドックの受診費の助成についてとか、例年、毎年行っています事業につきましては、早目にお知らせしなければ、町民の方に不都合が生じるような件もございますので、予算を上程しまして、議決していただくというようなことで、早目にお知らせをしているということでございます。

仮に議決が——この前のように——は議決していただきましたけど、否決されたこともございます。その場合は、もう一度臨時議会をお願いしたりですね、その後、もし間に合わなければ、暫定予算を組んだりというような措置は、その後とっていくようになります。

○議長（倉持松雄君） 14番藤井孝幸君。

○14番（藤井孝幸君） そういう予算が必要な予算を絡むような広報というのはね、やっぱり慎重にね、慎重に、議会が終わってから、少しぐらいおくれても……。恒常的なやつは、それは出してもいいんですけどね、新たな予算が必要なときに、否決されたときには全部回収せにゃいかん、4月からできない場合もあるかもしれないし。だから、そういう広報発行担当者は、マンネリ化してずっとやるんじゃないくて、そういうことを頭に入れながら、広報の発行時期——時期はいいですよ、これで。ただ、内容を少し考えて広報すべきだというふうに、私は思いました。

ということで、何か言いたい……。ありますか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今の話ですけど、やはり町民のね、やっぱり福祉向上とかそういうものを、みんな入ってるんでしょ、人間ドックとか脳ドックとか。否決されれば、みんなだめなんですよ。そういうものも何でも書いてだめ、これも書いてだめ。そんな、そういう今までそういう状況ないですよ。

〔「そしたら議決機関なんかいないよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 議決機関も何もないじゃないですか。もしもだめだったら、臨時議会、やっぱり開かざるを得ないんだから。そんで、中学生の医療費の無料化なんて、大賛成してやりなさい、やりなさいって……。耐震化もそうですよ。やっぱり、町民の福祉向上に何が必要かっていったら、議員自ら考えたらいいじゃないですか。反対の反対なんていうね、ことをやらないで。そしてこの文章がね、どこがまちがったの。これだけ町民に4月1日からこういうことをやりますよとお知らせしてるんですよ。

〔「予算が通らなければ、みんなだめだっていうことじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） こういうのをね、全てだめだつったら、町民どうやって、5月1日からって言ったら、これまずいですよ、これ。

〔「議長、ちょっと脇の議員がうるさくてしょうがないんだけど、議会の品位を保つために、レッドカードを出してください。議会を乱してんだ、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） レッドカードを新設した場合には、そうしますから、本日のところは藤井議員の一般質問……。いや、質問終わってからっつろ。

○14番（藤井孝幸君） 違う違う違う、終わろうとしたら、ちょっと言ったから。まだ終わりましたは言っていないだよ。終わろうとしたんだけど。

○議長（倉持松雄君） はい、藤井議員の発言を許します。

○14番（藤井孝幸君） 私はね、一議員として、いいことはいいんですよ、それは。別にいいことはいいんだけど、ただ、書くものを、タイトルとかね、その時期とかを、慎重に検討したらどうですかということ言ってるだけの話です。いやあ、町長が俺は正しいんだちゅう言えよ……。まあ、県南にはね、3奇人のおるちゅうんだよ、首長によ。だけどそれは町長が入ってるかどうか知らないよ。知らないんだけど、奇人のおるちゅうの、3人奇人が。そういう我田引水的に、もう俺が町長だから何でもやるというような意思是、やっぱり議会と一緒に話し合いながらやりましょうという姿勢がないと、やっぱり我々は、どうしても反発するわけですよ。だから、その姿勢がちょっと足りないね。19人目の議員にならないように、よろしくお願いします。質問終わり。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後4時30分といたします。

午後 4時21分休憩

午後 5時00分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、13番浅野栄子君の質問を行います。

13番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番浅野栄子君登壇〕

○13番（浅野栄子君） 皆さん、こんばんは。大変陰悪ムードでございますが、御答弁が変わるということはないと思いますので……。本日最後となりました。スピードアップいたしますので、御辛抱ください。

それでは、通告に従いまして、平成23年2月に導入された我が町の公共交通あみまるくんが、町民の移動手段としてまさに交通弱者の足になり、喜ばれ、満足する活動を提供しているのかを検証するため、質問させていただきます。

あみまるくんが登場する状況に至らしめたのは、2001年、2002年の規制緩和の大波の到来が

きっかけです。このために、全国の路線バスや鉄道会社の70%以上が赤字経営に陥り、地域の路線バス企業は存在の危機にさらされ、年々、地域公共交通路線は減便、廃止で減少し、衰退し続けています。車社会の到来もそれに拍車をかけているわけです。阿見においても、バスの姿はほとんど見かけることがありません。苦境に立つ本当の原因は、人口問題、車社会、規制緩和で公共交通を民間に委ねてしまったからです。先進諸国で規制緩和のもとに公共交通を民間に任せてしまったのは、先進諸国においては日本だけなのだそうです。全国隅々まで同一料金で平等に供給することができるのは公です。しかし、集客の工夫も努力も中途では、経営は赤字になるのは当たり前です。そこで民間に委ねてしまったのですが、民間は利益第一です。利益がなければ、どんどん手を引いて、マイナスを最小限にさせるのです。資本主義経済からいえば当然のことではありますが、全く同じようなことが地方でも行われている状況なのです。公共の交通から民間交通へ、収益のないところは減便、廃止、そして、自治体による公共交通の必要性へと移っていくわけです。

現状では、ある地区では、隣の土浦へ行くにも、江戸崎へ行くにも、午前中に行ったら、もう夕方まで帰ってこられません。バスの便がありません。数時間で外国まで行ってしまう世の中ですのに、土浦への往復が1日かかってしまう。全く不便きわまりない状態です。

このことにつきましては、平成23年第4回の地域公共交通の必要性についての質問時にくどくどと住民の不便さを訴えました。ですから、このあみまるくんは救世主であり、かける期待は多大なのであります。その地域で生活するために、便利に移動でき、住みよい生活をするためには、地域公共交通の存在は欠かせません。必要不可欠なものです。ですから、町民のニーズに合った、より高い利便性と満足感が得られるサービスが提供できるよう、対処、検討、修正、改善の実施をしていただくことにより、より住みよい、暮らしやすい阿見町へと進化していくのではないかと思います。

阿見町は住みよい、暮らしやすい町であることがアピールできれば、当然、住みたいと思う方が移り住むことになるはずで、住民の外出率アップで、健康な高齢者が地域を元気にしてくれます。これは紛れもなく阿見町活性化につながります。

しかしながら、少子化や人口減少により、採算性は大変難しくなります。難しくなるものの、公共交通を必要とする交通弱者、高齢者の移動サービスの確保・維持は、絶対的であります。継続させるためには、公であっても、町の経済活動を支えるため、より多くの住民の利活用拡大を促すためにも、啓蒙促進や創意工夫が必要であります。過度な自動車利用から転換を促すための公共交通サービスの工夫も、また必要であります。多種多様な利用者ニーズに対応しながら、利用促進を図り、公共交通サービスの維持確保が必要なのです。官は民を圧迫しないなどとおっしゃいますが、継続できなくなってしまうたらどうなるのでしょうか。現に失速して廃

止に追い込まれた地域の公共交通はあるのです。阿見はそんなことは絶対ないと言い切れますか。執行部の皆さんには危機感がありません。皆さんまだお若く、自家用車で移動を当然のごとく行っているわけでありますから、車に乗れない不自由さを実感していません。交通弱者の目線での企画、実践をお願いしたいのです。

それでは、今回、公共交通の状況を、次の観点を含めてお聞かせください。

- 1、登録者数と利用者数の進捗。
- 2、料金収入経過とあみまるくんにかかる全体の経費。
- 3、アンケート調査における課題と対策。
- 4、隣接市との連携。
- 5、土日実施、時間帯の延長の方向性と、料金についての検討。

以上、公共交通の必要性を確認し、維持を継続させ、阿見町の町民の快適な足となって活躍していただくあみまるくんが実際に役立ち、町民の皆さんが満足していच्छるのか、そのために質問させていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） あみまるくんが町民の移動手段は満足か、5点ほどあります。

まず、1点目の、登録者数と利用者数の進捗についてですが、登録者数につきましては、平成23年1月に登録受け付けを開始し、3月までに800人、平成23年度は480人、平成24年度は239人が登録し、平成25年度3月末現在までで、登録者数は1,519人となっております。うち障害者手帳等をお持ちの方は312人で、割合にしますと20.5%となっております。男女比率では、男性33%、女性67%となっております。年代別構成比率では、20歳未満が6.2%、20歳から59歳までが15.5%、60歳以上が78.3%となっております。

利用者数につきましては、平成22年度は、平成23年2月から運行を開始したため、2カ月間で847人でした。平成23年度は9,260人、1日平均にしますと38.6人、平成24年度は8,036人で、1日平均32.8人の方に御利用いただきました。

次に、2点目の、料金の収入経過とあみまるくんにかかる全体の経費についてですが、平成22年度は、回数券販売収入額47万6,000円に対し協議会及びデマンドタクシーの運行経費が783万4,051円、平成23年度は、回数券販売額が288万2,000円に対し運行経費が1,637万2,859円、平成24年度は、回数券販売額が232万8,000円に対し運行経費が2,056万7,836円となっております。

3点目の、アンケート調査における課題と対策についてですが、アンケートは平成23年度に

利用登録者に対して実施し、回答では全体での67.6%の方が「とても使いやすい」「特に問題はない」と回答しております。一方、改善の要望としては「予約時の空き状況の改善」や「ＪＲ荒川沖駅乗り入れに対する期待」が上げられており、特にＪＲ荒川沖駅への乗り入れについては、議会からの要望もあり、改善策として、平成24年８月に、ＪＲ荒川沖駅への乗り入れを開始するとともに、同年９月には、セダン型タクシー３号車を導入したところです。

４点目の、隣接市との連携についてですが、デマンドタクシーのＪＲ荒川沖駅への乗り入れ等については、管轄する土浦市や関係交通事業者との調整や協議が必要となりますので、協議会の委員にも入っていただくなど、連携を図っているところであります。

５点目の、土曜・日曜日の実施と時間帯の延長についてですが、現在の利用状況から見ますと、高齢者等の方々が病院等へ通院に利用される状況が大半を占めていることや、利用が集中する時間帯も、午前９時台や１２時台という傾向が顕著となっていることから、土曜・日曜日への運行日の拡大や運行時間帯の延長までは考えておりません。

また、料金につきましては、町地域公共交通活性化協議会において、周辺事例やバス等の公共交通機関の料金等を参考にし設定したものであり、利用料金としては妥当であると考えております。

町地域公共交通活性化協議会では、今後も交通手段に不便を来している方のニーズに合ったデマンドタクシーとなるよう改善を図るとともに、鉄道や路線バスなど地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君）　ただいま、８番久保谷充君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は１４名です。

１３番浅野栄子君。

○１３番（浅野栄子君）　御答弁ありがとうございました。まず、私が平成23年第４回定例会において質問させていただきましたときには、あみまるくんは荒川沖駅までは乗り入れられなくて、遠くでおろされて、大変不便でした。不便だったという声がありました。ところが、それが解消され、荒川沖東口付近への乗り入れが可能になった。これは大変な進捗だと思います。そしてまた、２台目だけのあみまるくんが３台目のセダンのあみまるくんが仲間入りをして、より多くの住民のニーズに応えていただけるようになったということ。この２つは、大変な進捗だと思います。ありがとうございました。そしてまた、登録者数も、初めの800人から1,519人と、徐々に増えつつあるということも、より多くの方に喜ばれているということが思われます。進捗が大変著しくあったということに対して感謝を申し上げます。

そしてまたですね、アンケートの結果、満足しているという声が聞かれたということですが、私もアンケートの結果を見せていただきまして、その中から幾つか課題を質問させていただき

ます。

1つ目は、近隣市町村との連携・ネットワーク化ということで、23年度も、町長さんは、ネットワークは大切なものだと、そのようにおっしゃってありました。そこでですね、やはり聞いてみますと、土浦のですね、国立医療センターまたは新治病院に——医大ではなくですね、そちらの方面に行きたいという希望があるのですが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。先ほど町長の答弁にありましたように、この荒川沖駅に、駅前まで運行するのに、民間のタクシー会社、バス会社、当然土浦、陸運局、そういうところの協議がかなり難しい部分がありました。そういった中で、協同病院ということになると、タクシー会社もかなり多くなってきましたし、まあ、現時点では難しいのかなと、そういうふう考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） わかりました。将来はそちらの方向に少しは向けていただきたいと思います。

2つ目、午前中、川畑議員の発言の中にも、貧困率が高いまたは低所得者が増えていると、そういうお話がありました。私も調べました結果、全日本民主医療機関連合会の調査によると、貧困のため生活保護の7割が冠婚葬祭に出られない。ここにこう、冠婚葬祭に出られない。そしてまた、3分の1が、1日2食で生活している。年金暮らしの方が、今まで福祉バスで毎日まほろばに来ていたけれども、今は週1回か2回になってしまったということがありました。あみまるくんの料金、先ほど妥当とおっしゃいましたけれども、検討してほしいという要望が出ていますが、検討の余地はあるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。先ほど町長の答弁にありましたように、この辺のバスの単価、それからタクシーの料金、そういうものを勘案して、この料金を設定したわけですので、妥当だと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 黙っていたのではわかりませんのでね、貧困率が高いと、低所得者が多くて、大変困っていると、そういう状況は把握していただきたいと思います。

3つ目、いまだにあみまるくンを知らない——特に高齢者ですね、住民がいるようですが、この状況はどのように対処していくのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。昨年までも、広報紙で年に2回は

あみまるくんの広報活動を行ってきたわけなんですけど、今年度は、できればさわやかフェアあたりにもPRをやっていききたいと。今後も引き続きPRには努めていききたいと。それで、できるだけ多くの方に登録していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ただただ広報に掲載した、それから公民館に置いたというだけではなく、やはり実践していただきたい。情報提供の場、ただいまおっしゃいましたように、さわやかフェアですか、そういうときに、ぜひお願いしたいと思います。そして、皆さんによく知っていただいて、利用拡大をしていただきたいと思います。

4つ目ですけれども、予約がとれなかったという声があります。この予約不成立の状況はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 先ほど浅野議員もおっしゃったように、そういう状況が要望がございましたので、1台増やしたというようなことでございます。それで、現在のところ、目立った、なかなかとれないというような目立った苦情は、そんなには届いていないということでございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） あと3問ぐらいあったんですけども、時間の都合で、1問目は終了させていただきたいと思います。

交通手段を持たない町民の生活の支えとなって、元気で外出力アップの高齢者が阿見町を元気づけてくれるよう、あみまるくんの大いなる活躍を期待いたします。質問を終わります。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。

○議長（倉持松雄君） はい、質問を続けてください。

○13番（浅野栄子君） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

人材は、人は人財なり。「ジンザイ」の「ザイ」は財産の財です。人材は人財なり。阿見町の人材育成のビジョンについてお聞きいたします。

執行部の皆様は、阿見町職員として誇りをお持ちでしょうか。新年度が始まって約2カ月半、新人職員は仕事に新しい生活になれつつあるところかと思います。4月の新聞には、民間会社の入社式の様子が報道され、「新人よ、積極的に動け」とか「ベストよりベターを目指せ」とか「日々チャレンジせよ」などど、企業トップの訓示が並び、企業が新人への期待を込めた熱い思いが感じられました。そして、研修、座学より体験と企業が社員研修で新たな試みを導入し、人材が人財となる育成をその企業に応じ行っていることが明確に伝わってきます。

民間とは違う公務員としての阿見町の新職員，また阿見町の職員としての資質を備え，誇りを持って仕事に打ち込める人材の育成として，人材の育成はどのようなビジョンを持っていますでしょうか。公務員はサービス業であるという言葉は死語になったとも言われています。でも，その精神があれば，来庁者に対する応対の仕方はおのずと見えてくるはずです。公務員は途中で自分から退職しない限り首を切られることはありませんから，入職すれば，その人の人生の全期間にかかわることです。人材教育が機能するには，町長1人の力では大変であると思いますが，続く部長，課長たちの自覚と統制力によって成立するもので，それを可能とする町長としての戦略を示さねばならないと思うのです。阿見町職員の資質の向上は，町長に託されています。次の観点でお示してください。

1，新規採用職員に対して，どのような教育や研修を実施しているのか。計画と実践内容。

2，現在，阿見町の職員に対しての人材育成はどのような状況でしょうか。

3つ目，自己啓発につながる自己研修についての実情は。そして，その補助制度とその内容について。

以上，職員の育成状況をお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは，2点目の，人材は人財なり，阿見町の人材育成のビジョンはの質問にお答えいたします。

まず，1つ目の，新規採用職員に対してどのような教育や研修を実施しているのかについてであります。

新規採用職員を対象とした研修は，大きく分けて3回実施しております。

まず，前期研修ですが，当町の係長級を中心とする職員が講師となり，地方自治制度，地方公務員制度などの地方公務員としての基礎的知識や，ファイリングシステム，接遇など，仕事を行うために必要な知識を中心に，4月1日から1週間の日程で研修を実施しております。

次に，4月5日から6月30日までの約3カ月間にわたり，指導担当者制度を実施しております。指導担当者制度は，同じ所属系の年齢の近い職員1名を所属長が指名し，新任職員の業務の指導や相談などを個別に行う制度です。指導担当者・所属係長・所属長と新規採用職員が交換日誌のような研修ノートを通じて，1日でも早く職場になれ，組織の一員として持てる力を十分発揮できるようアドバイスを与えていきます。

最後に，後期研修では，接遇・電話応対研修のほか，新任職員フォローアップ研修として，入庁後6カ月の時期を捉え，これまでの仕事の振り返りを行うとともに，次年度以降の飛躍に向けたまとめを行う研修を実施しております。

2つ目の，現在，阿見町の職員に対しての人材育成はどのような状況かについてであります。

当町の人材育成は、平成20年度に作成した阿見町人材育成基本方針に基づき実施しており、特に職員研修についても、この基本方針に位置づけられた研修体系を基本に、毎年研修実施計画を策定し、実施しているところであります。

研修計画では、（１）人材育成に積極的な風土の醸成（２）政策形成能力の向上（３）対人能力の向上（４）まちづくり意識の醸成などを重点事項に掲げ、階層別研修、特別研修、派遣研修などの研修を、茨城県自治研修所研修、土浦市との合同研修、町主催の研修等、さまざまな方法で実施しており、参考に申し上げますと、昨年度では、全体で35回の研修を実施し、延べ858名が参加しております。

その他、人材育成に関連しては、目標管理を主体とした人事評価を実施しておりますが、評価される各一般職員にとっては、人事評価を通じて、期待される人材像が明らかになるとともに、自己申告、目標設定、面談、評価結果の提示等の過程を通じて、自らの職務行動を振り返ることが、主体的、効果的な能力開発につながると考えております。

また、評価者たる管理職員にとっても、評価者訓練が能力開発の機会であるのはもとより、評価者としての責任を担って評価を行うこと自体がマネジメント能力を向上させることであり、まさに人材育成であります。人事評価そのものが職場内研修と捉えることもできますし、その効果は、他の一般的な研修より一層の効果があると考えております。

3つ目の、自己啓発につながる自己研修についての実情は、補助制度とその内容ついてであります。

町では、職員の自己啓発の支援を行い、職員の意識の高揚を図ることを目的に、通信教育受講支援を実施しております。受講支援では、通信教育を実施している講座を確保し、その受講を職員に推奨するものであります。研修受講料の2分の1を助成する内容となっており、昨年度は、数名の職員が受講している状況であります。

町を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、町民ニーズも複雑化・多様化しておりますが、それらに応え、質の高いサービスを提供していくことが職員には求められてきております。厳しい財政状況や限られた人材の中で、町民サービスの向上を図るには、議員御指摘のとおり、人材育成——人づくりが重要となっていることは、十分認識しておりますので、今後とも、職員研修、人事評価等の人材育成の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 1年目の新採の研修の様子わかりましたが、この1年目の研修から、これは継続的な研修はなされているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。就職してからの経験年数が、年に、例

えば3年とか5年とかに応じまして、それで研修計画を立てておりまして、例えば、初級職員の1部研修、2部研修、3部研修、4部研修まであります。それから、上級職員の1部研修、2部研修とか、段階に応じて研修を実施しておりますし、そのほか、特別研修で、例えば、接遇コミュニケーション向上研修とかですね、メンタルヘルスの研修もございますけど、そういった研修も実施しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） ただいま、3番野口雅弘君が退席しました。したがいまして、ただいまの出席議員は13名です。

浅野議員の質問を続けてください。13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ただいま、その年数によって初級また上級というお話がありましたけれども、例えば、係長になった、部長になった、そういう節目のときの研修というのは実施しているのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、失礼いたしました、その研修もございました。例えば係長になりますと、新任係長研修がございます。それと、数年係長を経験した時点で現任係長研修、同じく課長補佐の研修もございますし、新任課長、新任部長の研修も実施しております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 人材研修というのは、やはり外に出る、または自分の部下にすることですから、阿見町独自のですね、人材育成というのはありますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 実務研修ですね、例えば、茨城県の租税債権管理機構に職員を派遣をする。それから、県の、今、吉原土地地区画整理事業を実施しておりますので、その関係の都市整備課、または竜ヶ崎工事事務所へ職員を派遣、それから、後期高齢者医療広域連合にも現在派遣しております。そういった研修もございます。

それから、海外研修ということで、これは市町村振興協会が実施している研修ですけども、そちらのほうにも、1名ですけども、毎年派遣しているということでございます。

そのほか、部門別ですね、研修、それぞれの各部門でやっている研修で、例えば区画整理事業の研修なんか、私も昔、何年も前に受けたことがありますけども、そういった研修、用地買収の研修とかですね。それから、広報担当者は広報の研修をやっている。IT関係の研修とか、そういったもの、さまざまな研修を実施してございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） やはり、人材育成で一番大事なことはやる気です。そのためには、職員間の交流も大事。部や課を超えた交流や研修や討議も大切だと思いますが、そのような場

はあるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 例えば人事評価でですね、評価する側の管理職は、マネジメント研修という形で、評価の仕方とかですね、それから面談の仕方とかいう研修を毎年やっているんですけども、その場合は、実践の実際の面談の予備研修という、実践の研修とかもやりますので、各部いろんな管理職の人が、交流といいますか一緒に、部署関係なく研修を実施しております。それから、防災関係で、机上の研修を行いましたけども、図上でですね、3.11の東日本大震災を受けてですね、初期活動を、初動をどういうふうにしたらいいかというような研修も数回に分けて行いましたけども、これも各部署の人たちが別々に集まってですね、それぞれの部署の立場で意識をしながら、お互い話し合いながら研修をしたというようなことを実施してございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 私、朝歩いたときに、職員が皆さん、課で集まったときに、朝ですね、課長、係長が皆さんを集めて、また皆さんの顔を見て、おはよう、今日も頑張ろうっていうような、そういう、朝のですね挨拶、やはり人に対しての礼儀、そういうものがやはり人材としてのね、価値ある人材になっていくわけですけども、なっていくのではないかと思います。その一番最初の朝の挨拶ですね、そういうものは、各課ごとにやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 接遇の研修というのは、天田町長になりましてから、初年度と2年目ということで、全体の研修を行いまして、挨拶の仕方とかですね、返事の仕方とか、そういった研修をやっております。そのほかは、町のパソコンのグループウェアという各職員が連絡とれるものがあるんですけども、その中で挨拶を元気よく行いましょうという掲示をしております。皆さんに促しております。そのほか、各課によってですね、月曜日の朝とかですね、そういったことで、課の中の打ち合わせを、朝一にやっているというところも、全部じゃないですけども、あるようです。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 茨城県自治研修所というのを御存じでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） もちろん、私も行っておりますので、存じております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） この研修所を、年にですね、どのぐらい活用していらっしゃるの

しょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。平成24年度の実績でいきますとですね、内容としましては、初任者の2部研修、それから上級職の研修、それから新任係長研修、新任課長研修等々ございまして、合計で17名が自治研修所のほう、利用して研修を受講しております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） この研修所を見ますとですね、大体何人ぐらい、それからその養成コース、基本コース、それから、課長になったときの課長のコースと、いろいろな研修する形態があるんですね。ですから、こういう研修にもですね、どんどん行っていただいて、職員としての基本的な、何というんですか、資質をですね、向上していただきたいと思います。

それから、先ほど、やはりね、行ってきなさいというのではなく、自己研修というのが大切だと思います。先ほど、通信教育を行っているというお話がありましたが、現在何人ぐらい、どこの通信教育を受けていらっしゃるのでしょうか。補助制度についてもお願いします。

○議長（倉持松雄君） 総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 通信教育講座につきましてはですね、民間のほうの講座でやっておりまして、平成24年度につきましては4名受講しております、内容としましては、わかりやすい民法、それから、わかりやすい地方自治ですとか、公務員のための窓口英会話ですね、それから、生活に身近な法律等について受講してございます。

それから、補助制度につきましては、受講費用の2分の1を町のほうで負担をしてございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、自分がこういう研修をしたいというときには、積極的に出していただけるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 研修メニューをたくさん用意してございまして、グループウェア等で掲示をさせていただきまして、基本的に募集応募があった方につきましては、予算の範囲内でございますけども、受講をしていただいているということで、今まで、応募者につきましては100%受講していただいているというような状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 町の職員は阿見町の顔です。町職員は阿見町民に対して、安心安全で住みよい、暮らしやすい町にするためのサービスを提供する立場ですが、町では、本当にい

ろいろ、高齢者や、それから除染に向けても、また医療問題でも、本当に素晴らしいサービスをしていると思います。近隣の方もですね、阿見町は福祉や何かが素晴らしいと、そのような評価を得ておりますがですね、いろんなサービスをするということはわかります。でも、一番、一番のサービスは、やっぱり来庁したときにですね、職員の方の笑顔と挨拶だと思うんです。職員の資質、それももちろんそうなんですけれどもね、一番接遇で大切なのは笑顔と挨拶だと思うんですが、パソコンのほうを見ていてですね、全然見ないっていうようなことがあるのですけれども、その辺はですね、町の顔としていかなものかなと思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 職員が職務に熱心な余りですね、集中しているということもあろうかと思います。ただ、窓口を預かるところばかりじゃないですけども、預かるところは特にですね、来客者の方には注意を払って、すぐ応対に出るようにというようなことは、課の課長等を通じて、徹底しているところでございます。また、接遇の研修も継続してやってございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 今申し上げましたように、やはり阿見町の職員は素晴らしい方ばかりだと思います。一番やっぱり安上がりで、人の心に一番深く感じさせるのは、その笑顔と挨拶だと思いますので、夢中でパソコンに向かって仕事をしているとおろそかになってしまいますので、その隣や、気づいた職員からですね、まず率先して声をかけるようお願いしたいと思いますが、これについてはどう思いますか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） あらゆる機会、例えば管理職の会議もあるんですけども、そういったあらゆる機会を通じまして呼びかけて徹底していきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） それでは、町長さんのビジョンの中にたくさんの研修もありましたように、その研修のね、ここにいらっしゃる執行部の皆さんは、その研修を経てここにいらっしゃる素晴らしい方でございますので、その職員の指導ですね、そちらもよろしく願いしたいと思います。

それから、新入社員がですね、男女どちらが入ってきてもですね、同じように、今、男女共同参画、旗揚げするようですので、同じ立場に置かれるように、研修もですね、男女格差なくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、第2問目終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） それでは、続いて3問目の質問に移ってください。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 大変申しわけございません。でも、私の責任ではないのでございます。私を恨まないでください。

○議長（倉持松雄君） 十分時間がありますから、大丈夫です。

○13番（浅野栄子君） では、第3の質問に移ります。

健康の安心確保ということで、成人肺炎球菌ワクチン予防接種の助成をというお願いでございます。

日本の肺炎患者の半数近くは肺炎球菌によるものといわれます。肺炎から中耳炎、髄膜炎、副鼻腔炎、敗血症など引き起こすこともある大変厄介な病気であります。全国でも肺炎は死亡原因の第4位で、そのうちの95%は高齢者です。一度接種すると5年間は免疫が持続するそうです。しかしながら、接種料が1回8,000円の高額であります。予防に、ぜひ助成し、成人の健康を維持させていただきたいと思いますが、御見解はいかがでしょうか。今年は肺炎が大変流行しておりました。御見解をお願いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、高齢者の肺炎球菌予防接種費用の助成についての御質問にお答えいたします。

肺炎を引き起こす病原体は、細菌やウイルスなどさまざまですが、日常生活を送っていて肺炎を起こす原因として最も多いのが、肺炎球菌という細菌です。肺炎球菌による肺炎は、発生頻度が高いだけでなく、重症化しやすいという特徴もあります。

以前に、紙井議員また難波議員からも一般質問がありましたので、そのとき調査検討をするという……。その結果、肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けることで、重症化防止などの効果があると期待されることから、高齢者の健康を守る上で大変重要なものであると考えております。

今後については、後期高齢者医療制度特別対策補助金の活用等で助成を行う方向で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） この件につきましては、今町長さんがおっしゃいましたように、紙井議員、それから難波議員からも質問があり、でも、当時はまだ、流行するということまでですね、大きく流行するということなく、余り注目されなかったということもあります。しかし、今は違います。大変な流行でですね、命を落とす、そういう危ない目に遭う高齢者もたくさんいらっしゃいます。ですから、やるのは、いつですか。今なんです。よろしくお願ひしたいと

思います。検討がよいほうの検討に行きますように、よろしくお願いいたします。

次、第4番目に。

○議長（倉持松雄君） はい、どうぞ。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 大変申しわけございませんけれど。

それでは、ノーテレビ・ノーゲーム。

我が国でテレビ放送が開始されてから50年が経過しました。メディアの各種機器とシステムは急速な勢いで発達し普及しています。総務省の平成22年度版の情報通信白書によると、国民の66.2%がパソコン、74.5%が携帯電話を使っており、今後もデジタル技術の進歩は、ネット社会をますます複雑化し、我々人類は、その中でいや応なく生活を営まざるを得ない状態です。これからもメディアは発達し、多様化し、それに長時間接触するという、いまだかつてなかった時代が生じているのです。心身の発達過程にある子供への影響が懸念されています。

1つは、テレビ、ビデオ視聴を含むメディア接触の低年齢化、長時間化により、外遊びの機会を奪い、人とのかわり、体験の不足を招き、運動不足、睡眠不足、そしてコミュニケーション能力の低下を生じさせる。その結果、心身の発達に影響を及ぼすということです。

懸念の2つ目は、その内容です。流される暴力映像への長時間視聴が、後の暴力行動や事件に関係してしまう事例も発生しております。それらを回避するために、メディア漬けから抜け出すということで、テレビを見ない、ゲームをしない、そういう日をつくることによって、家族の会話を取り戻す、親子の関係を見直す時間が生まれ、効果的な手法であるとの結果が出され、今、全国的に広まりつつあるようです。実践例を挙げますと、夏休みノーテレビ・ノーゲームデーチャレンジ大作戦。夏休み中、1週間に2日間、これは奈良県内の211校で実施したということです。それから、ノーテレビ・ノーゲームウィーク。東近江市の布引小学校でも実施しました。ノーテレビデー福岡県。各家庭で毎月20日をノーテレビデーとした。それから、ノーテレビチャレンジファミリー。公募した47家族が挑戦して、毎日1時間ノーテレビということでチャレンジしたそうです。それから、毎月10日はノーテレビ・ノーゲームデー。これは東京の葛飾区で実施しました。などなど、創意工夫をしながらの取り組みがたくさんあります。その感想もたくさん見られます。その感想は、ほとんど良好なものが多く寄せられております。

阿見町でも、ぜひ実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 一日チャレンジ、ノーテレビ・ノーゲームの実施をにお答えしま

す。

基礎基本となる学力を身につけるためには、学校での学習だけでなく、家庭での予習・復習も大切なことであり、家庭学習や読書、家族と話し合う時間の確保はとても大切なことであると考えます。

本町では、PTA総会、学級懇談会、家庭教育座談会などで、学習は日々の積み重ねであり、学習習慣を身につける家庭での過ごし方を具体的な例を挙げて指導しております。

今後も、学校訪問や研修会の中で、家庭学習や読書、家族との話し合う時間の確保等について、保護者へ働きかけるよう指導していきます。

○議長（倉持松雄君） 浅野議員，時間はゆっくりありますからね。13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） ありがとうございます。ぜひ、検討して、保護者のところですね、お話ししていただいて、実践をしていただきたいと思います。

先ほど、感想をお知らせいたしませんでしたが、感想が幾つかありますので、読ませていただきます。

「僕は、水曜日、テレビを見ずに、かるたやトランプなどをして過ごしています。ゲームもしません。読書も、学校から借りてきた本を読んでいます。ノーテレビ・ノーゲームデーは、何回もやって、もうなれました。最初は、いつもテレビを見て生活していたので、テレビを見ないのが苦勞しました。そのかわり、家の人としゃべる時間が増えました。家の人としゃべるのはいいことだと思います。テレビを見ないのは大変だけど、これからも頑張ります」「私はお母さんと一緒に雑誌を読むことが多くなったと思います。お兄ちゃんたちと遊ぶことも増えて、楽しかったです。オリンピックのこともちょっと気になるけど、我慢して頑張りたいです。今度は、家族みんなでトランプもしたいなあと思います」

こういうことですね、その生徒の作文、これが出ております。それから、2011年の春休み、これは美浦村ですね、美浦村の全小学校で実施したそうなのですが、大谷小学校、その小学校の感想文がですね、美浦幼稚園、これ出ております。やはりこれもですね、テレビを見ないというのは、初めはつらかったけれども、やはり、お母さんやお父さんと話しすることが多くなってよかった。それから、トランプとか読書をする時間が多くなってとても楽しいと、そういう意見がですね、たくさん寄せられておりますので、ぜひ、春休みまたは夏休みでも結構ですから、実施していただけるように……。やはり、ただただですね、保護者にですね、呼びかけるだけでは、保護者はやりません。保護者だってですね、韓国映画を見てる人もたくさんおりますので、そういうのでね、子供が、はい勉強、で、私はテレビでは、それではだめなんです

よね。ですから、学校からきちっとした資料でですね、今日はノーテレビ・ノーゲームデーにしましょうということですね、呼びかけていただきたいと思います、その辺は御指導、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 教育というのは、自律と他律というものから成り立っております。この「リツ」は「立つ」じゃなくて「律する」律です。他人に律せられて、他人にさせられる部分と、自分が自分を、自分に強いてなる部分で成り立ちます。私どもが小さいころは、他律のみの教育でした。先生に言われたとおりに、させられたとおりに、他律がほぼ九割九分で教育が成り立っておりました。その時代はそれでも生きておられました。大丈夫でしたが、今育つお子さんは、自律という力をつけないと、「指示待ち子ちゃん」だけでは、大変これからの世の中を生きていくのは難しいと考えます。

それから、しつけというのは、生活というのは、1日1回イベントをやりやあ身につくというものではなくて、毎日毎日の積み重ねであると思います。私は、保護者も自律をし、自分の家庭のしつけは自分で考え、子供と話し合いをして、自分の家庭のルールをつくっていくのが本筋であると考えます。それが阿見町で大事にしている子育ての原点です。家庭生活まで教育委員会や学校で縛るとするのは50年前の教育でして、今はそれは、あんまりお勧めできないものだとは私と考えております。

それでもやっぱり、お母さん方、お父さん方が、家庭生活でしつけをしやすいうように、学校の担任は、注ぎ水っていうんですか、助言・指導をして、子供さんに、お母さんに見てもらったものを、毎日先生が、ああ、よくおうちでもお母さんとお約束して頑張ってるねっていうような励ましをしたりとか、宿題も昔のように先生から出す宿題が半分、あと半分は自分で考えて自分でやりたいことをする勉強というふうにしておりますので、家庭でのしつけまで他律というようなことは考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 自律というんです、それを待っていたんでは、今はね、全然やる気がないんじゃないんですか。やはり、指導というのは、その指針を示して導くというのが指導ではないのですか。やはり、それを強制的にやれと、そういう気持ちがあったんでは、これは上から目線だと思うんですね。やはり、保護者の意見を聞いて、こんなふうなことがあって、携帯や、それを見ているとですね、今言ったように、遊び心もできない、それから体力もって、今、いろんな弊害が出ているわけじゃありませんか。ですから、その弊害をちゃんと保護者に伝えて、こんなふうにノーテレビ・ノーゲームデーを設定してみようと思うんですけど、いかがですかと、自分たちが発案したような、そういう思いにさせて、それをやったほうがよろし

いんじゃないんですか。それをね、自律を待っていたんでは、今の子は全然やらないんじゃないんでしょうかね。

で、今、いじめや何かのもとでは、やっぱりきちんと悪いところは悪いって言わないところに、私はあると思うんですね。教育は百年の計と言っておりますけれども、やはりですね、今ゆとりの教育として土日を休んで、もう何年もたたないうちにそれを回帰、起死回生、教育の再生と言ってるじゃありませんか。それはどうしたんですか。百年の計と言っていてですね。私は子供たちに、ノーゲーム・ノーテレビ、それはね、とてもよいことだと思うので、推薦していただきたいと言っているわけです。ですから、上から目線でですね、自律を妨げる、自律を促す、それは、指針を示して促さなければ、それを導かなければね、向こうは気がつかないんじゃないんでしょうかね、今はね。それはいかがなんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） ですから、上から目線で一律に、この日はノーテレビ・ノーゲームデーにしようというふうな、そういうふうな教育は、阿見町ではしたくないと考えております。家庭独自でつくったルールを大事にして子育てをしていただくという教育を推進しておりますので、先ほど申し上げましたような、いろいろな機会を通して。心配なく阿見町の子供たちの学力は右肩上がりで、県の平均を上回ってきておりますので、浅野議員さんが御心配になるようなことはないと思います。

確かに、歩みは遅いかもしれませんが、少しずつ少しずつ毎日毎日の繰り返しが一生をつくり上げていくのだと思いますので、イベントで人づくりをしようという考えはありません。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） イベントで人づくりって、イベントも一度ではないと思いますよね。やっぱり、しつけるというのは、し続けることでしつけていくわけですから、やはりこれをですね、1つやったら、あ、よかったねっていうその言葉から、またじゃあやろうねともって言って、し続けるのが、そして教育じゃないんですか。上から目線という、それはね、ないと思います。それは教育長が自分が思ってるからそう言ってんじゃないんですか。やはり、保護者にですね、働きかけなくちゃいけないと思うんですね。

それから、町長さんや皆さんにお話ししたいことはですね、運動会や何かで御挨拶、皆さんすると思いますが、父兄という言葉は使わないでください。父兄にはね、女性はいないんです。やはりですね、保護者とね。執行部の皆さんは保護者という言葉を使っただきたい。

それからね、教育長さん、やはりですね、ノーテレビ・ノーゲームは、子供にとっても大変よいことですのでね、こういうことがありますよ。こういうよいことがありますよという、その保護者にですね、呼びかけ、働きかけていただきたいと思います。要望しますが、いかがで

すか。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 家庭家庭で、ノーテレビ・ノーゲームと言わなくても、スポーツジム等に通ったりして、本当にノーテレビ・ノーゲームになっている日も週に2日あるというような家庭もありますし、子供さんと約束をして、勉強したらこのテレビ30分間だけは見てもいいよというような約束を決めて、楽しみを……。家庭でぐらいほっとするときというのはありませんで、学校に来たら、もう本当に緊張している子供ですから、ほっとする場も時には必要で、それは御両親と子供さんと話し合っ決めていくことが一番大事であると思いますので、教育委員会主導でそういう計画をすることは、何度も申し上げておりますが、そういうふうな教育方針は、私は持っておりません。

○議長（倉持松雄君） 13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 上目線とかね、その強制的にやると、そういうわけではなく、教育長さんがですね、そういう校長先生または、そういうところの立場に立つことが多いわけですからね、ほかの市町村でもこんなことをやっていて、よい結果がありますよと、そういうお話はしていただいてもよろしいのではないんですか。

〔「もうそろそろ……しない」「嫌だって言ってるから」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 御提案ありがとうございます。機会を捉えて御紹介させていただきます。ありがとうございます。

○13番（浅野栄子君） よろしく願いいたします。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

〔「最後緊張したよ」と呼ぶ者あり〕

散会の宣告

○議長（倉持松雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 6時08分散会

第 3 号

[6 月 13 日]

平成25年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月13日（第3日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町		長	天	田	富司男	君	
教	育	長	青	山	壽々子	君	
総	務	部	長	坪	田	匡弘	君
町	民	部	長	篠	原	尚彦	君

保健福祉部長兼 国民年金課長	横 田 健 一 君
生活産業部長	篠 崎 慎 一 君
都市整備部長	横 田 充 新 君
教育委員会教育次長	竿 留 一 美 君
消 防 長	川 村 忠 男 君
会計管理者兼 会計課長	宮 本 寛 則 君
生活産業部次長	大 野 利 明 君
総 務 課 長	飯 野 利 明 君
企画財政課長	湯 原 幸 徳 君
管 財 課 長	朝 日 良 一 君
交通防災課長	建 石 智 久 君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高 須 徹 君
児 童 福 祉 課 長	岡 田 稔 君
障 害 福 祉 課 長	柴 山 義 一 君
健康づくり課長	篠 山 勝 弘 君
農業振興課長	村 松 利 一 君
商工観光課長	鹿志村 浩 行 君
環境政策課長兼 放射能対策室長	岡 野 栄 君
都市計画課長	大 塚 芳 夫 君
都市施設管理課長	柳 生 典 昭 君
道路公園整備課長	湯 原 一 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐 藤 吉 一 君
指 導 室 長	根 本 正 君
農業委員会事務局長	大 塚 康 夫 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	青 山 公 雄
書 記	大 竹 久

平成25年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成25年6月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成 2 5 年第 2 回定例会

一般質問 2 日目（平成 2 5 年 6 月 1 3 日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 協働による地域の安全向上への取り組みについて 2. 熱中症対策について 3. 健康調査について 4. 投票率アップについて	町 長 町長・教育長 町 長 町 長
2. 柴原 成一	1. 耕作放棄地再生利用交付金について 2. 区域指定について	町 長 町 長
3. 紙井 和美	1. 障がい者施策の充実で、垣根のない、温かい社会の構築を 2. 物忘れや認知症の改善と予防に回想法を取り入れてはどうか	町長・教育長 町 長
4. 海野 隆	1. 阿見町入札及び契約制度の現状と改革について 2. 太陽光発電システムの価格について 3. 子ども達及び高齢者の安全対策の現状と対策について	町 長 教 育 長 町長・教育長
5. 飯野 良治	1. 財源の確保対策について 2. 耕作放棄地の解消と未然防止の対策について	町 長 町 長
6. 久保谷 充	1. 予科練記念館の展示物及び指定文化財等の管理及び保存・改善について	町 長

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） 会議を始める前に、議事進行に当たっては議長の面倒を見るというような優しい気持ちで議会を進行してください。

それでは、改めましておはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（倉持松雄君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、協働による地域の安全向上への取り組みについてであります。2つの角度から御質問させていただきます。1つには、地域の安全向上への取り組みについて。2つ目には協働による取り組みについてであります。

まず初めに、安全対策ゾーン30について伺います。小中学校の通学路の緊急点検については17カ所の危険箇所が確認され、14カ所は実施予定、残り3カ所が進捗中ということでありますが、早期実施の御努力をお願いいたします。

今回質問させていただくゾーン30は、それぞれの通学路という観点ではなく、エリアゾーンとしての一定の区域を指定し、そこには通学路や住宅地、生活道路等があり、区域内の安全を確保するため最高速度30キロ規制や横断歩道の設置、その他交通安全施策を実施するものです。そして、その必要に応じて路側帯のカラー塗装を実施していくわけですが、選定された場合には、このカラー塗装の財源は国庫補助の対象ということになります。

一昨年2023年9月に全国の警察に通達が出され、昨年茨城県内に指定され実施の運びとなり

ました。県内では平成28年度までに61カ所の計画があると伺っておりますが、阿見町ではこの通達にどのように対応されたのでしょうか。現在の進捗状況、今後の取り組みについて伺います。

2点目、道路里親事業の補助金制度導入、看板設置についてであります。阿見町が行っている里親制度は大変いい制度だと評価しております。公園につきましては、行政区初め地域住民の方々によりごみ広いのなどの園内清掃、トイレの清掃、除草、剪定、花壇整備などを行っていただいております、里親団体の創意工夫などもあり常に良好な公園として維持管理されております。今年4月には、里親補助事業として補助金交付の支援も始まり、新たな団体の活動の拡充にもつながっていると認識しております。

一方で、道路の維持管理につきましては平成21年4月から里親制度が始まり、ごみ袋等消耗品などの支給を行っていらっしゃいますが、制度そのものの認知がいま一つの状況でございます。里親制度の拡充、補助金制度の創設、登録団体の名前を書いた立て札の作成には至っていないのが現状でございます。今後町民の皆様と協働してまちづくりをしなければならないことを考えると、協働の1つとしても充実すべきと考えます。今後の取り組みについて伺います。

3点目、樹木についてですが、樹木の愛護活動を町民参加により推進すべく、里親制度を創設し、町民と行政との協働による美化保全活動を目指してはどうかと考えます。

阿見町では今年度から国のかわまちづくり支援制度を活用し、霞ヶ浦の管理者である国土交通省と一体となって桜堤、島津小公園などの整備を進めていく計画がありますが、この場所に町民公募により桜の苗木の実費を負担した植樹をしてはどうかと考えます。また、記念樹として考えられないでしょうか。

町民が、清掃や除草などの簡単な日常的愛護活動を行い、町は剪定や害虫駆除等の維持管理や里親の氏名を掲げた名板の設置などを行い、町民との協働の景観づくりを進めていくことが必要なのではないかと考えます。新たな制度創設について、御見解を伺います。また、町の保存樹の管理、現在の取り組みについてお示してください。

4点目、道路等の愛称の創設であります。昨年6月に提案させていただきましたが、今後研究していくとの答弁でございました。進捗状況についてお伺いいたします。

5点目、セーフコミュニティの取得についてであります。国連の専門機関であるWHO——世界保健機構が推進するセーフコミュニティの認証制度が日本各地で広がっています。阿見町においても、さまざまな見守り事業等地域レベルのコミュニティー活動には取り組んでおりますが、このセーフコミュニティ認証制度はさらなる協働のまちづくりの原動力になると確信します。

ここでいうセーフコミュニティとは、既に完全に安全な状態であるコミュニティーではなく、

体系立った方法によって安全の向上に取り組んでいるコミュニティーを目指すというのです。けがや事故などは偶然の結果ではなく、その原因を研究することによって予防できるという考え方をもとに、地域の安全と住民の健康の質を高めていく活動に取り組むコミュニティーがセーフコミュニティの認証を取得できるというものです。

ただ漠然と安全な町という目標を目指していくのではなく、事故や障害を予防するためには、まず何が問題であるのかを明らかにし、その対策を講じ、その対策によって得られた成果を評価することが求められます。

本年度、認証取得した豊島区では交通事故や犯罪が多く、どうすれば安心安全な町にできるか、平成22年から3年間取り組んだことは、こういった事故やけがが多いのか、こういったところに危険を感じているのか、事故の起きた場所等、警察や消防、自治会とも連携をとり、データベース化し改善に取り組んだそうです。その結果、認証を取得し3年間取り組んだ中で交通事故や犯罪も徐々に減少しているとのことでした。

平成20年日本で最初に取得していた京都府亀岡市ではセーフコミュニティの活動の効果として、市民の地域活動への関心や参加が高まり事故や犯罪が減少しているとも言われておりました。

そこで、阿見町においても地域の安全と住民の健康の質を高めていく活動に取り組むコミュニティーを目指してはどうか。また、国連の専門機関のWHOから認証を取得し、安全安心のまちづくりを推進してはどうかと存じますが、町の御見解を伺います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

難波議員の協働による地域の安全向上への取り組みについて、5点ほど質問がございます。

1点目の通学路の事故防止の取り組み、ゾーン30、カラー舗装等、現状と今後の取り組みについてです。

ゾーン30については、生活道路における歩行者等の安全対策を目的として、区域を定め時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図り、歩行者の安全を確保するための生活道路対策です。

警察庁により、平成24年度から平成28年度までの5年間で全国において3,000カ所の整備を目標とするもので、茨城県内では61カ所を整備する計画となっております。

阿見町では、平成25年3月に西郷、中郷西、中郷東の一部の区域がゾーン30として区域設定

され、牛久警察署から地区住民へ対し、区域設定のお知らせを回覧するとともに、区域内入口にて通行車両に対し、ゾーン30のチラシ及び啓発品配布等を行い、周知徹底を図ったところでございます。

平成25年度につきましては、牛久署管内の中から区域設定が行われることから、阿見町内の区域が設定されるよう、積極的に牛久警察署交通課と協議を行ってまいりたいと思います。

また、カラー舗装等については、昨年度に実施した通学路緊急合同点検に基づき、今年度事業として中央地区の町道第0102号線における路側帯のカラー舗装を予定しております。

今後もゾーン30の計画等とあわせて、必要な箇所にはカラー舗装等の施設を検討し、安全対策を図ってまいります。

2点目の、道路里親事業の補助金制度導入、看板設置の取り組みについてです。

阿見町道路里親制度は、町が管理する道路において、地域住民等が主体となって行う清掃や除草等のボランティア活動を支援する制度であり、支援内容としては消耗品等の支給を行っております。

平成21年度に施行した当制度には、現在6団体が加入していますが、良好な道路環境を維持していくには、地域の理解と協力が必要であり、より多くの団体に道路里親制度へ加入していただくことが理想であります。

今後、里親制度への加入を促進していくには、各団体の創意工夫が可能となるような制度の見直しが必要であり、今年度には改定した公園緑地里親制度と同様に、補助金交付制度の導入を検討していきたいと考えております。

また、里親名称を記載した表示板については、各団体の意向を確認しながら、早期に設置してまいります。

3点目の樹木の里親制度の創設については、もう先ほど全て難波議員がおっしゃった制度のような状況になると思っております。

町では、霞ヶ浦湖岸の親水性を向上させるため、霞ヶ浦河川事務所と連携し、防衛省技術研究所の西側を桜堤にしたいと考えております。

今年度中には堤防側帯工事が実施される予定ですので、盛土の完成を待って、町の木である桜を記念樹として植樹することを計画しております。

私の1つの政策にもなっております記念樹の森とはいかないんですけど、こういうものを記念樹にしていきたいと。先ほども島津の小公園等もありましたけど、これも土の入れ替え等をして、どういう形になるかまた相談したいなと、そう思います。

4点目の道路等の愛称創設の現状と今後の取り組みについてです。

まい・あみストリートのように、町民に親しまれている道路に愛称をつけることは周辺地区

のイメージアップにつながるよい取り組みですが、町内では余り愛称がつけられていないのが現状です。

新しい道路ばかりでなく、既存道路のうち幹線道路などへ、町内外に発信できるような愛称をつけられないか、やっぱり他市町村の取り組み事例等を参考にしながら、いい名称等があれば、やはりつけていきたいと思っております。

次に、5点目のセーフコミュニティの取得についての所見についてです。

国内で認証を受けた例は、2008年の京都府亀岡市をはじめ6団体となります。先ほど亀岡市の事例等も難波議員からお話がありました。この他6団体が認証に向けて取り組んでおるということでございます。

この取り組みに求められる特徴的な視点は、多くの主体が関わる協働体制がとられているか、調査・分析に基づく科学的な評価と改善がなされているか、長期的・継続的な活動がなされているかとなります。

阿見町はこれまで、協働による地域の安全向上を積極的に進めてまいりました。今後についても、より効果的な施策展開を図ることにより、町民の期待に応えていきたいと考えております。

そのためには、セーフコミュニティの概念や認証基準、既に認証を受けた団体の取り組みが、阿見町における今後の施策にとって大いに参考となるものであります。

御質問にありますセーフコミュニティの認証取得については、今のところ考えてはおりませんが、目指すところは同じであると考えます。これまで以上に関連する情報収集に努め、協働による地域の安全向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それでは、まずゾーン30についてでございますけれども、阿見町におきましては、先ほど1地区……。1地区というかエリアが承認されたということで、ほかに阿見町としては要望した箇所はございますでしょうか。

それと、要望して却下されたものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 要望ということではなくてですね、警察との協議の中でこういったところも指定の対象となる地区ではないかと。交通量が多くて通学路の圏内だというようなお話は警察の協議の中でしてございます。その中で、最終的に西郷・中郷地区が指定されたということでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。阿見ではどこどこを協議したんでしょうか。言

えないんですかね。公表していただくと、また25年度にまた警察のほうにぜひ漏れたところは推薦していただきたいとは思いますが。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。阿見小学校付近、カラー舗装も行われる予定ですが、そういった付近とか、第一小学校の校舎の裏側の進入路のところなどについて、町も指定して規制かけたほうがいいんじゃないかと、規制っていうんですか、区域にしたほうがいいんじゃないかという話は警察との話し合いの中で出しています。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 却下された理由はということで、それはわからないということでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 指定っていうんですか、設置するのはあくまで警察のほうの考えで指定決定しておりますので、警察のほうでもいろんな条件——幹線道路に囲まれた中でとか、いろんな条件の中で判断されていると思います。ですから、町で要望したとか、こういった地域もありますという話の中で、それがだめだというお話ではございませんで、特に初めての、24年度初めてで、県内でもまだ9カ所ですか、しか指定されておきませんので、警察のほうでもいろんな条件の中で判断されたものと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） では、ぜひまた強力にひっかかりますというか、選定されますように、ぜひお願いしたいと、していただきたいと思います。本当に第一小のところと阿見小のところは確かに危なくて、交通事故もあります——最近もありましたし、また接触事故ですね、そういうのも大変多うございますし、また今度カラー塗装を東門のほうにさせていただくということですが、非常にそういう地域でありますので、ぜひ御要望して強力にお願い申し上げます。

やはりゾーン30にいたしたところは、17%ですか、20%近く交通事故が減っているという。相当早く川口市では、認定されているところは結果が出ているということです。よろしくお願いします。

それからですね、カラー塗装のほうはやっていただけるということで、よろしくお願いします。

それでは、次の2点目ですが、道路里親制度ということで、こちらのほうも補助金の制度も公園と一緒にやっていただけるということで、また、皆さんの……。あとは拡充ということで、ぜひどのように拡充されるのか、計画があればお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。道路里親制度、町長の答弁にありましたように、現在6路線、6集落で道路里親制度をやっているところであります。今後も広報等で周知しながら、周知を図りながらそういう里親を増やしていきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） あとですね、個人で頑張ってもらってる方も見受けられるんですけども、そういう方も里親制度には入るんでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。現在入ってる6団体は、これは基本的にはそういう団体、それから企業、JA等が入っているところでありますので、個人ということになるとちょっと……。基本的には里親はその路線をその地域の人に管理していただくというか、それで親しんでいただくということが基本的な考え方でございますので、現在のところ団体ということで考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 他市町村も調べていただいて、個人もやっているとありますので、またそういうところ、もし検証していただける、そういった部分でいいんじゃないかなと個人的には思うんですけども。研究していただければと思います。

それからですね、あと里親制度の団体も少ないようでございますけれども、意見交換とか、そのうちに情報交換とか、皆さん苦慮されてやっているかと思っておりますので、そういった場もつくっていただいて、またお声も行政のほうから行っていただいております機会もぜひつくっていただければと思います。

また、順次検証等もできれば順番にやっていただけると、本当にまた元気にやっていただけるんじゃないかなと思いますので、これは要望させていただきたいと思っております。

あと、次に行きます。樹木の里親制度創設ということで、今うれしいお話がございましたけれども、記念樹ということでやっていただけるといことなんですけれども、私も以前取手市の、そういった記念樹の植樹会に参加したことがあるんですけども、そのときにお子様連れ、赤ちゃん、一緒に来てそこで本当に楽しく、あと何年すると自分の桜の木の下で花見ができるねという、また亡くなったら自分の子供にという、そういうようなとってもうれしい光景がちょっと目に浮かぶ、思い出しましたけれども、記念樹ということで、そのときには日本さくらの会という会があるんですね。

それで、茨城県では結城のほうにあるんですけども、そこには阿見でも団体でお花見とか、見に行かしていただいたことがあるんですけども、そこで苗木を譲っていただけるというこ

ともありますので、そういったことと、あとは何本植えるのか、そういったことと、あとは、これは里親ですので、やはり御自分で買っていただくというっていうことになるかと思うんですけれども、そういったことも含めて応募方法、もしそういったことをしていただけるのかどうか、お話聞かしていただけます。ぜひ利用していただければということで。

こういうところを龍ヶ崎も利用して……。公園に利用して桜の木を植えていましたのでね、あちこちでやっておられますので、ぜひこの機会にやっていただければなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。日本さくらの会を利用して苗木を配布されてはどうかというような御質問なんですけれども、阿見町もですね、昭和60年に日本さくらの会から苗木を1,000本いただいております。それを運動公園の桜の森を中心に今、植樹してですね、大変立派な桜が咲いているような状況になっております。

で、そのときなんですけれども、いただいたものがですね、大体このボールペンとかこのぐらいの太さだったものですから、一度ですね、育成をして、それでそこからまた本格的な場所に植樹したというようなそういったことがありますんで、記念樹となりますと、ある程度大きさが無いと無理かなというような、そういった気はしております。ただし、そういったいい制度ですので、活用のほうは検討していければと思います。

それから、あと本数ということですが、桜堤が300メートルを計画しております。桜のですね、望ましい間隔というのが大体8メートルから10メートルということですので、そうなりますと30本から40本ぐらい。それとあと島津の小公園で数本ということになりますと50本弱ということになりますので、その辺について……。まあ、本数はその程度と考えております。

あと、公募につきましては、公募とかそういったことにつきましては、まだその辺については、詳細については考えておりません。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、楽しみにしている方もいらっしゃると思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。ぜひその人数以上の方が集まって大成功にまたなって、阿見のまた観光でもあるし、協働のまちづくりにつながればなと期待するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、最後の愛称ですね。4点目ですけれども、既存の道路、また都市計画道路の整備もかなり行われておりますけれども、ある方、というか、阿見に住んでらっしゃる方以外の——住んで、もともとの方じゃないんですけれども、道の名前がわからないというか、私自身もそうでしたけれども、行き方を説明するのに困ってしまうという、そういうお声をちょうだ

いすることが多いございます。

そういった意味でもぜひ、町の活性化、またそういう意味でもぜひ取り組んで、また委員会等もつくっていただいて、やはりそういう中でそんな大きな名称のサインじゃなくてもわかるようにしていただけるともっと行き——わかりやすい、また明るい阿見になるのではないかなと思いますので、これは要望させていただきます。

そして、5番目なんですけれども、セーフコミュニティということで、認証は考えていないということで、私が言いたいのは認証をとる云々というよりも、その過程で、ぜひそういった予防ということは、当然大事なことでありますので、そういった考え方をぜひね、先ほども酌み入れるような御答弁がございましたけれども、入れていただきたいなと思います。

私の、長野県なんですけれども小諸市のほうで、お聞きしたんですけれども、こないだいただいた阿見町の協働の指針ということで、いただいたときに、協働のまちづくり運営委員会ですね、20ページに。やはり何が違うかというと、この人数が聞いたときに驚いたことには30名から35名はその委員会に入っているということなんです。で、その中で協議をするというお話を聞いて、あ、まずそういった先ほどもおっしゃってましたけれども、そういった取り組みをしている。

それからあと、小諸では、そうですね、小諸厚生総合病院というのがあるんですけれども、そこでまずその医者からのデータということで、そのデータで、まずけがの部位まで教えていただいたって。膝のけがが一番多い。また小中学生が多い。性別年齢、あと緊急搬送のデータで高齢者で転倒が半数以上寝たきりという、そういったデータがわかるという。そのわかることから予防につなげていっているというお話をいただいております。

また警察のほうでもデータをいただいて、それを皆さんで共有しているということで、説得力があるというお話を伺いました。

それで、皆さんで考えたときに、まず10あるらしいんですけども、そのいろいろやる予防なんですけれども、小諸では交通安全ということで、すごく多いということで——10万人当たりですか、10万人当たりで交通事故死亡数が全国でも高いということで、これをやろうってみんなで決めたということなんです。

あと高齢者の安全ということで。これも圧倒的に65歳以上が搬送される年齢が他の年齢よりも多いという、皆さんで検討したと。あと子供の安全ということで、これも大変に調べた結果休み時間に半数以上がけがをしている。あと自殺も相当多い。それも20歳から44歳に多いというデータが出たということで、その年齢層に働きかける。

あと、防災もここは浅間山がありますので、そういった防災に関しては特に関心が高いということで、5つに絞ってこれのコミュニティーをやって、何ですかね、そういう安全安心のま

ちづくりをしているということで、かなり町が変わってきたというお話を伺っておりますので、ぜひまたそういったところのお話も聞いていただいて、またよりよい阿見づくりの一助にしていいただければなと思ひまして、今回は質問さしていただきました。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 次の質問をさせていただきます。熱中症対策について質問させていただきます。

昨年の猛暑では学校の熱中症対策において水分補給の指導を初め、運動や部活動など細心の注意を払われたことと思ひます。今年の夏はさらに猛暑になると気象庁から予報が出ております。既に熱中症の被害に遭う人たちが出ております。昨年御質問いたしました、進捗状況について伺ひます。

1点目、小中学校での今後の対策について。

2点目、小学校の運動会の開催時期について。春季に実施した小学校の検証をお伺ひします。

3点目、幼稚園、小中学校、保育所、公園、イベント会場等へのミストシャワー、エアコン等の設置について。

4点目、高齢者や低所得者層へのセーフティーネットやクーラーの有無の確認、使用状況等生活実態調査の取り組みについて。また、生活困窮のため設置の困難な高齢者に対して、購入のための補助金の交付また貸付制度など、支援する対策が必要ではないかと考えますが、御見解を伺ひます。

5点目、高齢者は比較的健康であっても、この時期から熱中症等により急変する場合もあります。緊急通報装置の設置の取り組みについてお伺ひします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、熱中症対策についての御質問、1点目・2点目、3点目の一部関連部分については、教育長より答弁をしていただきます。

初めに3点目の、保育所、公園、イベント会場等へのミストシャワー、エアコン等の設置についての御質問についてお答えいたします。

保育所については、夏も休みなく子供さんをお預かりするため、エアコンは必需品となっており、保育所全室に設置されています。また、熱中症対策としては、各保育所でゴーヤやスイートピー等の緑のカーテン事業を取り入れ温度を下げる対策を行っております。外遊びには水分補給に十分配慮し、盛夏においては水遊び等を取り入れ暑さ対策を行っております。

また、まい・あみ・まつり等のイベント会場への参加依頼等の対応につきましては、イベントの後には飲み物等を配布し、熱中症対策には十分配慮をしております。

このため保育所には子供の生活環境に配慮してエアコンが設置されておりますので、今のところミストシャワーまでの必要性は感じておりません。

公園等へのミストシャワーの設置については、吉原土地区画整理区域内で新たに整備する多目的広場に設置する計画があります。また、既存の公園等については、屋外施設のため簡易的なミストシャワーの装置は不可能であり、設置には多額の費用を要することから設置は考えておりません。

次に、熱中症は予防が第一であり、そのためには、日常生活での小まめに水分を補給する、手足を冷やす、通気性の良い服を着用するなどの適切な予防を図れば、防ぐことができます。特に小さい子供たちが参加するイベントでは、事前に広報等において、熱中症対策の情報提供を行い、予防への意識啓発を図ってまいります。

イベント会場等へのミストシャワーの設置については、設置箇所が多数必要となり、設置費用や水道使用料の面で膨大な費用となるため考えておりませんが、まい・あみ・まつりの会場では、実行委員会の方で何らかの熱中症対策を講じていくと聞いております。

次に、4点目の高齢者や低所得者へのセーフティネットやクーラーの有無、使用状況等生活実態調査の取り組み、クーラー設置補助についてです。

ひとり暮らしの高齢者や生活困窮世帯を含む要支援者等への相談・支援体制は、基本的には、地域で活動している民生委員児童委員が相談に当たり、町や社会福祉協議会等が実施している支援サービス等の紹介など行いながら、必要に応じてそれぞれの担当窓口へつないでいただくという連携体制をとっております。

また、現在のところ町では、高齢者や生活困窮者世帯等のエアコンの設置・使用状況等の実態調査については実施しておりませんが、今年の夏も暑さが厳しいとの予想もされていますので、熱中症による健康被害を受けやすい高齢者等については、民生委員児童委員や町のシルバークラブ連合会を通じて、水分の補給を心がけるなどの熱中症予防の呼びかけをお願いしたいと考えております。

高齢者や生活困窮世帯等へのエアコン設置に関する国・県等補助制度については、現在のところ見当たりません。町独自の補助制度の創設等についても、現時点では考えておりません。

5点目の緊急通報装置の設置の取り組みについてです。

緊急通報装置は、町内に住所を有するおおむね65歳以上の方で、病弱または重度の身体障害のため緊急時に機敏に行動することが困難である方や、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者のみの世帯を対象に、希望者に機器を貸与し設置しております。

N T Tの電話回線を利用して、あらかじめ設置者のデータを登録しておくので、機器の通報ボタンを押すだけで町の消防本部につながり、氏名を伝えなくとも誰からの通報かが判別でき

るようになっております。また、機器本体から50メートル以内で使用可能なペンダント式の携帯装置と、火災警報器もセットになっております。

本事業は、平成4年度から実施しており、毎年20件前後の新規申請があり、平成25年6月1日現在、161人が設置されております。平成24年度中の緊急通報装置による通報件数は180件で、うち救急要請は33件、火災通報は1件となっています。

しかし、利用者の操作方法の間違い等による誤報も多く、通報全体の3割強を占めている状況もあります。

緊急通報装置の設置の際には、取り扱いについて十分に御説明をしているところですが、引き続き、利用者への正しい操作方法や利用の仕方について周知指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問の中で学校関係については、教育長から答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 小中学校での今後の対策についてお答えします。

小中学校では、学級担任や授業者が教室内の温度の確認をしております。また、児童生徒の健康状態について常に観察し、異常が見られる場合は、養護教諭と連携しながら、すぐに対応するようにしています。今後もこのような対応をしてまいります。

次に、小学校の運動会の開催時期について、春季実施の検証は、についてお答えします。

今年度、学校耐震化の工事のために、阿見第一小学校が6月1日に、君原小学校が6月8日にそれぞれ運動会を実施しました。現在、これらの学校での実施状況を参考として学校長会で検討し、来年度の運動会の実施時期を決めることになっております。

幼稚園、小中学校、保育所、公園、イベント会場等へのミストシャワー、エアコン等の設置についてお答えします。

昨年の9月議会のときの回答と同様になりますが、エアコンの設置につきましては、耐震化工事の完了後に、現在の暖房設備の改修に合わせて整備していきたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 昨年の9月の末でしたでしょうか、だんだんだんだん——運動会ですけれども、ずらしていったところもあったようにお伺いしてますけれども、そのときに、練習のときにかなり皆さん、全員が熱中症に近いような症状を起こされたというお話をお伺いしておりますので、父兄のほうからもかなり、1週間ですかね、練習の前日、かなり子供が大変な騒ぎでしたというお話も伺ってますので、ぜひその辺は慎重に御検討して春のほうにできればお願い申し上げたいと要望しておきます。

それとですね、あとはいろいろもろもろ本当に熱中症というのは、これから、今もすごく今日のニュースでもやっておりましたけれども、今がまた危ないということで、湿気も危ないということで、今年は去年と想像つかないほど暑いという——どんなに暑いのかなと思うんですけれども、そういった意味で、去年と同じでは決して……。ちょっと難しいのではないかなというふうに、ぜひ先生方には、またそういう思いで何らかの去年プラスそういう配慮をさせていただいて考えて、何しろクーラーが入って、時期がかなり先になりますので、それまでは本当に自前でやる以外ないと思いますので、本当に先生方の工夫で子供たちにぜひ御指導していただいて、そういう子供が出ないようによろしくお願い申し上げます。

あとはですね、この単独の高齢者の低所得者なんですけれども、クーラーの有無を調べていないということで、もし数値的というよりも、行ったときに、今は熱中症で何よりも効果があるのが冷房だと言われておりますので、即効効果があるということで、決して、これぜいたく品でも何でもありませんので、そういったことを確認するのが何か悪いというんじゃないくて、そういうことをぜひ行くときには確認していただいて、ない場合には、先ほど、今安いいろんなグッズがありますので、首にやるグッズとか、冷房グッズとか、そういったものなどもあるよということで教えていただくと、また御購入していただいて、少しでも具体的に言ってあげるのが優しいのかなという。

本当に民生委員さんと回られて、大変な思いされてるのかなと思いますけれども、お願い申し上げます。

そして、あとはですね、緊急通報システムということで、これは無料の方と有料の方がいることで、私の知っている方はとても高くてだめでしたというお話を伺いました。これは所得税によって個人差があるということなんですけれども、どの所得税の個人差によって無料、有料があるのかどうかお聞かせ願いたいのが1つと、あと、通報件数もありましたけれども、搬送件数というのは掌握してらっしゃるんでしょうか。

その2点お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。緊急通報のシステムを設置する場合の自己負担の割合っていいですか、自己負担については納める所得税によって自己負担額が決まっております。それで、まず生活保護による被保護世帯と生計を中心とする者の前年度の所得税が非課税の世帯は自己負担はゼロでございます。

それと、その生計を中心とする者の前年の所得税の課税額が1万円以下の場合は、自己負担が1万6,300円。あと1万1円以上3万円以下の世帯は2万8,400円、3万1円以上8万円以下

が4万2,800円、8万1円以上14万以下が5万2,400円、14万1円以上の世帯は全額負担で1件当たり設置費は11万と250円というようなことになってございます。

それと、先ほど緊急通報の搬送でございますが、救急通報は33件ということで答弁したところでございますが、通報が救急であれば救急車が駆けつけるということですので……。

○10番（難波千香子君） さっき誤報があったっておっしゃってたので。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） ええ。誤報の場合は、それは救急車のほうが行ってないということでございます。

○10番（難波千香子君） 行かないんですね、それは。わかりました。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい。以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それで、先ほど伺ったかどうか、無料のお借りしている方の人数と、有料というのはわかりますでしょうか。比率というか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） お答えいたします。設置件数24年度では163件設置しておりますが、自己負担で設置している件数は2件でございます。ちなみに23年度は175件設置しておりまして、自己負担ありの方は1人でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） なかなか皆さん設置していただくても、所得税を少しでも納めていると、もう1万5,000円取られて——まあね、11万からすると1割負担だと思いうんですけれども、これから65歳の方が増えていく中で、何かそういった控除は、阿見町独自でこれは設定しているものなんでしょうか。もし、枠が広げられる余地があるのかどうかお聞きしたいんですけれども。

結構ぎりぎりのところで、申し込んだけれどもちょっと手が出なかったってお声もちょっと何件か聞こえてきて、これが唯一のおひとり暮らしと……。とても救いのシステムになっている場合がございますので。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。緊急通報システムの整備につきましては、今消防の広域化ということで、稲敷広域のほうと事務のすり合わせをしているところでございまして、この設置の負担割合につきましても、稲敷市、美浦とかいろいろ負担割合が違いますので、今後につきましては、そのすり合わせの中で負担割合を検討していくというようなことになると思います。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） このNTTというのは、そのまま変わらないということで、つけるのにちょっと大変ですね、これ。同じということでよろしいのでしょうか。広域。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。この機器につきましても、その市町村によって統一されたものでないというようなこともありますので、その辺が今すり合わせの中で課題となっているところでございます。今後検討していくということでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、わかりました。少しでも緩和されて、これから高齢者、元気な方もいつっていう、熱中症等にかかわらずとっても緊急通報システムは大切なシステムでありますので、またよろしくお願い申し上げます。

また、このシステムのほかにセンサーっていう、ちょっと倒れたときに室内センサーっていうのも今かなり自治体で取り入れてますので、そういったことも研究されて、このほかに動かなければセンサーが行くっていう、消防署のほうに行くっていう、そういったものもありますので研究していただいて、ぜひ、今すぐというのは難しいかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

それでは、次の質問に入らせていただきます。健康診査について伺います。

妊産婦の歯科検診の必要性について、訴えたいと思います。平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律が国で制定されております。口腔ケアの重要性については、このところ特に高齢者の健康面からも盛んに言われるようになってまいりました。80歳で20本以上、64歳で24本以上の自分の歯を残す8020、6424運動も盛んでございますが、歯を大切にする第一歩がまだおなかの中にいる期間、つまり妊娠中のお母さんのケアと正しい指導だといえます。

女性の一生の中で妊娠中は、女性ホルモンが分泌量が増え、その影響で虫歯や歯周病が発症、進行しやすくなります。その歯周病菌は、早産や低体重児出産の危険リスクとなります。また虫歯の生育に関与している菌、口腔内細菌ストレプトコッカス・ミュータンスは、母子感染により産まれてくる赤ちゃんの虫歯罹患リスクを高めます。

お母さんが虫歯を持っていると赤ちゃんも虫歯になる危険性がとても高いのです。また、産まれたばかりの赤ちゃんの口の中には、害虫の成育に関与している菌はおりません。子供の虫歯の始まりは母親からの乳児への口移しなどで食べ物、飲み物を与えることで唾液を介して移る母子感染が一番多いのです。

妊娠中、もしくは出産直後の女性への歯科検診は特に重要です。県内の妊婦を対象とした歯科健康診査6市町村、歯科衛生士による歯科保健指導は21市町村であります。また、現在阿見町には歯科検診に対する補助はありませんが、既に実施しているお隣の土浦市初めかなりあります。

そこで1点目、現状と課題、今後の取り組みについて。

2点目、歯周疾患の予防と早期発見に歯科口腔健康診査について。

3点目、妊婦歯科健康診査導入について、また妊婦中に1回無料クーポンの導入についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、健康診査について3点ほどあります。

妊婦の歯科健康診査については、妊婦健診の項目にないため、町として実施はしておりませんが、母子健康手帳の交付時やマタニティークラスで、口腔ケアの必要性や歯科医の受診勧奨について保健指導をしている現状です。

口腔ケアの推進については、高齢者社会を迎えた現在、生活の質の部分に大きくかかわってくると思われます。そのため、全年齢を通じて口腔ケアの必要性や実施の方法について情報提供を行う等、町民への働きかけが必要であり、充実させていくべき分野であり、健康づくりプラン21の施策の中に位置づけて積極的に推進しております。

2点目と3点目については、同様の内容なのであわせてお答えをいたします。

妊婦の歯科健康診査については、議員御指摘のとおり、歯槽膿漏などの歯周疾患の早期発見は大切なことだと思いますが、歯の健康については、乳幼児期から高齢期に至るまで、全てのライフステージにおいて歯磨きや口腔衛生についてしっかりと管理することにより、歯槽膿漏など歯周疾患の予防が可能です。また、かかりつけの歯科医で定期的にチェックをすることも大いに役立つと思われます。

プラン21の施策においても定期的に歯石除去を受ける割合を増やすことや、検診を受ける割合を増やすことを目標に、茨城県が提唱している64歳で自分の歯を24本持とう6424運動——先ほど難波議員が言われた施策ですが、この普及に力を入れて推進しているところであり、妊婦に特化して歯科健康診査を実施いく考えは、今のところ持っておりません。

○議長（倉持松雄君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それでは、質問させていただきます。

阿見町では、まず歯科健康診査というものはございません。それで、あとは、マタニティークラスでも歯科衛生士の検査はございません。阿見町には歯科衛生士は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。町の職員では、衛生士という資格を持っている職員はおりませんで、ほかの歯医者さんではいると思いますが、その人数までは町では把握してございません。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 歯科検診、そうしますと歯科医師しかいなくて歯科衛生士は一切阿見町には委託でも、臨時でも、パートでもいらっしゃらないということですね。

そして、私が思うには、このマタニティーのときに指導してくださるのは、どの方が——歯科衛生士じゃなくてどういった方がやってくくださるんでしょう。ほかの行政区は、ほとんど歯科衛生士がいらして、そういう指導というのは——磨き方、歯槽膿漏、根本的に分野が違いますので。そういうことを、まず根本的なあれなんですけれども、阿見はなぜいないのかなって、まずこの表一覧を見たときに思いました。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。妊婦さんを特に対象にした、そういう検診をしてないということですが、先ほど答弁しましたようにマタニティークラスで口腔ケアの指導をしているというようなことですが、その場合、パートの歯科衛生士さんをお願いして指導をしてもらってるということですので、パートの方は、母子の指導のパート職員が5人、高齢者の指導には3人というようなことですが。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。わかりました。じゃあ、歯科衛生士さんもマタニティーのときにはしっかり来て、御指導してくださっているということで、ちょっとここに書いてないということで、これ県の一覧表なんですけれども。わかりました。

そして、あと阿見町の歯科の受診率というのは——ほかの受診率も一緒なんですけれども、何パーセントでしょうか。特に御指導してるってことなので。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） お答えいたします。健康づくりプラン21の中で、その定期健診を受ける割合を増やしようというのを1つの目標にしております。それで、この当初つくった時点——平成14年度の時点では、歯科の検診を受けている割合が25.3%でございます。それを中間の見直し——平成20年度の見直しのときには32.3%ということで、当初の目標をクリアしてるということで、新たに25年度の目標を35%ということに設定をしてございます。

ですから、そういう割合を増やそうということと、先ほど言いましたように歯石の除去の、そういうものを受けるという割合も、その定期健診のときに合わせてやれば増えていくというようなことを目標に設定しているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。ほかの市町村よりは高いかと、今思いましたね。ほかは25%ぐらいなので、それだけ皆さん意識が、また一生懸命御指導もされているのかなって今思いました。本当に、あと、妊産婦さんは歯が一番大事ということで、妊産婦さん踏ん張っておりますので、すごくね、歯がちょっと……。

そういうことでも非常に大事ですっていう、本当に生のお話も伺った次第なんですけども、そういった意味でも、まだ残り70%近い方がいらっしゃいますので、お子さんにそういう移行する菌もありますので、また御指導のほうをしっかりとやっていただきながら、まあ、助成というのはなかなか厳しいのかもしれないですけども、やっているところは勧奨する意味で最初だけやって行ってくださいということで、やっているということで。

東京都なんかは全部そうなんですけど、だんだんとまたそういった状況に——豊かな財政力になりましたら、ぜひお願いしたいなと要望しておきます。

それでは、以上でございます。

○議長（倉持松雄君） それでは、次の質問に移ってください。

○10番（難波千香子君） はい。続きまして、投票率アップについてであります。質問に移りたいと思います。

直近の阿見町の投票率は、50%台と低投票率傾向にあります。町民の皆様にも大分浸透してきました期日前投票について伺います。

投票率アップの観点から、期日前投票における高齢者や若者が投票しやすい環境づくりとして宣誓書の改善が必要ではないかと思われまます。高齢者の方からも最近目も悪くなり、投票所の独特の緊張感ある中で、自分の名前を書いたりするのがすごく大変で、自宅でゆっくり記入し、投票所ではスムーズに投票できないかという声を多くいただいております。

期日前投票を簡素化し、手続上の改善はできないでしょうか。また、市町村で取り組んでおりますが、投票用紙の裏にその宣誓書が印刷されているという、より簡素化した方式に変えるお考えはないでしょうか。

阿見町はどのようにお考えなのか、取り組みについてお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは投票率アップについて、期日前投票の手続の改善を。投票所入場券の裏に宣誓書を印刷した取り組みについて、お答えをいたします。

阿見町における期日前投票につきましては、期日前・不在者投票システムを導入し、投票入場券にバーコードを印刷するなどの方法により、投票管理上の正確性の向上及び事故防止等を図るとともに、投票事務の迅速化及び効率化を図っているところであります。

議員御提案の投票入場券に宣誓書を印刷する手法につきましては、選挙人の利便の向上や投票事務のさらなる効率化が期待できますので、二重投票や成り済まし投票を防止するなどの投票管理上の適切な対策を講じながら、先進的に取り組んでいる自治体の事例を参考に実施に向けて検討しているようであります。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） それでは、投票率も上げていただきますように、直近のまず参議院選挙がございます。それには間に合いますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） はい、お答えします。今、町長のほうから答弁していただきましたけども、御指摘のように入場券の裏面にですね、裏面に宣誓書を印刷することによりまして、私も最近眼鏡かけるようになってしまいましたけれども、自宅などで事前にお名前、それから住所、事由などを記入することができるようになりますので、期日前投票での記入に戸惑いやすい方の配慮になるということで、投票者の負担軽減、それから投票率のアップにつながるということで検討をしております。

ただ、まだ導入してる自治体もさほど多くないという状況もありますが、実際に近隣では牛久市さんで導入済み、それから近隣ではほかはないんですが、県内でもほか4つの——こちらで把握してるのでは4つの市ぐらいで既に導入されてるところもございますので、こちら辺の先進的な自治体を参考にですね、その内容につきましても、今現在期日前投票、入場券につきましては、お一人ずつ1枚ずつ郵送を差し上げてるというふうなことなんですが、導入されてる自治体によりましては、封書形式をとっていたり、あるいは1枚の用紙で世帯4名までの入場券で切り離して使えるとか、いろいろな方式等がございますので。

あと、それに要するコスト面なども十分に検討をさせていただきながら、今後実施に向けて

検討してまいりたいと思いますので、まず、7月——来月ですか、予定されている参議院選にはちょっと間に合わないと思いますが、そういった先進の自治体等の例も参考にですね、今後選挙管理委員会の中で実施の方向で検討してまいりたいということで、時期については、現時点ではまだ、いつからということはまだ申し上げられないという状況でございます。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。他市町村で今回の参議院からかなり実施するところが県内ございますので、またちょっと調べていただければと思います。はい。かなりあります。

それとあと、そうしましたら出てきますね、家で、阿見町のホームページで。それをプリントアウトして、そこに自宅で名前を書いて持っていくっていう、そういう方法はよろしいでしょうか。よろしいでしょうかというか、そういう方法をとっていただきたいと思うんですけれども。お願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 総務課長飯野利明君。

○総務課長（飯野利明君） 宣誓書のホームページからのダウンロード、これにつきましても投票者の負担軽減につながるという観点もございまして、あわせて検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（倉持松雄君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で10番難波千香子君の質問を終わります。

次に、12番柴原成一君の一般質問を行います。

12番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔12番柴原成一君登壇〕

○12番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。

まず耕作放棄地再生利用交付金について伺います。皆さん、耕作放棄地再生利用交付金を御存じでしょうか。私は、今年交付金をいただきました。これは、耕作放棄地を解消し耕作できる土地に戻す作業をした人にその作業資金を交付するお金のことです。

今回の質問は、同僚議員から柴原は耕作放棄地解消の補助金があるのを教えてくれないんだと言っている人がいると聞いたからです。私は、今年福田地区の水田6反歩を借り受けました。3年ほど耕作放棄され、私が借り受けた時点では、柳の木が数百本生えていてカヤとセイタカアワダチソウが枯れ、荒れた状態でした。

あるとき、福田地区の荒れた田んぼを借りるんだと先輩農業者に話しましたところ、町からお金が出るよと教えられました。早速農業振興課へ相談に行き、現地調査をしていただき交付

金が出ることになりました。農業振興課に申請書類を作成していただき、スムーズに事は運びました。薄々そういうことがあるとは聞いていましたが、交付金のことを私自身詳しくは知らなかったのです。

そこで、今回の質問になりました。今月号の県報「ひばり」にも特集で耕作放棄地解消の未然防止というタイトルで配られております。その耕作放棄地再生利用交付金を受領できる条件と、その内容についてわかりやすく説明していただきたいと思います。

議員の皆様も、町民の方に尋ねられたら説明できないと困ると思います。また、自分の勉強不足かなと、また執行部のPR不足かなと、どちらかかと思うんですが、何かPR不足とも思います。いかがでしょうか。

それから、また別に農業委員会おける利用権設定という制度があります。利用権設定というのは農地の貸し借りをする場合に届けることですが、貸し手と借り手が補助金を受け取ることができることの制度だと思うのですが、これもわかりやすく説明していただきたいと思います。

今回議会で質問することが、ある意味議会だより等でPRになることだと思い、今回の質問になりました。よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） まずもって本当に耕作放棄地6反歩を解消していただいてありがとうございます。耕作放棄地再生利用交付金についてということであります。

耕作放棄地の解消への取り組みとして、国からの耕作放棄地再生利用交付金の制度があり、これに県と町が助成金を加え支援する取り組みとして実施されているところでございます。

この交付金の条件としては、1点目、町が耕作放棄地として認定していること。2点目、10アール当たり——まあ1反歩ですね、10アール当たり10万円以上の再生費用を要すること。3点目、再生した農地は5年間以上耕作すること。以上の条件を満たした農地を再生する場合、10アール当たり——まあ1反歩当たり9万2,500円が交付されるものです。

さらに、営農定着に向けた取り組み及び2年目に必要な土壌改良を実施した場合には、それぞれ10アール——1反歩当たり2万5,000円が交付されるほか、農業用機械リース・農業用施設の整備、農業体験施設の整備に関しては、費用の2分の1を助成する制度も設けられております。

この制度に関して町では、平成21年度から平成25年3月現在で22件利用しており、約10万平方メートル——まあ10町歩ということですね、耕作放棄地再生に取り組んでおります。

次に利用権設定による補助の内容についてですが、利用権設定は、農地法3条による貸し借

りに比べ、申請手続や事務処理が簡素化されているため、農地の貸し借りの促進が図れる制度であります。

また、契約期間終了後には貸し手に農地が返還されることになるので、貸し手のほうが安心して農地を貸すことができるものです。

この制度により、農業委員会の承認を得て農地の貸し借りを行った農業者に、町は独自の補助金を交付しております。

補助の内容としましては、町内に居住している方が3年以上の利用権を設定した場合が対象になり、認定農業者に農地を貸した場合、貸し手・借り手ともに10アール——1反歩当たり1年間2,000円を、借り手が認定農業者以外の場合は10アール当たり——1反歩当たり半額の1,000円を交付しているものです。以上が補助の内容になります。

次に、これらの交付金等に関するPRについてお答えします。

これまで、耕作放棄地再生交付金のPRにつきましては、耕作放棄地を活用し、営農を拡大できる農業者等を対象として、各地区座談会や認定農業者連絡会、農業委員会等で制度説明をし、町のホームページで情報提供を行っております。

利用権設定のPRにつきましては、農業委員や認定農業者並びに若手農業者で構成されるサングラブ等の会議時に説明しております。

しかし、議員御指摘のとおり、幅広い意味での周知徹底は不足していると判断がされますので、今後は、広報等で掲載により周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。

1反歩——10アール当たり9万2,500円という金額ですが、町は——国県町ともですが、町は割合どうなってますかね。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。では、9万2,500円の内訳を御説明します。まず、国の交付金が5万円。で、県の交付金が2万7,500円、町は補助金としまして1万5,000円、計9万2,500円ということでございます。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） そうしますと、今年町の予算書ではですね、再生利用対策補助金として72万8,000円計上してあります。これは面積でいうと何反歩分なんでしょうか。ま、割り算すればわかるんでしょうけど。済みません。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。過年度の実績を見まして6ヘクタールを見込んでおります。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） はい、ありがとうございました。PR不足か自分の勉強不足かはわかりませんが、薄々自分がわかっていたと言って、今回初めて申請しましてですね、これはかなり国と県と町からほとんど作業資金が出てくるということはすごく素晴らしい制度だと思うんです。ですから、どんどんPRして、阿見町から耕作放棄地を少なくするようよろしくお願いします。

以上、要は最初言いましたように、今回の質問はあくまで町民の方に耕作放棄地を解消するためお金が出るよということがあるんだということのための質問でございますので、この質問はこれで終わります。

続けて、次の質問に移ります。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 続いて、区域指定について質問いたします。私、過去に2度ほど区域指定について質問しています。この区域指定制度というのは、都市計画上大変重要な制度です。過去に質問を2回してますけども、この制度を知る人が少ないのではないかと最近思い始め、今回の質問になりました。

区域指定制度の内容について、わかりやすく説明していただきたいと思います。また、今年度調査予算をつけていただきましたが、進捗状況を教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、2点目の区域指定についてでございます。

1点目の区域指定制度についての内容です。柴原議員も御存じのとおり区域指定は、市街化調整区域において、開発の許可を行う場合の許可基準の1つとして、平成13年5月18日に施行された、改正都市計画法で追加された制度であります。

この制度は、市街化調整区域における既存集落のうち、一定の基準を満たした土地の区域について、対象となる市町村が区域指定の申し出を県に行い、県が条例により区域を定め、建築物の用途を制限して、開発を許可するものであります。

今までは、集落に10年以上住んでいた方など、一定の基準を満たした方でないと市街化調整区域内に住宅を建築することはできませんでしたが、区域指定を指定した区域であれば、誰でも住宅等の建築物を建築することができるようになります。

区域指定の基本的な考え方は、一体的な日常生活圏を構成し、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域であり、市街化区域に隣・近接している集落を対象とするものと、集落のコ

コミュニティー維持を図るため市街化区域から離れている集落を対象とする場合の2つの区域指定がございします。

この区域指定の条件ですが、集落を形成している宅地率、建築物の連たん、5.5メートル以上の主要道路が配置、排水施設が適切に配置、水道の給水エリア、このほかに、市街化区域から1キロメートル以上離れている集落については、平成12年度と平成22年度の国勢調査の比で人口が減少していなければ区域指定は指定することができません。

続きまして2点目の進捗状況についてお答えいたします。

今年度の区域指定集落实態調査業務の内容ですが、市街化調整区域にある既存集落の基礎データを整理したのち、一定要素を満たす既存集落を形成する宅地の分布状況を調査し、区域指定に必要な条件を満たしている集落を仮に設定し、その後に、関係機関の協議や区域指定に向けた検討を行う協議会を立ち上げ、この協議会の中で、区域指定の候補となる既存集落を選定します。

来年度は、地元説明会、都市計画審議会を行い、その後に茨城県に区域指定の申し出を行う計画であります。

現在の進捗状況といたしましては、この調査業務を業者に委託し、区域指定の基礎となるデータ収集・整理を行っているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 12番柴原成一君。

○12番（柴原成一君） 過去に2度質問してまして、その中でわかったのが平成14年に一度町で調査検討をして、適用できる地区が何カ所かあったのですが、これは町の判断で区域指定制度を取り上げなかった、制度を適用しなかったという経緯があります。で、私が思うのは、こういう大事なことは庁内で決めるのではなくて、各地区、各町民、住民に説明をして、その是非を取り入れるということが必要だと思うんです。

ですから、平成14年の当時の都市開発部長どなたかわかりませんが、私は不作為というか、町民に説明不足だと、そういうふうに今思うわけです。ですから、君原、追原、実穀、島津、よく離れたところの過疎化がこれを適用することによって少なからず過疎化に歯止めがかかるということだと思っております。

ですから、何回も何回も言うようですけども、この制度ってのは本当に大事な、都市計画法で一番大事な、町にとっても大事な制度だと思いますので、今回の調査を踏まえ、一生懸命頑張りたいと要望しまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで12番柴原成一君の質問を終わります。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

障がい者施策の充実で、垣根のない温かい社会の構築について伺います。阿見町障害者基本計画、障害者福祉計画が策定されてからまもなく5年、来年度新たに見直しをされます。見直す前にもう一度障害者福祉を考えるに当たり、人として生きる最低限の権利と自分の町で充実した人生を送ることの意味を確認したいと思います。

「人間の顔をしたまちをどうつくるか」という池上洋通氏の著書の中に、「一人ひとりの体形、性格、感性、考え方、それが人間の個性であります。したがって、この社会の中で一般的に障害と呼んでいるのはまさにその人の個性なのであります。本来民主主義とは、それぞれの個性の違いを認め合うことによって成り立つものであります。しかし、それを掲げるこの社会は、障害という個性を認め合うどころか差別の原因にされてまいりました。そして、障害者は劣った者とされてきました。けれど、よく考えてみると、この場合の障害というのは社会が作り出しているもの。それぞれの個性を受け入れられないという私たちの社会が持っている障害にほかなりません」。と、このようにありました。

我々も、もう一度相手の立場に立って考えるきっかけになればと思っております。今回は、町民の方々からいただいた悩みや提案の中から主な案件を選んでお伺いいたします。

1点目は、視覚障がい者のガイドヘルパーについてであります。視覚障害者を専門としたガイドヘルパーは、視覚障害者の方々が外出する際に歩行の介助等の活動を支援。この業務を行うためには資格が必要で、各自治体が実施している研修を受け取得するものであります。

視覚障害者に接するに当たり、専門的知識を持った人に指導を受けながら、目の見えないということを補う支援が必要であると思われませんが、それについてお伺いいたします。

2点目は、視覚障がい者が外出しやすい町内の環境づくりについてであります。視覚障害者の方は、鍼灸師の仕事を持っておられる方以外は、まずめったに外出をすることや、仲間とグループをつくって活動することがほとんど少ないようであります。

昨年の9月現在の統計では、町内の視覚障害者数は施設入所の方が6名、在宅が72名、計78名であります。町が行っている視覚障害者の方の卓球でも参加者はそのうち6名ほど。デージー教科書やデージー図書のように、ボランティアが町の広報誌を希望者に録音して差し上げる対象者も9名と断トツに少ない現状であります。

何とか外に出て人と触れ合うことも自然にできるようになってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、発達障害者への支援と地域への理解についてであります。発達障害とは、発達障

害者支援法に自閉症、アスペルガー症候群、その他の広範性発達障害、学習障害——いわゆるLD、注意欠陥多動性障害——いわゆるADHD、その他、これに類する脳機能の障害があつて、その症状が通常低年齢において発現するものとして、政令で定められているものであります。そのように定義をされています。

文部科学省によりますと、発達障害のある子供は現在6.3%、1クラスに1人の割合で増えているといわれております。その支援のために、厚生労働省などと連携しながら特別支援教育を充実させるとあります。

当町も障害福祉課と学校が連携を取り合いながら支援を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、広報啓発活動の充実をさせることについて。

5点目は、障がい者理解のための福祉教育についてであります。障害者を理解し、健常者も障害者も分け隔てすることなく理解し合っていくためにも、子供のころからの教育は重要であると考えます。学校での指導方法について伺いたします。

6点目は、社会福祉協議会の役割と連携についてであります。身体障害のみならず発達障害を含め、あらゆる精神的な疾患が急激に増えている現代において、行政だけでは十分なケアが行き届かないのが現状であります。そこで、民間や社会福祉協議会の存在が大変に重要となっております。ここでは、社会福祉協議会には新たな分野に挑戦してもらいたいと思っております。例えば当町で行っていた障害児・生徒等の放課後デイサービス、日中一時支援、視覚障害者の代読・代筆サービスなど、新たに行ってもらいたいと考えております。

また、町とよく協議をして、社協として担う役割を明確に前進させてもらいたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

7点目は、就労機会の拡充。働く充実感を経験するための施策についてであります。障害者にとっては、手を差し伸べて助けてもらうばかりではなく、自分も社会の一員であるとの認識ができたときに、たとえ知的に障害があつたとしても人の役に立っているとの自覚が障害の程度を大きく改善する働きがあると思っております。その受け皿を確保する必要があります。行政や企業において、その支援を要望したいと考えております。

8点目は、生活環境の改善、日中活動を支援する移動支援事業の促進、また入浴サービスの充実についてであります。

9点目は、円滑なサービス提供のための連携体制の確立についてであります。各種障害者団体、施設、ボランティア団体、地域が連携をとり、それぞれがどのような支援ができるかということを連携をとっていくということに対して、効率的な支援につながると考えております。以前に一般質問をさせていただいた自立支援協議会の進捗状況についてもあわせてお聞かせく

ださい。

以上9点について、お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 障がい者施策の充実で、垣根のない温かい社会の構築をということで9点ほどございます。5点目の障がい者理解のための福祉教育については教育長から答弁をさせていただきます。

平成21年度に策定しました阿見町障害者基本計画——平成22年度から平成26年度、が来年度最終年度となることから、今年度から次期計画の策定業務に着手いたします。

策定に当たっては、町内在住の障害者や福祉施設へ入所している方々も含めたアンケート調査を実施し、このアンケート調査により得た障害者の要望等を踏まえ、福祉サービス充実に努めてまいります。

まず1点目ですが、視覚障がい者ガイドヘルパーについてであります。平成23年10月の自立支援法の改正で、障害者福祉サービスの生活支援事業から介護給付事業の同行援護事業に移されております。同行援護の事業は有資格者が必要となり、県内では茨城県視覚障害者協会及び石岡市の光風荘の2カ所が自主事業で研修を実施しておりますので、事業者に対して従事者の確保について働きかけを行ってまいります。

2点目の視覚障がい者が外出しやすい町内の環境づくりについては、施設整備において障害者の自立を妨げない、障害者の障壁とならないよう関係各課に働きかけをしているところであります。さらに、整備してある施設などが適切に利活用できることを広報、ホームページなどで情報提供を進めてまいります。

3点目の発達障害者への支援と地域への理解について、町では未就学児を対象に療育事業を実施し支援を行っております。先月、阿見町において、阿見町手をつなぐ育成会が結成されましたので、今後、会の活動が活発になることで地域への理解がより一層深まるものと期待しており、町としましてもできることは支援してまいりたいと考えております。

4点目の広報・啓発活動の充実については毎年、障害者への理解を深めるため、窓口において福祉サービスのしおりの配布や広報紙、ホームページ等に掲載しておりますが、内容につきましては創意工夫を重ねてまいりたいと思います。

また、さわやかフェアにおいては、身体・知的精神障害者施設の紹介や啓発等を兼ねて、近隣の障害者施設等に対して参加を毎年促しているところであります。

6点目の社会福祉協議会の役割と連携について。今後、やはり社会福祉協議会がどういう事

業をやっていくべきかっていうのは、本当にこの時点で考えていかなけりゃいけないなと思っております。そういう中で、社会福祉協議会自体がやっぱり変わっていかないとだめだろう。それには、やっぱりスクラップしたり、それをまた立ち上げるものはビルドしていくと。こういうものはやっ払いこうという、そういう考えを徐々に持っていかなないとだめなのかなと、これはうちの保健福祉部長ともいろいろ話しております。

地域計画、福祉計画等、または障害者の放課後のね、一時預かり、そういうものをどうやってできるかっていう、そういうことも考えていかないといけないのかなっていうことを、やはり考えないといけないのかなと、そういう思いをしております。

ま、社会福祉協議会の役割と連携について、平成23年度まで地域活動支援センター事業を委託しておりましたが、平成24年度から生活介護・就労継続支援B型の自主事業へ移行しており、現在、社会福祉協議会においては訪問入浴サービス・移動支援事業そして今年度から新たに日中一時支援事業を委託しているところであり、今後も福祉事業の連携を図ってまいりたいと考えております。

7点目の就労機会の拡充、働く充実感を体験するための施策については、毎年町内にある施設に対して清掃等の業務を委託しているところですが、今年度も就労機会の場の提供として清掃業務やプランターの管理業務を委託しており、施設側からはよい機会が得られているとの声があります。今後も、働く充実感を体験してもらうよう引き続き実施してまいりたいと考えております。

昨日も、雪印メグミルクのこちらの責任者等が来ておりましたんでね、やっぱり障害者の雇用ということをお話をしておきました。やはり、それだけの人数を雇うためには、まあパーセンテージ随分上がっておりますんで、そういうこともよろしく願いますということでお話してまいりました。

8点目の生活環境の改善——日中活動を支援する移動支援事業の促進、入浴サービスの充実、については、移動支援事業は障害者の方々の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の介助に必要であり、訪問入浴サービス事業は心身の健康保持や介護者の負担軽減を図るため必要なサービス事業と認識していますので、さらなる周知等に努め利用者の拡大を図ってまいります。

9点目の円滑なサービス提供のための連携体制の確立については、住民や関係団体等と行政との連携が必要であります。町としても、障害者福祉サービス等だけでは、障害者の自立やニーズによるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあり、障害者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるため、今後とも障害者団体やボランティア団体の活動等について、関係団体等との連携を図ってまいります。

また、障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるために、今年度組織する障害者自立支援協議会に個別支援会議——クイック会議，を追加させ，町，指定相談事業所，福祉施設職員，医療機関，教育関係者等で構成する協議会を活用することで，さまざまな福祉サービスのニーズや解決困難なケース等の把握とその対応が図られることになります。

御質問の内容等につきましては，次期障害者基本計画・障害者福祉計画の策定にあたり，国，県の動向を注視しながら，議員も委員となられている阿見町障害者施策推進協議会で諮り，委員の方々の意見等を踏まえながら策定してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 次に，教育長青山壽々子君，登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 障がい者理解のための福祉教育について，お答えします。

小中学校においては，総合的な学習の時間の中で，インスタントシニア体験や車椅子体験を行うなどして，福祉教育に取り組んでおります。

また，特別支援学校との学校間交流や居住地交流を行い，児童生徒の相互理解を深め，思いやりの心を育てております。

○議長（倉持松雄君） それでは，ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） では，休憩に引き続き質問させていただきます。

まず，視覚障害者の件ですけれども，卓球をやってらっしゃると思います。で，視覚障害者の方の卓球のことについて，詳しくちょっと教えていただきたいと思います。これ，非常に素晴らしいことですので，ぜひ広めていきたいというふうに，そういう声があります。また，一人でも多く人数を増やしていただきたいという声もあります。そういったことで，視覚障害者の卓球をやっている部分を教えていただきたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい，お答えいたします。視覚障害者の卓球ですが，これは，サウンドテーブルテニスというような競技でございまして，卓球台の周りに縁がありまして落ちないようになっているんですが，その卓球ボールの中に砂のようなものが

入って、その音を頼りに打ち返すというような競技でございます。

その競技を指導してる方が阿見町におりまして、その方の呼びかけによりまして、そういう教室に参加できる人を、参加募集をしたところ、阿見町では3名の方が参加してるということでございます。そして町外の方も、そういう方からの口コミで連絡……。参加者がおりまして、龍ヶ崎のほうから2名、取手から1名というようなことで、今のところ全体で6名の参加者がいるということでございます。

で、こちらにつきましては、参加の周知につきましては、広報とかそういうところではお知らせはしているんですが、先ほど質問もありましたが、移動手段とかそういうこともありまして、こちらに参加されてる方は、そういう同行援護を利用して参加されてるというようなことで、大変今まで外出を余りできなかった方も、こういう競技を通じて外出する機会ができたとか、あとはそういう町外の方との交流もできたということで、大変喜んでるというような話は聞いております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 今部長がおっしゃったとおりに、本当に参加されてる方が非常に喜ばれてまして、視覚障害者の方は、最初に申し上げましたようになかなか表に出る機会がないというよりも、出る気持ちになれないということが多いかと思うんですね。これは本当に喜ばれています。

部課長、本当に一生懸命頑張っていただいたおかげかなというふうに思っていますし、それを監督してらっしゃる湯原さんという方ですけども、これをもっと広げていきたいということですね、先ほどおっしゃったように広報に載っておりますが、視覚障害の方は自分で見る事ができませんので、御家族の方ということになるろうかと思うんですけども、そういったことで、周知の仕方をもう少し考案していただきたい、それが1点と、あとはもう1つ、同行援護で皆さんそこのさわやかセンターのあの一画のところまで来れるように何とか工夫をしていたきたいと思うんですけども、その辺の発展的な考え方というのはありますでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。できれば町としてもそういう参加者を増やしたいということで、周知には努めていきたいというふうには考えております。あらゆる機会を通じて、広報なり媒体を通じて参加者とかそういうものを募ってきたいというふうに考えておりますが、なかなか資格という部分では、広報の仕方がなかなか難しいというようなこともありますので、その辺はそういう教室に参加してる方にも、やっぱりそういう、ある意味そういう方のネットワークとかそういうものがあるかとは思っていますので、

そういうところも活用しながら周知に努めていきたいと。

あとは、どうしても外出するのに移動する手段がなかなかないというようなことは、やはり障害になっているというふうには町としても認識しておりまして、現在移行支援を行っている、町内利用している方は、町にあるオーシャンというような事業所で、そういう移行支援を行っているというようなことでございますが、なかなかそういう事業所においても同行援護をしてるってような事業者が余らないということです。ですから、そういう事業者においても、その同行援護従事者の確保に努めていただくというようなことで町のほうでも、そういう事業者についても依頼をしていきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひお願いいたします。あと、その責任者の方がおっしゃっていましたがけれども、これ個人情報がありますから、本当だったら自分が出向いて行って、こういうのあるので一緒にやりませんか、一緒に来てる人とおうちを回りたい気持ちは物すごくありますけど、それがなかなかできないという現状において、歯がゆい気持ちでいっぱいですというふうにおっしゃってましたのでね、その辺も何とか家にこもって、誰かが引っ張ってくれないと出てこれない状態、あるいは引っ張ってくれと出れる状態の人がいると思うので、そういった方々に一緒に声かけしていけるような、何かちょっと方策を考えていただきたいと思うので、ぜひともいい企画ですから、続けて行ってほしいのと、発展していただきたいということがありますので、ぜひその辺考案していただきたいと思うので、私もいろいろ考えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、次にこれも視覚障害のことですけれども、知的には何の問題もないっていう方、だけれども、文字を読む力がない、視覚障害の方はもちろん見えないんですけれども、発達障害の方はLDで……。よくトム・クルーズがね、台本覚えられないけれども、耳で聞いて覚えるということがよく記事に載っていてすごいなっていうふうに思いますけれども、ああいうふうに能力のある方でも文字を読むことが苦手っていう方に対しては、これ水戸の図書館に登録してできるものなんですけど、教科書とか図書をね、デジタル録音をして、その対象者の方に聞かせるというものがあるんですね。

それはデイジーというので、多分御存じだと思います。今、当たり前のように普及してきておりまして、名前がデイジーといいまして、そもそもこれは1998年に全国の視覚障害者の方に、点字の図書を録音してそれを聞かせて差し上げるっていうことから始まったものが、そのデイジー図書なんですね。今はそれが発展してきて、デイジー教科書という学校の教科書にも使われるようになってきました。これは2008年からですけれども。

これは、専門家から言わせると、当然学校関係、障害者関係は確実に知ってるので、それは

ぜひ広めるように言ってくれというふうなことを言われました。

似たような形で、これは視覚障害者の方に取り入れてるところが阿見町にあったということ。を私はちょっと存じ上げてなかったんで、びっくりしたんですけども、阿見町のボランティア連絡協議会、その中で朗読の会っていうのがあるんですね。で、私朗読の会の方って、ちょっと認識不足だったんですけど、読み聞かせをなさるところかというふうに認識していたんですけども、それもやりますが、視覚障害の方、発達——今は視覚障害だけですね、視覚障害の方に録音して毎月必ず広報を全部録音して、あと議会だよりも録音して希望者に差し上げるということをやっているんですけども、それは御存じでしたでしょうか。

うん。そういったことでね、阿見町でもそういうことをやっていると……。ところがですね、現場のその当の代表の方とか、現場の方にお聞きしましたところ、12人ぐらいなんです。対象者は、先ほど申し上げたように9名。まだ話が広まっていないので、9名なんです。9名の方に12名の方が一生懸命毎月送るわけなんです。それ、素晴らしいなと思って、物すごく喜ばれてるということをお聞きしました。

しかしながら、少人数のボランティアで追いついていかないのが現状であるという現場の声がありますから、デイジーについての情報はお聞きになってると思いますけれども、そういったことを人材育成等、広報もあわせて、何とか広めていける方法はないか、御存じだったら考えていらっしゃると思うんですが、その点お尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） はい、お答えいたします。今、紙井議員からお話のありました読み聞かせのボランティアですね、この方の代表は、前役場にいました折井さんが今代表でやっております、おっしゃったように視覚障害者の方に、そういうCDとかに録音をしてお届けするというようなことで、町の社協が所管してますボランティア連絡会の中に所属して活動をしているということでございますが、そのボランティアを新たにそういう会員を増やすと、そういうボランティアに興味があって参加したいと、一緒にやってみたいという方が……。

ボランティア連絡協議会は、今6団体か7団体ぐらいしか今おりませんが、そういう中でもなかなかその会員になっていただく方の募集、会員を増やすっていう部分についてはなかなか今、どの団体も今、苦慮してるというようなところがあります。

そういう面では、そのボランティアを育成する、養成するというような部分では、社協だけではなくていろいろ町民活動センターとかそういうところでもそういうボランティアの窓口にもなっておりますし、いろんなところでそういうものを呼びかけて、あらゆるボランティアの

その入門っていうんですかね、こういうことをしたい人はどういうところに今行けばできるのかとかいう部分についても、やっぱり町としてPRをしていかなければならないというふうに考えております。

当然、社協で所管してるボランティア連絡会のほうでもそういう会員の募集については、社協と町も連携してそういうボランティアの育成とか会員の募集とかそういうものにもあわせて連携して確保できるように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 実はですね、先ほど申し上げた12名の方で9名をやってらっしゃる。これ、毎月ずっと続いているので大変かと思うんですけども、それでもなおかつ喜んでいただいているので、もっともっと数を増やしていきたいというふうなことを社協にお話をしたら、社協のほうで、じゃあ該当者のところに直接お話してみたらいかがでしょうっていうような話になったんですよ。

それはちょっと違うかなって思います。そういったような状況になってますので。ですから、町と社協としっかりと連携をとって話し合っていていただいて、そういった要請があるので、ぜひともうまくそれが応えられるようにしていただきたいというふうな声が、その当の団体の方からのお話です。

とにかく喜んでいただきたいという思いでやってらっしゃるので、喜んでもらったら自分の苦労はもう本当に吹き飛んでしまうんですって。だから人数増えていくことは非常にありがたいことなので、そこをちょっと、この連携のとり方——対象者の方との連携のとり方をそういった行政で、また社協でやっていただきたいと思うので、その辺お願いしたいと思うんですけどよろしいでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 保健福祉部長兼国保年金課長横田健一君。

○保健福祉部長兼国民年金課長（横田健一君） 提案というか要望っていいですか、そういう部分については、昨日も藤井議員のほうから地域福祉ということでいろいろ質問もありましたが、やはりこれからは町も当然ですが社協も含めてそういうボランティアの育成とか、そういう地域福祉を推進していかなければならないというようなことで、町のほうでも社協に今の経営の視点を地域福祉にシフトしていくようお願いしてるところで、それについての社協の経営改善をしてくださいというようなことで今検討しているところでございます。

ですから、当然そういうボランティアの育成とか、そういう障害者に対してどういう支援が必要なのかとか、本来の社協が果たすべき地域福祉を進める中核的な団体として担えるような事業をやったり展開していただくという部分については、これは町の——去年ですけれども、事業仕分けで社協に対する人件費の補助、これはいわば社協においては地域福祉を進める担当

の職員に対しての補助なわけです。

ですから、その辺についても町のそういう事業との整合性、社協のやるべき仕事、そういう部分をやはりそちらに経営の視点をおいて、これから取り組んでいただきたいということを今、社協のほうにはお願いしているところでございます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひお願いします。私、毎回こういうこと言ってますけれども、藤井議員も昨日おっしゃってましたけれども、本当に社協には頑張っていただきたいというふうに思っています。

次に、教育委員会にですけれども、発達障害の児童生徒に対してなんですけれどもね、先ほどデイジーの話をしました。これは、私が通告書を出したときに教育次長にお話してありますから、もうよく頭に入ってると思いますけれども、この教科書を使いたかったとって悔しがっておられた保護者の方からの相談だったんですね。

で、質問させていただきたいんですけれども、現在発達障害、もしくはそういった心配のある児童生徒さんどのくらいいらっしゃるのか。また、どのような対応をしていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する……。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） じゃあ、お答えします。今ちょっと阿見の教育つうの一生懸命見まして、特別支援ちことで89名というような形で確認をとれてます。これ24年度の……。25ですね、25年ということで89でございます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） その89名の方に……。違う違う、だから答弁まだ……。どのような対応してるのか。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。ただいまの次長が答えた数は特別支援学級に在籍しているお子さんの数でして、昨年度文科省のほうで発表した数値によりますと、通常学級に在籍しているお子さんの中にも約6.5%可能性があるというようなことで、阿見町にも多分そういったお子さんが通常学級にも在籍してるかと思います。

そういったお子さんに対して、担任だけではなかなか対応しきれないという部分があります。そういったお子さんに対応するために、阿見町のほうで特別支援教育支援員さんというのを付けていただいております。現在16名、来週から1人増やしていただいて17名ということで、数は各学校の実情に合わせてということになってますので、学校さんによってはゼロ、多い学校

さんは3人、4人と、そういったふうにして対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 特別支援学級に入らないまでも、LD障害あるいは発達障害——ADHDですかね、それに悩んでる方、相談来てるんですね。なかなか学校でも相談乗ってくれなく、児童相談所に行ったり医療大学に行って相談したり、物すごく苦勞してらっしゃいます。もう少し事細かに相談に乗っていただきたいなというふうに思っているんですね。

これは、国連の障害者10年の以降の内容ということで、その中に「学校教育においても、心身障害児の理解の推進校の指定小中高における心身障害児における理解認識を深める教育が実施されてきているところなので、これをさらに充実させていくべきである」と。先ほど申し上げたように6.3%から6.5%一般のクラスにいるお子さんで、知能指数が高いですからわからないわけです。ちょっと普通よりも騒がしかったりそういったことで、なかなか見過ごされている。親御さんは自分のしつけが悪いんだと思って悩む。

大体相談に来るのはおばあちゃんなんですね。娘はちゃんと育ててるんでしょかみたいな感じで来るんですけれども、お話を聞くとそういった発達障害じゃないかなと。発達障害に関して、ここ2、3年で急激に認識が高まって、いろんな……。手帳も受けられるような状況になったりしておりますので、どうか学校の中でうちはありません、そういうことは大丈夫ですというふうに言わないで、しっかりとよく見ていていただきたいと思うんですね。それをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） 議員のおっしゃるとおり、学校のほうでも全力で見ていきたいとは思いますが、先ほど答弁の中で言い忘れたことがあります。美浦特別支援学校さんの巡回相談なども活用しております。恐らくなんですが、担任の先生あるいは学校のほうに相談があった場合は、そこで終わりにしないで委員会に報告していただいたり、あるいはそういった巡回相談を活用していただくというようなことで対応はさせていただいているかと思いますが、さらに一層充実した対応にしていきたいと思えます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ぜひ温かい言葉で接していただきたいなと願っておりますので、その辺苦情が来ますから、よろしくお願いします。

で、繰り返しになりますが、先ほどのデイジー、理解できるための情報システムっていう意味なんですけれども、デジタル・アクセシブル・インフォメーション・システム——これを略してデイジーと頭文字をとって言うんですけれども、それは御承知のとおりだと思っています。

これは2008年9月に教科書バリアフリー法が施行されたタイミングで、デイジー版の教科書が作成されて小中学校の発達障害の児童生徒に提供が始まったと。これがスタートなんですね。

現在は1,000人以上の方がこれを利用しています。今使ってる教科書をそのままデジタル化するので、新しい物をつくるのではないんですね。ちょっとそこ勘違いなさって、大きな声で役場の中で話してたの私聞こえてしまいましたので、ちょっと認識を深めていただきたいなというふうに思っております。

法的に可能になったデイジー教科書、課題はボランティアベースでつくられていますから、手が足りないで届けることができない状況になっていると。現在国語の教科書に関しては、デイジー化されている。また、その他の英語とか数学とか算数とか、そういった教科に関しては、学校の先生や、また保護者の依頼ですぐに作成をすることができる。これ、ダウンロードするんであれば、自分では無料でできるんですね。

そういったことで教育委員会でもちょっと認識がなかったもんですから、これに対しては、今後別の機会に改めて一般質問させていただきたいと思うので、そのときまでによく検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、障害者理解のための福祉教育ということについて、先ほど答弁ありがとうございました。インスタントシニア体験でしたっけね、よくわかりました。これは、うちの娘が小学校のときにも第一小学校でやったださってたかと思っています。これは随分前からずっと継続して行っていると思います。ただし、これは身体障害者の経験ですね。これも非常に大切なことだと思います。

しかし、あとさらに障害者問題というのは人権問題ということにもなりますので、先ほどのインスタントシニア、また特別支援学校との交流だけではなくて、学校の中で人権問題の学習に関して何か工夫されてることはないか、さっきの国際障害者年の中で載っていた人権問題をしっかりと学校でやってくださいという話がありましたけれども、これに関して人権に関する学習は何か工夫されているかどうか、8校、3校あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。学校のほうではまず学級担任が子供たち一人ひとりを大切にするという姿勢を示してもらいたいということで、学校訪問の際に話をしております。例えば、子供たちのつくった作品などきちっと掲示されているかどうか、剥がれたままになっていないか、そういったことについてお話をさせていただいています。

あとは道徳の時間、そういったものを活用しまして、人権問題等に関する人権の意識を高めるようなですね、そういった指導をしていただくようにお願いしております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。教育基本計画の中で、これはいただいたばかりなので、まだ頭の中に、まだ新鮮に入ってるかと思えますけれども、これの誰もが平等に社会参画できる教育の推進、誰にも差別されることのない全ての人の人権が尊重された地域社会が形成されています。そのことが1つと、自立と社会参加の目指す特別支援教育の推進という中で、誰もが教育的ニーズに応じた適切な教育を受けています。この2つについて、どのようなことを具体的にやってるのか、ちょっと教えていただければなって思っています、よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○11番（紙井和美君） 47ページと65ページです。こっちには簡潔に載っていますけど。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 申しわけございませんでした。おくれました。65ページちゅうことでですね、人権教育の推進ちゅうことで、1つは児童生徒の実態に応じて計画を作成し、学校の教育活動全体を通して人権教育を推進しますちゅうような形で、計画を立てるちゅうような部分。

○11番（紙井和美君） 立てる。

○教育次長（竿留一美君） はい。それから、人権尊重や平和尊重の視点から中学校を対象に平和記念式典の派遣事業を継続して実施しますってことで、今中学2年生ですか、予科練を研修してから広島の8月6日に研修してくるちゅうようなのを継続してやってきますよっていうような部分です。

それから、教職員の人権教育に対する認識を深め、児童生徒に対する指導力の向上を図りますっていうことで、これについては教職員は定期的に研修を実施してるつうのが、やっております。それから教育講演会や人権講演会などの講演会事業を推進してくちゅうことで、実際には今どういうことだっことはここでは言えませんが、そういう部分を今後推進してくち考えで基本方針として上げております。

以上でございます。

○11番（紙井和美君） あと47ページ。

○教育次長（竿留一美君） まことに申しわけありません。もう1回、失礼ですがお願いします。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 町ぐるみの教育で目指す未来ということでね、自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進ということで、47ページにありますけれども、誰もが教育的ニーズに

応じた適切な教育を受けていますって書いてあるので、そのことに関してお願いします。

○議長（倉持松雄君） 指導室長根本正君。

○指導室長（根本正君） はい、お答えします。町には就学指導委員会というのがありまして、特別支援学級のほうに在籍するのがいいのか、普通学級に在籍するのがいいのか、はたまた特別支援学校のほうに在籍するのがいいのかというようなですね、心配なお子さんに関してはそういう委員会にかけまして、そして各専門医の委員の方から貴重な御意見をいただいて、こういう方向がいいんじゃないかというような提案をさしていただく、そういったことがあります。

それから、各学校では、特別な支援を要するお子さんに関しては、特別な個人的なですね、支援計画というのを作成しまして、家庭とか学校、あるいは関係機関と連携しながらそのお子さんのニーズに合った教育をしようということで行っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 学校、またあるいは公共の施設が人間を相手に何かをするときには、情と義と理が3つなくちゃいけないっていうのをもしかして聞いたことあるかと思うんですけど、情は情愛ですよね、義は義務とか義理とかそういうものですけど、最後は理屈っていうか、理にかなってるかどうかって、この3つがしっかりした中で、初めて1人の人間を育てることができんじゃないかっていうふうに思っているんですね。情だけでもだめだし、理屈だけでもだめだし。

ですから、そういったことで、こういったものをつくる时候にも理想を掲げてやるのもすばらしいことですが、それを3点クリアしながら、しっかりと情の部分の訴えていただきながら、情の部分を出していただきながらね、やっていただきたいというふうに願うんです。特に教育委員会生涯学習課が所管ですけど、そうじゃない別の部署ありますよね。そういったところの人たちも関係ないというふうに言わないで、自分たちもそういった子供たちに何ができるだろうかっていうことを考えていただきたいんですね。

なぜ、こういうことを言うかという、もう私がそばにいるのをわからずに、障害者のことに対して非常に残念な意見を話しているのを耳にしまして、役場の中ですから、そこに私がいると聞こえますよね。すごく残念な思いがしたので、こういうことを言わせていただきました。

そういったことで、そういう感覚がないように、これは子供に限らず、障害者に限らず、相手は人間が相手ですから、そういう情の全くないような内容のことを、例えば部課長、今から職員を指導していく立場の、若い職員を育てていく立場の、その部課長に関しては特に心していただきたいというふうに願うところです。

そういったことで、人間を育てる、町民を豊かにするっていうことは、これ全員でやっけないといけないと思うので、障害者関係として私今日はやりましたけれども、これは人間相手のこととしてお願いしたいところなんですね。そのあたり町長何かありましたら。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、義と理とかね、やっぱり人としての当たり前のことを当たり前にできるような状況っていうのは、やっぱりつくっていかなくちゃいけないなど。人に対する優しさとか思いやりっていうんでしょうかね。やっぱり自分自身も一番考えているのは町民の良識が町政の良識になるような政治をしたい、町政をしたいっていうことでありますから、やっぱりそれぞれの人の立場に立ってね、物事が考えられる人間になっていかないといけないのかなと思っております。

向こうのほうで笑い声が聞こえますけど、そういう気持ちでやっぱり人と接したい。ただ、人には好き嫌いも人間だからね、出てきちゃうところもありますけど、私も。そういう面では、お許し願いたいなど。ただ、やはり人として、やっぱり人に対するやっぱり心遣いってのは、大事だなっていうのを思っております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 特に部課長、上に立つ立場の人、どうか心していただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げた「人間の顔をしたまちをどうつくるか」っていう中で、こんなことが書いてます。

「例えば、私たちともすれば障害を持つ人に対して一方的に世話をしているという思いがちです。しかし、もしもこの世に障害者がいなかったらどうでしょうか。人が人に対して優しいということがどんなことか、深い理解ができるでしょうか。人が生きるということは階段を一步一步上るように発達していくことなんだということが、豊かな目を持って確認できるでしょうか。障害を持っている仲間がいるからこそ、私たちは人らしく生きていけるのかもしれないんです。どんな人間も生きていることだけで人々を励ましている。社会的な力になっている。それをしっかり認め合うことからこの社会の公共性や社会保障、公務労働の意味が確認されなければならないと思うのであります」。というふうに書いてありますので、どうか役場の皆さん、しっかりとそれを心していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、この件に関しては、質問終わらせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 次に、物忘れや認知症の改善と予防に回想法を取り入れてはどうかということに関してお伺いいたします。

高齢化社会の発展に伴って、認知症高齢者の数は増加し、その治療やケアが重要な問題となっています。高齢者の認知症については、昨日藤平議員が詳しく質問してくださっていますので、私のほうからはそれ以外の認知症予防に向けた非薬物療法の提案について質問をさせていただきます。

認知症患者の問題行動は、認知症高齢者ではよく見られ、介護者にとっては非常に大きな負担となっています。過去にはこのような問題行動に対しては、向精神薬、身体拘束、または無視することで対応をしてきましたが、認知症高齢者にとって人道上からも好ましい対応ではなかったが、ほかに方法は見つからなかったと考えられます。

認知症高齢者を介護していく上での目標は、認知症高齢者を快適な生活に向上させること、そして人間として尊厳ある生活を維持していくことであります。つまり、問題行動を向精神薬で穏やかにコントロールされた状態ではなく、むしろ少々落ち着きがなく騒がしくとも家族や他人と会話をしたり、時には逸脱行為があっても表情豊かな元気な状態を求めることにあります。

このような中で、現在わかってきた薬に頼らない非薬物療法——認知症高齢者の問題行動の対処法として、が重要であるというふうに考えられております。認知症高齢者に対する非薬物療法としては、回想法、音楽療法、理学療法の筋力強化、バランス訓練、社会心理療法、ダンス、散歩、各種体操のほか、環境の整備、介護者への教育・指導など、それぞれに合った内容で数多くあります。

認知症に対する非薬物療法の目的としては、第1に生活の中で活動性を高め規則正しい生活を行うことによって、睡眠障害や問題行動を改善するということです。昼と夜が逆転し、昼間寝てばかりいる認知症高齢者では、運動によって昼間起きている時間が増えることにより、それとともに不眠、夜間せん妄も減少してまいります。

第2としましては、さまざまな活動を通して楽しい時間、感情体験をすることで不安が軽減したり、いらいら感が減少したり、歩き回る行動が減少したりいたします。

第3としては、さまざまな活動を通してコミュニケーション能力を促進します。ゲームや作業、創作活動を通じてふだんの生活にはない感情の動き、心の動きを体験でき、自分自身の現在を表現し、他の人々とよく交流することができるようになります。また、認知症高齢者の精神機能を活発化させ、自発性、集中力や、意欲面を向上させるのに効果があります。

第4としては、言葉によるコミュニケーションが障害されていることが多い認知症高齢者においては、活動を通じた表現によって介護する側が直接にその人の心のありようを理解することができる場合があります。

そこで、その中の回想法というのは、高齢者の思い出に対して専門家が共感的に受け入れる

姿勢を持ち、相手が話しやすいように働きかけることによって、話を引き出すわけですが、高齢者に人生に対する再評価や自分自身を取り戻し、心理的な安定や記憶力の改善を図る、そのような療法であります。

認知症高齢者では、すぐ前の出来事を忘れてしまっても、過去のことをしっかりと覚えています。そのような認知症高齢者の記憶を引き出しながら、共感をして高齢者の心の安定を図りながら、懐かしい、楽しいといった思い出をめぐらせることで、精神的に心地よい環境をつくり出すということにより、認知症の進行をおくらせ、精神的な安定を図る療法であります。

1対1で行う個人回想法と、6人から8人くらいのグループで行うグループ回想法に大きく分けられます。回想のテーマといたしましては、人生の発達段階や歴史上の出来事、時系列的な側面を活用するもの。具体的には子供時代、ふるさと、また小学生時代、中学生時代、趣味、交友関係、旅、出会い、結婚、出産、子育て、仕事、孫の誕生、定年、今、そしてこれからなど、ライフステージを示すボードを準備してキーワードを参考に話してもらうという方法です。また、昔使用していたものや出版物、五感を刺激するものなどを用いて行うことも多いと言われています。

回想法の効果については、抑うつ感の改善、また不安の軽減、人生満足度の向上、対人交流の促進などが報告をされております。町内でもこの方法でボランティアとして携わっている方がおられます。認知症の予防の一環として、これを随所に取り入れてみたらいかがでしょうかということで、お尋ねをいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 物忘れや認知症の改善と予防に回想法を取り入れてはどうかについてお答えいたします。

本当に誰もが年をとり、なるべく認知症にならないで、健康で長生きしたい。私のおふくろももう93になりますけど、年々年々弱っていく姿を見てるのは本当に息子としてもつらいなっていう、そういう思いをして見えます。本当に、昨日もね、藤平議員からの認知症の問題ありました。そういう面では、町としても力を入れていかなければいけないなど。その力を入れていくことによってね、やっぱりおくらして、少しでもお年寄りが年とってもやっぱり元気で過ごしていくっていうことが、やっぱり大事なのかなっていう思いをしております。

高齢化社会の進展に伴い、認知症高齢者の数が増加し、その治療やケアについては全国的に大きな課題となっており、阿見町においても、この状況は同様であります。

議員の御指摘のとおり、認知症高齢者に対する非薬物的療法として、回想法を含め数々の対処法が考案され、実践されております。当町が実施している介護予防事業においては、運動機能向上のための教室や、運動とレクリエーションを組み合わせた事業などが、この非薬物的療

法に該当するものと思われます。

なお、当町では、今後、県立医療大学等にも協力を仰ぎながら、認知症予防対策を強化してまいりたいと考えております。

御提案のありました回想法につきましても、近隣では、龍ヶ崎市内で活動するNPO法人が、この回想法を用いた認知症予防や認知症患者の家族支援等の活動をしていることも耳にしております。まず、このような活動団体や専門機関等の御意見も伺いながら、勉強してまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。私も障害者に対しての音楽療法っていうのを携わっているんですけども、音楽を用いたり体操を用いたり、あるいはその回想法をやったり、その人によってやっぱりさまざま合うものっていうのがあると思うので、全てにおいてどれがいいかなっていうのをいろいろやっていきたいなっていうふうにも考えています。

で、非薬物療法については、それぞれに合ったものを見つけて、絶対に効果が高いというふうに確信しているんですけども。

先ほど答弁いただきました龍ヶ崎のNPO法人って、これ多分私の思ってる方と同じかな思うんですけど、日本回想療法というのを立ち上げたNPO法人の赤嶺愛子さんという方がいらっしゃるんですけど、同じかな。

赤嶺愛子さんという方なんですけどね、その方に連絡をとって、どういったものですかっていうのをちょっと教えていただいているところなんですけど、非常に有効的で、これは認知症高齢者のみならず夫婦間だったり、親子だったり、初めて会った地域の人だったり、友人だったり、いろんなところに使えてなおかつ物すごく心の交流が図れるものだなというふうに思ったんですけども、阿見でもし行うことがあるのであれば、喜んでこちらに寄せていただきますというふうにおっしゃってました。ですから、ぜひ協力させてくださいと。一生懸命やってるんですけども、あんまり話が広がっていかないの、細々とやってる状況なので、大喜びで行かせていただきますっておっしゃってました。

その人と知り合ったきっかけは、阿見町で高齢者の居場所づくりとして、「たまり湯～ゆのはら～」という高齢者のサロンを県に登録して運営している湯原さん御夫婦という方が……。この方々に教えていただいたんですけども、紹介していただいたんですが、この御夫婦は先ほど聴覚障害者の卓球も指導してくださって、いろんなところで頑張ってる方なんです。

そのサロンの中には、昔懐かしい調度品がずら一つと並べてありまして、でも、そのサロンに入ったときから回想法がすぐできるように昔のレコード置いてあったりとかして、そこから話がずっと弾んでいくようなセッティングにしてあるそうなんです。そういったことで、昔

懐かしい話題に入りやすい環境をつくりながら、回想法もさあ今から始めましょうっていうんじゃなくて、自然に行っているという、そこがやっぱり一番いいところだって。

なかなか、だから皆さんお帰りにならないような状況で、喜んで——無口なだんなさんもすごく話をするようになりましたってお礼を言いに来た奥さんですとかね、そういうのもありました。

町で活動するときには、いつでも声かけてくださいっておっしゃってますので、みんなで、町の中でね、勉強しながら、先ほど町長言っていたききましたが、町内の認知症の方々の手助けになればなっているふうに思ってます。また、認知症にならないように、元気で長生きしていただけるように我々も頑張っていくべきだなっているふうに思っておりますので、これを発展させながら、こちらに来るときには、ぜひ皆さん集まってみんなで勉強しましょうっておっしゃてるんですけど、その辺いかがですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 昨日は藤平議員でも県立医療大での事業ということで、そういう要請講座を後期に開くっていうことでしたよね。そういう中で、また生涯学習課の教室もありますから、認知症に対してのそういう回想法、そういうことも提案していただいて、その人が町に来て、そういう教室を開けるのかどうかとか、そういうこともちょっと提案していただければ、そういう事業もできるんじゃないかなと。生涯学習課のほうでですね、公民館の活動の中で。そういうこともできるんじゃないかなと今思いました。そういうことを提案していただきたいなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。本当に障害者、高齢者、今健康な人、全ての人が充実して生活できるように、みんなで考えていきたいというふうに思っていますので、どうか執行部の皆様、町長、議員全員で頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） これで11番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は2時5分といたします。

午後 1時52分休憩

午後 2時05分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番海野隆君の一般質問を行います。

5 番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5 番海野隆君登壇〕

○5 番（海野隆君） それでは、続いて一般質問を行います。みんなの党の海野隆でございます。

今日もたくさん町民の方々が傍聴に来ております。この議会のやりとりを通じてですね、その市政の課題について議会も、それから執行部もですね、まあ町民もと言っていると思うんですけども、共通の認識を持てる、そういういい機会だなと、私は思っています。議員の仕事はね、よくチェックと提言というふうに言われております。私は、どちらかといえばね、少し最近チェック型に入ってるんですが、今日もね、チェック……。提言も含めてチェックをしながらしっかりと質問をしていきます。

地方自治体はね、先ほども申し上げましたけども、二元代表制をとっています。議員の発言、意見——この議員の発言、意見はですね、やっぱりそれぞれここに座っている多くの町民の皆さんのですね、意見、要望、そういったものが背景にあると、こういうことだと思いますので、執行部の皆さんも、先ほどね、柴原さんにもね、よく丁寧に御説明されておりましたけれども、町民に説明すると、そういうような気持ちでね、丁寧なまず答弁をお願いしておきたいと思います。

先日ですね、これ、一般質問入る前で申しわけないんですが、福島県及び栃木県内の自治体で本格的に行われてる除染作業をですね、視察体験をする機会がありました。放射能との戦いをですね、被災者の立場に立って地域の再生をかけて取り組んでいる自治体の姿を見てまいりました。

県内でもですね、取手市や守谷市等でもですね、本格的な住宅地の除染作業が始まっています。守谷市内の住宅地の除染についてはですね、申し込み件数1,017件——手上げ方式ですね、これね。そのうち測定完了率が74.2%うち除染対象となったのがですね、11.9%あったというんですね。0.23マイクロシーベルト以上のところがあったということだと思いうんですね。除染工事の完了率はね、85.6%——ほぼ8割から9割ぐらい終わったということなんですけども。

私はですね、永井議員も質問の冒頭に放射能問題に触れましたけれども、私も何度もですね、この阿見の子供たちの将来にわたる健康をね、しっかり守るためにはですね、内部被ばくの検査や甲状腺検査、住宅地の除染等が必要だと申し上げてまいりました。残念ながら執行部はですね、聞く耳を持たない。健康に影響ないんだと、こういうことですね、取り組まないわけですけども、やっぱり近隣の自治体のね、その放射能対策におくれをとっているんじゃないかと心配をしております。

今は地域間競争ですね、これは地域の魅力というのはですね、学校もそうだし福祉もそうだし芸術もそうだし、いろんな意味でどこに住むか——外から住む場合ですね、中にいる人はそのままですから。でもね、この阿見町というのは外から若い人たちの定着を目指そうと、呼び込もうと、こういう政策をとっているんですね。

そういう中で、やっぱりこうしたね、安心な生活を過ごすことができると、こういうことはやっぱり1つのね、指標ではないかと私は思っております。で、それに関連してね、環境省は……。これ申しわけないですね、質問項目に入ってなくてね。というのは6月7日にですね、一般質問の通告が終わった後、6月7日に平成25年度3月末のですね、除染進捗状況の結果をね、発表しております。環境省ですね。私はですね、これ前の議会でもですね、阿見町の報告——ネットに出ているね、報告についてはちょっとこれわかりづらいんじゃないかと、こういうことでやりとりをしましたが、相変わらずですね、それがそのままになっています。

これが正しいのかね、正しくないのか私もわからないんですよ。ですから、ただね、この前のやりとりではですね、訂正を申し入れてる、修正を申し入れてると、こういう話がありましたので、もう一度ね、改めてね、見直していただいて、修正訂正が必要であれば直ちに直していくとそういう必要があると思います。

というのはですね、環境省がですね、各県別の統計を出してるんですね、そうするとね、阿見の統計——もし報告が間違っているとすれば、大きな全体の進捗状況の間違いにつながります。これは絶対避けなければなりませんので、見つめ直していただきたいと思います。

それでは、通告に従ってですね、質問に入ります。

今回私が質問するのはですね、3点です。第1にですね、阿見町入札及び契約制度の現状と改革について、第2に太陽光発電システムの価格について、第3に子供たち及び高齢者の安全対策の現状と対策についてです。

第1の質問に入ります。今議会にもですね、給食センター関連の議決案件が提案されております。入札及び契約制度についてはですね、多くの課題があるというふうに認識をしています。考えています。これまでもですね、課題がわかった時点、課題が認識されてきた時点ですね、改善がなされてきたんだと思います。こうした改善にはですね、終わりというものはありません。いつも社会状況とか経済状況に応じてですね、継続的に改善を続けていくと、こういうことになると思います。

行政における入札及び契約制度——いわゆる公共調達とは、公金を取り扱います。したがって透明性、競争性、公正性、経済性が高く求められると言われております。私はね、これにもう1つ地域経済性というね、そのファクターを入れてもいいんじゃないかなと。やっぱり地元の業者をね、さっき言った4つを踏まえた上でね、育成をしていくと。こういうことも必要だと

いうふうに思っています。

今回の質疑を通じてですね、阿見町の入札及び契約制度が改善をされていくと、こういうように期待して質疑に入らせていただきます。

今回ですね、阿見町は、インターネットを見ていただくとわかると思います。業者の方はビジネスと引きますと、そこに入札の関係があつてですね、それを常にチェックをしていると思います。私もいつもチェックしてます。そこにですね、平成25年度の入札について改革が行われました。その内容について公表がされています。

改革を行うということはですね、問題点、改善すべき点があつたということになります。改革を行うことになった背景も含めて御答弁をいただきたいと思います。

以下、質問を第1の阿見町入札及び契約制度の現状と改革について、細かい質問をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

第1番目はですね、平成25年度の入札改革の内容ですね。先ほど申し上げました。

2番目はですね、この入札を行うためにはですね、阿見町入札契約制度改善検討委員会というものがございます。この委員会ですね、開催回数、それから具体的な検討課題、これはどんなものがあつたのかということについてお伺いします。

3点目はですね、入札にはですね、原則一般競争入札で行われます。しかし、指名競争入札、随意契約での入札、金額とかいろんな条件によって指名競争入札になる場合もあります。で、指名競争入札におけるですね、指名業者——金額によって3社であるとか、5社であるとか、これ異なりますけれども、その指名業者を選定する権限はですね、誰にあるのかと。それから、指名はどのような基準とか方法で行われているのか。これが第3点目です。

それから第4点目、建築工事ですとですね、設計ということが行われます。しかし物品はですね、設計にはなりませんので、多分見積もりという方法で行われるのではないかなと思いますが、この設計価格と見積もりですね、これはどのような方法で現状行われているのか、これについてお伺いしたいと思います。

次ですが、私たちが議会でもいただく、それからホームページでも公表されておりますけれども、そこにはですね、落札の結果が載っています。そこに載っているのはですね、建設工事ですとですね、予定価格と落札の金額が載っていますね。ですから、予定価格が100万だったら落札価格が95万——あ、5万競争して安くなったんだと、こういうことがわかるんですが、物品についてはですね、予定価格は載っていません。それよりも何よりもまずですね、設計価格についてはですね、公表をされないということになっています。なぜこの設計価格については好評されないのか。これについてお伺いしたいと思います。

次はですね、そうですね、さっきの関連にもなりますが、建設工事以外の物品納入ですね、

そういうものの予定価格はこれまでも非公表となっています。建設工事で予定価格を公表している理由——まあ、公表しているのにといいかな、理由及び今回ですね、一般競争入札のみ事後公表する根拠。これは、多分1番2番とかぶるかもしれませんが一括して答えていただいても結構です。

それから次なんですが、阿見町にはですね、阿見町建設工事における予定価格公表実施要領というものがあります。これは平成16年3月19日告示第16号というもののなんですが、この第5条の3にですね、内訳書の提出を求めることができるというふうに書いてあります。直ちに——入札落札した後ですね、直ちにその内訳書の内容を求めることができます。というのはですね、予定価格があります。通常はですね、その設計価格から予定価格、積み上げてですね、価格を業者も、それをまあ決めるんですね。だけれども、本当に積算をしてつくったのかどうかということをここで内訳書の提出を求めればすぐわかることなんですね。この提出を求めたことがあるかどうかということをお聞きます。

次はですね、その予定価格の決定というものがあります。予定価格はですね、いわゆる設計価格からある一定の金額をね、歩切りしたり歩切りしなかったり、これはその時々、社会情勢、経済情勢、いろいろな背景の中で行われております。建設省の通達ではですね、歩切りについて、理由のない歩切りについてはやるなという通達が平成20年度に流れていると思いますが、これはよく御存じだと思いますが、現状ですね、予定価格の決定は一体誰の権限でどのような資料——先ほど言ったように、社会的情勢、経済的情勢、その他いろんな情勢があって、それを総合的にですね、勘案した上で予定価格を決定するんだと思いますけれども、どのような資料をですね、判断の根拠に実施されているのか。これについてお伺いしたいと思います。

続いてですね、隣のですね、稲敷市のホームページを見ていただけますとですね、阿見町とちょっと異なる点があります。それはですね、私たちはどういう業者が指名に参加をして、それからどのぐらいの金額で入れて、最終的にどの業者が落札したのか、予定価格も載っておりますね。それはしかし、一般的にはですね、公表されておられません。稲敷市は、しかし公表されてるんですね。で、つくばも公表されてます。つまり入札改革を行っている自治体ではですね、一般的に公表という形でいってると思うんですけども、これはやっぱり積極的に公表すべきではないかと。これ御提言ですね。これについてお伺いしたいと思います。

次はですね、阿見町の条例ではですね、現行ですね、建設工事では2,000万以上。この2,000万以上については、一般競争入札を行うと。で、2,000万未満ですね、については、一般競争はしないということなんですけども、ただですね、2,000万以上の一般競争入札といってもですね、相当大きな工事もあります。阿見町ではほとんど1社ぐらいしかですね、その工事ができないような仕事もあるんですが、そこにですね、一般競争入札とはいいながら条件がつい

ております。大体、ほとんど。

今度も給食センターの取り壊しの工事が出ておりましたけども、ここにも竜ヶ崎土木所管内に本支店があるというふうに載ってますね。より競争性を高めるためにはですね、より——全国とは言いませんよ、県内ですね、に、本支店を置く業者を入れてですね、競争性を高める。そういうことをやってもいいのではないかなと。あるいはですね、その竜ヶ崎事務所管内ですとですね、非常に仕事がですね、偏る場合があります。

そういう場合には高止まりする場合がありますし、また不調に終わる場合もあります。しかし、県内全体に広げるということになれば、その部分の懸念が少しなくなるのではないかと思います。いましてですね、この参加資格での条件制限をですね、撤廃すべきではないか。つまり、一般競争入札により近い形でやったらいいのではないかと、こういう話でございます。これについて御答弁いただきたいと思います。

それからですね、物品やサービスなどについてもですね、一般競争入札を原則として拡大していったらいいのではないかと。これちょっと後の部分は前のところにちょっとかぶって申しわけないんですが、物品サービスについて予定価格を引き落としてる根拠は何か。公表すべきではないのかということで、御答弁いただきたいと思います。

次、これはですね、現行議会に付すべき契約及び財産の取得または処分について見直す……。の金額についてですね。失礼しました。金額について見直す考えはあるかと。で、現行阿見町ではですね、1億円以上の建設工事について議会の議決に付しております。しかし、茨城県内ではですね、44の市町村があつて市と町村は基準が違っています。市は大体1億5,000万を下回らない。それから町村は5,000万を下回らない。たった1自治体、阿見町だけが1億円という議決条項になってるんです。どこの町村もですね、5,000万円ということになってます。これはね、理由があるわけなんです。ですから、この理由についてですね、しっかりと御答弁いただきたいと思います。

次ですけれども、随意契約というのは言いました。私先ほど入札にはですね、一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約とがあると。随意契約はですね、比較的少額の、あるいはどうしてもそこにしか頼めないようなもの、こういう場合にですね、随意契約で行われます。ただね、随意契約といっても、やっぱり先ほど言った4つの条件、——競争性、透明性、公平性、経済性、もう1つ私が言いましたけれども、地域経済性と言いましたが、それをですね、踏まえながらですね、複数業者から見積もりを徴求してですね、予定価格を設定するなどしなければいけないということになっています。で、天田町長就任してからですね、以降、検査や監査のために事後的に業者からですね、見積もりを徴求したというようなことは町内でなかったのかどうか。これについてお伺いしたいと思います。

次に移りますが、指名停止というものがございます。契約をしたのにその契約を履行しないでですね、仕事を途中でやめてしまったとか、それから談合をしたとか、そういう場合にはですね、指名停止になります。その指名停止になる基準もしっかりと決まっておりますね、そのとおりにといいますか、そのとおりに行政は執行が行われていると思いますけれども、ただほとんどですね、ホームページ上に公表されたことはありません。公表はするといってもですね、私たちにはほとんどわからないというのが現状なんですね。

ですから、この指名停止基準……。指名停止だ。まず指名停止についてホームページに公表する。さらにですね、先日もですね、運動公園のね、契約をめぐる同僚議員からいろんな指摘がございましたけども、そういう場合に指名停止基準に基づいて指名停止が決まると思いますが、これをですね、もっと厳しくしてですね、措置を厳格化して行う考えがないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

で、最後から3つ目になりますが、業者の方に言わせますとですね、阿見町……。ほかの市町村については——全部ではありませんけれども、ほかの市町村については茨城県にその参加指名願いを出しますね。そのときに使った書類をですね、援用して、援用してそこに出したものはいらないということで書類を簡素化しているようであります。しかし、阿見町はですね、そういうことはなくて県に出したものと同じものを出しなさいと、こういう話になっているようです。ですから、いなかったらそんなふうに答えていただきたいんですが、やっぱり手続書類をね、簡素化してあげると、そういうこともやっぱりね、その業者の皆さんにとってはうれしいことなのではないかなというふうに思いますので、その考えはないかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、発注者支援データベースというのがあります。これは、発注者ですから行政が発注しますね、これ公共調達だから。例えばその技術者が何人いるとか、そういったことをですね、データベースに入れてですね、全国のもですね、業者を全部網羅的にデータベースに入れて、それを利用するとですね、一発でこの業者がどんな業者かわかると、こういうものでございます。茨城県の中でも、多くの自治体とは言いませんが、先進的な自治体はこれに加入をしてですね、やっぱり事務の効率化、それから仕事の正確さというものを確保していると思います。この発注者支援データベースを阿見町では活用しているのか。してないとすれば今後活用するつもりがあるのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

最後にですね、これは前回のですね、私の質問でですね、電子入札という——茨城県内でですね、電子入札をするという計画があって、いや実際やってるんですね、そこですね、阿見町も移行したらどうだと。やっぱりね、非常に入札の契約とかですね、そういったものはですね、専門的なね、ものになります。したがって職員が執行する上で仕事を援助するっていうかな、

支援するっていうかな、そういうどうしても仕掛けが必要だと。これについてですね、具体的な日程スケジュールはできてるかどうか。

以上、長々とたくさんの項目を質問しましたが、第1問の質問。後は自席でやりとりしたいをしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町入札及び契約制度の現状と改革についてということで、17点ほどございますので、少し長くなると思います。

まず、平成25年度の入札改革の内容についてですが、4つございます。1つ目は、建設工事における予定価格公表の一部変更として、一般競争入札に付する建設工事に関しては、事前公表から事後公表といたしました。

2つ目は、発注標準金額及び格付等級区分、指名業者数選定基準について、土木、建築、舗装の工種のみ格付等級を定め、その他の工種については、格付等級は定めないものとし、指名業者選定数も従前より緩和いたしました。

3つ目は、受注機会の確保を図ることを目的に、阿見町の建設工事の競争入札における取りおり方式試行要領を制定し、取りおり方式を試行的に実施することとしました。

4つ目は、入札に参加する業者等から、町職員に対する不当な情報提供要求等があった場合の対応として、阿見町入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等対応要領を制定し、町として適切な対応を徹底していくこととしました。

次に、阿見町入札・契約制度改善検討委員会の開催回数と具体的な検討議題についてですが、平成24年度の開催回数は5回で、検討議題は、指名業者の選定方法、予定価格の事前公表の再検討、分離分割発注の推進、入札予定価格のあり方を再検討すること、町内業者育成の視点をさらに考慮することとあります。

次に、指名入札における指名業者を選定する権限は誰にあるのか。指名はどのような基準・方法で行われているのかですが、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程に基づき、工事等を所管する課長等が、有資格者の中から第25条に掲げる事項を留意して推薦業者を選定し、阿見町入札参加資格審査会に付議して選定しています。

次に、設計価格等見積りはどのような方法で行われているのかですが、積算基準は、土木工事や建築工事など各工種によって異なるものを適用しております。土木工事では、茨城県が示す積算基準及び歩掛表、建築工事については、国土交通省が示す公共建築工事積算基準に基づ

いて積算しております。積算で適用する単価は、茨城県の設計単価表、民間調査団体が発行している建設物価や積算資料等の物価資料、メーカー等の見積りを採用しております。

次に、設計価格について公表しない根拠は何かですが、設計金額、または工事価格が公表されると、将来行われる同種工事の設計金額が推測され得ることになり、今後の同種の事務事業の公正または適正な執行を妨げるおそれがあることも否定できないと判断されることから、阿見町情報公開条例第7条第7号イにより非公表としております。

次に、建設工事以外の予定価格はこれまでも非公表となっているが、建設工事で予定価格を公表している理由及び今回一般競争入札のみ事後公表とする根拠はですが、建設工事で予定価格の公表については、入札の透明性・公正性及び不正行為等を抑制するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び阿見町契約規則第8条の規定に基づき、実施しております。また、事後公表については、昨今の入札契約において、適切な積算を行わずに入札を行った企業が受注するなど建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じていることなどから、国の公共工事及び契約の適正化推進に基づき、試行的に一般競争入札対象案件で実施しております。

次に、阿見町建設工事における予定価格公表実施要綱第5条の(3)の内訳書提出を求めたことはあるのかですが、一般競争入札案件では、落札後に落札候補者から、指名競争入札案件では、指名した全業者から入札時に積算内訳書の提出を求めています。

次に、予定価格の決定は誰の権限で、どのような資料を判断の根拠に実施されているのかですが、阿見町事務決裁規程及び阿見町契約規則に基づき、金額に応じた専決権者が、設計図書等に基づき、取引の実例単価、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に決定しております。

次に、入札結果について入札参加業者及びそれぞれの入札金額、落札率などを積極的に公表すべきではないかですが、阿見町入札結果等閲覧要綱に基づき入札書取書の写しを公表しております。また、町ホームページでも入札結果を掲載しております。なお、落札率の公表については、今後の入札改革を進めていく中で検討していきたいと考えております。

次に、現行建設工事2,000万以上の一般競争入札の対象範囲を拡大すべきではないか。また参加資格での条件制限を撤廃すべきではないかですが、地域の経済を振興するため、また、地震など大災害時に救助やその後の復興に寄与してもらうことなどを考慮すると、町内建設企業の育成・保護を図ることは欠かせないことから、現行の制度を実施していきます。

次に、物品やサービスなどについても一般競争を原則として拡大すべきではないか、また、予定価格を非公表としている根拠は何か、公表すべきではないかですが、阿見町契約規則第8条の規定に基づき実施しております。公表については、適用する範囲も含めて今後の入札改善

を進めていく中で検討していきたいと考えております。

次に、現行議会に付すべき契約及び財産の取得または処分について見直す考えはあるのかですが、地方自治法に基づき条例を制定しておりますので、見直しする考えはありません。

次に、随意契約は運用基準で契約条件が厳密に決められている。契約に際しては複数業者から見積を徴求し予定価格を設定するなど競争性を確保することになっているが契約執行は適正に行われているか。天田町長就任以降、検査や監査のために事後的に業者から見積もりを徴求したということはなかったかですが、随意契約は、阿見町契約規則において工事または製造の請負が130万円未満、その他の業務が50万円未満を対象としており、10万円以上については、原則として指名競争入札と同形式の複数者による見積もり合わせを実施し、競争性を確保しており、なお、契約の性質上、競争入札に適さないものについては、阿見町随意契約運用基準により、その理由を明確にした上で、一者特命による随意契約にて実施しております。また、事後的に業者から見積もりを徴収したことはありません。

次に、現行の指名停止基準及び措置を厳格化し、ホームページ上に公表する考えはないのかですが、茨城県の建設工事等請負業者指名停止等措置要領を参考として、阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領を制定し町ホームページの例規集のコーナーに掲示しております。

次に、茨城県と重複する参加指名願業者の書類を簡素化する考えはないか及び電子入札に移行する具体的なスケジュールはできているのかですが、関連しますのであわせてお答えいたします。入札等の共同化に関しては、茨城県及び県内市町村で構成するいばらき電子入札システム等共同利用運営協議会において、電子入札等の共同化を進めているところであります。町では、その導入時期も含め、今後の入札改善を進めていく中で検討していきたいと考えております。

最後に、発注者支援データベースを活用しているかですが、現時点では活用してはおりません。このシステムの運用については、今後の入札改善を進めていく中での検討としていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） たくさんあるので、一番わかりやすいところからね、やっていきたいと思っております。

壇上でも述べましたけれども、地方自治法96条というのがありますよね、地方自治法の96条にはね、何て書いてあるかっていうとですね、96条その5なんですけどね、普通地方公共団体の議会はですね、次に掲げる事件を議決しなければならないと。その5にですね、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。8番目にはですね、前2号に定めるもののほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める

財産の取得または処分をすること。まあ、いわゆる5はですね、建設工事。それから8はですね、物品とかサービスについてですね、議決しなければいけないと書いてあるんですね。

それですね、この地方自治法のほかにですね、地方自治法施行令ってのがあるんですよ。その施行令には何と書いてありますか。わかんなければこっちから言いますよ。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 自治法96条に基づきまして、基準を定めてるということでございます。金額ですけれども。それで工事または製造の請負については町村では5,000万円を下回らない金額で議決案件にしないと。条例で定められてるんですけども、これは準用できると思いますけれども。それと別表第4で不動産もしくは動産の買入れもしくは売り払いに関しては、町村では700万円を下回らない金額で議決案件としないとということでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） この地方自治法施行令は、僕読んでね、非常におもしろいと思ったんですよ。ね、これはね、やっぱり議会と長のね、つまり長の、首長のですね、執行権を余り侵害しないように、少し自由裁量を与えようという、この施行令なんですね。ですから、その金額を下回らないこととするって書いてあるんです。下回らないと。じゃあ、上回るのは何ぼでもいいってことですよ。

最低5,000万円って書いてあるんですけどね。町村は5,000万円以下に決めちゃいけないよと。ね、3,000万とか2,000万に決めちゃいけないと。上はオーケーなんですよ。なかなかおもしろい施行令だなと思ってるんですが、ただですよ、先ほども壇上で申し上げましたけども、僕もつらつらとね、阿見町の条例を読んでみて、あれちょっと違うなと思ってですね、調べてみましたよ。

そしたらね、茨城県内には44の市町村があります。そのうちね、32が市、12が町村なんですよ。そこで工事または製造の請負で、その条例制定がみんなあります。そしてね、茨城町から大洗、城里、東海、大子、美浦、河内、八千代、五霞、境、利根、これが町村ですね。阿見町以外の。で、阿見町だけ1億円なんですよ。後は全部5,000万。市は押しなべて1億5,000万ですね。

ただね、阿見町だけが特別な例じゃないよっていうのは、動産不動産の買入れ売り払いではね、大洗町だけね、2,000万なんですよ。あとはみんな700万。700万下回らない金額になってますから。でね、これ僕大洗に聞きました。大洗は何でこれ2,000万になっているんですかって。これ、本当かどうかわかりませんよ。大洗って、港町ってのは非常に土地が狭くてですね、利用できる。で、非常に高くなるんだと。だからちょっとした契約でもですね、700万超えてしまうので、それで2,000万ぐらいにしたんだと。こういう、明確なというかね、根拠が

あるんですね。

阿見町が、先ほど町長はね、全く条例改正するつもりはありませんと。条例改正するつもりそっちがなければ、議会が改正するような形になるかもしれませんが、通常はね、法律改正が何回かあって、その中でね、その条例を見直しをしていって、やっぱり変えていくんだと思うんですよ。気がついたときにやっぱり改善のね、やっぱり一番いい機会ですから。私は、だからここで言っているんです。

でも、明確に阿見ではそんなの変えるつもり全くありませんっていうとなると、ほかは5,000万なのに阿見町だけ1億円で議決しているっていう根拠を言わなくちゃいけません。まず、その根拠をお聞きする前に、平成24年度でいいですよ、その平成24年度で5,000万1円からね、1億円未満の――9,999万9,999円かな、の契約ってのはどのぐらいありましたか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。済みません、お待たせしました。5,000万円以上で1億円未満ですね。

○5番（海野隆君） はい。

○総務部長（坪田匡弘君） 7件でございます。

○5番（海野隆君） 部長、ありがとうございます。そうなんです。7件あるんですよ。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） はい。失礼しました。そうなんです。7件あるんですね。このね、地方自治法及び地方自治法施行令というのは、先ほども申し上げましたけどね、市町村長のね、やっぱりその執行権かな、この執行権を確保しながら、なおかつですね、高額な契約については議会の慎重な審議をすると、こういう成り立ちなんです。そうすると、これ阿見町だけね、1億円というのはね、何ともね、これ、議会が気がつかなかったというかね、執行部が気がつかなかったというか、まあ、だから先ほどの質問に戻りますけど、どういう根拠があって阿見町だけね、1億円ということに残しているのか。これについては、やっぱり説明が必要かなと。ほかにもね、幾つかあるんだったらいいんだけど、その根拠について説明をしていただきたいと思います。

先ほどね、町長はやらないと言ってるから、やらないための根拠があるんですよ、理由が。ね。ただ単に条例で決まってるからやらないって言うんじゃないんですよ。条例は、たまたま条例で決まってるけど、ほかのところ、ほかの町村は全部5,000万なんだから。その理由について明確に教えてください。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 当時ですね、何度も条例改正してるんですけども、最新では平成

5年に条例の改正があったんですけども、その当時の理由、ちょっと詳しくはわからないんですけども、調べた範囲では、まず市が1億5,000万円で町村が5,000万円を下回らない金額。かなり幅がありまして、阿見町の場合は人口レベルでかなり市に近いというようなこともありまして、この金額。

それと、当時はかなり大きい工事の発注が多くてですね、事務処理でも議会の議決をお願いしたり、そのほかの工事の発注の事務処理でやはり数が多いと大変だというようなこともありまして、それでこの金額で御説明をして議決をさせていただいたということを聞いております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 茨城町もね、4万になんなんとする人口ですし、東海だって4万近いわけですね、村でも。その他ね、どこがいいかな、あとは。あとはまあ町村だから、比較的ちょっと小さいかな。境がちょっと大きいかな。

やっぱりね、当時の社会状況はあったと思いますね。それから契約執行大型の案件がたくさんあったというね、でもね、気がついてしまった以上ですね、そのね、社会情勢は一緒だし、それから茨城町だってね、阿見町とそんなに変わらない人口ですから、多分工事量も相当出ていると思いますので、これもう一度お聞きしますけど、執行部から出すつもりはありますか。執行部から出すつもりがなければ、これ議会で直さなくちゃいけないんですけども、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議決案件になりますと、普通定例の議会年4回ですので、なかなか仕事が設計して入札やって発注というんで、かなり期間がかかるもんですから、できれば大きい案件だけで行ってスピード感を図りたいというふうに考えておりますので、現行どおりで町のほうは行いたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 町長が最初にね、一切見直ししませんと言っちゃうとね、職員はね、町長の発言と別にね、やります的にも言えないだろうけど、率直に言って直した方がいいですね、これはね。こうやって表につくるとね、非常にわかりやすいとかね、突出してるというかね、やっぱり何でかなって思いますんで、ぜひ直してください。それによってね、市町村長のね、執行権を縛るというものでは決してありません。議会もね、執行部も町民の、やっぱりためを思ってやっているあれですから、そんなにいろんな理由をつけてやらないっていうんじゃないで、ぜひ直していただきたいと思います。

それからですね、聞くべきところはちょっとあるんですけど、時間がなくなっちゃったんで、一番最初の話に戻ってですね、予定価格のことについてお聞きしたいと思います。平成20年か

な、その後出てくるのかどうか私はわかりませんが、平成20年にですね、公共事業のですね、入札及び契約の適正化の促進に関する法律——いわゆる入札・契約適正化法っていうんですか、に基づいてですね、同法の厳正な運用についてさまざまにですね、総務省あるいは都道府県からですね、市町村にさまざまな通達がね、来ているのではないかなと思います。

それで、先ほど予定価格なんですけどね、そこにはどう書いてあるかっていうと、予定価格については適切に設定してくださいと。つまり予定価格の作成に当たっては、市場の実勢等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りについて予定価格の不当な切り下げは現に慎みなさいと、こう書いてあるんですね。そうすると、さっき言いましたけれども、市場の実勢等を踏まえた積算に基づくですよ、積算に基づく適正な水準とすることが必要だったってわけですよ。ですから、一律にですね、何パーセント切るって——多分それはないと思うんですが、まあ、それもありか。

それでね、お聞きしたいのは、天田町長がですね、就任してから22年、23年、24年と3年経過するんですか。その年度ごとにですね、その歩切りの割合、これはどういうふうに変化してきたか——平均でいいですよ、お聞きしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません。その資料がですね、数字の資料がちょっと手元にございませんので。ですから設計価格と予定価格の関係ですよ。

○5番（海野隆君） そのとおりです。

○総務部長（坪田匡弘君） ええ。申しわけありませんけど、町長が設定した予定価格ということでちょっと手元にございません。ただ、今私たちが進めているのは、これは国のほうの指針で、適正化の指針で言われていることなんですけども、歩切りをしないと、適正な設計を組んで、それがイコール予定価格と——端数調整等がありますけども、それで進めるということで現在は極力そのように行ってます。

ただ、経済情勢とかですね、その価格が——物品の価格とかの考慮は入れますけども、そのような方針でやっております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは、わかりました。私もね、推測で物は言いませんが、多分相当ですね、当初は少し大きく切ってですね、だんだん切らなくなっちゃったんじゃないかななんて、これね、数字がないからわからないんですけど、数字がわかったら教えていただきたいんですが。今の質問の中でも結構ですけど。

それでね、先ほどですね、設計価格についてはですね、公表しないんだと、こういう話をしております。それでね、その前にその設計というのはですね、これはいわゆる、これは建設業

にかかわった人間は誰でもわかります。ある一定の本があってですね、そこに全てのものが書いてあります。ですから、適正にその見積もりといいますか、それができる業者はですね、町の設計価格と業者の設計価格、ほとんど同じになるはずなんですよ。ほとんど同じになるはずなんです。

そうするとね、なぜ予定価格を公表しちゃうと次の同種の工事に影響があると、こういうふうに言えるんですか。なぜですか。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えします。土木工事とかですね、建築工事、きちんとした設計に基づいて、今海野議員が言われましたとおり行いますと、みんな同じ設計を組むことができるということは、これは間違いないことでございます。ただ、その他の役務とかですね、物品の購入等ではなかなか中にはきちんと設計積算ができない、難しいものがあるということが1つございます。

それと、役務で多いんですけども、毎年度同じ業務を発注していくというような業務もございますので、そういうものについて予定価格、設計価格を公表しますと金額が決まってしまうということになってしまいますので、適正な競争、公平公正な競争に欠けるんじゃないかというような判断で、この情報公開条例の適用をして非公表というふうにしてるところでございます。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 設計価格がですね、適正……。つまり設計の根拠になるものがね、全く適正であればね、これははっきり言うと100%だって構わないと言え構わないんですよ。競争をやってね。競争はやんなくちゃならないですよ。

それはそれとしてですね、ちょっと時間がなくなったんで、あと3点ほどですね、ポイント的に聞いて終わりにしたいと思います。

まずですね、物品サービスのですね、契約。これは公表されております。落札の金額ね、それからどの業者がどれだけ入れた……。ただね、私たちにはね、これは高いのか安いのか全くわかりません。全くわかりません。どのぐらい下がったのかわからない。まあ、建築工事は予定価格があって設計価格があるわけですからね、予定価格よりか下がったなって。でもね、物品については全くわからない。これは、何らかのね、改善をしなくちゃいけないのではないかっていうのが1点。

それから、もう1点はですね、平成24年にですね、やっぱり同じように入札契約……。僕25年度の実はこのね、置き置き方式ってね、ちょっと問題じゃないかなとは思ってるんだけど、これいいや、もう。ね、24年度の改革で、同一入札参加者への下請発注の制限ってのがありま

したね、24年度ね。これは物品も同じように適用されますか。この2点だけ聞いて、あとはですね……。

あ、もう1点。もう1つ、さっきのね、発注者データベースにしても電子入札についてもですね、検討してますって言うだけでね、何ら先……。一体いつやるんだってのが全然わからない。25年度中に完璧に移行するとか、ね、26年の早いうちとか、こういう日程の管理ってのは極めて大事です。これをやらなかったらですね、目的は達成できないんですよ。

この3点だけお聞きして、次に移りたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 2点目が済みません、下請発注……。

○5番（海野隆君） 2点目はね、平成24年の——ごめんなさい、これ時間に入れないんでしょうんだ、本当はね。24年4月2日ね、同一入札参加者への下請発注の制限ということで、同一入札になった時にはね、その業者に下請しちゃいけないよと。これは物品でも適用になるかという話をしてるんですね。

○総務部長（坪田匡弘君） 物品の場合はですね……。建設工事の場合は元請、下請の関係が出てまいりますので、その関係で同じ入札に参加してしまいますと、その中でいわば談合的なものが発生するんじゃないかというようなことで、同じ入札に対して参加した業者は下請とかの関係はいけませんよというふうに宣言したものでございます。ただ、物品に関しては、そういったことは通常は考えられませんので、それは制限してございません。

○5番（海野隆君） ちょっちょっ、ここにはね、ごらんなさい、ほら、建設工事入札参加者資格、物品調達入札参加者資格各位って書いてあるんだよ。そしたら、今言ったこと全然違うよ。

○総務部長（坪田匡弘君） 建設工事のみで、通知は皆さんに差し上げるということです。通知は建設工事の業者さんばかりじゃなくてですね……。

○5番（海野隆君） どこに書いてあるの。

○総務部長（坪田匡弘君） 物品関係の業者さんにも差し上げたってということで、その頭の各位が入ってるということでございます。

○5番（海野隆君） どこにも書いてないよ。この一番上の同一入札参加者への下請発注の制限って。

○総務部長（坪田匡弘君） 当時決めたのは……。

○5番（海野隆君） まあ、いいや。わかった。ということね。

○総務部長（坪田匡弘君） 電子入札に関しましては……。

○5番（海野隆君） スケジュールね。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。指名参加の受付のシステムと、それから入札のシステム、それから発注者支援データベースとございますけども、今町で考えてるのは電子入札のほうを県のほうと一緒にやるというふうに考えてございます。それで、県のほうのシステムが27年に更新を考えてるということで、作業を進めてるということです。そこら辺を目途にですね、町も導入していきたいというふうに思ってます。

そのほかの参加受付関係のシステムに関しましては、物品等がまた別のシステムになってると。県の場合は。担当課が違いますんで。そういったこともございますし、提出していただく書類もですね、業務経歴等、それから技術者の情報もやはり紙ベースでいただかなければいけませんので、それは今までどおりの書類提出をお願いしたいというふうに思ってます。

それと済みません、1点目なんですけど、物品設計価格の改善……。

○5番（海野隆君） いや、我々全然わからないって言ってるわけですよ。

○総務部長（坪田匡弘君） ああ、設計について。

○5番（海野隆君） いや、定価もわからないし、どういう価格の設定があって……。ごめんなさい、これいいのか。ここでしゃべっちゃって。質問したほうがいいかな。どういう価格の設定があってその金額が落札されたか。その落札した金額がね、安いのか低いのか。つまり通常建設だっていうと予定価格は事後であれ事前であれ公表されて何パーセントで落札したなっとかって感じで、差金が出たとか。

○総務部長（坪田匡弘君） なかなか、先ほども申し上げましたけど、こちらで設計をきちっと組むのが難しいっていう実態がございます。複数に業者に見積もりを徴収しまして、そこらのところは実勢価格を調査しながら物品の価格、予定価格等決めていくと、決めていくというのが実態でございまして、建設工事のように決まった積算の基準等があって、それに金額を入れて決めていくというような形じゃないものですから、なかなかこちらでも公表しにくい部分があると。

○5番（海野隆君） なるほど。

○総務部長（坪田匡弘君） 適切な設計積算ができたものは、他市町村でもやっている、実施しているところがありますので、それはできるようになりましたらば、公表していきたいというふうには考えております。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 物品は、結構地方自治体等で共通なもの等、結構あるんですよ。そういうものを調べて、やっぱり……。こないだやったのはキレートとか消石灰っていうクリーンセンターで使う、そういう物品なんですけどね、そういうもの調べて、今までやっぱり値段が随分違うっていうことで、そういうものを比較しながらね、これじゃちょっと高過ぎるん

じゃないかっていうことで、そういう面での比較をして、安くしていただいたっていうような状況もあります。

やはり物品だけは本当に今言われたとおり、これだよって言われるとそのとおりだっていうふうに思っちゃうんでね、そういう面ではもう少しよく調べながらね、やっぱり適正価格で買うっていうことが大事かなと、そういうことをやっております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 第2の質問に入ります。今のとまさに関連……。

○議長（倉持松雄君） それでは、第2の質問に入る前に暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時15分といたします。

午後 3時04分休憩

午後 3時15分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君が退席しました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、海野議員の質問を続けます。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 海野隆でございます。それでは第2の質問についてですね、太陽光発電システムの価格について質問をいたします。

先日、5月30日に新しい学校給食センターができたということで、竣工は3月9日でしたか、8月6日にオープンということで内覧会がありまして行ってまいりました。新学校給食センターの屋上にはですね、太陽光発電システムが設置されておりまして、玄関には発電の状況を示すパネルがね、設置されておりました。この学校給食センターを多分見学に訪れる保護者の皆さん、子供たちもですね、再生可能エネルギーの実際の稼働状況を見ることができるということで、大変に有意義な設備だというふうに思われます。

この太陽光発電システムはですね、平成24年10月24日に株式会社つくば電気通信という会社とですね、契約金額1,586万5,500円——これは消費税込みでですね、契約し完成したものです。ただですね、私どもが聞いている、私どもの耳に入る話ではですね、同時期に町内で完成した民間の太陽光発電システムと比較すると非常に高額だと、こう指摘する御意見があります。

そこで、以下の項目について質問をしたいと思います。

まず第1はですね、この給食センターに導入された太陽光発電システム価格の設計及び見積もりをした時期ですね。このパネルも含めてですね、非常に見積もりをした時期がね、問題だというふうによく言うようです。だんだん安くなってきたってことですね。

それから、入札及び参加資格の条件はどのようなものだったのか。

それから、3番目に導入された太陽光発電システムの設計価格及び予定価格——落札価格はわかりましたね、というのは幾らだったのかと。さっきの質問に関連するんですよ。つまり、この物品納入の場合にはですね、この落札のあれを見てもですね、予定価格は出てこなかったのではないかなと思うんですけども、ちょっと間違ってたら教えてくださいね。

それとですね、今回のですね、給食センター太陽光発電システムのモジュールっていうんですか、パネルですね、この単価及び各項目別価格は幾らだったのか。設計見積もりされた時期の太陽光発電システムの平均価格。さっき時期の話をしてしまいましたが、その時期のですね、同規模同種のですね、システムのですね、価格と導入されたシステムの妥当性について、町としては率直にどのように考えてるのかと。

で、最後に結論なんですけど、私は高いと見てるもんですから、このように申し上げるんですが、民間と比較してですね、行政が導入する太陽光発電システムの価格がこんなにも高価格になってしまうというのは、一体なぜなのか。このことをね、お伺いしたいと思います。というのは、これからですね、10分の10の補助の事業はいいと思いますよ。でもね、これから……。当初ね、町が大規模メガソーラーをやろうとしたわけですね。町が直接事業者となってやると。こういう場合にですね、今後もやるというような予定があるのかないかわかりませんが、それも聞いていきますけども、その際に、この価格が非常に行政がやると高くなるっていうんですかね、やっぱりこれはちょっとまずいと思うんですね。ですから、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「教育長」と呼ぶ者あり〕

○5番（海野隆君） いや、これはね、教育長って書いてあんだけど、どちらですかって言ったもんだから、いや、それはそちらで決めてくださいと。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○5番（海野隆君） 教育長が質問するの。

○教育長（青山壽々子君） 給食センターに導入された太陽光発電システム価格の設計及び見積もりをした時期はいつかにお答えします。

設計は平成23年度の発注ですが、平成24年9月に、再度見積もりをしました。

入札形式及び参加資格の条件はどのようなものだったかにお答えします。

入札形式は、条件付一般競争入札で行い、主な参加資格の条件につきましては、平成24年2月末日現在、県内に本店を有していること。また、総合審査評点値が、電気工事で800点以上

の者であることとしました。

導入された太陽光発電システムの設計価格及び予定価格、落札価格は幾らだったかにお答えします。

価格につきましては、すべて消費税を含めてお答えします。設計価格は非公開です。予定価格は2,100万円であり、落札価格は1,586万5,500円です。

給食センター太陽光発電システムのモジュール単価及び各項目別単価は幾らだったかにお答えします。

単価につきましては、契約入札時に提出された工事費内訳書でお答えします。太陽光発電モジュールを含んだ機器設備費は819万円であり、工事費は302万4,000円、システム試験調整費は21万6,300円、共通仮設費は33万6,000円、現場管理費は255万1,500円、一般管理費は144万9,000円、契約保証費は9万8,700円です。

設計見積りされた時期の太陽光発電システムの平均的価格と導入されたシステムの価格の妥当性についてどのように考えているのかにお答えします。

近隣自治体の導入実績と比較して、価格につきましては、妥当であったと考えております。

民間と比較して行政が導入する太陽光発電システムの価格が高価格なのはなぜかについてお答えします。

設計及び契約事務については、精査を重ねているため、決して高価格ではないと考えております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） はい、ありがとうございます。それでですね、設計の時期っていいですかね、見積もりした時期が平成24年9月ということになっているようですけど、ちょうど私もですね、平成24年10月にですね、見積もりした見積書っての持ってるんですよ。これ違いますよ。給食センターとは。大体僕が最近ですね、新聞をですね、いろんな新聞にメガソーラーも含めてね、金額と発電能力ですね、が載ってます。それを割るとね、大体1キロワット30万円ぐらいになります。全部、総額ですよ。

この前、この記事がおもしろかったんですけど、平成23年の3月8日にね、太陽光パネルなど盗難と。で、約1,100万円相当の被害と。ここにモジュールの数と金額が載ってます。これを計算すると大体1枚2万9,500円ぐらいなんですね。2万9,500円。で、非常に安いなと思って。私がね、入手したですね、1枚当たりのモジュール、これね、当初3万7,000円ぐらいかな、いや、3万5,000円ぐらいか。3万5,000円ぐらいなんですね。だから、大体パネル1枚っていうかモジュール1枚が3万円前後なのかなというふうに思ったんですね。

それで、これ一括してね、もう時間ないんで質問しますけど、阿見町の太陽光発電は20キロ

ワットなんですよ。それを1,500万で割るとね、1キロワット75万するんですよ。75万。ね。ところが、私がね、入手したね、同時期——ほぼ同時期ですよ、24年10月ですから。これはね、何とですよ、見積もりで35万9,000円です。これよりもね、20%モジュールを安くしましたんでもっと安いですね。多分33万ぐらいなんですよ。3倍とはなんないけども、2倍以上の金額になってるんですよ。

さっきね、教育長は、いや、精査したり何々したりするからね、行政は高くなるんだと。じゃあ民間の導入した人はね、いい加減にやってるってことはあり得ないです。これね。民民の契約のほうがずっと厳しいです。そうすると、やっぱり民間と比べて行政が導入するね、太陽光発電システムってのは2倍以上にもなっちゃうんですよ。これ何でなんですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。公、今人口4万7,630人の財産を築くやつが1つですよ。もう1つ、民間と——要するに一般家庭でどこが違うのかっち部分で調べたんですよ。で、基本的に大きく違うのは、民間——一般家庭については、値引きっちのがあるんですね。値引き。これは役場はないの。値引き、それはないんです。

で、その値引きっちゅうのはどういうことかっちゅうこと、そういうことで、競争入札で安くて——要するに実績があつて安いところが企業努力で落ちるわけです。うん。それが、結果的には民間でいう値引きちゅうことだと思います。うん。これ1つ。

あともう1つ。これについては、国の補助事業の2分の1の補助を使いまして、補助金が800万来るわけでございまして、あともう1つ違うのがですね、先ほど町長が答弁しましたけれど、国土交通省のですね、基準があります。これは当然、何でもこういうものをつくったかちゅうと、やっぱり長く町民、国民のために保守管理するために、要するに基準をつくったわけです。で、ほとんどの市町村がこれを使ってる。当然、県についても、この基準に基づいて算定基準をつくってますんで、この一般管理費の部分がもしなければほぼ同額ちゅうことで考えておりますんで、ここではやっぱり阿見町——公共と民間——一般家庭ではここが違いますよと。

例えば民間ベースでやったら補助金返還になりますよちゅう可能性が出てきますんで、ここらは民間——要するに家庭、民間と、将来——10年、20年町民の財産をつくるために築く、保守管理するためにはこういうことでやりなさいよちゅう社会ニーズに合った、要するに環境と福祉に基づいた基準でやれよちゅう、国が、県が、求めておるんで、とにかく公共の設計段階では高くなって、それで入札で——設計金額は言いませんけど、そっから……。予定価格と工事のやつでは75%なってますから、それ以上のものになってるのかなちゅうことで御理解願いたいと思います。

決して高くはないんです。はい。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 次長はちょっとね、勘違いしてるんじゃないかと思うんですね。一般家庭用じゃないんです、これね。一般家庭用じゃないんです、私が持ってるのは。ね。民間の事業者がやってるやつなんです。こことね、阿見町の学校給食センターを比較するとね、工事費は極めて学校給食センターのが安いんです。これは網型の鉄板にどんどんつけてるわけですから。こっちはね、何かアンカーを打って、それでもってこういう形でつくってますので、これは工事費なんか入れたらね、僕は3倍以上かかってんじゃないかと思ってるぐらいですね。

10分の10の、だからね、ものについては、国交省がそういうふう基準を決めてやってる分についてはもうしょうがない、いいですよって言ってるわけ。しかし、今後阿見町がですよ、そうじゃなくて自前でやるような場合、高くつくでしょう。3倍ぐらいになってるんですよ。こういうことやります。自分のうちだったら。やらないでしょう。税金だったらやるんですか。だから、そういうことをちょっと考えてみたらいかがですかと。そう言ってる。もう1回答弁ください。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） じゃ、一般家庭はこっちへ置いといて、公共場合、先ほど言ったように県の基準、国交省の基準でプロの設計さんに任してやってるんで、御理解のほどお願いします。

以上です。

○5番（海野隆君） だから、10分の10のものはいいんだって。だけど……。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 10分の10でやるのはいいけれども、このね、学校給食センターだって、我々責任ありますよ。ねえ、これ。最終的には、これ、予算でオーケーしたんだけど、これ議決事項になってないんですよ。なりましたっけ、入ってたかな、あそこにね。入ってたかどうかちょっと……。いずれにしても、議会が関与してるから、これについてはね、もうしょうがないですよ。

でも、まあそうは言ってもですよ、今後、町としてですね、町が主体的になって太陽光発電システムをね、展開するのকাশないのか。そのときに、こんな高いね、太陽光発電をね、幾らエコだとかね、言ったって、これはやっぱりね、公金ですよ、税金。税金はどうやって使うんですか、経済性が一番大事でしょう。最小の経費で最大の効果を上げるのが税金の、皆さんの使い方でしょう。これにふさわしいのかどうかっていうことを聞いているんですよ。

もう1回答弁ください。これで終わり。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する……。

○5番（海野隆君） じゃあ、議長。もう1回言います。答弁なければ、もう時間ないから。

○議長（倉持松雄君） 教育次長。教育次長。何回も説明してください。竿留一美君。

○5番（海野隆君） いや、だから次長ね、自分の気持ち素直に言えればいいんだよ。こんな民間と比べてさ、2倍、3倍のやつ入れないって、今後は。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ともかく、おっしゃるように税金、大事に大事に使うのがごもつともでございまして、あと、今回の場合はこういうことで。ルールが変わらない限りこういう形が続くかと思いますんで、御理解のほどをお願いします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 時間があればね、モジュールのタイプをね、同種同製品で比較したいところですが、時間もありませんので、これはこのぐらいに終わらしときます。ただね、言っておきたいのは、やっぱりね、公金を使ってやる事業というのは、やっぱりその税金を使うという自覚に立ってね、やらなければだめです。こんなにね、身近な近くの例で2倍も3倍もその1キロワットにかかっていると、ちょっとどうなのかなと。規模のメリットデメリットありますよ。それを考えたって2倍ぐらいになってるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 今の、海野議員の提案と受けとめてください。

○5番（海野隆君） そうお願いします。

○議長（倉持松雄君） その部分については、この辺で質問を終わります。

○5番（海野隆君） はい。終わりにします。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは、3番目のね、質問に入りたいと思います。

最後の質問ですけどね、茨城県はですね、今日本一のサイクリングロードをつくってですね、サイクリングのメッカとなるよう県内にサイクリングロードを設定することに取り組んでいます。で、阿見町にかかわるのは潮来から霞ヶ浦沿線をつくって土浦まで——潮来土浦自転車道線っていうんですか、ということになりますと。県内ではね、つくば市が——あれは何ていう議員だっけな、塩田さんという議員が非常に熱心につくばをサイクリング——自転車の町、サイクリングの町にしようということで提案をしてですね、つくば市はサイクリングのまちづくりを行っています。

先日所用があつてね、東京で……。つくばエクスプレスに久しぶりに乗ったんですけども、

2つの駅にありましたけど、それぞれ、いわゆるつくばエクスプレス——つくばがですね、サイクリングラインという雑誌があって、いかにサイクリングがしやすいところだなんていう広報誌が置いておりました。サイクリングっていうとですね、環境に優しいエコライフとかね、健康によいってイメージがあってブームだと言われてるようです。

私はもっぱらね、議会広報配布するのにな、自転車を使っていると、この程度の話なんですけども、しかし、一方ですよ、自転車にかかわる事故、これもね、多発しているということが報道があります。最近のね、報道を見るとですね、その自転車にかかわる道路交通法違反の、ああ違反じゃなくて、道路交通法改正にかかわるね、報道記事が、いやもうすごくたくさん出るんですね。

言ってみると、自転車というのはですね、便利、エコな反面ですね、やっぱりその全体の交通の中では、少しく位置づけがはっきりしなかった乗り物だったと思うんですね。それを少し厳格に運用してですね、お互いの事故——車と自転車、自転車と自転車、自転車と歩行者、こういう事故をね、なるべく防ぐと。こういうね、ことで道路交通法改正——ま、それだけじゃありませんけども、道路交通法改正案の中の自転車については、そういうふうに言われてるようです。

まあ、阿見でもですね、中学生、高校生がよくね、自転車で通学——登下校してるのを見ます。小学生はね、登下校はほとんどないでしょうけれども、家庭の中といいますか、一旦学校から帰ってくるとですね、自転車を利用していると思います。そのほかね、高齢者も利用してるし。ただね、私も町内を車でですよ、車で走行してるとですね、やっぱり自転車って非常に危険を感じますね。狭い道でもそうですし、多分歩いていても非常に狭いほど、何かで自転車が来たりするとですね、歩行者逃げたりしております。それで、いろいろね、危険な場所があるんじゃないかなというふうに思っています。

そこでですね、以下の諸事項について質問をします。

1つはですね、茨城県が構想する水郷筑波サイクリング環境整備事業の現状と阿見町の整備状況及び課題について。

2番目ね、道路交通法改正案の自転車関係の改正ポイントってのは一体何なのかと。

3番目、町内で自転車通行可の歩道はどの程度あるか。あれは標識にですね、歩行者と自転車が書いてあるところ、ここだけなんですよね、本当はね。多分法律で言うと。それがどのくらいあるのか。

それから、これは児童生徒の自転車にかかわる事故件数。登下校等も含めてですね、その事故件数の報告ってどの程度あるのかなと。みんな慎重に運転してるから、そんなに事故というのは少ないのではないかなと思いますが、それを教えてください。

それと、これは誰がね、その運転講習実技訓練をするかは別としてですね、小学生から中学生になるとですね、自転車通学になるわけですね。その自転車通学にかかわる運転講習とか実技訓練はいつどこでどのぐらいの時間帯行われているのか。

それから、1、2、3、4、5、6番目、それから、その自転車通学者、自転車にはですね、自転車保険というものがあります。いわゆる自転車保険ね。これに入っていないとですね、例えば歩行者をけがをさせたということになるとですね、保険で補償がされません。ましてやですね、通学に使っておりますので、この自転車保険というのは、加入はね、私はやっぱりどうしても必要だと思っています。で、この加入率はどの程度あるのか。また、加入をね、自転車通学の条件にできないのかと。

先ほどもずっと意見を聞いてるとね、なかなか家庭的にも厳しいという状況があるのであれば、やっぱりその自転車保険についてね、何らかの補助をですね——自転車通学するのはやっぱり歩いて通学するより遠い人たちですからね、補助をしてあげてもいいのではないかと。

次はですね、さっきにかかりますが通学路、これは先ほども、これはよく藤井さんが取り上げているですね、吉田石油の交差点からこちらの阿見小学校に至る、ああいうところも含めてですね、非常に通学路の安全点検あるいはその対策、これをすべきだという話になっています。これについては教育委員会からも報告があつてね、私も見ていますけど、見落としがあるんじゃないかと。というのはですね、その下にかかわりますが……。あ、次は……。見落としがなかいかどうかね。

それからじゃあ、次。次はですね、今ね、自転車を運転してる子たちはヘルメットかぶってますよね。かぶってますね。で、小学生にもですね、ヘルメットをかぶせようという自治体が結構あります。阿見はですね、この前JAの方が黄色いね、帽子を、あれはヘルメットじゃない普通の帽子だったですね。で、それをですね、ヘルメット型ですね……。あ、ヘルメットじゃない、帽子型のヘルメットっていうのがあるそうです。その帽子型のヘルメットをつけて転倒なんかにはですね、対応すると。そういうことで、通学時のヘルメット着用についてですね、採用する計画があるかどうか。

それから、その次はですね、さっきちょっと言いかけたんですけども、まだ通学路の安全対策で見落としがあるんじゃないかと。それはですね、この前も広報にね、生垣の補助金が出ましたね。生垣を設置すると補助金が出ると。しかし、生垣ってのは非常に管理が難しいですね。いつも管理してないとですね、すぐ伸びちゃってですね、毎年毎年切らなくちゃいけない。そうすると、どちらかという歩道上にかかる、かかっているような生垣が見受けられます。私もこの前ね、ちょっと情報提供してですね、すぐ対応してくれて——県道だったっていうことだったんですが、すぐ対応してくれてありがたかったんですが、つまり生垣の管理について

もですね、これは別な部門かもしれませんが、補助を出してる以上といいますか、それも含めてね、その生垣の管理も必要だろうと。

それから、次の問題はバリアフリーの問題ですね。やっぱり子供たちに優しい道路は高齢者に優しいし、高齢者に優しいものは子供たちにも優しい。それは、ひいては大人たちにも優しい、一般の人たちにも優しい道路だと思うんですね。そういう意味で、この生活道路はね、しっかりと、少なくとも舗装をしていくといくことをやるべきではないかと思います。

で、冒頭っていうか、一番最初の質問に川畑さんがですね、4メートル以下の道路もやったらいいじゃないかと、こういう話をされていました。私は全く同感で、やっぱりね、4メートル以下の道路、まあ、もし基準があるならその基準を緩める、あるいはその基準にですね、幾つかの特殊な条件をつけてどんどん進めていくと、こういうことをやっていただきたいと思います。

それから、生活道路のセットバック、これもですね、陳情によらないでもう積極的に買っていくと、購入していくと、こういうことをやっていくことが4メートル、あるいはその以下の道路についてもですね、整備を進めることにつながるのではないかと。で、ゾーン30の現状についてはですね、たった1つだけ、これね、守谷ではですね、しっかりね、守谷ではね、3月の議会で相当いろんなね、議論になったんですよ、これ。それで、しっかり広報にですね、ゾーン30を開始するっていうことをね、広く町民にですね、知らせてるんですよ。

さっき聞いたらね、地域だとかそこ通る人にだけ知らせてると。そんなことじゃなくて、ぜひね、そういうものを設定するときには知らせてほしいと、こういう質問をいたします。以上です。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 非常に、12点ほどありまして、子供達及び高齢者の安全対策の現状と対策について。私のほうからは、1点目から3点目と9点目から12点目の質問についてお答えをいたします。4点目から8点目の質問については、教育長より答えていただきますのでよろしくをお願いします。

まず1点目の質問にお答えいたします。

霞ヶ浦沿岸の道路を活用した総距離日本一となるサイクリングロードの設定・整備を行う水郷筑波サイクリング環境整備事業は、4月下旬に1回目の検討会が開催され、現在、霞ヶ浦を一周するサイクリングコースの選定作業が進められております。設定されたコースは、10月に予定されている「かすみがうらエンデューロ大会」で公表され、順次案内標識等が設置される見通しです。

当町におきましては、既にサイクリングロード整備構想がありましたので、この県事業を迫

い風として、今年度は防衛省技術研究所の迂回路を整備するための測量設計を行うこととしております。

水郷筑波サイクリング環境整備事業では、当該道路管理者がサイクリングロードを整備することになっておりますので、技術研究所前の国道125号沿道について、竜ヶ崎工事事務所と町の役割分担を協議しているところです。

次に2点目の道路交通法改正案の自転車関係の改正ポイントは何かについてお答えをいたします。3月29日に閣議決定した道交法改正案における自転車関係については、1つは悪質な違反を繰り返した自転車運転者に安全講習を義務つけるもの。また、現在は双方向通行できる路側帯について、自転車が通る場合は道路の左側に限定する規定となっております。

なお、自転車に係る交通ルールについては、茨城県道路交通法施行細則の一部改正により、7月1日から自転車に乗りながらの携帯電話やイヤホンを使用するなど「ながら運転」が禁止となり、違反すると5万円以下の罰金を科せられるようになります。

次に3点目の町内で自転車通行可能な歩道については牛久警察署で確認を行ったところ、国道125号バイパス、県道土浦稲敷線バイパス及び廻戸・若栗線ほか7路線です。

次に9点目の通学路や狹隘道路など生活道路等の生垣の管理についてお答えいたします。

道路への生垣や樹木等の張り出しについては、町ホームページにおいて注意を呼びかけているところですが、町民からの情報提供や町職員が発見した場合には土地所有者に伐採、枝払いをお願いしています。

次に10点目の高齢者に対しての安全安心な道路環境整備についてですが、街路事業等の新設道路においては、阿見町移動等円滑化のために必要な特定道路の構造の基準に関する条例により道路のバリアフリー化を図っております。また、生活道路は高齢者のみならず全ての町民が安全で快適に生活するために必要なものですので、既に整備された道路または歩道についても実情に合わせて改良を加え、人に優しい道路整備に努めてまいります。

次に11点目の質問にお答えいたします。

生活道路のセットバック部分の購入については、狹隘道路を解消する上で有効な手段となる可能性があります。近隣市町村の制度の内容等を調査しながら、今後検討してまいります。

次に12点目のゾーン30の現状と今後の計画についてですが、先に難波議員に御説明申し上げたとおりでございますが、阿見町では西郷、中郷西、中郷東の一部の区域が区域設定されております。今後については、阿見町内に区域が設定されるよう牛久警察署と協議を行ってまいります。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） あ、教育長。済みません。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 児童生徒の自転車に係る事故件数と登下校途中で事故件数にお答えします。

平成24年度に自転車に係る事故の件数は7件で、うち登下校中のものが4件ございました。

自転車通学に係る運転講習や実技訓練についてにお答えします。

各学校においては、毎年学校安全計画に基づき、牛久警察署、安全協会に御協力をいただき交通安全教室を実施しております。内容としましては、校庭等に横断歩道や信号機を設置して、自転車の乗り方の実技指導のほか、講話や映像の視聴による指導、また自転車点検も行っております。

自転車通学者のいわゆる自転車保険加入率ほどの程度か、加入を条件にすることはできないか、町が補助すべきではないかにお答えします。

自転車保険の加入につきましては、基本的には保護者が加入すべきものと考えておりますので、現状では加入率についても把握しておりません。

通学路安全点検及び対策は進んでいるか、見落としはないかにお答えします。

昨年実施いたしました通学路緊急点検実施箇所につきましては、町だけでは対応の困難な信号機の設置などの箇所が残っております。こちらにつきましては、今後も引き続き関係部局と連携をとり、警察及び茨城県に対応を要望してまいります。また、このほかの通学路につきましても、学校やPTA、関係部局と連携をとり、通学路の安全確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

通学時のヘルメット着用について採用する計画はあるかにお答えします。

当町では、自転車通学の生徒にヘルメットの着用を義務づけ実施しております。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 時間がないようなんでね、ゾーン30の件についてはね、担当者にね、こういう視点でお話しするよという話をしといたんですけど。つまり、同じ質問しないよと。だから、2月の25日に守谷でね、こんなに大きく——これだったら誰だってわかりますよ。ゾーン30がどこにどういう形でなってるかっていうのは。こういうことをやっぱりやるべきじゃないかと。ね。何か新しい事業をやるときにはしっかり町民に知らせる。それがとても大事だと思います。それは、後で回答ください。

それからね、自転車保険についてね、親に任せるって、確かにね、親の責任ですよ。しかし、最終的にね、加害者になってしまった場合、被害者も問題ですけどね、加害者になってしまった場合に、重大な結果を得るのは本人であり保護者なんですよ。そうするとやっぱりそのことに対する情報提供とか、少なくとも把握をしておく。こういうことは私は必要だと思います。

金銭的な問題でね、課題があるっていうのであれば、やっぱり町が補助をする可能性があるかどうか、そういう制度をつくるべきなのかどうかっていうことも含めてね、もう一度丁寧にね、見直していただきたいと思います。加害者になったときの金銭的な負担って大変なものですよ。これは後で回答をください。

それと、全般的な話なんですけど、結局ね、サイクリングロードをつくるといったって、その人たちが町内を回るわけですよ。そうすると町内で自転車が、安心して快適なね、道路環境がなければ、これね、回らないです。私が見たところですよ、子供たちもね、いわゆる自転車が通行できない歩道をいっぱい走ってますよ。今後どうするのかって僕は思ってるぐらいなんですけど、それを国交省と相談して、ここは特例的に認めるとか認めないとかこういう話をする必要があるのかなのか、そういうことはできないのか。このことも含めてね、やらないといけません。これ、道路交通法が改正になって、そういうことに厳格になっていますから。そうすると、子供たちは日常的に道路交通法違反をやっているってことになります。これは避けなくちゃいけませんね。そのための対応を学校——学校っていうかな、教育委員会として一定のね、方向性を出すべきだと。

以上、何点聞いたかな。3点か4点聞きましたね。その答えについて回答をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○総務部長（坪田匡弘君） ゾーン30もう1回ですか。

○5番（海野隆君） ゾーン30も言ったでしょう。

○議長（倉持松雄君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。ゾーン30につきましては、新しい設定ですので、啓発、周知等広報も含めましてこれからもやっていきたいと思っています。

○5番（海野隆君） しっかりやって。

○議長（倉持松雄君） 質問者、答弁者以外は……。

教育次長竿留君、竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。1点目のですね、相手——加害者にやった場合にはどうするのかっちゅうことは……。

○5番（海野隆君） 加害者になっちゃった場合ね。

○教育次長（竿留一美君） ね。基本的には教育長が答弁したとおりなんですけど。

○5番（海野隆君） 自己責任。

○教育次長（竿留一美君） うん。ただ、今、実際的には今自転車買うと自分が転んだときだけは自転車屋さんが入るとか、それはあるんですけど、ただ加害者までは基本的には保護者っ

ちゅうことで考えております。

以上です。

あと何かあったんだっけ。

○議長（倉持松雄君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。先ほどの質問の中で、自転車でループできるようなところがあるかというようなことかと思うんですが……。

○5番（海野隆君） いや、町内をね……。

○都市整備部長（横田充新君） ですから、町内をループする——回れるような……。

○5番（海野隆君） 自転車専用道路とか、あるいは、まあそのね、自転車も走れるところがあるじゃないですか。道路が。7路線って言ったっけ。そういうことも含めて、もうちょっと歩道をしっかり確保してやっていくと。それが本当の自転車のまちづくりでしょうって、サイクリングのまちづくりでしょうって言ってるんです。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。現在ですね、これ、先ほど町長の答弁にありましたように、警察のほうで自転車も通っていい歩道ということがつながってない——要するに路線ごとに一部そういうことは、自転車も歩行者もいいよというような状況になっております。そういうことで、現在は自転車専用道路を町をループするような計画はございません。

○5番（海野隆君） いや、あの……。教育次長、答弁あるでしょう、もう1つ。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 子供さんの運転マナーが悪いちゅうことでしょうか。

○5番（海野隆君） 日常的に……。運転が、マナーが悪いんじゃないんですよ。やむを得ずその歩道を走ってるんですよ。多分。日常的に、本来自転車が通れない歩道を通っていると思われまして。そうすると、それは何らかの対策をしてやらないと、日常的に道路交通法違反をしている状態になりますよと。だから、その対応を、対策を何らかの形でやらないと。いや、まあ知らないふりをしようかと。これならまあね、簡単かもしれないけど、そうもいかないでしょうと。こんだけ……。

○教育次長（竿留一美君） ありがとうございます。何度も言ってるんですけど、各学校で学校安全計画っちゅうの毎年立てて、毎月交通安全、内外とかそういう部分で指導する、その中でも再度入れるような形でやっていきたいと考えております。

○5番（海野隆君） わかりました。

○教育次長（竿留一美君） なかなか言うこと聞かない人もいるんで。

○5番（海野隆君） じゃ、最後ね。

○議長（倉持松雄君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 終わりにしますが、いずれにしてもね、なかなかね、訓練したりね、法律を知ったりしただけではね、解決できない問題があるよって言ってるわけ。ハード的な問題もあると。だから、そのハード・ソフトを含めてよく、規制当局等も含めてね、よく相談をしてやっていただきたいと。

以上ですね、私の一般質問を終わりにさせていただきます。非常に有意義な一般質問でした。ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後4時10分といたします。

午後 3時59分休憩

午後 4時11分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

それでは次に、6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 傍聴席の皆さん、執行部の皆さん、それに議員の皆さん、本当にお疲れさまです。

それでは、通告に従い財源の確保対策について2点質問いたします。

先ほど海野議員の話の中で、議員の役割が監視と提案という2つが出されましたけど、私は去年の3月に議員になったときに4つの議員の役割を話しました。それは予算を決定するという意思表示をまずするということですね。これは3月議会でやりました。で、その予算の使われ方をいわゆる監視する——先ほど言われたチェックですね、それをしていくと。その予算の使われ方の中でこうしたほうがいいんじゃないかという提案をしていく、それが議員として必要だと。もう1つは、住民の皆さんの話をよく聞いて、それを集約して町にぶつける。

この決定、監視、提案、集約。これが議員の大きな役目だというふうに思って質問いたします。

私は、監視ね——チェックが弱いと言われてて、いつも提案をするね、提案集約型の議員として今までやってきました。今回もですね、そういう意味で提案をね、積極的にしていく内容の質問であります。

昨年の町会議員の選挙から1年と2カ月が過ぎました。この間、町政に大きな影響力を持つ

幾つかの事案がありました。その1つに太陽光の事業の取り組みがありました。町独自の財源をつくり出し、町民に還元していくシステムをつくると。そういうものでした。しかし、結果は残念ながら否決でした。これは読売新聞のそのときの「阿見のメガソーラー中止。町議会リスク大きい、否決」という大きな見出しで出ていました。そのときの理由は、太陽光事業はリスクが大きいと、これが大きな理由でしたね。もう1つは政権が変われば今後20年間固定買い取り制度が維持されない可能性がある。それが2つ目ですね。もう1つは、収益を上げる経済行為は民間に任せるべきだと。が、主な反対理由でした。

さて、それから半年がたちました。今の状況は——エネルギーをめぐる状況はどうなっているか。皆さんいろいろ太陽光についてのね、質問をされたりして、大分あのときとは変わってきたような状況があります。

5月6日付の朝日新聞ですね。私持ってきました。これを見ると、全国17の府県が自治体としてですね、建設し、電力会社に売電をするということが載りました。これは直接ですね、自治体がこういった事業に乗り出すということですね。固定買い取り制度を使い、自然エネルギーを広げ、もうけも得る。これ、もうけっていうとね、民間みたいなんだけど、いわゆる差益を上げていくとうことですね。自治体が発電に積極的に参入する動きが今になってみれば常識的にね、広がってきているっていうのは、もう本当にね、世の中の常識。そういうふうになってると思います。

政権が変わって、脱原発から原発再稼働のほうに幾らかシフトされたとしても、世界の流れはですね、やっぱり原発は最終処分もできないまま、このままやっていいのかと。やっぱり自然エネルギーをもっとね、活用して新しい分野で新しい技術で活力を得てく必要があるんじゃないかっていうのが流れだと思っています。

理由はですね、なぜ自治体が参入するのかっていうのは、遊休地を有効に使って制度で得る安定した利益ですね——先ほど言ったもうけに当たりますけども、利益を地元で使うと。地元ってのは、財政として基金として積み立てて、いろんな財源が不足しているものについてこういうものを使っていくということだと思っています。

逆に、こういうことを自治体でしないと国民——いわゆるやらない人ですね、一般人が、さっき論議があったように電気代の上乗せ代だけを払う形で、電気料が値上がりしてそれを当事者としてやる民間の業者の利益をそれで支えと。電力会社が出すんじゃなくて、国民が出した金で電力会社のもうけを支えと。そういう不公平感が生じるために、自治体が実際にその事業をやって上がった収益を、今度は形を変えて住民に還元していく。そういうことが自治体が直接参入する大きな理由だったと思います。

もう1つの観点からですね、これは財源確保についての前段で、別の話ではありません。11

日の最初の議案提案の中で、職員給与の削減についての質疑がありました。これは、永井議員のほうでこの質問に対して坪田部長に答弁を求めました。で、削減で生じた差益は財源の確保にということで……。ちょっと待って、と答えていますね。で、私はね、こういう財源のつくり方は非常にマイナス思考だというふうに思っています。やっぱり人に対する投資はね、できるだけ積極的にして、浅野議員も言われたように人材は財産だという観点からいけば、企業は人なりですね。本当に優秀な人を育てて、その能力を町民に還元していく。働く人の能力を引き出しやる気を起こさせることが非常にね、大事な時期に来てると思います。

どこの先進地でも私たちが太陽光の研修に行ったときもですね、職員の中に非常に熱心なね、職員の人が必ず1人います。太田市、南アルプス市の担当者も太陽光に関してはね、何でもわかる。本当に、いわゆる何々ばかっていうことが言われますけども、太陽光ばかって言われるくらい熱心なね、人がそういう新しい事業をね、切り開いていくというようなことが我々は学びました。

私もね、この阿見町でもいろんな新規の事業をやってく上で、こういうばか者をつくるいうために、いろんなね、先ほど研修の話も出たし、どういったらそういう、いわゆる人の能力を発揮して切り開いていくということができるのかということで、論議がありました。私はね、できればヨーロッパ、ドイツあたりに職員——そう何人もは行けないと思うんですけども、1人ぐらい派遣をしてね、つぶさに向こうの事情を身につけてもらって、その知識を阿見町で活かしてもらおうと、それくらいやってもおかしくはないというふうに思ってます。

とりあえずですね、現実的なところで思ったんですけども、ここには、阿見には茨城大学農学部があります。その農学部には社会人学生のような形で、阿見町の職員をぜひね、入ってもらって、そこで学んでもらって、それを……。現場にいる人が学びの場に行くっていうのは、非常にね、学生一本やりよりも1回経験して現場をわかってる。いろんな、こういうことをやりたいと、そういう課題が明確なんで、学びの姿勢も非常にね、熱心になると思うんですね。

そういうことができるのか。それを町長にお答えしたい。また、そういう職員の養成を……。

〔「質問したい」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 飯野議員に申し上げます。通告書をよく読み直してください。

○6番（飯野良治君） わかりました。それでは、次に行きます。

阿見町の人口は、5月の1日で4万7,598人です。稲敷郡ではね、一番ですね。前月比で増加した——これ4月の場合ですけど、4月と比べて増加したのは15市3町村ですね。で、減ったのは17市9町村が減ってます。そういう阿見町の微増ではあるけども3町村の中に阿見町が入っているという状況です。

○議長（倉持松雄君） 飯野議員に申し上げます。本題の質問に入るときは私に入りますとい

うことを言ってください。

○6番（飯野良治君） わかりました。

○議長（倉持松雄君） いつ入ったか入らないかちょっとわかりませんので。

○6番（飯野良治君） わかりました。それだけね、町民からの諸要求はね、増えてくると思われま。地方交付税の減額や法人税の減少、減り続ける地方財政への逼迫はですね、そういった多様なね、要求を実現するための緊急課題になってくると思います。

財源確保について諸先輩のね、一般質問があるかどうか、私いろいろ議事録を読み直して見ました。でね、ありました。平成17年なんですけども、ちょっと古いんですけども、柴原議員のね、質問の中にありました。それはですね、行革でカットするばかりじゃなくて、どうやって財源を入りですね、いわゆる利益を得ていくかということで、その観点で柴原議員は大胆な提案をしていました。これはね、大いに参考になっています。

それで、これからの質問に入りたいと思ってます。よろしいですか、議長。

○議長（倉持松雄君） はい。

○6番（飯野良治君） 生物資源を活用して、市町村のエネルギーの地産地消を促す取り組みが全国で始まり、農水省を中心とした関係7府省が連携し、5年間で100市町村をバイオマス産業都市として支援する方針が出されました。国が自治体の計画を認定し施設整備費用などの一部を補助する仕組みであります。

そのものを実現するのに1,000ヘクタールの森林資源が必要となります。これは当然阿見だけの森林では賄いきれません。周辺自治体との連携が課題となりますが、阿見町が地域資源活用を呼びかけをする考えはあるのか。それを伺います。

私はですね、首長の資質はですね、町民のためにですね、政策を先取りして訴えていく能力が非常に要素としては大事なものだと思います。ほかもやってるから、みんながいいから、じゃあ阿見でやろうと。そういうことでは遅いと。ぜひですね、天田町長には環境、雇用、エネルギーが得られ、安定した財源確保につながるこの政策を阿見町が手を挙げてですね、周辺自治体をリードしていただく、そういう考えがあるか。これを伺います。これは質問ですね。

で、2つ目の財源確保について伺います。

前段は、昨日の藤井議員の質問が参考になりました。それっていうのは、寄附行為の受付についてであります。あのやりとりを聞いてて、阿見町は寄附の受け入れ基準がなく、時の首長の裁量に任せる。こういうことは、公平間がないから、やっぱり寄附行為の基準をつくる必要性があるっていうことを藤井議員のほうは言われました。それに対して、答弁はなかなか難しいという内容のものでした。私はね、寄附……。

○議長（倉持松雄君） 飯野議員に申し上げます。他人のことはいいですから、自分の質問を

してください。

○6番（飯野良治君） 私はですね、寄附条例を制定してですね、財源の確保を目指すことを提言いたします。これは、あらかじめ具体的な事業で使い道を示し、全国から寄附を募るもので、今では27の自治体で条例を制定し、寄附総額は2億円に近いと聞いています。

寄附条例の特徴は、自治体が事業のメニューを示して寄附をする人が政策を選んで寄附をするもので、自治体は寄附の受け皿となる基金をつくって積み立て、必要額に達したら事業化するものです。阿見町においても今まで多くのね、課題が出てきました。学校の環境整備——冷房設備、トイレの洋風化、しかし財源は10億円もかかると。そういうことが教育長のほうからも話されました。

そういう財源を、税金あるいは交付金などで賄ってくつていうのは、やっぱり時間もかかる。そうした課題に対応するために、これらの事業を充当するためにですね、寄附条例を制定してですね、全国に発信して寄附をお願いしたいと。これは個人、企業ということですね。そういうことをお考えになる考えはあるかということをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、質問に答えたいと思いますが、その前にちょっと。海野議員にしても飯野議員にしてもすばらしい前段でね、いい話ではありますけれども、やっぱりこういうものもね、やっぱり議運できちんと決めていただきたい。やっぱり全然質問の内容じゃないものをこうやってたんでは、ただただ遅くなるだけで、皆さん聞いてて、やっぱりおかしいんじゃないかって私は思いますけどね。

○議長（倉持松雄君） 町長に申し上げます……。

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） はい。議運として理解しました。

○町長（天田富司男君） はい。お願いします。

○議会運営委員会委員長（久保谷実君） はい。

○議長（倉持松雄君） 答弁だけで結構です。

○町長（天田富司男君） はい、ありがとうございます。

ということで、飯野議員の財源の確保対策について、質問にお答えいたします。

まず1点目の自主財源の確保対策として、バイオマス産業都市に取り組む考えがあるのかについてお答えします。

今日、これ読売新聞なんですけど、やっぱり常陸大宮市でね、やっぱり間伐材燃料利用へと

ということで、非常にここは山の多いところ、昔……。今は宮とかね、そういうところ合併してるんで、非常に山が多くて間伐材の有効利用ということでやってるようです。非常にここらあたりも参考になるのかなと、そう思います。

バイオマス産業都市が成り立つためには、バイオガス製造施設、木質バイオマス発電施設などを中心に、原料の生産・収集からエネルギーの製造・利用まで一貫したシステムを地域内に構築することが必要であります。また、バイオマス産業都市構想は、木質や食品廃棄物などを活用した新しい産業の創出と、地産地消型のエネルギー供給体制の両立が可能なことから、魅力のある事業であります。

町としても、茨城大学や企業等から技術的な協力を得ながら、特に周辺自治体——今、霞ヶ浦ラウンド構想っていうような、霞ヶ浦の5——こちらでいうと阿見、美浦、稲敷、土浦、かすみがうら市っていうような、この5市町村が大体30万ぐらいの都市になりますので、そういう広域的な事業としていろんな形で検討していきたいと、そういう構想は持っております。まだ、その実現にはなかなか至らないですけど、やはり今からは広域行政を推進していくということが大事なのかなと。そういう中で考えてみたいと、そう思っております。

2点目の、寄附条例制定についてであります。

御質問の寄附条例につきましては、寄附される方が自らの寄附金の活用目的を指定できるよう、大別した寄附メニューを条例化し、寄附の集まり具合が、公共サービスへのニーズを反映することで、直接的に民意を酌み取ることができるという特徴がございます。

本町の寄附に対する取り組み状況としましては、阿見町予科練平和記念館の整備及び管理に充てるための予科練平和記念館整備管理基金や、緑の保全と緑化の推進及び啓発を図るためのみどりの基金、そして昨年度新たに設置した、文化財保護の事業に充てるための文化財保護基金などの、特定目的基金を設置することにより、各種事業の貴重な財源として寄附金を活用する仕組みを設ける一方、従来どおり、用途を特定しない一般寄附につきましても、町の貴重な財源として、広く受け入れを行っているところであります。

特に予科練平和記念館整備管理基金につきましては、平成24年度末現在で、約6,200万もの寄附をいただいております。また、町外の方からの寄附が9割を占めるなど、用途の明確化と全国的PR活動の効果が大きくあらわれております。

これら特定目的基金を設置しているものにつきましては、寄附条例を制定した場合と同様の効果が得られておりますので、まず、一般寄附も含め、ホームページ等での効果的なPR方法を検討し、寄附を御検討いただく方に、わかりやすい形での情報提供に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（倉持松雄君） 6 番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 積極的なね、意思表示は本当に素晴らしいと思います。

私の地区でも比較的上長地区は山林、平地林が多いんですけども、今回身近なみどり推進事業で非常にね、それを県の10分の10の事業で取り入れて、山がきれいになりました。しかし、伐採をしたり枝おろしをしたり、下刈りしたものが、どうしてもあの事業だつていうと、どうしてもまとめてね、そのままの状態が腐るまで置いとくということの手法なんですね。

それを今言われた、発電までいかななくてもね、いわゆるチップ化をして、それが輸送できたりすることで、非常に燃料としても肥料としてもいろんな形で活用できるっていうこともあるんで、本当に環境を考えたらですね、阿見にある森林は何ヘクタールか、今ちょっと教えていただきたいんですけども、その幼木としてなかなかね、今国産材が使われない状況の中で、地主の人もね、手入れもどうしても怠っちゃうし、そうすると荒れてしまうと。そういう状況が続いてきてるんですね。

だから、そのいわゆる邪魔者をね、これから活用するっていうところでいくと、やっぱり環境をよくしながらエネルギーを得て、それを切り出すのに雇用も発生すると。この3つのサイクルをね、やっぱりつくっていくことがね、町の活性化にもつながり財源にもつながるということになってます。

で、ちょっと森林面積をね、今具体的にどのくらいあるのか。1,000ヘクタールに及ぶのには何市町村くらいのね、広域が必要なのか。そういうのをね、わかる範囲でちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。24年の県の資料でいきますと、平地林としまして1,059ヘクタールでございます。

○6番（飯野良治君） 阿見だけで平地林がそれだけあると……。

○議長（倉持松雄君） 手を挙げてからにしてください。

○6番（飯野良治君） ごめんなさい。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 阿見だけで1,000町歩を超えるということでしょうか。

○議長（倉持松雄君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。これがですね、実際に現況山林なのか、それとも地目山林なのかっていうのはちょっと把握してないんですが、県の資料としましては1,059ヘクタールあるっていうふうなことでございます。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 茨城大学の小林久先生なんかの見解からすると、少なくともね、

1,000町歩の森林資源がないと持続的な発電を賄っていきえることはできないんで、相当数ね、ここからいえば美浦、江戸崎、霞ヶ浦沿線の市町村も含めたやっぱり同じような平地林の悩みを持っているところのやつを活用する必要があると。その中心になるのはやっぱり阿見あたりがいいんじゃないかという話もしていました。

ぜひですね、そういう森林資源が阿見だけで1,000町歩あるということであればね、手を挙げて決めておかしくないと思うんで、もう一度町長にそういう今度の構想について具体的に手を挙げて参入をするということをね、ちょっともう少し明らかにしていただければと思っていますけども。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あかね、すぐそんなにね、このことを手を挙げてできるようなら、本当にすぐやりたいですよ。そういう状況はすぐつくれるものでもないし、やはり大きな広域の中でね、それぞれの持つ地域でどういうことをやるかっていうことを、今、今後やっぱりみんなで考えないといけないと思うんですよね。やはり、じゃあ阿見町ではそういうバイオマスのほうをやるのか、あとは東京23区とのつながりの中で、高齢者のことをやっていくのかとかね、いろいろあると思うんで、まだまだ阿見町がすぐ手を挙げてできるものでもないと思います。

そしてまた小林先生の話では、やはりそのチップを毎年毎年巡回しながらやっぱり製造していくっていうことになる、阿見町だけの考え方では無理だっていうことは、もうこないだもお話のとおりだと私は思ってますので、やはり広域のなかでいろいろ考えていかないと。そういう中でやっぱり、ただ阿見町だけじゃなくてね、5市町村あたりの中で考えて、やはりもしも大きな考えとしては特区とかそういうものが——1町だけではできないと思うんでね、そういうものもいろいろ考えながらやはりちょっと大きな構想をやっぱり考えていかないとだめなんじゃないかなと。

それには、そんなに簡単にね、今日手挙げたからどうのこうのという、そういう状況じゃないと思うんだよね。だから、そういうものを積み上げていって、いつ何どきにできるかっていうのはやっぱり、また皆さんとも御相談しなきゃいけないと思いますんでね。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 南アルプス市にこないだ産建で研修に行ったときですね、太陽光はもうあそこはかなり進んでいるんだけど、果樹も盛んで枝おろしたりそういうやつがかなり出ると。それをチップ化してね、発電所をつくりたいんだということで、東吾妻にあるオリックスと東京ガスがね、稼動を始めた発電所をですね、やっぱり研修行くんだと、見てくるんだというところまで。やっぱり先進的なところはね、一步先に進んで行動に移してるんですね。だ

から、できる限りね、この100市町村の事例もね、そんなに待っていて来るものではないから、ぜひですね、機会があるごとに、今言った積み上げをしていただいて前に進めるようにしていきたい。

で、先ほどね、中間でそれに関連してなんですけども、そういうことを職員の人からね、非常に熱意を込めてやはり議員の人に語ると。これはやっぱりね、そういう人がいないとね、市役所全体の、よしそれに向かってやろうとかね、町民に向かってそういうものをやるのが私たちの生活にとって環境もよくなるし、生活も少しアップするんだよと。財源的にもね。そういうことを訴えていくために、先ほどね、ドイツとはいかなかったも茨大の農学部にといいことも、ちょっと答えていただけないですか。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 昨日の浅野議員の「人材は人財なり」っていうことでね、やっぱりもう茨城大学の関係とか県立医療大の関係は、もう実質にこういうことをやろうっていうようなね、そういうものをやっぱり立ち上げていく時期に来てると思うので、特に阿見町で余裕があるんであるんならばね、そういう県立医療大とか茨大、そして今阿見町がやはり懸案事項として持ってるそういうものに対して勉強をしていく、そういうやっぱり人材を派遣ができれば本当にいいなっていう思いをしております。

あと、バイオマスは阿見町でね、どうのこうのっていうのもあるし、やはり民間をやっぱり使っていく、民間活力を使っていくことも非常に今はね、大手の企業も相当参入してきてるような状況なんでね、そういうこともやっぱり考えていかないと、ただただ行政がやればいっていいということでもない。この問題はね。太陽光発電みたく雇用が生まなくて、そこで利益が生む。その事業と違ってね、やはりこのバイオマスだ何だの、問題は雇用も生みますから、こういうのこそ本当に、民間が本当に出てきていただけると非常に阿見町にとってはいいのかなっていう、そういう考えも持ってます。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 確かにね、今町長が言われたように、民間の力を活用するってことは大事だと思うんですね。これ、やはり南アルプス市での経験なんですけども、横浜球場方式ということで、目的の施設を、例えばそういう発電所、民間につくってもらって、それを自治体に寄附をしてもらおうと。で、自治体はそれを貸し出すという形で、民間がいわゆる期限を決めて、そのかかったコストをペイできるまで——年数を当然契約の中で決めて、で、貸し出すと。で、民間が経営をすると。

当然民間は経営努力をしてペイするような経営をするわけですから、そういう意味では官が直接やるよりもこの方式は非常にね、お金は民間の金で使って、民間が経営して、最後には、

期限が来たらまた官に戻すと。官の財産になると。そういうメリットがお互いにあるということなんで、そういう方式もちょっと研究をしていただいて、これは非常に有効かなと、現実的かなというふうには思ってますね。

ぜひその点を……。どうですか、感想は。そういうやつに関して。

○議長（倉持松雄君） 提案にしてください。

○6番（飯野良治君） そうですか。じゃあ、提案でね。わかりました。

で、もう1つですね、寄附の条例についてですね……。あ、ごめんなさい。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 寄附条例についての財源確保についてですけれども、条例をつくなくても個別にね、そういう1つの課題をつくったときに全国に発信して、それで資金を集めて目的は達成——資金が集まったら目的を達成すると、その方式。まあ、それでも結構なんですけれども、これを持続させるのにはやっぱり安定的なそういう全国の……。実際27の都府県でやっているということがあるんで、そういうものを参考にしながらですね、そういう財源確保のための1つの手だてとしてやっていくことは、大事なんじゃないかなというふうには思いました。

これも町長に言えばくどいって言われるから、まあ提案ということで……。あ、部長答えてくれます。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 飯野議員、質問ですか。

○6番（飯野良治君） はい。質問です。

○議長（倉持松雄君） 総務部長。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

○議長（倉持松雄君） 坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。飯野議員言われるように、財源確保ってのは非常に重要なことだと考えておりますので、この予科練平和記念館の整備管理基金等、町で条例は制定しておりませんけれども、かなりのお金が集まりまして成果を上げているところでございますけれども、さらに財源確保のためにですね、昨日お話がありました寄附の基準という課題もありますので、そういったものも含めましていろんな確保策をこれからも考えていきたいと思っております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ずっと私も1年2カ月ね、議員活動をやらせてもらって感じてるのは、どうしても自治体っていうのは集まったお金を予算をつけて使い切るのは、非常にもちろんそれがお仕事なんで得意なんですけれども、財源をね、どう生み出すかっていうのは確かにね、民間と違うんで不得意な分野だと思います。でも、これからは財源が減ることが目に見

えてるんで、また営業ではないけども、きちっとそういう役割を果たす人をね、育てていきながら財源確保をしていただきたいという要望を申し伝えて、1点目の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） それでは次に、飯野議員の2番目の質問に入ります。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 次にですね、耕作放棄地の解消と未然防止の対策について質問をいたします。

ちょっと6月3日の全員協議会で、現在取り組まれている谷津田の再生と耕作放棄地を活用した自然栽培の稲づくりに対して問題提起があったわけですね。取り組みの意義と経過については、その11日の全員協議会で議員の皆さんには配付をいたしました。そして、昨日ね、昨日12日この会議場において、今日私この問題について質問をするので、私が10年前から手がけてきたうら谷津再生プロジェクトの経過、背景、組織の資料を皆さんにお配りしました。

目を通していただければ一目瞭然で、2つともね、今回の木村さんの取り組みとうら谷津再生プロジェクトの代表は私になってるんで、窓口は全く同じなんです。10年目にしてですね、あのときうら谷津再生を手がけて、都市の交流をして、地域を活性化させたらいいなっていうのが、ようやくですね、あのときの思いがこういう形になって、これからの新しいね、上長のうら谷津の歴史、まあ阿見の歴史になってけばいいなあというふうに思っています。

そこでお尋ねいたします。農地の果たす役割は何か。これが1つですね。

次に耕作放棄地の茨城県の面積は幾らか。2つ目です。

で、阿見町の面積——耕作放棄地の面積は幾らか。これは非常に実務的なんですぐわかると思います。

耕作放棄となる主な原因をちょっと教えてください。

そして耕作放棄地解消への取り組みですね、これはあるのかどうか。

今回柴原議員が前の質問で、耕作放棄地利用再生交付金についての質問でも触れられましたが、これをもう一度ですね、私の理解も含めてどういう取り組みがあるのか、これを教えていただきたいと。

で、次に、石川県羽咋市ですね、羽咋市で木村さんの自然栽培——今阿見でやってる自然栽培の、市でこのマニュアルをつくって、耕作放棄地に非常に有効な方法の1つだと。これだけではないんですけども、その1つだということで、非常にね、力を入れてやっております。で、この資料は私が行ってもらってきたんじゃないで、県の農村環境課でいただいたものです。県のほうでは、この情報を得て茨城県も非常に耕作放棄地が全国で2番目に多いなんていうことも聞いていますし、当然解消について頭を悩ましていますね。その有効な方法の1つだということを情報を得て、当然県は市町村を指導する立場にいますから、そういう情報を収集する

のは、これは早いです。

で、これを行ってもらってきて現場を見てきたと。で、今回茨城の中でも阿見のうら谷津で、これと同じようなことは木村さんと呼んでやるということなんで、県はね、そういう意味で非常に関心を持って最初から参加しています。

で、この取り組みがなぜ県のほうに行ったかっていうのは、私が去年の12月の27日ですね、橋本知事に面会してこの取り組みを、こういうことをやるんですけど、県のほうでどうですかっていうことをお尋ねしたところ、非常に興味を持っていただいて、で、そこから出発が始まりました。これは経過報告書の中で明らかにされています。

次にですね、阿見町で木村さんを講師に迎えて今やっているうら谷津の耕作放棄地の活用、再生活用を町として活用する考えがあるのかと。県のほうはそういうことで、収集して市町村を指導していく立場でやってるわけですけども、町のほうはどういう立場でやるのか、ちょっとそこをお尋ねしたいと。

町は農家の指導と——当然ね、遊休農地多いわけで、情報を提供する立場にあって、官民間わずにね、いいものについては本当にマニュアル化して全町に普及していく、そういうことを逆にしなければならないと、してほしいと——私のほうから見ればね、そういうことです。これが絶対なものだと思わないけど、今年1年ですね、田植えから収穫までやってみて、本当にこれがどうだったかっていうのは目の当たりに見れるわけですから、それは非常にね、有効な方法だと思っています。

もう1つですね、茨城県の農村環境課の支援、かかわり手の町の助成、これは前に言いましたが、これについては私もね、この阿見町の協働の指針をいただいて、この中に9ページに町と民間のかかわり方が載っています。これは非常にね、大事なものだと思って、私も読み直して見ました。そしたら、22ページには協働のプロセスチェックリストっていうのが8点にわたって載っているんですね。それをちょっと当てはめてみました。町民が主体的に取り組んでね、行政が協力する領域、それがまさにこのことかなということで、これは行政がかかわってもまさに不思議ではない、かかわるべきだという感じをしています。

それと、もう1つ。今度ですね、今、明日14日で、15日からキャノンの協力を得て固定カメラを水田のところに設置しました。これで24時間15日から——今日光ケーブル引かれてると思うんですけども、それを通じて世界にね、発信するということになります。だからビーパルのサイトから見れば、幾らでも生育過程をいつでもどこでも見れるということになります。それをね、阿見町では活用できるかどうか、ちょっとそれをお尋ねします。

以上、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、飯野議員の質問、耕作放棄地の解消と未然防止の対策について、まず、農地の役割、2点、3点目の耕作放棄地の面積、4点目、主な原因、5点目、耕作放棄地解消の取り組みについて、まとめてお答えいたします。

農地は、農業生産の基礎であり、食を支える大切な財産である一方、洪水防止・水源涵養機能、土壌侵食防止機能、環境保全機能等の多面的な機能により国土も支える貴重な財産となっております。しかしながら、近年は農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、農産物の価格低迷による農業離れの問題等により、耕作放棄地は増加傾向にあり、茨城農林水産統計年報によると、平成23年度末で茨城県の耕作放棄地面積は2万1,120ヘクタールとなっており、阿見町では485ヘクタールで、町全体の耕地面積の約23パーセントを占めております。

このような状況のもと、耕作放棄地解消への取り組みの1つである耕作放棄地再生交付金に関しては、先程、柴原議員の質問に答弁したとおりであります。別の施策として、集落農業の担い手を確保・育成するために、農業者等の組織する団体等がまとめた耕作放棄地を活用する取り組みについても支援を行っております。

次に、木村式自然栽培の取り組み——これは民民の中で飯野議員が中心になってやっている、そういう取り組みだと思います。そして、木村氏によるうら谷津での活用、県農村環境課とのかかわりについてってことでありますが、この7月号のビーパルの中で「やはりお米を実らすのは人間ではないんです。そのことに気づいてない人がとても多い。自分が、人間が米をつくっていると思っているから、だからどうしても数量を増やす、肥料をやらなきゃ、除草剤をまかなきゃという発想になるのです。その考え方がそもそもの間違いなんだと私は思います。どんなに科学が進歩しようとも米を实らせるのは人ではなくて稲なのです。私たちが米をつくっているのではなく、私たちが稲に生活を見てもらっているわけだから、まず第一に考えなければいけないのは人間の都合ではなくて稲の都合なんです。どうしたら稲が活動しやすいかを考える。もし、自分が稲だったらどうだろう。それをいつも考え続ける。それが私の栽培方法の基本です」。って、これやはり、この話を聞いたときに、あっと思いました。やはりそれだけやってきた人間なんだなっていう思いをした、感想はそういう感想を持ちました。

木村式自然栽培の取り組みに関してですが、この栽培方法については、平成22年度石川県羽咋市と地元農協が手を組み実践している農法で、農薬・肥料・除草剤を使わずに栽培し、消費者に安心安全な農作物を提供するというものであり、徐々にではありますが注目を集めている事例であります。この栽培方法につきましては、今年、上長地区内で実践されておりますが、いまだ実例数が少なく耕作放棄地解消対策の効果としては有効な手法として判断、まだしかねております。しかし、今後の栽培成果やこの取り組みが集落営農的な活動につながる場合は、地域の実情に合わせた支援の内容について検討してまいりたいと思います。

県農村環境課とのかかわりについては、情報交換を行いながら、その都度、適正な判断・対応を図りたいと考えております。

また、インターネット回線を利用したウェブカメラによる映像のリアル配信は、小学館ビーパルが運営するウェブサイトにおいて提供される予定ということでもあります。先ほど飯野議員のほうからもそういう話がありました。県農村環境課は、ビーパルによるリアル配信サービスが開始され次第、県のホームページ内にビーパルのウェブサイトへのリンクを掲載し、インターネットを通じて映像のリアル配信サービスを利用できる環境を整備するとのことでした。町でも、やはり県と同じ方法で進めてまいりたいと考えております。

ここ、菅野美穂さんにしても阿部サダヲさんにしても、随分「奇跡のリンゴ」の宣伝の中でですね、随分テレビ等に出ているので、ますます宣伝効果が上がってくるのではないかなと、そういう期待を持っております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 非常にね、最初木村さんが来て、町長に表敬訪問をして今回の取り組みをね、説明する中で御理解をいただいて阿見町にとってもね、阿見町でそういう農法が実践されるという、しかもそれが全国、全世界にね、配信されるってのは、非常に阿見にとってもイメージアップにつながるということで御理解をいただいたことに、お礼を申し上げます。

今の話の中で、先ほどの柴原議員の県広報の、この「ひばり」ですね、「ひばり」の中で、再生利用交付金の条件についてね、3点はわかるんですね。言われたんですよ。市町村が耕作放棄地と認証している農地であること、これが1つ。10アール当たり10万円以上の再生費用を要すること。再生した農地は5年以上営農すること。もう1つはね、ここに事業開始前に申請することってということが書かれてるんですね。事業申請、いわゆる開始、いわゆるそこを今度、耕作放棄地を田んぼでつくりますよと、手がけないうちに申請しないとこの条件の4つに入らない。

でも実際には、先ほど言われたけど、知らないでつくって、それが結果的に耕作放棄地解消の1つになってくってということもあるんで、そのところが実際に耕作放棄地だったということが後になって認定されてもね、この申し込み条件に適用になるように弾力性を持たせていただけたらいいのかなというふうには思うんですけど。その辺についてちょっと見解を。部長かな、お願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。耕作放棄地の再生利用交付金、こちらは県が……。国ですね、国、県、町の3つの補助金が入っておりますので、ちょっとなかなか弾力的な運営っていうのは難しいかと思えます。

○6番（飯野良治君）　　そうか。

○生活産業部長（篠崎慎一君）　今回の飯野議員の、そのビーパルの取り組みにつきましては、ちょっと私どももこの5年っていうようなことがはっきりとわからなかったものですから、ちょっと御紹介ができなかったっていうことになります。これが、期間ずっと継続的にやるってことであれば、当然こういった制度を御利用してっていうようなことを、そういうふうに勧められたんですけども、その辺がわからなかったので、ちょっと御紹介できなかったということでございます。

○議長（倉持松雄君）　　6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君）　　これは来年に申請しても期間は、そこを申請した時点から……。1回つくっちゃえば、もう耕作放棄地じゃないという認定なんですか。そこがわからないんですよ。1回つくって、1年つくって、来年じゃあこれを再度ね、耕作放棄地だったものなんで、申請をし直してっていう……。まあ、5年つくるっていうことが条件になりますが、そこをちょっと教えていただきたい。

○議長（倉持松雄君）　　生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君）　　ひばりにございまして、大変役所的で申しわけないんですが、耕作放棄地の定義がございます。以前耕地であったもので、過去1年以上作物が栽培されず、かつこの数年の間に再び耕作される見込みのない土地というふうになっておりますので、一度耕作されたものは難しいかと思えます。

○議長（倉持松雄君）　　6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君）　　その点についてはね、そういう定義があるんでは、つくってはもう耕作放棄地じゃなくて耕作地だということの認定になると思うんで、それは適用されないというのはわかりました。

農地の果たす役割は、先ほど町長が農地つつうのは非常に多面的な機能があって、経済的にもね、有してもダムの的なものもあったり、いろんな要素があって、非常に大きな地位を占めてるっていうことがわかりました。私がね、うら谷津で活動していて、一番感じるのは、生産をあそこね、米をどんどんつくって、生産をして販売するという、そういう場所ではないんですね。土地も悪いし面積もないし、水の便も悪いと。しかし、命の大切さっていうかね、非常にそこで子供たちが来て田植えをして、その生育をみんなで見守りながら、ちょっと水を切らしたら枯れちゃうよという、そういうところをこう実際に感じていくという、そういう場で――いわゆる、命の大切さを学ぶ場ということで位置づけて、今まで実穀小学校やら、県立のね、聾学校の子供たちがもう長年来て、田植えはやっています。

で、2年間だけだけでも、東京の品川区立の第三日野小学校の子供たちが来てね、実穀小学

校の子供たちと交流をしながら本当にはだしになって、泥だらけになって、田んぼに入って田植えをした経験があります。そういうことを、やっぱり全町的にも広げていって、うら谷津ばかりじゃなくても、近くにね、そういう活用できる田んぼがあれば、子供たちの時代に実際現場に行って汗をかいて、汚れを感じるということを1回やった子供たちと全然やんなかった子供たちは、もう全然食に対しても植物に対しても違うと思うんですね。

ゆとり教育は、だんだん削られてきて、そういう時間よりももっと勉強のほうが大切だっていう時代になってきましたけども、やっぱりそこは経済よりも命のほうが大切なことは誰でもわかるんで、そこを学ぶ場としてね、教育長ぜひね、広げていただく考えはあるかどうか、これちょっとお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。8つの小学校、どこでも今飯野議員がおっしゃったような体験、活動をしております。田んぼではないんですが、畑を借りたり、田んぼと畑と両方借りたり、校庭の中で野菜を栽培したりと、学校の立地条件によってまちまちなんですけれども、体験活動をしております。飯野議員がおっしゃるように、命を育んでいくということは子供の心を育てるということでもありますので、本当に大事なことだと思っております。

○議長（倉持松雄君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 子供たちを見てると、聾学校の子供たちもそうなんですけども、子供の持つてくる本来の、何ていうのかなあ、瞬発力っていうか、生命力っていうか、そういうものがうら谷津の中で田植えに来たときにはね、すごく発散されるんですね、だから、学校にいて勉強とか何かで課題を押しつけられてっていうか、課題を与えられて、それを消化するのに一生懸命な子供たちが、自然の中でね、本来人間が持つね、そういう躍動的な部分をあらわせるっていうのは、やっぱりそういう活動の中だと思うんですね。

だから、ぜひですね、今のような取り組みは全然……。まあ、少しでもね、1回でもいいからなくしていくことがないようにお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、最後なんですけども、今回同じうら谷津を舞台にして再生委員会が——今年で10年目ですね、中島先生を迎えてプロジェクトの計画をつくって、2004年から始まって10年目です。もう完結するわけなんですけども、2013年が。それで、完結する年に、くしくもね、同じく木村さんのそういうことがあったと。その違いは何かというと、今言った再生委員会っていうのは、あそこで生産をするっていうことであそこを活動の場にしてきたわけではないんですね。命の大切さを学ぶ場として任意団体として上長区の関係地主の全員でね、活動してきて、地代も払ってない、水利費も払ってない、本当に善意で茨大の学生が来て卒論を書いてやってきた、そういう1つの場で形成してきました。

今回木村さんの取り組みは、純粹にですね、違いは、農法として、生産の場として面積は1反歩だけでも、そこで実際に8俵とるという目標をとって、この農法を実践すると。そのために農業委員会のお世話になって、農地を私が私の名前で借りて、私が水利組合の組合長をしますけども、水利組合に水利費を払って、そういう意味では法的にね、全て、あれは違法じゃないのと、あそこで作ってるのは、そういうことは言われないようにきちっと法的なものでもクリアしてやってきてます。

だからこそね、私10年間うら谷津の活動をしてきてね、このことが表面化して、うら谷津の活動がね、これでストップしちゃうんじゃないかと、そういうクレームがもう上がってきてるから、それがちょっと心配だなということを皆さんにお伝えして、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉持松雄君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は5時25分からといたします。

午後 5時14分休憩

午後 5時25分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番久保谷充君の一般質問を行います。

ただいま7番平岡博君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんばんは。こんばんは言うのは、これで私2回目なんです。

それでは、通告により予科練平和記念館展示物及び指定文化財等の管理及び保存・改善について質問をいたします。

今、ここに鈴木区史があります。汚れてますけど。鈴木区史ね。これはですね、昭和63年11月に発行された鈴木区の歴史をまとめた阿見町鈴木区史という冊子です。皆さん御存じのように、鈴木区がある地域は江戸時代まで阿見つ原と呼ばれていた原野でした。が、現在の山形県の鈴木安武が明治13年に政府から払い下げ、開拓の許可を得て苦労しながらも明治15年に茨城県から初めて開拓地に1村設置が許可されて開拓者の名前をとって鈴木村となりました。私の、また久保谷実議員の祖父に当たる久保谷重十郎の時代に鈴木に住んでおり、霞ヶ浦航空隊の拡張により鈴木から現在の中央に移転をしました。

また、私の小さなときは……。ああ、幼少のころですね。幼少のころは、安武池ってのがあ

ったんで、そこで泳いだり魚釣りをしてきましたが、今はね、残念ながら——これはみどり幼稚園の上のほうなんです、ごみっていうか、湿地帯に変わってそういうことが全然見受けられない土地になってしまいました。

鈴木区史の中にもありますが、茨城新聞昭和63年4月24日付の手づくり資料館、開拓の村106年についての記事を紹介をいたします。

稲敷郡阿見町の鈴木区で貨車を利用した手づくり郷土資料館が建設されている。鈴木区は明治15年山形県出身の鈴木安武が開拓をし、開村した地区でその功績により県から鈴木村と認可されて今年で開村以来106年目。阿見町でも比較的新しい地区なのです。今のうちならば資料の収集も容易だと思う。おじいさんが埼玉から入植し3代目になる斉藤博区長は、故郷を後世に伝えるために、昨年1月の区の総会で提案をしました。

昨年5月にJRから13万円で貨車を買取り、17万円で鹿島から区の守り神となっている金比羅神社の境内に運び込んだ。そこから施工方法や内装の検討に取りかかって、少しずつ手を加え始めた。窓や棚は大工の森住さん、モルタル作業は左官屋の横山さん。餅は餅屋で区の人たちの奉仕が続いた。

アクシデントもあった。昨年の9月に副区長の橋本さんがドアを取りつけているときにアキレス腱を切ってしまった。今年の1月には区史の編さんも担当している赤堀さんが扉と窓の霧よけをつけているときに片足を打撲し、試行錯誤を繰り返しながら3月中旬に大枠は完成した。

人が増えだした15、6年前には新旧住民がぎくしゃくがあつたが、今はみんな年をとって丸くなった。何をやるにしても協力的に一緒になってやっている。区内240戸のうち開拓時代から代々住んでいるのは40棟——40戸ね。斉藤区長はふるさとの歴史を残すためにたくさんの人が手弁当で応援してくれたことがうれしいと話し、これまでに山岡鉄舟直筆ののぼりや江戸時代の火鉢、開拓当時の農機具など約1,000点が集まっている。これらの陳列品を整理して11月6日金比羅祭りのときに開館する予定だ。

見かけはがさつでちっぽけだが、住民のぬくもりと開拓魂が詰まっている。

と紹介されております。町内には、多く歴史や文化財が存在しております。時代が過ぎ、世代が交代するとともに消滅しようとしています。また、町文化財の補修や保存についても条例では所有者の申し出の2分の1が補助されることになっていますが、町として文化財を保存しようという意思が余り感じられません。

例えば、町が有償で譲り受けた旧陸軍将校クラブについても霞クリーンセンターの建屋に保存されたまま相当な年月が経過しています。この課題の解決には、やはり町が主体となって歴史民族資料館を整備し、阿見町の過去と未来について後世を担う子供たちに伝えていかなけれ

ばならないと考えますが、町の考え方を聞かせてもらいたいと思います。

予科練記念館は館長を初め職員、案内ボランティアの方々の熱心さによって入館者を維持し、大きな広がりを感じさせる運営となっております。しかし、見学者からは写真、映像が主で実感に欠けているとの感想を聞きます。この際、予科練練習機等関連のさまざまなレプリカを展示し、実際に手に触れ乗り込めるような展示物を増やす必要があると考えます。基金の利活用を考慮してもよいのではないかと思います。

そこで6点の質問をいたします。

1、予科練平和記念館野外にある回天レプリカの管理・保存について。

2、予科練平和記念館は写真・映像が主で実感がないので、当時の九三式中間練習機赤とんぼやゼロ戦等の現物あるいはレプリカを展示してはどうか。

3、掩体壕は町内に唯一残っておりますが、傷みが出ております。関連展示物として予科練平和記念館敷地内にFRP等で掩体壕を作成し、中に九三式中間練習機また回天等を展示・保管してはどうか。県指定文化財にふさわしい文化財は積極的に県に申請していくべきで、また町指定の文化財の保存・管理・補修の現状と方針について。

4、旧海軍将校クラブ解体・保存後の利活用方針について。

5、映画会と見学会を実施した茅葺き古民家山中家の文化財及び保存の方針について。

6、予科練平和記念館の寄附金の現状と今後の利活用方針と町歴史民族資料館の整備について。

よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、最後の質問になります。

予科練記念館の展示物及び指定文化財等の管理及び保存・改善について。これについての質問にお答えをいたします。

来館者も20万人ということで、達成をさせていただきました。これも約3年4カ月――1,224日目で達成となっております。非常に喜ばしいことだなと。この、大体このぐらいのレベルの中で20万人を達成したってのは、すごく早いんじゃないかなという、そういう思いをしております。そういう面では、本当に関係者の努力が実ったのかなと、そういう感じです。

まず1点目の回天レプリカの管理保存についてですが、回天模型については防水加工を施し屋外に展示しております。しかし、日が当たる塗装面や先端部の発泡スチロール製部位の劣化が進んでいるため、ペンキを塗り足すなどの対策を実施しております。

2点目の赤とんぼやゼロ戦等の現物あるいはレプリカを展示したらどうかについてですが、ゼロ戦等の実機を展示することは、機の残存数を考えると難しい状況と考えております。また、実物大模型作成については、「連合艦隊司令長官 山本五十六―太平洋戦争70年目の真実―」、これまあ2011年12月の公開において撮影用に使用した精巧な実物大ゼロ戦の製作費は、約3,000万円と東映に問い合わせ確認しております。今後、実物大の展示については、予科練平和記念館運営協議会等で話し合っていきたいと考えております。

3点目の予科練平和記念館敷地内にFRP製等で掩体壕を作成し、中に赤とんぼや回天を展示・保管してはどうかについてですが、掩体壕復元、実物大模型の復元などたいへん魅力的な御提案です。これも、今後、予科練平和記念館運営協議会等で話し合っていきたいと考えております。

次に、県指定文化財にふさわしい文化財は積極的に県に申請すべきで、また町指定文化財の保存・管理・補修等の現状と方針についてですが、現在町内には、19の町指定文化財と3つ県指定文化財があります。県指定文化財の指定については、価値の高い文化財で、市町村で指定して3年以上経過していること、大規模な修理が必要でないことなどが条件で、所有者が県教育委員会に申請することになっています。

町指定文化財のほとんどは、個人または団体等が所有しており、その保存・管理・修理等については、文化財保護条例の規定により、所有者が行うこととなっています。その管理・修理に係る費用については、対象経費の2分の1、限度額で200万円を町で補助をすることができます。

4点目の旧海軍将校クラブ解体保存後の利活用についてですが、平成24年第4回定例会に、海野隆議員の一般質問にも答弁していますが、この建物は、霞ヶ浦海軍航空隊本部庁舎地区にあった第一士官宿舎に付随する建物で、昭和10年―1935年に建設され、戦後は茨城大学農学部の学生ホールとして長く使用された後、平成7年2月に解体されています。

予科練平和記念館では、資料として、この将校クラブの部材の一部のほか、写真・アルバム・飛行場排水路のふたなど複数点を所蔵しています。この中から、暖炉の手彫りの飾りを展示しています。その他の資料については、年に2回行っている資料展において活用していく予定です。将校クラブの解体時に、記録図面と部材が保管されています。しかしながら、解体から18年経過し、部材の劣化等から再建は考えておりません。

5点目の映画会と見学会を実施した茅葺き民家・山中家の文化財指定及び保存への方針についてですが、古民家を指定する場合、火災報知器や消火器等の設備を整備するほか、破損部分がある場合は補修したうえで検討することになります。これらの整備等に係る費用については指定前ですので所有者負担となります。

また指定後の修繕の例として、茅葺き屋根ふき替え費用の場合、地域差もありますが相場は大体1坪あたり12万円前後になり、山中家の場合、家屋の床面積が約55.5坪なので、666万以上費用がかかると思われます。現在、補助の額についても、対象経費の2分の1で、補助限度額は200万円でありますので、山中家の文化財指定に関しては、課題が多く難しいと考えております。

6点目の予科練平和記念館の寄付金の現状と今後の利活用方針と町歴史民俗資料館整備方針についてですが、予科練平和記念館に対する寄付金は、平成25年3月まで、件数で2,255件、金額で6,199万1,733円となっております。これらについては、記念館の整備及び管理に充てるため、阿見町予科練平和記念館整備管理基金に積み立てております。本年度は、この基金から、常設展示されている実物資料のレプリカと仮称「土浦海軍航空隊物語」を作成するため、394万7,000円を活用しております。

この金額が、やはり周年行事っていう——5周年とかそういう周年行事にどういう形で使ったらいいかっていうことをやっぱりもう考えていってもいいんじゃないかなと。それは、先ほど2点と3点目に実物大の実写の模型とかね、そういうものを本当に買えるのかどうかね、そういうものをやっぱり記念館の協議会のほうでね、きちんと話し合って、やっぱり私は周年の5周年あたりにね、また魅力ある予科練平和記念館にするために、そういうものが必要じゃないかなと。

そのために、基金の金を取り崩して使うのは決して悪いことじゃないんじゃないかなっていう、私の考えはそういう考えを持っておりますが、これは私の考えでありますんで、そういう形で本当に魅力あるものにしていったのがいいんじゃないかなと、そう思います。

町歴史民族資料館整備方針についてですが、現在町内には2カ所の文化財倉庫があり、町内出土遺物や民具等を多数保管しております。現在は、町内の各公民館・ふれあいセンターを利用した出土遺物の展示を行っているところであり、昨年8月に中央公民館2階にオープンした、文化財ミニ展示室には、町の歴史に係る書物や発掘調査報告書、町内出土遺物などを展示しており、誰でも自由に見学ができます。

このように、既存の施設を活用しながら、町民に阿見町の歴史を知っていただく機会を提供しており、現在のところ歴史民俗資料館の整備については考えておりません。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ありがとうございます。まず、1番目の回天レプリカの管理・保存なんですけど、ペンキ塗り足しなどの対策で抜本的な、これ、何ですか、保存にはなってこないのかなというふうに思うし、やっぱり野外に展示してあるので、やっぱり室内つつつても、あ

その中では室内がないんでね、屋根等をね、つけるような形で保存できないのかどうか、ひとつお聞きします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。結果的に今20万円の要するに防水加工をして、5年もつつちゅうことなんですけど、今の町長が答弁したとおり、日の当たるところ、3年なんです。当然せっかくいただいたものを潰さないような形で、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 先ほど、何ですか、FRPで掩体壕とかっていう話、私しまして、いろいろと今後考えてくっていう話がありましたので、その辺を含めね、これからそれも一緒に考えてもらいたいなあってふうに思います。

予科練平和記念館の開館前に、当時河口湖自動車博物館にある、飛行館の中にあるね、赤とんぼですか、その辺の、何て言うか、交渉をしたというふうな話聞きますんで、そのちょっと過程を……。過程じゃなくて、その辺の内容を少し話できましたらひとつお願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ちょっと、過程はちょっとわかんないんです。河口湖の自動車修理工にですね、当時……。

○8番（久保谷充君） 博物館。

○教育次長（竿留一美君） 博物館ですか。でも、個人でやっていると聞いておりまして、その方は、お持ち方は、何か自動車の整備をやられている方と聞いておるんです。これは、わかんないですよ。で、当時時価3,000万円ちゅうことであったんですよ。ところが今は5,000万円ちゅうようなことで聞いているんで、今度いろいろと今年ですね、ちょっと河口湖のほうへちょっと現物を見てくるよっちゅうことで、館長のほうで動いているんで、今どのようになっているか。

結局的に、今インドネシアの博物館に本物の何か赤とんぼがあるそうなんですけど、で、その場合は部品を部品を集めて集めてつくったものだっちゅうもんで、今度館長それから学芸員が視察する。例えば、行くかもわかんないんですけど、そのときにはよろしくお願いします。

それから掩体壕なんですけど、山田さんですけど、あれはですね、きっと赤とんぼは入ってなかったと思うんですよ。あれ、きっと。あれ、赤とんぼは入らない。それから、回天についてもちょっと入らないと思うんで、そこらはちょっと先の話ちゅうことで、御理解をお願いします。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あのですね、入るようにそういうものをつくったらどうかって話なんで、入らないっていう話で切ってもらう話じゃないし。あとですね、今当時2,000万とか3,000万っていう話私も聞いて、今ほんで、今そういう形で交渉じゃないけど、少しそういう形でこれから動いてみるよって話なんですけど、私、なぜこの話をしますかって言いますと、先ほども寄附金の話ありましたよね。その寄附金のやつは、やはりほとんどが予科練平和記念館のその部分の寄附が大体ね、9割方だよって話で、来てるわけですよ。

その、6,200万ぐらいの寄附金があるわけですからね、やっぱり当時ね、やっぱり寄附をいただいた人はやっぱり町外の人が多いんだよって話もしましたよね。だからそういう中では、やっぱり私はね、当時のやっぱりそういう現物とかそういうもので、それをやっぱり何とか形あるものを残してもらいたっていうのが寄附をした人の気持ちがあんのかなというんで、私質問したんですが、だから、その辺のやつをね、何とかね、実現できるようにひとつお願いしたいんですが、ちょっとひとつお願いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、やはり予科練平和記念館の運営協議会、本当に浄財ね、6,200万からのお金をどうやって使ったらいいかっていうのは、やっぱり5周年あたりの周年行事で考えていって、それやっぱり霞ヶ浦のやはり今回も来年度はサイクリングロードができたり、そんで桜堤は今年ができるということで、そういう面での1つのメインな品物をやっぱり取りそろえるっていうのは、決して悪いことじゃないし、そういうことをやっぱり積極的に考えていくべきだと私は思っております。

私が思ってるから、全部できるっていうことではないんだけど、大体私はそういう考えを持って、やはりあそこの一体的な、霞ヶ浦の湖岸のね、一体的な観光施設っていう……。まあ教育施設であったにしてもね、そういうものも必要であるということは重々感じておりますので、これは積極的な形で携わっていきたい、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ありがとうございます。それではですね、海軍将校クラブは解体から18年が経過し、部材の劣化等がありかな、再建は考えております。

〔「おりません」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） いや、おりませんって言ってないで、きっと。

○町長（天田富司男君） 違う。おりませんって言った。

○8番（久保谷充君） ああ、そう。おりませんって言った。ああ、そう。

おりますって聞こえたんですが、では、結局じゃあ再建は考えてないっていうことなんで、そうすると18年を経過して、前からやっぱりね、藤井議員、海野議員とこう来て、やっぱりじ

やあこのやつをあそこに18年置いて、またじゃあ、これからそれはね、あのままずっと置いとくのかなっていう話になると、じゃあ、どういうふうに町は考えてんのか、ひとつよろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 昭和10年の1935年に建設されたものでね、やっぱり今のお話があったとおり、新しいものはどんどん、これはね、新しい提案としてやるものはやらざるを得ないけど、もうこのものを再建するそういう状況にはないっていうことだと私は思います。で、やっぱり整理をする時期であるから、こういう形でね、もういつまでも答弁でね、検討するだ何だとそういう、もう時期は過ぎただろうと。ということで、ここで結論を出したのがいいぞっていうことで、こういう結論を出してるわけであります。

〔「それをみんなに配付した、出したのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、そうすると、結論っていうのは、もう廃棄っていうか、そういう形っていうことですよ。

○議長（倉持松雄君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） その中にね、本当に展示ができるようなものがあれば、また展示をせざるを得ないけど、大体もう展示ができないものばかりっていう、廃材と同じだと思うんですよ。そういうことで、ここでやはり整理をすべきときが来たんじゃないかと。何事も懸案事項は早目にやはり処理していくっていうことが大事かなと、そう思います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、今度は文化財の件なんですけど、おととい全協でいただいた阿見町生涯学習推進計画の中に、文化財の保護と活用というのがありますが、「阿見町の重要な文化財を町指定にすることによって町民への周知を図るとともに、長く後世へと引き継いでいきます」とありますが、これはどういうことをやってくつもりですか。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的にはですね、町にはいろんな、先ほど言ったように鈴木の方の安武様のとことかいろんな歴史のものがあるんですね。石造物とか。こないだちょっとなら見たけど、今指定されてるのが若栗の八坂神社なんかも、あれも江戸時代で町が指定する——ただ、管理は若栗の3地区でやってるっち形で、当然今の段階では、先ほど町長が述べたように県指定の文化財3つ、それから町指定の19っち形で、それはいろんな専門家の方に御意見を聞きながら指定できるものについては所有者との話し合いの中で保障していきたい部分があります。そういう部分です。はい。

○議長（倉持松雄君） 8 番久保谷充君。

○8 番（久保谷充君） あんまりよくわかんないんですが、どういうふうに引き継いでいくんですかっていうこと。具体的に。じゃないと、これね、こういうふうに書いてあるっち……。これ、両方に書いてありますかね、これ、はっきり言って。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的には町で所有してるっちゅう部分が、これないんですけど、やっぱりその管理者、所有者とまめに相談しながら、結果的に先ほど答弁したように200万までの——2分の1の200万までの補助出てきますんで、永久その文化財を大事にしてくよっちゅうことで、御理解いただきたいんですけど。

○議長（倉持松雄君） 8 番久保谷充君。

○8 番（久保谷充君） いや、何回言ってもしょうがないけど、これね、本当具体的に話してないもん。だって、これ。で、あと、その下にもね、これ「町内のさまざまな文化財を調査研究した結果を、生涯学習フェスティバルにおいて発表することによって、広く町民へ紹介し、地域固有の文化財へ意識高揚を図ります」

だから、実際にね、これだけでは、なかなか地域の文化財としてみんな町民の人が理解してくれるのかなっていうふうに私は思うんですが、どういうふうに考えてますか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） とにかく文化財っちゅうのは、結構マイナーな部分でなかなか皆さん御理解を得ないんですよ。例えば、去年ですか、追原に小作遺跡っちのがあるんですね。あそこに平安時代の仮名、そのケースはですね、もう60万ぐらいのケースに入れてあそこに置いといても、余り見てくれない。PRもしたんですよ。で、ただいま中央公民館の2階にミニ歴史館があんです。展示室。あそこも名前が……。やっぱり人気ないんですね。ま、そういうことです。

それをみんなに町はこういうものがあるんだよと。で1つ、あともう1つ町に町史っちゅうのがあるんですね。このくらいの。少なくともあれをね、皆さん一読していただければ。俺もあんまり見てないんですけど。一読していただいて、あれ重要な……。当然それに基づいて予科練の予科練物語とか阿見のやってますんで、そういうことで御理解願いたいんですけど。はい。

○議長（倉持松雄君） 8 番久保谷充君。

○8 番（久保谷充君） 要はですね、私聞いたところ、さっきあのね、一番最初するときにも話しましたが、鈴木で郷土資料館ですか、ああいう形でやって、この前区長さんにも聞きましたが、生徒らがたまに見に来るんだよっていう形で話しておりました。それはやっぱり、さっ

き区史があって今町史の話してて、何がないかつつたら本当にね、そういう資料館じゃないけど、阿見町がないっただけですよ、これ。鈴木にあって阿見町にない。ね。だから、やはりそういうことも大事なんじゃないですか。

そんで、やはりね、いろいろそういう文化財じゃないけど、そういうものに対しては、やはり個人の家でね、あれしてでは……。家壊したり、取り壊したり何だかんだしたとき、これね、家に大したもの何もないけど、そういう中では、やっぱり今の若い人らは、もうごみじゃないけども、捨てちゃえ捨てちゃえってみんな捨てられちゃうんですよ。だから、どっかに、やっぱりね、旧家なんかはみんな残ってるわけですから、そういうものをどっかで町が残してあげなければ、これはもう、ごみとして捨てられちゃうってことを私思ってますよ。

だから、それには町ももうちょっと別な方法で収集したり保存・展示をしたほうがいいんじゃないんですかっていうことなんですよ。よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長、そういう提案です。

○教育次長（竿留一美君） ありがとうございます。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 貴重な御提言ありがとうございます。ともかく2つの今、文化財倉庫ありますんで、それを広く表に出せるような努力を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あと、さっき山中家の町の文化財指定してはっていうふうな話もしておりましたが、私はね。そういう中で、課題が多く難しいという話がありましたが、これ666万ですか、茅葺きを替えると。で、ただ金額の話してるのか、難しいっていうのは、課題ってのはどういうことなのかひとつお聞かせをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。先ほど町長が答弁したとおり、まず防火設備を個人で完備してくださいと。それからもし屋根とか修復できるものについては修復してくださいと。で、全て修理が終わってそれから町の文化財に指定するのですよ。ちゅうことで、個人が要するに1坪12万円、660万円をなかなか負担等……。ほんで直したとしても100%町の指定になりますよとは確約できない部分が課題ですよ。ちゅうことで言っております。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あのですね、あれだけの建物ですからなかなか阿見町の中にはないやつを、じゃあ個人がそういう形で半分200万までだっけ、限度が。

〔「200万」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） 200万ね。

〔「指定されてから」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） そういう形で、ね、やはりなかなかね、じゃああれ直して、これ直して、じゃなければ町指定にならないよとか、そういうのではなかなかね、山中さんのほうもそういう形では大変な部分あるというふうに思います。だから、やっぱりね、向こうと——山中さんと相談をしてね、町が例えば管理運営をして、またね、町が利活用っちゃうか、例えば国際交流のときにいろいろな部分でこういうね、日本にはこういう建物あんだと、そういうやっぱり1つね、どっから来てもやっぱりね、見せられるのもこれは1つの観光の資源だというふうに私は思うんです。

だから、そういうのには、やっぱり幾らかでもそういう形ではやっぱりこうだから、ああだからということで、それやんなければ町はね、何だ、文化財としてできねえんだとかっていうんでは、なかなか難しい話になってしまうので、もうちょっとそういうことを考えながらやっていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○議長（倉持松雄君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど町長が答弁したとおり、今難しいよっちゃうこと。これ今、これは変わらないんです。ただ、私が住んでいる、例えば追原地区なんですけど、5件、6件なんですけど、わらぶき——ちょっとお金なかった人はわらぶきっちゃう形で、その後銅ぶきでふき替え、かわらにふき替え、それからトタンでふき替えっちゃう形。結果的には山中家ばかりじゃなくて、阿見にも要するにそれをとっぱって茅葺きにすれば、茅葺きになるよっちゃう部分が、個人的にはあるのかなっちゃう部分があつて、なかなかそこらが難しいとこだと思います。はい。

以上です。だから、そういうことで町が買い取ってとかどうのってことは考えてません。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これで終わりますが、ね、もう1つ今阿見町の中に県指定の文化財は3点ですよ。それで、いつだっけ、平成5年だっけ、以降阿見の県指定になったやつは1つもありませんが、あと、町指定が19かそこらですよ。そういう中で、例えば町指定の中から県指定にするとか、そういう努力をしてるのかどうか。

また、これ、個人がいろいろなね、請求じゃないけど、あれをしないと、なかなか文化財の県指定とかいろいろなそういうやつにはならないという話してますが、やっぱり町が幾らかでもかかわっていかないと、やっぱりなかなかそれを県指定とかそういう形にはなっていないのかなというふうに思いますので、ひとつその辺よろしくお願いします。

○議長（倉持松雄君） 生涯学習課長兼中央公民館長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） はい、お答えいたします。県の指定については、ここのところ久保谷議員のおっしゃるとおりやってないのが現状でございます。で、県に指定するには、先ほど町長が答弁したようなものをクリアしなければならないってのがありますが、そのほかに文化財審議員が町にはおりますので、そこで諮って同意を——同意っていうか、もらわないと県に出せない。で、事前協議もちろんありますので、そこら辺も十分やった上でないと上げられない。

また、県のほうでも、件数が結構やっぱり各市町村からあるそうなんです。それで、時間も3年ぐらい前に一度町のほうでもどうかなというお話があったらしいんですけども、そのときに県のほうに問い合わせたところによると2、3年ぐらいかかるんじゃないかというようなことで、ちょっとそれがぼしゃっちゃった経緯が1回あります。

これは文化財審議員のほうで、そこら辺のところは本当に県に指定する価値があるのかどうなのかというのも見きわめなければいけないと思いますので、そういったことで検討してまいりたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あのですね、いずれにしても予科練記念館はね、当時のやつの歴史そのものっていうのは5、6年のね、間の歴史ですが、やっぱり文化財とかそういうことはやっぱりね、ずっと長い歴史の中でやっぱり保存するべきだというふうに思いますのでね、これからはいろいろなものでね、町もそういう努力をしていただきながら保存に向けてやっていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（倉持松雄君） 以上で、8番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月14日から6月20日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（倉持松雄君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　６時１２分散会

第 4 号

[6 月 21 日]

平成25年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月21日（第4日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町		長	天	田	富司男	君	
教	育	長	青	山	壽々子	君	
総	務	部	長	坪	田	匡弘	君
町	民	部	長	篠	原	尚彦	君

保健福祉部長兼 国保年金課長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
水道課長	坪田博君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹久

平成25年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成25年6月21日 午前10時開議

- 日程第1 議案第56号 阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第57号 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第58号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第59号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
- 議案第60号 阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について
- 日程第4 議案第61号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第68号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）
- 議案第69号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）
- 議案第70号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）
- 日程第6 請願第3号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願
- 日程第7 議員提出議案第1号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議員提出議案第2号 阿見町議会活性化特別委員会の設置について

追加日程第1 阿見町議会活性化特別委員会の委員の指名について

追加日程第2 阿見町議会活性化特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告について

日程第9 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第56号 阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，議案第56号，阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました但、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきましての審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月14日午前10時に開会し、午前11時13分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第56号，阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、全協で説明がありましたが、再度趣旨内容の説明を求めますとの質疑があり、平成25年度における地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、各地方公共団体においては国に準じて必要な措置を講じるよう要請されたということです。

国家公務員の給与は、平均して7.8%の減額が平成24年4月から平成26年3月末までの特例ということで法律で定められました。これは、我が国の厳しい財政状況、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であるとの理由であります。

これを受けまして、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与改定支給措置を踏まえ、各地方公共団体において、速やかに国に準じて措置を講ずるよう要請がありました。

内容は一律に7.8%削減ではなく、国の特例法に基づく減額支給措置によりラスパイレス指数が相対的に上昇した分を100まで下げるということです。阿見町では、昨年の4月1日で99.5であります。これが国で削減措置をしたために107.7になりました。これを基本的には100まで下げるために必要な措置を設定してくださいとの要請です。

行政職の表でいいますと、1，2級が4.48%，3級から6級が7.27%，7級が9.18%になります。特別職も独自に削減して、平成25年度に送る削減総額は、試算ですけれども約8,470万円になりますとの答弁がありました。

次に、44行政の中でやらないところや未提出、検討中もあります。町でもっと慎重に検討する必要があるのではないのですかとこの質疑があり、公務員の場合には、均衡の原則というのがありまして、民間企業の賃金、ほかの公務員との比較によって給与を定めることになっていきます。また、地方公務員法第14条に情勢適応の原則があり、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないというところもあります。

現実問題としては、地方公務員の給与削減を前提として、地方交付税の削減が行われているということです。その減額分、町でいきますと、普通交付税の見合いでいきますと、約8,200万となります。その減額分を住民サービスの低下につなげるわけにはいかない。町としても苦渋の選択ですという答弁がありました。

次に、組合との話し合いも、組合員が納得していないわけだし、今回の6月議会で議決するのではなくて、よく考えてから議決したらよいのではとの質疑があり、給料を減らすのは誰も嫌なわけですし、職員としての町民の利益が第一だと思いうという思いの中で苦渋の選択をしているわけです。組合は反対反対で済むかもしれませんが、そうはいかないということです。やらなかった地方に対しては、非常に締めつけが出てくると考えざるを得ない。町民の利益を第一に考えると、この議案を取り下げるということはちょっと難しい話です。また、労働組合から要請等があれば、当局は真摯に受けとめ、機会あるごとに懇切丁寧に説明、協議はしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、職員もつらいこと、よくわかります。ただ、全国の状況を見たりすると、防災に使うとかそのようなことになると、阿見町だけが何もしないわけにはいかない。職員のモラルとして、組合との関係もあることなので、やる気を下げないように、その方策をしっかりと考えてくださいとの意見がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、今回の6月議会に議決するのでは時期尚早だと思いますので反対しますとの討論がありました。

次に、町の職員の方々にしっかり説明をして、給料は下がるけれども、町民側から見れば、阿見町はすばらしい、そう思うだろうということをしっかり伝えていただきたいとの討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第56号、阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定については、賛成多数により、可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

3 番野口雅弘君。

○3 番（野口雅弘君） 今回の職員の給与の特例の条例には、反対の討論をさせていただきます。

6月18日の茨城新聞にも出ていましたが、44市町村の中で給与減額を決めたところは、予定を含め16市町村、実施しないところが11市町村ですが、16市町村の中でも6の自治体では組合との交渉が整い次第とのことで、阿見町のように、組合が絶対反対と言っているのに交渉も十分に行われず条例を上程するのは民主主義の原則からおかしいと思うし、私も5年間サラリーマンの経験がありストライキも経験がありますが、大概の場合、執行部と組合の妥協点を見つけて折り合いをつけていたのがほとんどでした。今回も、交付金が8,000万円以上削減されるからといって全額を職員に乘せてしまっていいのだろうか。ほかに少しでも予算削減の考えが執行部にはなかったのだろうかと残念に思います。

今回はこの議案を廃案にして、もう一度組合と話し合いをしてほしいので、この議案には反対します。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

6 番飯野良治君。

○6 番（飯野良治君） 私は、第56号の議案に賛成の立場で討論いたします。

6月14日の総務常任委員会を傍聴させていただきました。反対討論の論拠も十分理解できます。地方交付税の削減8,200万を給料の減額で補うのは、それで生活をしている役場職員の立場を考えれば、やるべきではない。行革をもっと徹底して無駄を削るべきだ。それが大きな論拠だと思います。私は議員としてこの事案を考えると、どの立場に立って判断するのか、これに尽きます。答えは明確です。町民の立場です。総務の議論の構図は、町長を初めとする執行部と組合の意見の対立が強調されましたが、本来、町の経営者は税金を納めている町民で

あります。町長は、民間でいえば出資者、町でいえば納税者に選挙で選ばれた経営運営の代表者であります。議員も同じく町民に選ばれた町民の代表であります。職員も、働く者、労働者ではありますが、町民という2面性を持っております。主人公が町民であるなら、現在の激しい財政を乗り越えるために、今回の提案をあえて受け入れ、今後予想される厳しい財源確保を、町独自の自主財源を構築して切り開いていくべきと考え、今回の削減案に賛成をいたします。

最後に、組合は必要です。自分たちの要求、権利を実現するために、与えられるものではなく、勝ちとるために、町民にもっと活動をアピールしていくことが大切だと考えます。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、議案第56号、阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について反対討論を行います。

そもそも地方公務員の給与とは、国から言われて決めるものではなく、自治体自体が自主的に決めるべきものではないでしょうか。地方交付税が削減されたからといって、単に給料を下げるだけではなく、国に対して物を申すですとか、今年度の予算に対して見直しをして無駄遣いがないかをチェックするのが、今必要じゃないかと思うんです。

先日、共産党の議員団で、県のほうにこの給与の削減に対する、削減をするなという申し入れを行ってきましたけども、今この議論の中で、県がやっている予算の無駄遣い、これについて話が出て、そういう無駄を削れば給与の削減は行わなくて済むんじゃないかというような話になっています。

また、橋本知事もこの件に関しまして、不適切だと述べております。

先日、私が民生教育常任委員会に傍聴したんですけども、その中で、給食センターの食器の絵柄の話が出ました。まさにそういうもの自体、無駄遣いではないかと私は思います。そういったものを見逃さないでですね、職員の給料を引き下げるということは、職員の生活給である給料ですから、やはりこの地方公務員の給与自体が民間の職場に、絶対これは悪い意味で反映されてしまいます。そうした観点から、私はこの議案に対して反対いたします。

○議長（倉持松雄君） ほかに。

13番浅野栄子君。

○13番（浅野栄子君） 議案第56号、阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、私は賛成討論をいたします。

この条例のもとを調べますと、国の法律の791番目、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、平成24年2月29日法律第2号です。第1条に、我が国の厳しい財政状況及び東

日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するとの趣旨が掲げられています。これによって、国家公務員においては2年間の時限的な給与減額支給措置が講ぜられることとなりました。地方自治体においても要請され、茨城県でも東日本大震災からの復興と再生支援、「元気いばらき」の実現を目指す財源確保と、国家公務員給与との均衡の原則など地方公務員法の趣旨にのっとり、中立公正な専門機関としての立場を認識し、勧告に臨んだようです。

今回の県議会においても、国の要請であるのでやむなく同意した。職員の理解を求めたいという議長のコメントが載っておりました。付託された総務常任委員会において、この臨時特例に関する条例の説明がありましたが、その時点においては県内12市町村が同意したと言われましたが、それ以後、18市町村に増えたという情報が入りました。18市町村が協力しているという事実から、状況を見ている市町村もあり、これから増える要素もあると思います。

阿見町は県内のほかの自治体に比べ、給料所得は上位にあるといえます。低所得者——200万円以下の若者が激増している昨今です。減額時限は7月から来年の3月までの9カ月です。いかに確固たる仕事をしてくださっている職員とはいえ、震災以降、国の復興が叫ばれている今、阿見町職員の皆様には御協力をお願いし、この法案に賛成いたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） それでは、反対討論がありますので、起立によって採決をいたします。
議案第56号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。
よって議案第56号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第57号 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2、議案第57号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、6月17日午前10時に開会し、午前11時3分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第57号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、この法案を出す意味を説明してくださいとの質問があり、大震災で、県のそれまで好調だった企業誘致が滞ったということで、全県的にこの工場立地法による20%の緑地面積率を緩和して、企業を誘致しようという動きが出てきました。圏央道沿線に関しても、先行していた土浦、牛久、稲敷の市町村と足並みをそろえて、また企業誘致に不利になるということで、緩和に踏み切ったということですとの答弁がありました。

また、二酸化炭素に対する位置づけはどうかとの質問があり、企業誘致の観点から条例制定するわけですが、一方で環境保全という立場から、事前にパブリックコメントもやり、環境団体等々からも異論は出されませんでした。周辺環境を考えたときに問題はないと思いますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第57号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第57号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第58号 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

議案第59号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

議案第60号 阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3、議案第58号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議案第59号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、議案第60号、阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第58号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、20年から25年までの間に申請する事案が、最終年度の25年になったのは、どのようなことなのかと、また、申請しなかった場合はどのようなことになるかとの質疑があり、町のシルバー人材センターが、社団法人から公益法人に移行したための処置であります。25年度をもって、県内全てのシルバー人材センターが公益法人に移行したと聞いておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第59号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第60号、阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、廃止に至った経緯と、曙区で今借りているが、後、どのようにするのかとの質問がありました。

それに対し、今回の条例の廃止は、阿見町職工組合員の減少と高齢化などの理由からです。平成21年7月の総会で同年9月末の解散を決議され、このことから町としては、県と、この法人の解散と職業訓練廃止の協議を始め、この3月に県のほうも了解になりました。今後は、商工観光課、管財課、町民活動推進課と3課にまたがる案件になりますので、庁内の体制もしっかりした上で、関係する曙東・南の両区と協議を進めていきたいと考えています。また、耐震上望ましくないので撤去を考えていますが、代替の施設をつくるまでの間は壊しませんが、将来的に公会堂を建設等も視野に入れながら、計画的に進めていきますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第60号、阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号から議案第60号までの3件についての委員長報告は原案可決であります。本案3件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第58号から議案第60号までの3件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第61号 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第62号 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第62号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第64号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第66号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第67号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る6月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、町民活動推進費の自治振興費、住吉・レイクサイド・筑見の3地区に補助が出ていますが、補助金はどのような使い方をするのか、また、防災管理費で、全国瞬時警報システムがありますが、どのような事業なのかとの質疑があり、コミュニティー事業補助金は、宝くじ社会貢献広報事業のうち地域防災組織育成助成事業で、3地区とも同じ事業名です。共通しているのがAEDのセットです。その他、住吉地区では移動かまど、エンジンカッター、油圧ジャッキ、レイクサイドタウンにつきましてはバール、のこぎり、ハンマー、発電機、筑見地区ではAEDだけの整備です。

また、全国瞬時警報システムにつきましては、今、町ではJアラートが設置されていますが、瞬時的には発信できません。それを自動的に瞬時発信できるシステムです。国の交付金10分の10の事業ですとの答弁がありました。

次に、総合計画策定事業の委員の人数、補正予算の中身についての質疑があり、総合計画審議会は、審議会条例に基づき、町議会の議員、学識経験者、各種団体の代表、町民、一般町民が委員であり、合計で20名です。そのうち議員を除く15名が報酬の対象となっていて、1回5,300円、それに費用弁償が700円です。当初の3回と今回4回分を補正したということで、合計7回の会議で、これだけの費用になりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
○議長（倉持松雄君） 次に、民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。少し私は息漏れしますような感じですけども、あしからず、御了承をよろしく願います。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は、6月14日午後2時に開会し、午後3時49分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち民生教育常任委員会所管事項について、審査の結果と経過を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、学校施設整備事業の詳しい内容と、今年の学びの広場の実施方法と内容を詳しく教えてくださいとの質疑があり、学校施設整備事業につきましては、今年度は実穀小学校、本郷小学校、吉原小学校の耐震の補強設計を実施する予定ですが、予算の段階では、まだ耐震診断が終わっておりませんでしたので、耐震診断終了後、設計委託料を再算定したところ、金額に不足が出たための補正です。

学びの広場につきましては、今年度も昨年度と同様4年生、5年生が対象です。ただ、学校によっては6年生、3年生等に拡大して行うことはございます。サポーターについては、29クラスで全部で30人のサポーターをお願いしていますとの答弁がありました。

次に、このサポーターというのは学生なのかとの質疑があり、サポーターについては、特別

支援員、教育実習に来られた学生、先生方の御家族・お子さん、そういった方をお願いしていますとの答弁がありました。

次に、保護者の声として、6年生までやってほしいとの声が多いが、6年生まで広げるという考えはありますかとの質疑があり、夏休みに入ると先生方の研修がめじろ押しです。そういった中では、4年生、5年生で目いっぱいです。6年生の先生方は、研修会に参加するとか個別面談等も入ってきますので、非常に苦しい中でやっています。そのようなことで、学校の裁量でやっていただいているということで御理解をいただきたいとの答弁がありました。

次に、次世代育成支援対策推進事業とは、どのような事業かとの質疑があり、これについては、昨年、子ども・子育て関連3法の成立があり、25年度、26年度で保育に必要な量を町村で定めなければならなくなり、次世代育成支援対策推進事業の推進会議については、今までの年1回の開催をしておりますが、これに対して3回ほど追加で会議を催す必要ができたため、補正させていただきますとの答弁がありました。

次に、次世代育成支援対策推進事業の推進会議の委員の出席率と協議した内容、それによって改善された点についてお伺いしますとの質疑があり、出席率につきましては、平成23年度につきましては、14名中13名が出席されていますので98.2%です。協議内容については、次世代育成の支援に対する行動計画に基づき、保育所でどのぐらいの受け入れ児童数があるのか、また、延長保育、障害児保育、病後児保育、そういったものに目標値があるわけですが、そういったものを毎年どの程度進捗しているのか報告して、それに対して審議していただいております。それに基づいて、保育所等については、かなり改善しているわけですが、中でもファミリーサポートセンターにつきましては、実績は増えているが、利用・提供会員の数が少ないとか、そういったことで御意見を伺っておりますとの答弁がありました。

次に、今回の「子どもにやさしい街づくり推進会議」委員の報酬というのは、平成27年度からスタートする新しい行動計画をつくるためのものなのかとの質疑があり、子ども・子育て3法が成立したことにより、25年、26年で、市町村で全体の保育量を把握して、それについて、国・県のバックアップをいただき、保育量を定め、27年より進めるということになりましたので、こちらの会議につきましては、市町村での保育量の必要な量を把握することが目的の会議ですとの回答がありました。

次に、子宮頸がんワクチンの副作用というのが、今報道されています。この予防接種というのは、任意の場合はやらなくてもいいよということで、定期の場合には、最終的には自分の子供に予防接種をさせる・させないという判断は、多分、保護者ですよという話になるかもしれませんが、任意と定期予防接種の違いは何かという質疑があり、予防接種には、国が厚生労働省のほうで決めている審議会を経て定期で予防接種するという項目が幾つかございます。もう

1 つに、任意の予防接種というのがございます。今回のヒブと小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチンは、審議会を経て、国より定期というふうに位置づけられたものでございます。その接種を受ける場合は、定期の予防接種であっても親御さんの判断ということです。例えば、子宮頸がんの接種率なんですけど、24年度の接種率ですと89%というふうな状況ですとの答弁がありました。

次に、接種率が任意でこんなに高いとは思わなかった。定期になれば100%近くになるのではないかと思うので、副反応、副作用について、保護者の判断材料となるような情報提供が必要と思うが、このあたりはどうなっているのかという質疑があり、子宮頸がんワクチンについては、確かに健康被害というか副反応というふうな状況がございまして、茨城県のほうに危機管理室というところがございます。そこから、あるいは国から直接県のほうに情報が流れ、県から町のほうに情報が来ます。その場合には、私のほうで周知をするということになっておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第62号、平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成して、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第65号、平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第66号、平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（倉持松雄君） 次に、産業建設常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、21ページ、商工費の消費行政推進事業の中身と、消耗品費は何を用意するものかとの質問があり、それに対し、国が平成24年12月消費者教育推進法を施行し、消費者に対して啓発する法律で、国は予算化しており、町も10分の10の補助金で、消費者教育の啓発用冊子を作成しまして、全戸配布とか、若者向けに成人式とか高校卒業者、あるいは高齢者向けに敬老会に配布するといったことを考えていますとの答弁でした。

次に、19ページ、環境整備費の中の廃棄物対策事務費の報酬の説明と、環境保全監視員と廃棄物対策管理官の違いについての質疑に対し、廃棄物や不法盛り土の監視をする警察官OBの報酬に関する組み替えの補正で、当初予算では、2名の雇用で廃棄物対策管理官直接雇用の報酬月額20万円、年間240万円と、環境保全監視員業務委託、関東情報サービスに546万9,000円、合計786万9,000円で計上しておりました。補正の理由は、昨年末に2名が退職願を出され、本年度から新たに県警本部のOBを任命することになった予算の組み替えです。本年度は、環境保全監視員2名、勤務5時間30分で、朝晩——早番・遅番という体制をとり、より強化した監視体制を構築するということです。報酬は、直接雇用として月額25万円、年間300万円、2人で600万円。総額では、直接雇用としたことから180万円の減額ということです。

また、管理官と監視員の違いは、指導や告発の専門的な知識を有する者ということで廃棄物対策管理官、パトロールや指導を行う環境保全監視員は、現役時代の経験等を加味し判断して任命しているものととの答弁でした。

次に、18ページ、環境政策事務費の82万8,000円の増額補正の理由についての質問があり、それに対し、環境政策課が放射能対策室と一緒に、職員の異動があり、1名減になり、また、1人療養休暇の職員があり、臨時職員を配置した賃金ですとの答弁でした。

次に、放射能対策室を解体した経緯についての質疑があり、それに対し、平成23年度、24年度に、ほとんど小中学校、保育所関係、公園の砂場の除染、全て終わりました、24年度、公共施設、町道も含めた通学路の放射線測定をしたところ、国で定める年間1ミリシーベルトを下回っており、機構改革になったわけで、環境政策兼放射能対策室で心配の方については測定をする対応をさせていただきますとの答弁がありました。

次に、19ページ、地球温暖化対策事業の増額148万7,000円の内容についての質問があり、それに対し、昨年、メガソーラーという再生可能エネルギーの普及促進に向けた事業計画ができなかったということで、次にかわる事業として、公共施設を利用した再生可能エネルギー、太

陽光の設置を考えています。今回の業務委託料は、学校の屋上を中心に、今年度の37.8円買い取り価格で事業計画が成り立つのか、50キロワット未満低圧のものを検討するものです。低圧連系するメリットは、主任技術者選任や保安規定の届け出などが不要、法的な要件が大幅に緩和される利点を活かして検討を進めるものです。その後、実施可能な見込みが立てば、どういう契約方法があるのか、実際の設計委託に向けた基本設計に進んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第61号、平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第63号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第64号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号から議案第67号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第61号から議案第67号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第68号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）

議案第69号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）

議案第70号 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第68号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）、議案第69号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）、議案第70号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）、以上3件を一括議題といたします。

本案については、去る6月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） それでは、先ほどに続きまして、議案第68号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）について、審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

質疑を許したところ、食器類には、阿見町のシンボルのキク、サクラ、ウグイスの絵柄を印刷するとあるが、これを印刷する必要があるのか、また、印刷のないものとあるものとで積算は行ったのかという質疑があり、町に愛着を持って郷土愛を育てるという意味でも入れたほうがいいと判断し、この仕様とさせていただきました。デザインの入っていない一般の汎用品と比較して見積もりをとったところ、平均して2割の差がございましたが、10年は使えるものですので、郷土愛、愛着の育成も考慮し、このような仕様とさせていただきましたとの答弁がありました。

次に、2割といったら300万円以上の話。10年使うといっても、汎用品でも10年は使える。そういうところで少しずつ節約してお金を生み出さなければ、どこからも生み出せない。不要

不急なものの効果がはっきりしないものについては、抑制的にやるべきだと思うが、どう考えているのかとの質疑があり、いろいろな食育の観点等も考えて、やはり絵皿で子供たちに楽しく食事をしていただくというのは一番のもので、こういう絵皿を考えたと思う。決して悪いことではない。10年使っても350万円で、年間35万円ですけれど、それ以上の効果があると思いますとの答弁がありました。

次に、特注品は高い。絵柄が入っているものならば、何ぼでも汎用品にもあります。やっぱりちりも積もれば山になるじゃあないけれど、1つ1つ事業を見直し積み上げていくことが必要です。最終的には賛成ですが、そういった徹底した見直しをやるという覚悟じゃなかったらだめです。どうお考えですかとの質疑があり、この点に関しては、それぞれの事業に対してはいろいろな面で行政改革の中で経費の削減をしていく。これは大事な観点だと思います。食育の観点で、確かに地産地消というのは、これは一番のものでありますけれども、子供たちが楽しく食事をできるということも、これも食育だと私は思っています。阿見町の3つの、サクラ、ウグイス、キクというものを、阿見町の子供たちに、阿見町の木であり花であり鳥であり、そういうものをきちんと継承できるような、そういう絵皿がいいということで決めたわけですから、そこは納得していただきながら、子供たちにとって何がいいかということ、まず第一に考えていっていただければいいなと思いますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、愛着心とかキク、ウグイス、サクラ、こういったものを知るとか、そういうものは、また別にやるということが必要。食育の大きな観点の中に入らない。これは食育のためになるからという、そういう根拠を安易に述べるのは反対です。もうちょっと厳密にやらないと、絶対に経費なんて浮かない。それを申し上げて、今後やっていただくということで、賛成しますとの討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第68号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第69号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第69号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第70号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、平成24年度の入札改革で、いわゆる、同一に入札したその業者は、入札のときの業者の下請には入らないとの、同一の入札の指名業者が下請に入るのを建設で禁止

するというのは、いろんな理由があるわけけれども、1つは談合を防止するという大きな観点からそういうことをやっぱりやめると。もう1つは、自分に今、その施工する実力というか能力というか、建設業だと、いっぱい工事を抱えちゃっているのに、さらにとっちゃって、それを下に投げるという形で非常にまずいと。こういうことでは、同一の入札に関して、指名された業者は入れないと、こういう経過があるんだと思います。今回は物品だから違うという話になっているようですが、この物品も同じような状況があるのではないかと、私としては思います。特に、その談合防止とかそういう面からすると、もうちょっと慎重になってもいいのではないかと思います。その制度を変えたり、今の解釈を変えたりすればできると思います。当面は今のままでやっていくのか、それを変えるという意味はあるのかとの質疑があり、今は始まったばかりなので、今後、内部で調査研究等をしていくということではないでしょうかとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第70号、財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。よろしくをお願いします。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第68号、財産の取得（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入）について反対討論を行います。議長、よろしいですか。いいですか。

これは私が民教の委員会、傍聴していたんですけども、その中で出された話で、今、委員長のほうからも話ありましたけども、この食器類に絵柄を印字するということに関してです。

先ほどの中で、職員の給与の減額の条例、今ここで可決されてしまったわけなんですけども、私はその反対討論の中で無駄遣いの話をしたかと思うんですね。今回、この絵柄を入れるということに関しても、やはりその無駄遣いの1つではないだろうかと思えます。町長のほうが、その食育の話をしましたけれども、これとは無関係な話だと思えます。この絵柄を入れなければ、2割、三百——今の話、350万ですか、そのぐらいが安くなると聞きました。やはりちりも積もれば何とやらの話じゃありませんけれども、その無駄遣いをね、放置したまま、その給料の削減は、それじゃあしょうがないんじゃないですか。やはりその無駄遣いをなくすという意味からも、私はこの議案に対して反対をいたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに。

2 番藤平竜也君。

○2 番（藤平竜也君） 私は賛成いたします。私は約30年前、阿見町の給食を食べてまいりました。その当時使っていた食器というのは、クリーム色の何の味気もないものです。今もそれと同じようなものを使っていると思います。これ見たときに、もし当時から、このような絵柄のあるような食器があれば、給食の時間はもっと楽しかったのではないかと思います。また、この1週間、多くの子供たち、それと保護者の方に、この件に関して話を聞きました。やはりほとんどの方というかほぼ全員の方が、こういった絵柄の入ったもののほうが楽しいだろうという意見でした。また、あと、楽しい食事を過ごすというのは、やはり私は食育の一環であると思います。だから賛成いたします。

以上です。

○議長（倉持松雄君） 反対討論のある方、挙手願います。

〔「反対討論ない場合に、賛成討論したいんですけど……。」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 賛成討論はいいです。

〔「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） それでは、討論を終結いたします。

御異議がございますので、順次採決いたします。

初めに、議案第68号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第68号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立多数であります。

よって議案第68号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第69号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第69号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第69号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第70号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第70号は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第70号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第3号 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、請願第3号、阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願を議題といたします。

本案については、去る6月11日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（諏訪原実君） 先ほどに続きまして、請願第3号、阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許したところ、給食の件ですが、風評被害で農家が苦勞している中、こういった形で厳しくする必要があるのかという質疑があり、子供たちの体内に入る放射能物質は、少なければ少ないほどいいと、阿見町で飲料水とか牛乳の一定のベクレル基準が決まっていますが、阿見町にある機械で十分3ベクレルぐらいまではかれることができる。それが1時間程度になるわけですが、子供たちの体内被ばくをなるべく少なくするというのが目的になっていますので、今の機械でも可能だということで、この話を持ってきましたとの答弁がありました。

次に、町では、学校を初め除染を徹底的にやって、私たちも全幅の信頼をして、安心して、一部の方々からそういうものが出ると、また風評被害が浮上してくるということになり、せっかく沈静化したものが、また風評で混乱を来すことになる。この点についてどうですかとの質疑があり、阿見町の風評被害を高めるというのではなく、子供たちの安全安心というところ

ろをポイントにして、この請願が出されたわけです。放射能というのは、やっぱり30年、40年と長いスパンのものなので、どこの自治体でも定期的にはかるなり、民地の除染をするなりして、いろいろ行政としてやっているわけです。ですから、阿見町としても、そういう形でできないかということで、こういう話になったとの答弁がありました。

次に、守谷では、公金を使って除染をやっている。平均すると線量は低くなっているが、場所によって相当高く残っているのが事実です。阿見町の対応、町民に対するアナウンスは全くなし。除染は必要ないというのがアナウンスなんです。守谷、取手の状況と比べ、阿見町の状況がいいとは、私は思いません。これからの町に住んで子育てをしようと思う人たち、小さい子供たちを持つ親たち、その人たちに安心というプレゼントをするということが、私は必要だと思います。そういう状況があるということだけは、認識していただきたいとの意見がありました。

次に、放射能の被ばくの危険性というのは、専門家でも2つに分かれています。安全という人と安全じゃないという人と、実際のところわかりません。これは、三、四十年たたないと、実際どういう被害があるのかわかりません。これは我々素人では絶対に議論できないことだと思います。この除染のことに關しては、一般のところは、一生懸命ボランティアの人たちがやったり、どこの市町村も市町村でやっているというものもあります。この2番は、何とか予算をとらなければできないかもしれませんが、6番、7番、8番、9番は、これはどこからどんな予算を引っ張ってきて、どれぐらいのお金がかかるということを見込んで出しているのかお尋ねしますとの質疑があり、私としては、この将来の子供たちがどうなるのかというのを事前にチェックするものも必要じゃないかということで、この7番から9番まで上げているわけです。金額はまだ計算はしていませんが、2年たってしまっているわけですが、本当だったら、もっと早くやらなければならないものであると私は思っています。ですから、一刻も早くやっていただきたいということですよとの答弁がありました。

次に、登校時のマスクをしましょうと言うが、たまっているところは近づかないというように教えましょうとか、土を吸い込むための措置をしましょうとか、それは大事なことです。PM2.5のこともありますし、黄砂のこともありますから、こういうことはどんどんやっていかないといけないと思います。吸い込むのを予防するのに芝生を張りましょうとか、今度、芝生を張ると、その芝生に水がたまって放射能がたまります。よって、どちらをとっても、完璧な意見というものはないわけです。一番重要なところは、この6番、7番、8番、9番を阿見町でやったときに、どれぐらいの金額が出るのか、それをどこから引っ張ってくるのか。そこまでやって、確実にやらなければいけない状況に、今置かれているのかどうかということなんです。風評被害のことも出ましたけれども、こんなふういろんな子供たちの体の安全のことに

についてのフリートークがあるんですけども、今、怖いのは、放射能の恐怖っていうのは、シーベルトとかベクレルのそういうレベルの問題ではないと。人間が勝手に愚かな憶測によって、また失言によって得たその風評が一番怖くて、一番恐ろしいものなんだということです。今、日本の全国どこに行ったって、どこが安全かわかりませんから、そういったことよりも、今できることを着々と進めていくことが大事なんじゃないかと思うとの意見がありました。

次に、これをやるのにどれぐらいの金額がかかるのか、所管の放射能対策室に聞いてほしいとの意見があり、担当より、甲状腺検査につきましては単価3,500円、尿の放射性物質濃度の検査につきましては、高校生以下で8,400円、心電図の検査が1,785円、対象者数は大体8,000人くらいと想定すると、約1億円の予算が必要だと。これにつきましては、毎年定期的に検査が必要になってきますし、出生される方がおりますので、どんどん対象者が増えてくるかなというふうに考えますので、1億円以上が毎年かかってくるのではないかと想定されますとの答弁がありました。

次に、国に対して「子ども・被災者生活支援法」の対象地域の指定に指定してくださいと阿見町も頼んでいる。そうすると、これを強力にやったら、そうなる可能性があります。今の金額は、ほとんどこれに入っていますから、この項目は全額国になると思うんです。それと、今言った約1億円の費用負担は、東電に請求できるのか、また、国・県の補助はあるのか、わかりますかとの質疑があり、補助については、まだ調べていないとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、子供を思うというところで大枠では賛成ですが、給食の部分に関しては、修正という形でお願いできないかというふうに思っているの、継続という形でお願いしたいとの討論がありました。

次に、この請願については、ぜひ、今議会に委員会の意向を示して、本会議の全体で議決をいただくという形でやっていただきたいとの討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、請願第3号、阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願については、賛成者多数によって、原案どおり採択いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（倉持松雄君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

3番野口雅弘君。

○3番（野口雅弘君） 今回の請願に対して反対討論させていただきます。

今回の、子供たちを放射能から守るための請願に対しては、私も十分わかっていますが、今すぐにできることは、請願事項の1から6までだと思います。この部分だけの請願なら、私も

賛成したでしょう。ただし、7から9についてはお金のかかることですから、委員会では最終的には東電に請求すればいいというような意見がありましたが、とりあえず阿見町で予算化しなければならないということなので、年額1億円、それを30年間だそうですが、そのお金を予算化するなら、その前に、久保谷充議員や難波議員が一般質問で質問した熱中症対策のためのエアコンの早期取り付けやトイレの洋式化のほうに予算を少しでも前倒しで組んでもらったほうが、子供を持つ親としては喜ばれると思いますので、反対させていただきます。

○議長（倉持松雄君） ほかに。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私は委員会で賛成をいたしました。改めて本会議でですね、賛成討論をさせていただきます。

今、反対討論をされた野口議員ですが、非常に多くの誤解に基づいてですね、反対討論しています。まず、委員会でですね、請願の中にはですね、全てやらなければならないということについては、請願をいたしておりません。書いてあるのは、内部被ばく、それから尿検査、甲状腺、そういったことをやってくれと書いてあることなんです。つまり、本会議でもですね、いろいろと論議ありましたが、少なくとも、その希望者についてはですね、これはやるべきだと、こういう論議が行われておりました。請願の中にはですね、全員30年間やるなどというようなことは一切言っていない、まずね。

それからもう1つ、お金の問題を言っています。これ委員会でもね、議論になりました。つまり、これを実践するためには幾らかかるんだということで、1人当たり幾らと、8,000人いるから約1億円と、こういう話がありましたが、それは全員やったという前提ですが。そもそもですね、請願に対して、そのような厳密なですね、費用ですね、費用について算定をしなければならないと、こういうことをですね、まず要求することが、果たしてこの請願、請願を審議することにふさわしいのかどうかと……。審議はいいかもしれない、しかし、その請願というのは、そもそもですね、国民の参政権をですね、補助する形、参政権を支援する形でできています。これ憲法16条にですね、国民等しく請願権を持っているということになっております。我々議会はですね、その請願の趣旨をですね、受け取って、それでもってその趣旨をですね、行政に伝えると、こういう趣旨になっています。国会でもそうですね、国でも。したがって、その請願を受け取ったですね、国であれば政府、市町村であれば、町であれば執行部、これがですね、どこまでやるかということについてはですね、これ執行部に任されているんです。この請願のですね——多分議員はですね、この議員必携を皆さんお読みになっていてですね、それぞれいろんな議会のルールとかやり方については、十分わかっていると思いますが、法律上ですね、請願の性格とは、議会が請願内容に賛成であるという意思表示なんですね。で、その

願意の実現については法律上は何らの保障規定がないんです。こういうことを前提にするならばですね、やっぱり請願の趣旨をしっかりと受けとめてですね、それを執行部に伝えると。というのはですね、議場の中でも複数の議員、多数、多くの議員がですね、こうした同じ内容ですね、執行部に請求しています。しかしまあ、執行部はですね、一切聞く耳を持たない。こういう形になっております。改めてまた住民からですね、町民から、そういう趣旨の請願があった以上はですね、議会としてはですね、そのことをしっかりと、請願の趣旨を受けとめて、執行部に伝える。つまり請願を可決すると、こういう形が一番妥当であると思います。したがって、私はこの請願については、委員長報告どおり賛成をしたいと思います。

○議長（倉持松雄君） 反対の……。

6 番飯野良治君。

○6 番（飯野良治君） 私は、請願第3号に対して反対する立場で討論いたします。6月14日の民生教育常任委員会を傍聴させていただきました。その上で反対討論をいたします。

阿見町ばかりでなく、全国の子供たちを守ることは大人たちの役目であり、生き方でもあると思います。まず、こうした異常な環境にした原発を推進したことを、社会が反省をし、その教訓を今後活かせるかが問われています。この項目について反対する人はいないと思いますが、問題は内容です。細部にわたって激しくチェックされていると思っています。1の給食の素材の野菜の検査についても、現在の検査で許容範囲であっても、厳しく捉える人は食べません。総括的に、福島、栃木、茨城ものは危ないと捉え、西日本生産の農産物を選びます。また、内部被ばくの捉え方にも意見が分かれています。したがって、その対処の仕方もさまざまです。茨城を離れて関西方面に移られる方、ここに住み続ける方。しかし、日本のどこに行ってもですね、これだけ原発をかかえる日本で、リスクから逃れることは難しい現実があります。生きていること自体がリスクの塊といえます。各自治体が対策を実施し、その受けとめ方に学者と一般人が、世論が2分されている以上、今回の請願について、議会が片方の意見を取り上げて可決するというのには反対です。一致できるのは、脱原発であると思います。それについては、選挙で選ぶことが一番です。

以上です。

○議長（倉持松雄君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

反対討論がございましたので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（倉持松雄君） 起立少数であります。

よって請願第3号は、不採択とすることに決しました。

議員提出議案第1号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例
の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第7、議員提出議案第1号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷実君、登壇願います。

〔15番久保谷実君登壇〕

○15番（久保谷実君） 議員提出議案第1号、阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、平成24年第2回臨時会で可決した阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例につきまして、報酬及び費用弁償を支給しない職を列挙していたものを、支給する職を列挙する形に改めるものです。

提出者、阿見町議会議員久保谷実。

賛成者、阿見町議会議員佐藤幸明、同じく諏訪原実、同じく紙井和美、同じく藤井孝幸、同じく柴原成一。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第2号 阿見町議会活性化特別委員会の設置について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第8、議員提出議案第2号、阿見町議会活性化特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番諏訪原実君、登壇願います。

〔18番諏訪原実君登壇〕

○18番（諏訪原実君） それでは、提案理由を申し上げます。

議員提出議案第2号、阿見町議会活性化特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

本案は、当町議会は従来より議会の改革や活性化に向けて協議・検討を重ねてきたところであり、実施可能なものは随時実行していきました。しかし、当町においても、先行き不透明な税収など、財政状況は依然厳しい状況にあり、町民から議会に対し厳しい目が向けられている状況であります。

これに対し、当町議会は、二元代表制における議会の存在意義や議員の果たす役割、議会と町民のあるべき姿をより具体的な形で示していく必要があります。議会が一丸となり、地方分権時代にふさわしい議会機能のさらなる充実を図るため、議会活性化特別委員会の設置を提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員諏訪原実。

賛成者、阿見町議会議員佐藤幸明、同じく久保谷実、同じく紙井和美、同じく藤井孝幸、同じく柴原成一、同じく久保谷充、同じく野口雅弘、同じく藤平竜也。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号は、会議規則第39条第２項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第２号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第２号は、原案どおり可決することに決しました。

阿見町議会活性化特別委員会の委員の指名について

○議長（倉持松雄君） お諮りします。この際、ただいま設置されました阿見町議会活性化特別委員会の委員の指名及び委員長、副委員長の互選結果報告について、会議規則第22条の規定により、それぞれ追加日程第１並びに追加日程第２として、日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

阿見町議会活性化特別委員会の委員の指名及び委員長、副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第１、阿見町議会活性化特別委員会の委員の指名についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会条例第５条第１項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは、朗読いたします。

委員につきましては、佐藤幸明議員、久保谷実議員、紙井和美議員、藤井孝幸議員、柴原成一議員、久保谷充議員、野口雅弘議員、藤平竜也議員。

以上でございます。

○議長（倉持松雄君） お諮りします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

阿見町議会活性化特別委員会の委員は、第2委員会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は11時50分といたします。

午前11時38分休憩

午前11時50分再開

○議長（倉持松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町議会活性化特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告について

○議長（倉持松雄君） 追加日程第2、阿見町議会活性化特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは、御報告いたします。

阿見町議会活性化特別委員会委員長久保谷実議員、同じく副委員長佐藤幸明議員でございます。

○議長（倉持松雄君） 以上で阿見町議会活性化特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の

閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（倉持松雄君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。これをもちまして、平成25年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 持 松 雄

署 名 員 海 野 隆

署 名 員 飯 野 良 治

参 考 資 料

平成25年第2回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第56号 議案第58号 議案第61号	阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について 阿見町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について 平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項
民 生 教 育 常 任 委 員 会	議案第61号 議案第62号 議案第65号 議案第66号 議案第68号 議案第69号 議案第70号 請願第3号	平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成25年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成25年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成25年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器類購入） 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食器かご購入） 財産の取得について（阿見町立学校給食センター学校用食缶購入） 阿見の子ども達を放射能被爆から守るための調査ならびに対策に関する請願
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第57号 議案第59号 議案第60号	阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について 阿見町事業内職業訓練校設置条例の廃止について

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第61号	平成25年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第63号	平成25年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第64号	平成25年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第67号	平成25年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成25年3月～平成25年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	6月4日	第2委員会室	・第2回定例会会期日程について ・阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について ・その他
民 生 教 育 常 任 委 員 会	5月20日	第2委員会室	・阿見町立学校再編検討委員会委員の選出について ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	3月28日	第2委員会室	・議会だより第136号の発行について ・その他
	4月11日	第2委員会室	・議会だより第136号の発行について ・その他
全 員 協 議 会	6月3日	全員協議会室	・阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任について ・阿見町職員の給与の臨時特例に関する条例について ・企業立地促進法に基づく準則を定める条例について ・J R A 発売施設の実験的出店に係る地元行政区への説明結果について ・その他

請 願 文 書 表

平成25年第2回定例会

整理番号	受年月日	件名および要旨	住所氏名 提出者	氏名 紹介議員	議決結果
3	平成25年6月4日	1. 件名 阿見の子ども達を放射能被曝から守るための調査ならびに対策に関する請願 2. 主旨 東京電力福島第一原子力発電所過酷事故により阿見町は、関東地方では最も高濃度に放射性物質がまき散らされた自治体の一つになりました。阿見町の将来を担う子ども達の放射能被曝による健康被害を最小限に食い止める事は我々阿見町に住む大人達の責務であると考えます。福島県の子どもたちに健康異常が伝えられ、阿見町周辺自治体の子ども達の健康に不安が増す中、阿見町の子ども達を被曝から守るため、我々大人達ができる限りの手を尽くし、結果として何事もなければ、「あーよかったね」と言えるような未来にするために、下記の事項を請願いたします。 (請願事項) (1) 給食用の食材の検査の検出限界を下げるため阿見町が所有するヨウ化ナトリウムシンチレーションカウンタ検出器を鉛の板で囲う等して遮蔽を高めた上で1時間程度測定すること。 (2) 通学路に点在する放射性物質が付着した土壌などの吹きだまりを定期的に測定・除染すること。 (3) 放射能の拡散が懸念される強風等の場合は登下校時のマスクの着用等の指導を行うこと。 (4) 放射性物質のたまっていそうな場所には近づかないよう教えること。 (5) 校庭の土埃を吸い込むことを防ぐための措置をとること。 (6) 放射性物質を吸入する可能性のある学校での屋外活動・課外活動に関して子ども達の被曝低減策検討会等を設置すること。 (7) 子ども達を対象とした定期的な甲状腺検査をすること。 (8) 子ども達を対象とした尿の放射性物質濃度の定期的な検査をすること。	茨城県稲敷郡阿見町飯倉5-1-60 石引美都里藤徳	永井 義一	

3		(9) 小中学校の一年生を対象とした心電図検査を全学年に拡大すること。			
---	--	-------------------------------------	--	--	--